

令和7年 第3回

定 例 会

議 会 会 議 録

小 国 町 議 会

第 1 日

令和7年第3回小国町議会定例会会議録

(第1日)

1. 招集年月日 令和7年9月9日(火曜日)

1. 招集場所 おぐに町民センター3階 301号室 議場

1. 開 会 令和7年9月9日 午前10時00分

1. 散 会 令和7年9月9日 午後16時31分

1. 応招議員

1番 江藤理一郎君	2番 杉本いよ君
3番 高村祝次君	4番 児玉智博君
5番 穴見まち子君	6番 松崎俊一君
7番 松本明雄君	8番 熊谷和昭君
9番 久野達也君	10番 熊谷博行君

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番 江藤理一郎君	2番 杉本いよ君
3番 高村祝次君	4番 児玉智博君
5番 穴見まち子君	6番 松崎俊一君
7番 松本明雄君	8番 熊谷和昭君
9番 久野達也君	10番 熊谷博行君

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 長 広行君 書記 宇都宮愛子君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡邊誠次君	教育長 村上悦郎君
総務課長 松本徳幸君	教委事務局長 後藤栄二君
情報政策課長 田邊国昭君	産業課長 穴井徹君
税務住民課長 中島高宏君	建設課長 谷口正浩君
福祉課長 宮崎智幸君	町民課保育園長 室原由美君

会議録署名議員の氏名

議長は今期定例会の会議録署名議員に次の2名を指名した。

2番 杉本いよ君

7番 松本明雄君

1. 会期の決定

今期定例会の会期を9月9日から9月19日までの11日間とする。

1. 町長提出議案の題目

別紙議事日程のとおり

1. 議員提出議案の題目

なし

1. 開議議事日程

午前10時00分、議長は本日の議事日程について次のとおり報告した。

別紙議事日程のとおり

議事の経過 (r. 7. 9. 9)

議長（熊谷博行君） 皆さん、おはようございます。

9月に入り幾分か残暑もやわらぎ、しのぎやすい日が多くなったような気もしますが、やっぱり日中は大変暑うございます。朝晩の気温の差が大きい時期です。体調には十分管理されますようお願いいたします。

それから8月31日、消防大会。議員の皆様、大会運営の執行部の皆様、お疲れさまでございます。それから9月5日、金婚夫婦の表彰がございました。小国町で30組、13組の方が出席されておりました。皆さん元気で驚きました。私よりも10歳ぐらい年の方が表彰していただいたような気がします。私もあと5年で金婚式なのですが、あんな元気はないと思います。また8月10日から11日に発生しました線状降水帯により被災された皆様に心からお見舞い申し上げますとともに、亡くなられた方やその家族には心よりお悔やみを申し上げます。

それでは早速ではございますが、令和7年第3回小国町議会定例会を開催する旨、御案内を申し上げますところ、議員各位におかれましては何かと御多用の中、御出席いただきましてありがとうございます。本定例会は決算議会ということもございまして、十分なる御審議をお願い申し上げます次第でございます。

それでは、開会に先立ちまして、渡邊町長より御挨拶をいただきたいと思っております。

町長（渡邊誠次君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

本日は、令和7年第3回小国町議会定例会初日ということで先ほど議長からも言われましたように御多用の中、また残暑残る日々でございますけれどもそのような中にも関わりませず、お集まりをいただきまして誠にありがとうございます。私からも8月の熊本県各所で被災されました皆様がいらっしゃいます。お亡くなりになられた方もいらっしゃいます。改めて心から御冥福をお祈りするとともにお悔やみを申し上げたいというふうに思いますし、被災された皆様方にはお見舞いを申し上げたいというふうに思います。小国町では被害はあまり認められてはいないですけども、まだ台風等々もございまして今日もテレビに出ておりますが秋雨前線だったり線状降水帯も含めて注意しなければいけないところたくさんございますので、その部分ではしっかりと対応してまいりたいなというふうに思っております。また、今日は議会が始まる前に総務課長からおわびの御挨拶がありました。今回は差し替えが2件それから算定のミスにより皆様方に全員協議会のときは御説明を申し上げましたけれどもミスがございました。非常に申し訳ないというふうに思っております。改めて今期も3つのミスといいますか次の12月議会のおときにはそのようなミスがないようにしっかりと努めてまいりたいというふうに思います。さて9月議会お願ひするところではありますが9月議会が終わったら今度はイベントがものすごくたくさんあるような時期に入っております。まず敬老会が数件ございます。議員の皆様方にも御案内があっている

場所があるというふうに思いますけれども敬老会があります。それから芸術祭「小さな国十月」が10月の4日から始まります。これも新しい試みであります。坂本善三美術館を中心に行いますけれども皆様方にも是非足を運んでいただければというふうに思っております。また柔道大会もあります。秋祭りもあります。それから10月の後半には福島県の猪苗代町、野口英世先生の生まれたところでもありますけれども猪苗代町と友好の提携を結ぶというような行事も考えておりますので、是非とも皆様方からも御意見をいただければなというふうに思います。イベントにおきましてはせっかくの機会でございますので、できるだけ御参加いただきまして町民の皆様方のお話だったりそういうのを聞くいい機会だというふうに思いますので、是非ともお願いしたいというふうに思います。

本定例会におきましては、お手元に配付してあるとおりでございますけれども、来週までの長期間になります。どうぞよろしくお願いたします。お世話になります。

議長（熊谷博行君） ありがとうございます。

ただいま出席議員は10名です。定足数に達していますので、令和7年第3回小国町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議長（熊谷博行君） 本日の議事日程については、お手元に配付してあるとおりでございます。

議長（熊谷博行君） 日程第1、「会議録署名議員」を指名いたします。

2番 杉本いよさん

7番 松本明雄君

をお願いいたします。

議長（熊谷博行君） 日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りします。

今定例会の会期については、去る9月1日に議会運営委員会が開かれ、小国町議会会議規則第77条の委員会報告書のとおり、本日9月9日から9月19日までの11日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日9月9日から9月19日までの11日間と決定いたしました。

本会議は、本日と17日、18日に開くこととし、もし会期末を待たずに議了したときは、そのときに閉会いたします。

議長（熊谷博行君） 日程第3、「承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについて（専決第4号：令和7年度小国町一般会計補正予算（第2号）について）」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、よろしくお願いいたします。

議案集は1ページをお開き願います。

承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和7年9月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

議案集の2ページをお開きください。

専決第4号 専決処分書

令和7年度小国町一般会計補正予算（第2号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和7年6月24日専決

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

それでは、補正予算書の専決第4号と書いてあるものをお開きください。1ページでございます。

令和7年度小国町一般会計補正予算（第2号）

令和7年度小国町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ56万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億2千97万4千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年6月24日専決

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

総務課長（松本徳幸君） おはようございます。

それでは私から専決第4号の内容の説明をいたします。4ページをお開きください。

歳出項目は款2総務費、項4選挙費、目2参議院議員選挙費の報酬30万3千円、旅費8千円、需用費を25万円増額し、総額で56万1千円増額したものです。増額の理由といたしましては、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律が令和7年6月4日に公

布され、この改正に伴い投票所経費、開票所経費、事務費等の基準が改正されました。この基準で増額となった各報酬の差額15万8千円を増額するものです。また、その他の増額分につきましては、選挙事務に必要な経費として40万8千円を増額するものです。財源としましては、選挙費委託金を充当いたしました。

以上で、説明を終わらせていただきます。御審議方よろしくお願いたします。

議長（熊谷博行君） これより承認第4号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

4番（児玉智博君） 国の制度改正により15万8千円というところで投・開票管理者とか立会人の報酬はそれに基づいて15万8千円増えたということですが、そのほかの消耗品費とか会計年度任用職員の報酬が増えているわけですが、制度改正のことよりもむしろそっちの増え幅のほうが大きいわけですね。それはなぜ当初の計画よりも増えたのかということ。会計年度任用職員というのはもともと雇わない予定だった人を雇ったのか。それとも働く時間が伸びたからとか。それと25万円の消耗品費の内容が何なのかを詳しく教えてください。

総務課長（松本徳幸君） 報酬以外の部分の補正につきましては、まず会計年度任用職員の任用につきまして当初は総務課に1名会計年度任用職員を雇用させていただいておまして1名の予定で合わせて2名で選挙事務を行う予定でしたけれども、その会計年度さんが3月で退職された関係でもう1名雇いたいということで不足分につきまして補正させていただきました。消耗品につきましては、公営のポスター掲示場を毎回購入しているのですが、こちらのほうが物価高騰により少し値上がりしておまして、その部分だけではないのですが、そのほかに入場券等印刷するための大型プリンターのトナー代とか用紙代とかそういうものが全然不足しましたので補正させていただくことになりました。よろしくお願いたします。

議長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

承認第4号、専決処分事項の承認を求めることについて（専決第4号：令和7年度小国町一般会計補正予算（第2号）について）、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（熊谷博行君） 全員挙手でございます。

よって、承認第4号は原案のとおり承認されました。

議長（熊谷博行君） 日程第4、「承認第5号 専決処分事項の承認を求めることについて（専決第5号：令和7年度小国町一般会計補正予算（第3号）について）」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集3ページをお開き願います。

承認第5号 専決処分事項の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和7年9月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

議案集の4ページをお開きください。

専決第5号 専決処分書

令和7年度小国町一般会計補正予算（第3号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和7年7月22日専決

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

それでは、補正予算書の専決第5号と書いてあるものをお開きください。1ページです。

令和7年度小国町一般会計補正予算（第3号）

令和7年度小国町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億2千147万4千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年7月22日専決

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明を申し上げます。

総務課長（松本徳幸君） それでは、私から専決内容の説明をさせていただきます。

4ページをお開きください。歳出項目は、款9教育費、項6保健体育費、目1保健体育総務費の負担金補助及び交付金を50万円増額するものです。増額の理由といたしましては、ホッケー

部の男女及びバドミントン部団体の男女並びに個人ダブルスの男女各1ペアが九州大会に出場することになり、当初予算に不足を生じたことから50万円を増額するものです。財源はネットワーク事業基金繰入金を充当いたしました。

以上で、説明を終わらせていただきます。御審議方よろしくお願いたします。

議長（熊谷博行君） これより承認第5号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

4番（児玉智博君） 50万円ということでしたが、50万円の内訳はどういうふうになっていますか。

教育委員会事務局長（後藤栄二君） お答えいたします。

補正額は50万円となっておりますが当初予算に100万円組ませていただいておりますので150万円の中での内訳を申し上げたいと思います。ホッケー部のほうが実際実績が出ておりますので実績額を申し上げたいと思います。ホッケー部が82万1千420円。内訳としましては、交通費が36万5千320円、宿泊費が41万7千100円、手数料が1万1千円、参加費が2万8千円となっております。それから、バドミントン部です。合計が59万4千610円です。内訳が交通費が30万6千60円、宿泊費が25万2千円、手数料が550円、参加費が3万6千円となっております。

以上です。

議長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

4番（児玉智博君） 補助の基準額というのは最近では物価高騰とか特に宿泊代とかあるいは交通費なんかも航空運賃なんかになると高くなっているのではないかと思いますけれども、そういう基準額の見直しというのは最近いつ行いましたか。

教育委員会事務局長（後藤栄二君） 基準額の見直しについてというところで物価高騰に伴うところについては行っておりません。ただ宿泊費以外については実費というところで全額支給しているところです。宿泊費につきましては、職員の旅費規程と同じで県内が1万円を上限、県外が1万2千円を上限としております。

以上です。

4番（児玉智博君） もう既に実績が上がってきているということでありましたが、宿泊費については大体補助率というのはどれぐらいになるか言えますか。

教育委員会事務局長（後藤栄二君） 宿泊につきましては、九州大会ですので先ほど申し上げました1万2千円の下回っておりますので全額補助というところになっております。

議長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(熊谷博行君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

承認第5号、専決処分事項の承認を求めることについて(専決第5号：令和7年度小国町一般会計補正予算(第3号)について)、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長(熊谷博行君) 全員挙手でございます。

よって、承認第5号は原案のとおり承認されました。

議長(熊谷博行君) 日程第5、「議案第29号 小国町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長(渡邊誠次君) それでは、議案集の5ページをお願いいたします。

議案第29号 小国町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和7年9月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

提案理由といたしましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、小国町職員の育児休業等に関する条例の一部について所要の改正を行う必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。よろしくをお願いいたします。

総務課長(松本徳幸君) それでは、説明をさせていただきます。

条例議案集の右肩に29と書かれたものです。説明は総務課資料(1)の新旧対照表で行いますので御覧いただきたいと思っております。

1ページをお願いします。

第1条(趣旨)です。地方公務員の育児休業等に関する法律(次からは「育児休業法」といいます。)が改正され、条ずれ等をしたことによる改正でございます。

第3条(再度の育児休業をすることができる特別の事情)です。第6号の改正は同じ意味ですが、表記方法を訂正するものでございます。

第17条(部分休業を請求することができない職員)です。部分休業を請求することができな

い職員として非常勤職員を規定しておりますが、取得要件の緩和により勤務日ごとの勤務時間が要件から削除されました。また、この規定から除外する職員いわゆる取得が可能な職員として再任用短時間勤務職員について規定されておりましたけれども、現在運用している定年前再任用短時間勤務職員の規定に改正するものでございます。

2 ページをお願いします。

第18条（第1号部分休業の承認）です。部分休業は、今回の育児休業法の改正により育児休業法第19条第2項第1号と第2号に規定する部分休業に分類されました。第18条では法の第1号に規定する部分休業について規定するものです。これにより見出しや本文中に「部分休業」とあるものを「第1号部分休業」と改めるものです。第1号部分休業の内容といたしましては従来の部分休業と同様ですが、改正前は勤務時間の始め又は終わりにおいて30分単位として2時間を超えない範囲で取得ができることとなっておりましたけれども、改正後は勤務時間の途中においても部分休業が取得できるようになりました。また前条の改正により勤務日ごとの勤務時間の要件が削除されたことにより勤務時間に関する部分を削除しております。

第18条の2から第18条の4は法の第2号部分休業について規定したものでございます。内容としましては、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間において1日に定められた勤務時間に10を乗じて得た時間を上限として部分休業を取得できるものです。一般職員については、1年間で77時間30分を取得することができます。取得の単位は1時間としています。各条文の説明といたしましては、第18条の2（第2号部分休業の承認）は、第2号部分休業の承認の単位と承認の時間について規定しています。

3 ページをお願いします。

第18条の3（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）は、1年間の期間について4月1日から翌年3月31日までと規定しています。

第18条の4（育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）は、1年間で取得可能な部分休業の時間を規定しています。

次に、第18条の5（育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情）は、特別な事情がある場合にあらかじめ承認された部分休業の部分を変更できることとなっており、その特別な事情について規定をしたものです。変更ができる理由としましては、配偶者が負傷や疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、また承認の申出時に予測することができなかった事実が生じたことなどが挙げられます。

次に、第19条（部分休業をしている職員の給与の取扱い）は、部分休業が2種類となったことから両方の部分休業を指定するように法律の条文を追加したものでございます。

4 ページをお願いします。

最後に、第20条（部分休業の承認の取消事由）は、部分休業の取消事由について規定してお

ります。育児休業法で規定されている育児を行わなくなった理由、その他先ほど説明しました第18条の5に規定しております第3項変更をした場合においても部分休業を取り消すことができます。

この条例の施行日は、令和7年10月1日となっております。また経過措置としまして、10月1日から翌年3月31日までの間の第2号部分休業の取得可能時間について今回改正しました取得可能時間の約半年分の時間を上限として取得可能となるように規定しております。

以上で、条例改正の説明をさせていただきました。よろしく御審議お願いいたします。

議長（熊谷博行君） これより議案第29号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

9番（久野達也君） おはようございます。9番、久野です。

説明を受けておりました確認させていただきたい部分ですけれども、これまでも育児休業等で突発的なこと、あるいは子供を育てる関係で休業は認められていたのですけれども、まず1点目は部分休業の部分になることで例えば運用上、部分休業を取る方にとっては取りやすくなるのか。それから部分休業の場合、給料の減額の関係が出てこようかと思えますけれども、そこら辺りとの関係は職員の周知だとか、いろんな部分で必要かと思えます。そこら辺りで例えばこの条例が制定された後に部分休業をフル活用できるような条件を職員の中に周知も必要かと思えます。結局、部分休業で取れるけれども給与に影響するとか、そこら辺りはやっぱり明確に。条例上は言葉になってしまいますので分かりやすいような感じの周知も必要かと思えますけれども、いかがでしょうか。

総務課長（松本徳幸君） 部分休業の今回の改正でとりやすくなるのかということで、今までが改正しました第1号部分休業の始まりからと終わりからの2パターンしか取得することができませんでしたが、その部分休業については途中でも取得することができるということで自由度は増えたのかなと思います。また第2号部分休業としまして新しく追加されましたけれども、こちらのほうは1年間を区切ったところで自由に使うことができる休業制度となっておりますので、「今月は何日に1日休みます」とか「今日は2時間休みます」とかいうことで自由に取得することが可能となりましたので、どちらかといえば第2号部分休業のほうは10日間ではありますけれども自由度は増えたのかなというふうに考えております。それから周知の方法の徹底ということですが、人事院が示しておりますハンドブックがございます。様々な育児とか介護とかの両立支援制度についてのパンフレットがありますので、こちらをまずは活用して該当職員のほうに周知していきたいと考えております。

以上です。

議長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

4番（児玉智博君） 第18条の4の部分について確認させてください。人事院規則で定める時間

を基準として条例で定める時間というのが非常勤職員以外の職員の場合は77時間30分、非常勤職員の場合は勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間というふうになっております。では人事院規則で定める時間はどうなっているのですか。

総務課長（松本徳幸君） 人事院規則で定める時間といたしまして、ここで規定してありますとおりの同じ時間帯を想定してここに規定させていただいております。

4番（児玉智博君） それでは、要するにこの人事院規則で定める時間がそれを基準として条例で定める時間と全くイコールということでした。もう一つ確認です。人事院規則で定める時間を基準としていけば、それに近いぐらいの例えば77時間30分というのが中途半端だから78時間にしますとかいうことは制度上可能ですか。

総務課長（松本徳幸君） 基準として定めるということで書いておりますので、実際のところ上下とか減らしたりすることも可能だと思いますけれども、基本的に人事院規則で定められておりますので、そちらに準じたかたちで定めたいというふうに考えております。

4番（児玉智博君） 今の答弁だと減らすことは可能だというふうに言われました。つまり77時間とすることは制度上可能だけでも逆に増やすことはできないということですね。私は77時間30分は中途半端だから切上げたらどうですかと切下げではなくてね。78時間はできますかというふうに聞いたわけですけど。制度上、減らすことができても増やすことはできないと。そういう制度のたてつけになっているのですね。

総務課長（松本徳幸君） 基本的に条例で定める部分としましては法律を超える範囲では原則としてできないということになってございますので、何か特別な事情がない限りはできないのかなというふうに考えております。

議長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第29号、小国町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（熊谷博行君） 全員挙手でございます。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

議長（熊谷博行君） 日程第6、「議案第30号 小国町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集の6ページをお願いいたします。

議案第30号 小国町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和7年9月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

提案理由といたしましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、小国町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部について所要の改正を行う必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。よろしくをお願いいたします。

総務課長（松本徳幸君） それでは説明をさせていただきます。条例議案は右肩に30と書かれたものです。説明は総務課資料（2）の新旧対照表で行いますので御覧ください。

1ページをお願いします。

第15条（介護休暇）です。この条例改正により引用先が条ずれを起こしたことによる改正です。

次に、第15条の3（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）です。新たに15条の2の次に追加させていただきました。これにより次ページの第15条の3と第15条の4については1条ずつ条がずれております。新規に追加となりました条文の内容は、小国町職員の育児休業等に関する条例第21条第1項に「当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。」とされており。その講じる措置について規定するものです。第1号には仕事と育児との両立に資する制度又は措置のことを出生時両立支援制度と言いますが、これを知らせるための措置でございます。第2号には出生時両立支援制度等の請求等があった場合の意向を確認するための措置でございます。第3号には職場生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項について意向を確認する措置となっております。

2ページをお願いします。

第2項には3歳に満たない子を養育する職員に対して講じなければならない措置を定めています。第1号には仕事と育児との両立に資する制度又は措置のことを「育児期両立支援制度等」と

言いますが、これを知らせるための措置でございます。第2号には育児期両立支援制度等の請求等があった場合の意向を確認するための措置でございます。第3号には職場生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項について意向確認するための措置となっており、第3項には出生又は育児の職場生活と家庭生活の支障となる事情の改善の意向を確認した場合には、その意向に配慮することとなっております。

第15条の4（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）は、第15条の3第1項で請求等について規定いたしましたのでこのように改正したものです。

この条例の施行日は、令和7年10月1日となっております。また、育児両立支援制度に係る措置につきましては、施行日前においても措置を講じることができることとなっております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議お願いいたします。

議長（熊谷博行君） これより議案第30号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第30号、小国町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（熊谷博行君） 全員挙手でございます。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

議長（熊谷博行君） 日程第7、「議案第31号 地方公共団体情報システムの標準化に係る法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について」を協議いたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集7ページをお願いいたします。

議案第31号 地方公共団体情報システムの標準化に係る法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、地方公共団体情報システムの標準化に係る法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり提出する。

令和7年9月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

提案理由といたしましては、地方公共団体情報システムの標準化に係る法律の施行に伴い、地方公共団体情報システムの標準化に係る法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定する必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明を申し上げます。よろしく願いいたします。

総務課長（松本徳幸君） それでは、説明させていただきます。条例議案は右肩に31と書かれたものです。説明は総務課資料（3）の新旧対照表で行いますので御覧ください。

まず今回の改正は、地方公共団体情報システムの標準化に係る法律及び地方公共団体情報システム標準化基本方針に基づき、令和7年度末までに標準化基準に適合したシステムへの移行を現在進めています。このシステム移行に合わせて整備が必要な条例の改正を行うものです。

1ページをお願いします。

第1条（小国町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正）です。

第2条（定義）です。別表第2で追加されます住登外者について住民基本台帳に記録されないもので住民登録外者情報として管理するものを規定するものです。別表第2と2ページの別表第3の改正です。各表の「事務」と書かれた事務の区分ごとの特定個人情報欄に住登外者関係情報をそれぞれ追加したものです。住登外者関係情報とは、住登外者について宛名情報等の管理を行う機能で複数のシステム間で情報共有を行うものです。マイナンバーの利用については、法律で定められた事務以外で利用する場合は独自利用事務として条例で定めなければなりません。この条例の別表第2と別表第3に規定する事務がこれに該当します。新たなシステムにおいては、この住登外者関係情報にマイナンバーによる情報連携を行う機能が実装されることから各事務に追加を行うものです。

3ページをお願いいたします。

第2条小国町印鑑条例の一部改正です。この条例改正は、新たなシステムにおいて実装される印鑑登録証明書のほか全ての様式について第20条の規定により規則へ委任するものです。内容としましては、第3条の印鑑登録申請書、第4条第2項の回答書、第6条の印鑑登録原票、第7条第1項の印鑑登録証。4ページをお願いいたします。続きまして、第8条第1項の印鑑登録証交付申請書、第9条第1項と第11条第1項の印鑑登録廃止届、第13条第1項の印鑑登録証明書、第14条第1項の印鑑登録交付申請書にそれぞれ規定されておりました様式第1号から様式第7号の規定を削除し、これらの様式を削除するものです。

この条例の施行日はいずれも令和7年11月17日となっております。また経過措置としまし

て、小国町印鑑条例の改正前の条例に基づいて交付した回答書、印鑑登録証明書については条例改正後においても効力を有することとしております。

以上で、条例改正の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議お願いいたします。

議長（熊谷博行君） これより議案第31号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

9番（久野達也君） 9番、久野です。

小国町印鑑条例の一部改正で様式について様式1号、様式4号、2号、3号とそれぞれ削除されておりますけれども、様式がなくなってもいいのですか。ちょっとそこが理解できませんでしたので。

税務住民課長（中島高宏君） お答えします。

今現在、小国町印鑑条例のほうで様式をうたっておりますが、印鑑証明の様式を条例で規定したままでは仕様の変更の都度条例改正を行う必要が生じてきますので、迅速な対応が困難になるところでございます。そこで条例においては制度の基本的な事項を定めまして、印鑑証明の様式については規則に委任するというかたちで今後の標準仕様の変更にも対応できるように条例改正をお願いするところでございます。

9番（久野達也君） 規則委任の部分は説明も受けましたけれども、例えば私が印鑑登録していて印鑑登録をとって規則委任ですので規則の中で変わっているかと思っておりますけれども、「あれ様式が変わったな」だとか「証明書の体裁が変わっているな」というのはそれは条例で定めてないので例えば執行部の附則の中で変えていくというようなことになろうかと思っておりますけれども、そういった違和感等が生じるかとも思うのですけれども、そこは変わったのだと素直に受けなければならぬ部分ですか。

税務住民課長（中島高宏君） 様式につきましては、その他の条例と照らし合わせても通常様式は規則に委任していることが多いということで、この印鑑条例につきましても住民サービスの停滞を招かないようにほかの条例と合わせて規則に様式をうたうというかたちに変更させていただきたいと思っております。

以上です。

議長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

4番（児玉智博君） 私も印鑑条例の様式を削るという部分についてお尋ねしたかったのですが、今回は地方公共団体システムの標準化に係る法律が施行されたことで、それに伴う条例改正ということでした。今の税務住民課長の説明を聞いていると「条例で様式をうたい込んでいると、その都度条例改正が必要になるから、ほかの条例なんかも大体様式は規則でうたっているから、それに合わせた改正だ」というふうに言われました。では、なぜそれがこのシステムの標準化に係る法律の施行に伴う関係条例の整備で出てくるのかというところが少し疑問なのですけれども、

それを何でこんな関係条例の整備でやるのですか。

税務住民課長（中島高宏君） お答えします。

今回の標準化に伴って、この条例でうたっている部分の一部が標準化で様式を変更するかたちになりました。具体的には回答書（様式第4号）というものと印鑑登録証明書（様式第6号）というものが標準化に伴いまして様式を変更することになった関係で、それに合わせて標準化に伴う整備ということで併せて条例改正をお願いしているところでございます。

4番（児玉智博君） つまり今言われた回答書等が要するに全国で統一されるということなのですかね。今まで使っていたものは町独自のものを使っていたけれども、システムを標準化するならそれを変えなければならないということですかね。ほかの例えば印鑑登録証明書以外の部分でも住民票関係とかそういったものはこの条例では様式までをうたっていなかったと。規則で委任していたから規則改正だけで済むのですよということですか。

税務住民課長（中島高宏君） 基本的におっしゃるとおりですけど規則で様式をうたうことが通常でありますけれども住民票辺りの申請書は規則で定めていますけれども証明書については住基法ということでそれに合わせて定めていますので規則のほうではうたっていないというのが現状でございます。

以上です。

議長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第31号、地方公共団体情報システムの標準化に係る法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（熊谷博行君） 全員挙手でございます。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

議長（熊谷博行君） 日程第8、「議案第32号 小国町税条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集8ページを願います。

議案第32号 小国町税条例の一部を改正する条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和7年9月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

提案理由といたしましては、熊本県税条例において自動車税の身体障害者等に関する減免規定が拡充されたことに伴い、小国町税条例の一部について所要の改正を行う必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。よろしくお願いたします。

税務住民課長（中島高宏君） それでは、私のほうから改正内容を説明させていただきます。まず、お配りしております条例集7ページ右肩32と書かれておりますものが改正条例本文になります。説明資料は税務住民課資料（1）の新旧対照表と税務住民課資料（2）の小国町税条例の一部を改正する条例の改正概要を配付させていただいております。

まず改正理由でございます。小国町税条例における軽自動車税の身体障害者等に関する減免規定は、従前より減免要件の公平性が保たれるように熊本県の自動車税の身体障害者等に関する減免規定に準拠しております。それが今年度熊本県の税条例において当該減免規定が拡充されたことに伴う改正ということになります。

次に改正内容を御説明いたします。これまで軽自動車税の減免の対象となる軽自動車等は身体障害者等が所有するものに限られておりましたが、免許や車を持たない障害者の社会参加の推進それから移動手段の確保などを目的に身体障害者等と生計を一にする者及び身体障害者等を常時介護する者が所有するものを追加する改正等を行うものです。

施行日につきましては、令和8年4月1日です。

以上、改正概要を説明しました。よろしく御審議方お願いいたします。

議長（熊谷博行君） これより議案第32号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

4番（児玉智博君） 「身体障害者等と生計を一にする人」ということで言われました。身体障害者等はどの辺まで含むのですか。

税務住民課長（中島高宏君） 障害者の範囲について御説明します。まず身体障害者手帳をお持ちの方、それから戦傷病者手帳をお持ちの方、療育手帳をお持ちの方、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方です。障害の程度によって対象とならない場合もございますけれども基本的にその四つの手帳をお持ちの方というかたちです。

議長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(熊谷博行君) 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(熊谷博行君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第32号、小国町税条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長(熊谷博行君) 全員挙手でございます。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。次の会議は11時10分から行います。

(午前11時02分)

議長(熊谷博行君) 休憩前に引き続き会議を行います。

(午前11時11分)

議長(熊谷博行君) 日程第9、「議案第33号 令和7年度小国町一般会計補正予算(第4号)について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長(渡邊誠次君) それでは、議案集9ページをお願いいたします。

議案第33号 令和7年度小国町一般会計補正予算(第4号)について

地方自治法第218条第1項の規定により、令和7年度小国町一般会計補正予算(第4号)を別紙のとおり提出する。

令和7年9月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

それでは、別冊議案第33号と書かれた補正予算書(第4号)をお願いいたします。1ページです。

令和7年度小国町一般会計補正予算(第4号)

令和7年度小国町の一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億712万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億2千859万9千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 既定の地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

令和7年9月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。よろしく願いいたします。

総務課長（松本徳幸君） それでは、令和7年度小国町一般会計補正予算（第4号）についての説明をいたします。今回補正をお願いする総額は歳入歳出それぞれ1億712万5千円を追加するものです。

それでは、歳出から大きな額の補正について説明をさせていただきます。

補正予算書7ページをお願いいたします。まず各費目に計上されております職員手当等につきましては、人事異動や休職者等による人員の減による時間外勤務手当の増額となっております。まず款2総務費です。項1総務管理費、目4企画費の地域おこし協力隊起業支援補助金100万円は、地域おこし協力隊が町内で起業する際に要する経費を補助するものです。次に13地域情報基盤管理運営費の施設・設備保守点検業務委託料400万円は、電柱移設等による光ファイバーの掛け替えや新規利用、契約解除に係る工事に関する委託料が不足することにより増額するものです。

次に、項3戸籍住民登録費、目1戸籍住民登録費の戸籍情報システム改修作業委託料255万円は、戸籍フリガナ届出期間経過後以降に使用するシステムの改修費です。

次に、款3民生費です。8ページを御覧ください。項1社会福祉費、目2障害者福祉費の総合福祉システム改修委託料172万円は、医療費助成オンライン資格確認システムの改修を行うものです。

項2児童福祉費、目1児童福祉総務費の子どものための教育・保育給付費返還金365万1千円と児童手当返還金6千787万7千円は、令和6年度事業の精算による国庫県支出金の返還金です。

次に、款4衛生費です。項1保健衛生費、目2予防費の予防接種（個別）委託料484万6千円は、帯状疱疹予防接種の接種者の増による増額、また新型コロナウイルス予防接種は町単独による予防接種を行うために予算化するものです。

次に、款8消防費です。9ページを御覧ください。項1消防費、目3災害対策費の全国瞬時警報システム新型受信機購入費600万円です。現在利用しているJアラートの受信機が老朽化しているため新型の受信機に更新するものです。

次に、款9教育費です。項3小学校費、目2教育振興費の報償費100万円は、小国小学校新1年生用の軽量ランドセルの購入費用です。

次に、項4中学校費、目1学校管理費の旅費652万2千円と手数料54万1千円は、台湾国際交流にかかる中学生及び引率者に係る旅費とパスポート申請費用です。

次に10ページを御覧ください。項6保健体育費、目2体育施設費の修繕費130万円は、小国小学校、小国ドーム等の体育施設の修繕費となっております。

以上で、歳出の説明を終わります。

次に歳入について説明になります。

6ページをお願いいたします。款14国庫支出金です。項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金の低所得者保険料軽減負担金19万円は、諸支出金に充当いたします。

次に、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、社会保障番号制度補助金255万円は、戸籍住民登録費に充当いたします。次の目2民生費国庫補助金の障害者給付システム改修補助金8万2千円と地域診療情報連携推進費補助金86万円は、障害者福祉費に充当いたします。

次に款15県支出金、項1県負担金、目1民生費県負担金の低所得者保険料軽減負担金9万5千円は、諸支出金に充当いたします。

次に、款17寄附金、項1寄附金、目2総務費寄附金の企業版ふるさと寄附金100万円は、教育費に充当いたします。

次に、款19繰越金の前年度繰越金9千634万8千円は、一般財源として充当いたします。

最後に、款21町債、項1町債、目6消防債の全国瞬時警報システム整備事業の600万円は、消防費に充当いたします。

以上で、一般会計補正予算の説明をさせていただきました。よろしく御審議お願いいたします。
議長（熊谷博行君） これより議案第33号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

4番（児玉智博君） 歳出の教育費の教育振興費で軽量ランドセルの購入代100万円がございませぬ。お孫さんが来年新1年生で入学される方は喜んでいらっしゃいました。ランドセルも買ったのだけど軽いと子供が通うのに負担も減るからということで「小国もいいことをするではないか」というような感じで言われていたのですが、ただこれは来年度令和8年度新入生に対する100万円ですけれども、令和9年度新入生、令和10年度新入生にもこれは恒久的にきちんと配布していくのでしょうか。あと保育園なんかを通じて欲しい人は希望してくださいとかたちでの配り方になっていきますけれども、何で全員に対して最初からあげないのかということもお尋ねします。そしてこれ寄附金とかたちで充てていきますけど、もし寄附金がこれから先なくなっていけば結局来年の新入生だけの配布になってしまうのかということをお教えいただければと思います。

教育委員会事務局長（後藤栄二君） 軽量ランドセル100万円についてです。希望者というところで全員にアンケートをとったのですけれども全員希望されたというところの結果になっております。一つはサイズと色というところもございましたので、そこら辺りもちょっとアンケートの中に入れて意向を確認したところでございます。今回、企業版のふるさと寄附金100万円を充当することにしております。寄附者の意向もございまして小国町以外のほかの市町村でも同じようなランドセルの寄贈を行っているところでございます。今後については寄附がいつまで続くかは分かりませんが、なかったときにはその都度検討というところで財政的なところとかそういったところは判断していきたいと考えております。

教育長（村上悦郎君） 補足というところで継続するののかというところで、このお話をいただいたときに単発でというのはちょっといろいろ寂しいなということでしたが、お話をする中でできる限り続けていくと、最低でも4、5年というはお願いしたいなというお話で、そのところは今の時点では頑張ろうというようなお話をいただきました。それとサイズと色というところで見本も持ってきまして手に取ってもらって書いてもらおうと。そして使い方にしましても学校のほうとも「どちらを持って来てもいいですよ」というようなことで、「これでなければならぬ」、「あれでなければならぬ」、「色が」と、自由に使えたらというところで今お話を進めているところではあります。

以上です。

4番（児玉智博君） 今の教育長の答弁にあった「最低でも5年ぐらいは頑張ろう」というのは、頑張るのは寄附者が頑張るのですか。それとも小国町が頑張るのですか。

教育長（村上悦郎君） 寄附者でございます。

4番（児玉智博君） この後人事の同意に出て来られる方が寄附者に頑張ってもらおうと。自分たちは頑張らないという答弁をされるというのは非常に残念なところではありますが、寄附金で歳入したのを町が歳出するので歳出するのは町ですよ。この予算を見れば。寄附者ではない。その上で申し上げたいのは予算の公平性です。単年度だけではなくて毎年、毎年、新1年生というのは入ってくるわけだし、それでも今年の出生数が20人ちょっとというところでやはり子供の数は少なくなっていると。少なくなっていくわけだから今年が100万円なら、その後5年後はもっと減るわけでしょう。数十万円も頑張れない教育委員会というのはどうなんだと思います。寄附者は5年間頑張ってくれるというふうにおっしゃっていますけど頑張れないかもしれないと。何らかの理由であるかもしれないですけど、その場合はやはり教育長。次、同意されたら任期3年ですかね。3年間は頑張りますという決意ぐらい述べていただきたいのですが。

教育長（村上悦郎君） 今御質問になったときに「頑張ろうと言ったのはどちらですか」と言われましたので僕は今仲介をしていただいている方から「5年は頑張ってもらわないといけない」、「単発ではなく」。その意味でこちらが頑張ろうと言いました。僕が頑張らないとかいう発言で

はなかった。もちろん、ですからサンプルを取り寄せてとか保護者の方の意見を聞いていいように、ということで教育委員会としては頑張れるところは頑張ります。また、これが状況どうであったというのを踏まえて「では、僕らができることは何だろうか」、「途切れたときは何だろうか」その頑張りはもちろん行います。そういうつもりでございます。

町長（渡邊誠次君） こちらのほうでは財源のこともありますので、私のほうからもお礼を含めて答弁をさせていただきたいと思えます。ジスコ不動産の社長から今回も御寄附をいただいた。今回もということは実は数年間にわたって今までいただいております。皆様方も記憶にあると思えますけれども初年度は3千万円、北里柴三郎博士について、そして西里小学校について使っていただきたいという旨で企業版のふるさと納税をいただきました。その後も実はいろいろなお話を私も直接させていただきました。実は観光のほうにももちろん興味がある方でございますので「観光のほうにも使ったらどうですか」、「どこに使ったらどうですか」というお話をいただきましたけれども、今回は子供たちのために。多分すみませんこれ間違いかもしれませんが島原のほうでまずはこのランドセルを確かされているというふうに思いますので、その部分で「こういったことをして子供たちがすごく喜んだので、是非とも小国の子供たちもいかがですか」といったところでお話をいただいたところでございます。もちろんこの辺は持ちつ持たれつといいですか、この関係も非常に重要なところでもありますけれども、町のほうでもこのランドセルということをお願いをさせていただきましたので、この財源がもし仮に遠い将来なくなるという場合があれば、また財源のほうは町のほうでも考えなければいけないというふうには思っているところです。

以上です。

7番（松本明雄君） はい、7番です。

同僚議員が質問しましたので、僕は違う観点で質問させていただきます。この方が100万円を出してランドセルを買っていただき非常に有り難いことです。町はなかなか財源がないところで企業版のふるさと納税でいただけることは本当に有り難いことだと思っております。それで今、軽量ランドセルのこともちょっと調べさせていただきました。そしたらやはり軽量なだけに「耐用年数が短いのではないか」とかいう意見も書いてありましたので、その辺りのこともお聞きしたいと思います。教育費もただ、何でもただ、そういうことは非常にいいことだと思うのですが、やっぱり物に対する扱い方がよくなければ3、4年で壊れてしまうというようなことも書かれていましたので、その辺は教育委員会から小学校辺りにも徹底して言っていただきたいと思えます。人から貰う物ですからそこら辺は小学校の校長先生、先生方に言って物の大切さを教えていただきたいと思えます。

以上です。

議長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

5番（穴見まち子君） 総務費の企画費の地域おこし協力隊起業支援補助金で100万円あります

けど、現在小国町でこの方もそうですけど何名の方が地元に残って起業されているか分かりますでしょうか。

情報政策課長（田邊国昭君） それでは、地域おこし協力隊起業支援補助金について説明させていただきます。議員の質問にありましたように地域おこし協力隊制度を活用して小国も長くなりますが、現在までに23名の隊員の方を雇用しております。現在も任期途中の方が6名いらっしゃいます。ですので17名の方は任期が終了したということになっておりますが、そのうちの9名の方は小国町内に残っていろいろ活動をしていただいております。今回のこの起業支援補助金については、今回までに以前4名の方に起業支援補助金を交付しております。令和元年度、令和4年度に2件そして令和7年度の今年度に既に1人の方に補助金を交付しております。いずれの方も事業を継続していただいております。

以上です。

議長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

7番（松本明雄君） はい、7番です。

もう一つ、お聞きしたいと思います。学校管理費の700万円。これは中学生の方を台湾に連れて行かれるという話ですが、何名の方が行くのか、何名の方が随行していくのか。そして中学生に対する希望の取り方ですね、その辺もちょっとお聞かせいただきたいと思います。

教育委員会事務局長（後藤栄二君） 今回補正で費用弁償のほうを上げさせていただいております。内訳につきましては、町としては中学8年生の生徒46名それから引率として教職員の5人分を今回計上させていただいております。引率につきましては、町の主催の行事というところで教育委員会の事務局の職員も2名引率したいと今のところは考えております。それから今後の希望者のとり方というところでありますけれども、参加要件として子供たちの意欲あるものを確認した上で、それと保護者の同意が得られると。意欲と同意があれば町教育委員会としては派遣を決定したいと考えております。

以上です。

5番（穴見まち子君） 今言われたように台湾のことで我が家にもいるのですが、その意欲というのは中身的にどんなものがあるのかなとちょっと興味があります。行かない子がいるのですよね。その説明の仕方というのは学校のほうはどのように考えているのかなと思います。

教育長（村上悦郎君） ありがとうございます。お答えします。

実は修学旅行でということでしたが全員の理解が得られずということで。ですから今度は勉強をこの前も8年生はオンラインで交流もしております。この姉妹校締結は決まっております。1回7月に募集を中学校のほうがとっていただいております。参加要件のところでは幾つかあるのですが、まず一つ目、英語や英会話学習及び英検受験等に積極的に取り組み、英語力やコミュニケーション能力をつけるために努力する生徒。2、オンライン交流や現地の交流時に自ら主体的に

交流しようとする生徒。3、台湾の自然、歴史、文化等に関心を持ち国際的な視野を広げ、異文化理解を進めたい生徒。4、海外派遣するに伴い集団のルールや指示を日常から守り、規律ある生活や集団行動ができるように心がける生徒。5、本人が海外で学ぶ意欲があるとともに保護者が渡航に関して理解があり参加することを承諾している生徒、というところで希望を1回目とりました。そのときにはこの費用等とか一切なくて「どうですか」というところで、約3分の1程度の子供たちが「参加を」というところであること、「それだけあるならば、どうせならたくさん的人数が」ということでこの予算を認めていただいて、また再度「こういうふうに町としては予算を付けていただきました。参加はどうでしょうか」というところで中学校のほうから保護者のほうにアンケートを取ってもらうといったかたちになります。3月8日とあの時期がなぜかというところはやはりたくさんグループ活動を考えておりますので、中学校の職員辺りもできるだけ行けるように3年生の受験が終わった後というところでは、それと6月とか11月頃までは向こうの台風といった気候的なところもございまして、日にちの設定はここら辺りがうちとしても台湾としてもベストであろうということで決めております。

以上です。

議長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

4番（児玉智博君） 今言われた参加条件で、英検とか外国語教育についての意欲とかあるいは台湾の文化なんかを学ぶ意欲が正確にはちょっとあれですけど関心があるというふうに言われましたけど、学校教育の一環として派遣するわけですよ。学校管理費、中学校費だから学校教育ですよ。例えば修学旅行に参加する条件に本人の意欲とか、意欲がないからあなたは修学旅行に連れていかないというあり得ますか。ないですよ。余りに上から目線のような気がして。行きたいというのは行きたい生徒は全部連れていけばいいではないですか。それが何で行きたいかというのは生徒それぞれの思いではないですか。それを何でそういうふうに学校教育で社会教育ではないわけだから。学校外の活動ではなくて学校の活動として連れて行くのに、そういう上から目線の条件を付ける必要はあるのですか。

教育長（村上悦郎君） 全員を連れていきたいからこそ、この予算を認めてもらおうと。修学旅行辺りは自分たちがお金を出して選択します。今度は全員連れて行きたいのだけど「行かない」という子もいます。その子たちにも授業ができるようにその時期とか決めているのですが。そしてせっかく行くのであれば子供たちの学習意欲辺りを盛り上げて、ということで「台湾に行くよ」と。「こういったところで皆んなで勉強して皆んなでいこう」、「学んでこよう」という意味で参加条件と。これではないのは駄目とかいうところではなく、「頑張っって皆んなで行くよ」と。ゴールではないですけど学校全体の盛り上がりを考えるような意味でも学校は「これでいこうよ」というところで声をかけていただいて、皆んなの気持ちを高めていこうと。行かないという子がいてもそのときは「いいですよ」というところですよ。でも全員連れて行きたいというのがや

はりあるので予算をお願いしたわけであります。

4番（児玉智博君） 「行きたいか」「行きたくないか」というのは、それはいろいろあるでしょう生徒個人。保護者の中にも「まだ中学生で外国にやるのは」というのでためらう人はいるでしょう。だけどそういう人が意欲がないわけではないと思うのです。そういう評価をするのは私は誤りだと。今言われるような行きたい人は連れて行く、行きたくない人は結局何人かまだ分からないわけですから。そうであれば何で教育費の学校管理費の中から出すのかという気もするわけです。やはり校外の活動として例えば交流会の方たちいらっしゃいますよね。そういう人たちの協力もお願いして本来であればその夏休み期間とかだったら簡単だったのかもしれないけど。要は予算は町が出すけれども学校以外の社会教育費なんかで予算を作って、そういう先生たち以外の方たちの協力も依頼してですよ。依頼しました。でもそれは「協力しない」と言われてしまえばまたほかの方法を考えないといけないけど。あるいは教育委員会の職員なんかが同行するとか。そういうかたちでやらないからちょっとおかしなことになるのかなと。本当は修学旅行で全員連れて行きたかったけど、それがうまくいかなかったから今度は学校の先生たちに引率させて学校の行事としてやらせる。けど行かない人は行かなくていいですとかいうような何かそんなおかしなたてつけになるのではないですか。

教育長（村上悦郎君） おかしなたてつけには全くならないと思っております。先ほどの参加要件というところでは、本人が海外で学ぶ意欲があると、行きたいといえどもあるわけです。ですから子供たちが前向きな姿勢でと、誰でも拾い上げられるようにこういったところで、「誰でもいいですよ、連れて行きます」では、この場で言えないでしょう。「学校で皆んなで学習をして、こういったことで身に付けるために行きます」というところで要件を一応出させていただいたわけではあるのです。皆んなが1人でも多く勉強していけば。この前の時点では「何かまだまだ心配だったのだけど、勉強を皆んなとしてやっぱり深めたい」ということになれば全員になるかもしれません。僕たちは全員で行けるのが、やはり望ましいかなと思いますけど。それでも要件があるとか、どうしても行けないとかいう子があってもそれはそれで認めましょうというところもやはり残しておかないと。連れて行って残りの人は休みですとかいうのでは、またそれは「何で休みなのですか」ということになるでしょう。ですからこういったかたちで提案させていただいています。

議長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

1番（江藤理一郎君） 1番、江藤です。

8ページの衛生費の予防接種委託料についてなのですが、带状疱疹ワクチンそれからコロナワクチンそれぞれあると思いますが、補助もされていると思いますが、それぞれの接種人数など詳細を教えてください。

福祉課長（宮崎智幸君） 予防接種の委託料の今回の補正の内容について説明させていただきます。

今回の補正につきましては、带状疱疹ワクチンにつきまして154万6千円。これはもともと100名分の予算を当初予算に組んでおりました。接種者が多いということで50名分を追加させていただくものです。それから新型コロナワクチンにつきましては、昨年の接種者の実績等を踏まえて今回300名分の補正予算を計上させていただいております。

以上です。

1番（江藤理一郎君） 带状疱疹ワクチンにつきましては、確か対象年齢が65歳以上でしたかねそれぞれ対象者があると思いますが、想定されている65歳以上の方のうちどのくらい接種されたのか、残りがどのくらい想定されるのかというのはある程度把握されていますか。

福祉課長（宮崎智幸君） 带状疱疹ワクチンにつきましては、昨年の12月に法律で定期接種に位置づけられました。その関係で今年度65歳から節目年齢ということで65歳、70歳、75歳と5歳刻みで通知を送らせていただいております。これから4年間は経過措置というかたちで節目年齢の方に通知を送らせていただく予定としております。現在までにそのうち接種済み者が今年度でいきますと146名おられます。そういった実績も踏まえまして今回50名分を追加させていただいております。今年度約200名の方が带状疱疹ワクチンを接種されるのではないかといい見込みを出しております。

以上です。

議長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

9番（久野達也君） 9番、久野です。

7ページの地域情報基盤管理運営費についてちょっとお尋ねしたいのですが。私の聞き漏れがあったかもしれませんが、その点は御了承ください。この情報基盤については結構当初予算から管理委託、保守業務等の委託料もかなり計上されているかと思っております。この施設・設備保守点検業務委託というのが通常の保守点検業務なのか、補正に組まなければならない新たな何らかの変更が生じてきたための補正予算なのか、聞き漏れだったら申し訳ございません、御説明ください。

情報政策課長（田邊国昭君） 地域情報基盤管理運営費の補正について説明いたします。議員のお尋ねにあったように当初予算では2千130万6千円の予算を計上しておりました。この内訳としまして定期的な保守を行うIRU契約については1千480万6千円ということで定期的な保守は行っていただいておりますが、その残りの額の650万円が電柱にかけてもらっている光ファイバーの線の移設などが発生した場合ということで使うための予算で650万円ありました。光ファイバーの線は九電の電柱、NTTの電話柱にかけさせていただいておりますが、それぞれ九電、NTTともに電柱の建て替えなどを行いますので、そのときに発生する光ファイバー工事の架け替えと新規利用そして解除に係る工事については町が費用負担しますので、この650万円から支払いを行っておりますが、今年度電柱の建て替え、九電辺りで行う工事が非常に多く行われておまして650万円のうち既に457万3千円を支出しております。予算の残りが19

0万円となっております。今後も見据えたかたちで400万円を補正させていただいております。以上です。

9番（久野達也君） 丁寧な説明ありがとうございます。ということはNTTや九電からは事前に例えば電柱の建て替えの計画だとかが役場のほうに事前に上がってくるということですか。それを踏まえ、次年度にも影響する部分ですけれども、確かに町内を見ると電柱建て替え、恐らく経年劣化あるいは耐用年数過ぎているいろいろもろもろあるかと思えますけれども、今後についてもこの予算計上というのは継続あるいは大きくなっていく可能性も含みとしてはあるのでしょうか。

情報政策課長（田邊国昭君） 特に九電の電柱についてなのですが近年建て替えなどが多く行われているようであります。これが前の年度に来年度の予定ということで何か所、幾ら相当というのが分かればいいですが、そこまでの見込みはいただいておりません。年度が始まって特に今年度なのですが電柱の建て替えが非常に多くなっているようで、これがずっと続くかどうかというのもまだ九電の方針などははっきりと伺っておりません。できれば前もってどれぐらいの規模で電柱の建て替え、線を大きいものに変えたりするものもあるのですが、そういうのが行われているかは情報をいただけるようお願いしているところです。

以上です。

議長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

2番（杉本いよ君） 2番、杉本です。

8ページの民生費の中の返還金のところで児童手当の返還金が6千700万円ぐらい出ておりますけれども、これの内訳はどんなふうになっておりますでしょうか。

福祉課長（宮崎智幸君） 今回児童手当につきましては冒頭の町長の挨拶の中それから昨日の全員協議会のほうでも少し話させていただきましたけど、昨年の12月に児童手当についての法改正がありまして、それは18歳までの手当の支給者の拡充それから金額の増額等があります。その関係で11月までの分につきましては旧制度それから12月以降については新制度というかたちで申請が2種類必要となっております。そういった関係で一部事務の誤りによって返還金が必要な金額が生じたということになっております。実際の令和7年3月現在の0歳から18歳の児童手当受給者につきましては、650名というふうになっております。通常その650名分を見込みで1年間分で補助金申請をします。そういう作業の中で第1回目の旧制度、第2回目の新制度それから最後に新制度と旧制度を合わせたかたちでの申請という過程の中で二重計上の部分がありまして、今回こういった大きな金額を返還するというふうに至りました。今後はこういった部分につきましても事務の内容につきましても、決裁過程において数字のチェック回りもしっかり行ってこういうミスが起こらないようにしていきたいというふうに考えております。大変申し訳ありませんでした。

議長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

4 番（児玉智博君） 学校管理費の費用弁償のことについて、基本的に行きたい生徒を台湾に行かせてあげるといふこと自体は私はそれはいいことだといふふうに思います。ただその中でこの活動の位置づけといふのを確認させていただきたいと思ふのです。これは学習指導要領に言う特別活動であるといふ認識でよろしいですか。

教育長（村上悦郎君） 今明確にお答え持ちませんので中学校に尋ねてまたお答えしたいと思ふます。

4 番（児玉智博君） 特別活動であれば学級活動になるのか、それとも学校行事としての位置づけでやるのかといふようなことをこの予算を提案するのに明確な答えを持ち合わせてないといふところが、どういふ姿勢で来られているのかなといふような気がするわけですけど。今の時代、修学旅行も強制参加ではなくなっているわけですよ。テレビドラマなんかでも「僕は行きたくないんだ」って言って結局修学旅行に参加しない子供なんか今クールのこの間最終回になったドラマでそういう場面も描かれていたんですけど。そういう時代になってきているといふところで、もし全員参加すれば全員参加で行けばいいと思ふんですけど、「もしそういう子がいた場合に欠席させるわけにはいかないから」といふふうに言われましたけど、何月何日何曜日から出発していつ帰って来て、もし行かないといふ子はその間学校でどのようなかたちで過ごすようになるのかを御説明願えますか。

教育長（村上悦郎君） 特別活動か学校行事か分からないといふことに対し姿勢を問うと。分からないといふのは学校が行事でとっているのか、それとも教科でとっているのか。今時数といふのが標準で決められていますので、いろいろ調整をして取っていると思ふのです。ですから僕が軽々しく「はい、だと思ふます」といふと「調べましたか」といふことになると思ふますので、適当ではないといふことは一つ覚えておいてください。あともう1点何だったですかね。行程です。行程のほうは一応サンプルを出しまして今二つの出発、熊本空港から福岡空港からとか。3泊。内容等は一度保護者の方にもお示しはしておりますが、また変更はある。出発はとにかく3月8日です。9日に姉妹校締結式そして学校交流を入れて、3月10日が学校に帰るといふ日程で入れております。そして先ほども言いましたように、残った子供たちは1回目のアンケートでも書いてあります「日曜日の代休の設定はありません。参加しない生徒は、月曜、火曜日は学校での学習となります。」といふことで、先ほど言いましたように3年生を卒業させると3年生の学年の先生辺りも空きますので、学校に残る生徒たちにも指導ができるといふところでその日の設定をしております。

以上です。

議長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第33号、令和7年度小国町一般会計補正予算（第4号）について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（熊谷博行君） 全員挙手でございます。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。次の会議は13時、午後1時から行います。

（午前11時58分）

議長（熊谷博行君） 休憩前に引き続き会議を行いたいと思います。

（午後1時00分）

総務課長（松本徳幸君） 先ほど小国町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例において、4番議員から御質問がありました第18条の4の人事院規則で定める時間を基準とした時間を上回ることが可能かという質問に対しまして、「時間を下回することは可能であるが上回ることとはできません」と答弁させていただきました。この発言は地方自治法第14条第1項に規定している法令に違反しない限りにおいて、条例を制定することができるのとある部分を誤認していたところでございます。地方自治法の趣旨によりますと育児休業の取得可能時間を減らすことは逆に法に反する可能性があることから「人事院規則を規定する時間を上回することは可能ですが、下回る規定をすることはできません」と訂正させていただきたいと存じます。大変申し訳ありませんでした。

教育長（村上悦郎君） 先ほど4番議員からありました協定の時の時数の学校の取扱い方を結果的に言いますと今明確に定めてはいないと。と言いますのも希望者なので学校行事としては取り扱えないと。町の教育活動の一環で行かせるということにはしているのですが、全員参加なのか全員ではないのかとかいう場合もありますし、台湾に行かない子供たちは9日は学校で総合学習、英会話でリモートさせるとか考えているということで指定休業日にするのか出席にするのか、そここのところをもっと考える。また参加される先生の出張扱い等も関わってくるということで教育委員会また県辺りにもお知恵を借りて、どこにも不利益を被ることがないような設定でまた法に反することのないような設定を考えたいということで考えてまいりたいと思っております。

以上です。

4番（児玉智博君） まだ明確に決まっていないということなのですが、普通学校の行事とかは前年度の3月ぐらいには大体5月に運動会をしてとか修学旅行は何月にどこに行つてとかいうのは、普通新年度が始まる前に決まっているものだというふうに思うのです。そういう中で年度途中の9月の段階で「3月にやります」とかいうこと自体が学校行事であるかどうか分からないとはいへ引率は先生がすると。予算も学校管理費の中から支出するということがかなりタイトというふうに思うのです。ですから学校同士の姉妹校とかそういう関係の締結というものだから学校の先生たちも出張されるということなのですからけれども、やはりもし何かあったときに学校加入の保険が使えるのか。学校行事でなければそれはちょっとどうなるのかとかいう問題なんかもありますので、予算は通りましたからしっかり穴がない状態でそういうのが実施できるようにお願いしたいと思います。

教育長（村上悦郎君） 今回の御指摘のとおり学校の保険とかスポーツ振興保険とかそういったこととの関係もありますので慎重にと。言われるように当初私たちは修学旅行でというようなところで考えておりましたが路線が変わっていくということもありまして、ちょっと不備な点があったかなというところは今後は気をつけたいと思っております。

以上です。

議長（熊谷博行君） 日程第10、「議案第34号 令和7年度小国町介護保険特別会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、午後もよろしくお願ひいたします。

議案集の9ページ下段をお願いいたします。

議案第34号 令和7年度小国町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

地方自治法第218条第1項の規定により、令和7年度小国町介護保険特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出する。

令和7年9月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

それでは、別冊議案第34号と書かれた補正予算書（第1号）をお願いいたします。1ページです。

令和7年度小国町介護保険特別会計補正予算（第1号）

令和7年度小国町の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1千906万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億9千366万3千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年9月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。よろしくお願いたします。

福祉課長（宮崎智幸君） それでは、私のほうから小国町介護保険特別会計補正予算（第1号）の内容について御説明いたします。

小国町介護保険特別会計補正予算書の4ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の3歳出の欄を御覧ください。また併せて福祉課資料（1）についても御参考にしてください。今回の補正の主なものとしましては、令和6年度介護給付費負担金、支払基金交付金、地域支援事業交付金の実績による精算のための返還金を補正するものです。款の4諸支出金、項の1償還金及び還付加算金、目の1償還金の補正額1千906万6千円は、令和6年度介護給付費負担金これは施設入所などの介護サービスに係る費用に対する補助金です。それから支払基金交付金これは2号被保険者の負担に係る交付金です。次に地域支援事業交付金これは介護予防全般に係る事業に対する交付金です。この三つの事業につきまして実績による精算による国及び県への返還金を補正するものです。財源につきましては、4ページの歳入、主に款の8繰越金、項の1繰越金、目の1繰越金1千736万9千円を充当します。

説明は以上となります。御審議方よろしくお願いたします。

議長（熊谷博行君） これより議案第34号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第34号、令和7年度小国町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（熊谷博行君） 全員挙手でございます。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

議長（熊谷博行君） 日程第11、「議案第35号 令和7年度小国町水道事業会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集10ページをお願いいたします。

議案第35号 令和7年度小国町水道事業会計補正予算（第1号）について

地方自治法第218条第1項の規定により、令和7年度小国町水道事業会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出する。

令和7年9月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

それでは、別冊議案第35号と書かれた補正予算書（第1号）をお願いいたします。

令和7年度小国町水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和7年度小国町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第2条 令和7年度小国町水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

科目、第1款、水道事業費、第1項、営業費用に462万5千円を追加し、1億4千103万6千円とする。

令和7年9月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。よろしくをお願いいたします。

建設課長（谷口正浩君） 令和7年度小国町水道事業会計補正予算（第1号）についての内容につきまして御説明を申し上げます。

建設課資料（1）の資料で御説明させていただきます。補正理由としましては、アセットマネジメントおよび水道料金改定支援業務委託のための収益的支出の営業費用462万5千円を増額するものでございます。収益的収入につきましては、変更ございません。

以上が、今回の水道事業会計補正予算の概要説明でございます。御審議よろしくをお願いいたします。

議長（熊谷博行君） これより議案第35号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

4番（児玉智博君） 水道料金の改定に向けたこの予算、アセットマネジメントということでした。

水道料金というのは去年2024年4月分から値上げされております。その前の2023年の第4回定例会で関係条例が改正されまして、基本料金で口径によって違いますけど320円ないし330円。それから超過料金で20円ないし40円の値上げがなされたわけです。上げたばかりという感じもしております。このときの会議録を見返してみますと当時の建設課長がこのように言っております。「300円上げたにしろまた4年後は幾らなりとも上げるというかたちのシミュレーションでございます」と言われています。ということは上げるとしても4年後かなという感じでいたわけです。2024年の4月に上げましたのでその4年後ということは2028年ぐらいだろうなという感じがするのですが。ところがそういうふうに使われていますので今回このアセットマネジメントというのは2028年4月改定を見越して今この提案というかたちになるのでしょうか。

建設課長（谷口正浩君） 御質問に対して御回答させていただきます。今回委託をさせていただくのは料金改定の時期を明確にいつ頃あげますよというようなものではございませんで、今般の物価高騰等含めて今現在前回料金改定をさせていただいたときに財政シミュレーションとかいろいろやっております。そのときの現状を踏まえてシミュレーションと現状の差が余りにも大きく開き過ぎているのではないかとということもありまして、経営状況の分析と財政シミュレーションそういったところをもう一回行いながら料金改定の時期がいつになるのか、そういったところを考えていきたいというふうに考えております。

4番（児玉智博君） それでは前回シミュレーション、アセットマネジメントをやったのは、いつやられたかということです。また自治体の調達というのは基本的には競争入札で決められるものだと思いますので、この予算が通ったからといってどこが業務をやりますよというのはなかなか言えないことだと思うのですが、余りにも前回やったシミュレーションと現実が離れているのであれば、そのときの業者さんが結果としてはきちんとしたシミュレーションを行えなかったのではないかとこのように思うのです。もし次シミュレーションをやるとしたら、そこもまた指名するのですか。同じところがとってまた結果お金をかけてアセットマネジメントやってもらったけれども、また現実とちょっと違うのではないかとこのふうになったらまた困りますから。その辺はどうお考えでしょうか。

建設課長（谷口正浩君） 入札なので同じ業者がとるかどうかはちょっと分かりませんが、前回のシミュレーションにつきましては令和5年度に実施しております。令和5年度に実施したときの使ったデータにつきましては前年度のデータを使ってやっております。ですので令和4年度のデータを全て使っております。ですので今年もしするのであれば6年度のデータを使うような状態になるかと思っておりますので、より今般の物価高騰を考慮した現状と合ったようなシミュレーションになるのではないかとこのように思っています。

4番（児玉智博君） 実際物価がどういうふうに移るかというふうには今、国際情勢によ

って為替であったりとかウクライナでの戦争が長引いたりとか、そういう様々な要因においてシミュレーションをしたからといって必ずそうなるかというのも分からないのではないかというふうに思うのです。水道料金でいえば幾らシミュレーションをしたからといって果たしてどれぐらい意味があるのかというふうに思うわけです。令和4年度のデータを使って令和5年度にやられたというふうに言われました。その間人口は減ってはいますけど、そのときの予想よりもかなりすごいスピードで人口が減少しているとかいうことはないと思うわけです。そういう中で人口は減っていくと。水を使う量ですよ。やはり7人家族8人家族とかいう大家族が多ければ1日の風呂に使う水の量も増えるでしょうけど、ほとんどが2人世帯とか高齢の単身世帯とかいうふうになってくれば使う水の量も減るということで、やはり歳入はなかなか伸びないというような状況だと思うのです。わざわざお金をかけていつ料金改定をすればいいかとかいうことをするのはなくて、それよりも前回の2023年の第4回定例会ではこういう答弁があったわけです。この料金改定のために上下水道の運営審議会を2回開いたと。恐らくアセットマネジメントでそういう答えが出てきたのでしょうか。「基本料金を500円値上げしましょうか」という話になったら結局運営審議会では「急に500円も上げるのは大変だ」ということで審議会の中で320円とかという値上げ幅が変わったわけです。お金を使ってそんなアセットマネジメントなんかしても結局その答えが審議会が変わるのであれば、アセットマネジメントをもう1回する前に審議会のほうを開くべきではないかというふうに思うのです。その2回の審議会の中で委員さんの中から「こういう審議会は料金を上げる前に開くのではなくて、毎年開いて今の水道事業の状況を委員が分かっていないといけないよね」という意見が出ました」ということを当時の課長は言われています。そこでお尋ねしたいのは2023年議案が可決された後、2024年そして今度2025年も4分の3が過ぎています。審議会は開かれましたか。

建設課長（谷口正浩君） 議員おっしゃられましたように毎年開くようにということで今年も8月7日に審議会を開かせていただいております。この審議会の中で水道事業の現状を報告させていただいております。今後物価高騰とかも含めて水道料金の改定の時期、タイミングそういったところをどうしたらいいかというものを御審議させていただいております。私たちのほうから水道事業の運営方法そういったところも説明させていただいているところです。そういったことを踏まえまして料金改定の支援業務というところを今回増額させていただいて検討させていただこうという動きになってございます。

以上です。

議長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

7番（松本明雄君） はい、7番です。

水道料金に関してお聞きいたします。今同僚議員も聞いたと思うのですが、なかなか公共の料金を上げるということは今のこの物価高騰で非常に大変なことです。この頃火災保険の見直し

なんかもあって今どこでも災害が多いですので改定したときに火災保険でも3倍になると。そういうことも出てきております。ですからなるべく公共料金は上げない工夫をしていただきたいと思います。もう一つは阿蘇郡で小国町の料金がどのくらいの位置にあるのか、お聞きしたいと思います。それともう一つは水道のことは僕が議員になったときからずっと言っていますが、公共工事、特に老朽化が進んで各市町村大変な時期ではありますが、小国町は前町長の時代から早く耐震性のある水道管に入替えてもらっておりますので大分安心しているのではないかと思います。本管のほうの工事も桜ヶ丘が去年終わりました1億円ぐらいかかっていると思います。今年が黒淵のほうをやっていると思いますが支線になってきてあと何年くらいそういう水道管の入替えをするのか。それとそれを延ばすことによって水道料金の上げる幅がどのくらい変わってくるのか、その辺のシミュレーションなんかも教えていただきたいと思います。

建設課長（谷口正浩君） まず阿蘇郡内での小国町の水道料金の水準ということなのですけれども、小国町の水道料金としましては一概に基本料金自体がその水量によって違いますけれども小国町は極めて高いという水準ではないというふうに考えております。また耐震性の水道管に随時入替えており桜ヶ丘の地区を入替えておりますのでメインとなるようなところは今完了しているところで、今後耐震管に入替えのところはまだ先なのかなというふうに考えております。何年という明確な数字というのはまだはっきりとここでは分からないような状況になっております。

以上でございます。

7番（松本明雄君） 常設の会議もありますのでその辺はまたお願いしたいと思います。できる範囲上げない工夫を今後していただきたいと思います。よろしくお願いします。

議長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

4番（児玉智博君） 先ほど令和5年度にあったアセットマネジメントの結果よりも物価高騰なんかもあってシミュレーションとリアルが乖離しているという話でした。では大体令和5年にやったシミュレーションというのがどれくらい先までを予測していて、そのシミュレーションと今現在令和7年この2年間のそれがどれくらい乖離をしていて、またそれだけ乖離した原因というのは物価高騰と一口に言ってもいろんな歳出項目、歳入項目があると思うのですが、大きなところではどういったところがシミュレーションとかけ離れた現実になっているのでしょうか。

建設課長（谷口正浩君） 料金改定時のシミュレーションと今年1年間料金改定をしまして、実際1年間だけで純利益のほうでいきますと280万円ほど少なくなっている状況でございます。1年目でそれだけ低くなるという原因としましてはやはり物価の変動がものすごく高いというのと人件費が高騰しているという部分と人口も減っているのもそれに伴いまして水道の使用量が減っているというところで、そういったところが影響しているのではないかとこのように思っています。

以上です。

議長（熊谷博行君） ほかに質疑。

4番（児玉智博君） 分かりました。280万円ということでした。それでこのアセットマネジメントというのは、どういったことをシミュレーションするかということなのです。今度するとなれば令和6年度のデータをもとにしてシミュレーションされるかと思うのですが、やっぱり大事なのは事業計画を見直すことと。料金を上げればある程度の加入者の人数というのは分かってくるので、単純に例えばこの基本料金を今度は500円上げようと思えばプラス500円掛ける加入世帯数ですればそれで確保できるので極めて簡単です。小学生だってできるような話だと思うのです。ところがやはりその前に松本議員も言われましたけど物価高騰いろんな物の値段が上がってくる中で、やはり簡単には公共料金なんか上げてほしくないと思うことだと思ふのです。だから上げなくて済むように事業計画の見直しだとか、ほとんど本管なんかは耐震化も含めて工事も完了している状況であれば本管が古くてそこから漏水すれば道路の陥没とかいうような心配もあるのですが、枝管というふうになれば今空き家がどんどん増えていっています。枝管を通る水の量とかその辺もどんどん必要性というのは少なくなっていくので、その布設替とか工事なんかの必要性なんかも見直して事業計画を見直すと。このことがまず料金改定を検討する前に必要なのではないかというふうに思いますが、このアセットマネジメントの委託料では事業計画の見直しなんかも検討されますか。

建設課長（谷口正浩君） アセットマネジメントというものがまさに今おっしゃられるようなものでごさいます、実際にどういうふうな経営戦略を持って、どのタイミングで布設替えをしていくか。一時的に1か所集中してすればさすがに事業費が膨らみまして、その分だけその年赤字になってしまうようなかたちになってきますので、どのタイミングでどの地区をやっていくという事業計画的なもの経営戦略も立てながらやっていく、そのための費用だと考えていただいて結構だと思います。

町長（渡邊誠次君） 今の協議のやりとりを聞いていて思っているのですけれども、議員さんが思われている町民の方たちに負担を大きくしたくないというのと、こちら側もちろん住民の方たちに負担を大きくしてもらいたいと当然思っているわけではありません。ただこの計画の中でどうしたらこの水道事業を後の何年先か分かりませんが、もちろん事業計画にのっとってできるだけ後世にまで伝えていけるように当然工事をしていかなければならないということも御理解いただきたいというふうに思っております。それから先ほどからちょっと出ていますが皆さん方も御存じ100人ずつぐらい住民の皆さん方が減っています。結局今6千人としたときに0.16%、10年経つとこれが16%。この負担をされる方たちが結局差引きすると84%の方たちで今の母数から減っていく。この母数の84%その後では16%。10年10年ごとにこの負担は増えていく可能性もあります。その途中で先ほど言った事業計画をまた足していくとなるとなかなか大変だというふうに思われますので、審議会のほうでも毎年審議会を開いてとにか

く今の状況を分かった上で料金改定をするようにというふうなお話だったと思います。もちろん母数が多いときに負担をいただいたほうが上げ幅というのは少なく済むというふうに思いますので、その部分の兼ね合いは皆さん方に御審議をいただきながら、また審議会の中でお話をしていきながら町のほうではしっかりとこの予算で委託事業をさせていただいて、試算をしても一緒ではないかという御意見もさっき言われましたけれども、一定の基準を設けない限りは審議会でもお諮りすることができませんので、その部分では一旦委託料を認めさせていただいてその基準を定めて、その基準にのっとって審議会のほうでお話をさせていただいて私のほうに答申をいただければというふうに思っているところです。

以上です。

議長（熊谷博行君） ほかに質疑。

3番（高村祝次君） 議員の方々それぞれの意見あると思います。審議会のメンバーは以前役場の建設課におられた課長さん始め水道関係の係長とかそういう方々がほとんどでございまして、議員から私と杉本さんと1人北里から女性の方がいた。ほとんどが役場の建設課担当の人たちが多い中で今の職員の方々にはいろんな注文、忠告をしておりますので、それぞれ皆んな上げないほうがいいというのは一緒でございまして。審議会は料金を上げますか、どうしますかということで審議されますから以前から上げる前にちゃんとそういう会合を作っていたいただきたいということで去年から年に1回というようなことになっております。審議会の内容も今課長が全部は話されませんでしたけれども各町村の料金表も出ておりますし、審議会でも出てたいろんな話を報告してもらいたいと思います。

以上です。

議長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

7番（松本明雄君） もう一つ懸念する材料として、宮原地区は水道以外に井戸水も持っております。余り料金を上げ過ぎると水道はやめて井戸水を使うと。大体20メートルぐらい掘れば水が出てきますので兼用して持っているところありますので、その辺もアンケートを取るなりしながら調べていただきたいと思います。

以上です。

議長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

4番（児玉智博君） 私は、議案第35号、令和7年度小国町水道事業会計補正予算（第1号）について、賛成の立場から討論を行います。

質疑で明らかになったのは、このアセットマネジメントというのがただ料金を上げたためだけのものではないと。事業計画なんかも時代に応じて見直していく必要があるから、大きな目的というのはそこにあるということで理解いたしまして賛成をすることであります。また8月にも上下水道運営審議会も開かれた上での提案ということで、その審議会に対する最大限の敬意を表する上でも賛成をすることであります。ただ、このアセットマネジメントが当然そうされると思うのですが、結果が出てきた後もしっかりとまず運営審議会の皆さんに忌憚のない意見を述べていただける環境での審議会を開いていただきたいというふうに思います。

以上を述べまして、賛成の討論といたします。

議長（熊谷博行君） 反対討論はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 賛成討論もございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第35号、令和7年度小国町水道事業会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（熊谷博行君） 全員挙手でございます。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

議長（熊谷博行君） 日程第12、「議案第36号 令和7年度小国町一般会計補正予算（第5号）について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、追加の議案集でございます。皆様、御手元に1枚紙であると思えます。

議案第36号 令和7年度小国町一般会計補正予算（第5号）について

地方自治法第218条第1項の規定により、令和7年度小国町一般会計補正予算（第5号）を別紙のとおり提出する。

令和7年9月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

それでは、別冊補正予算書（第5号）をお願いいたします。1ページです。

令和7年度小国町一般会計補正予算（第5号）

令和7年度小国町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ490万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億3千349万9千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年9月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

総務課長(松本徳幸君) それでは、令和7年度小国町一般会計補正予算(第5号)についての説明をさせていただきます。それでは、補正予算書をお願いいたします。今回補正をお願いする総額は歳入歳出それぞれ490万円を追加するものです。

それでは歳出の補正について説明させていただきます。

4ページをお願いいたします。中段からの歳出でございます。まず款2総務費、項1総務管理費、目19物価高騰経済対策費490万円の増額をお願いするものです。内訳としましては、節19の負担金補助及び交付金のLPガス使用世帯支援事業補助金です。この補助金は熊本県LPガス協会が実施する第4弾LPガス支援事業に対して補助を行うものです。今回の給付金は世帯当たり2千円となっており6月に補正させていただきました分を合わせて7千円の支給となります。

以上、歳出について説明させていただきました。

続きまして、歳入について説明させていただきます。

4ページ上段をお願いいたします。款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の245万円と款15県支出金、項2県補助金、目1総務費県補助金の物価高騰対応生活者支援交付金の245万円の増額は、全額LPガス使用世帯支援事業補助金への充当でございます。これで一般会計補正予算(第5号)の説明を終わらせていただきます。御審議よろしくお願いいたします。

議長(熊谷博行君) これより議案第36号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

4番(児玉智博君) 予算の中身というのは今の説明でよく分かりましたが、こういう出し方というのは私が議員になってからも初めてではないかというふうに思うのです。事前にいただいた配付資料にはなくて今日出てきたら今日急遽、議会運営委員会が開かれたということで、ここに入場してきたら机の上に議案第36号(第5号)補正予算書が配られていたわけです。今までも会期中、本会議2日目とかに追加提案とかいうふうに手続でやられたことはあったのですが、初日に

こういう出し方というのは初めてなのですから、こうなった理由というのは国県の補助が決まったのが昨日とかということなのですか。

議長（熊谷博行君） 暫時休憩いたします。

（午後1時44分）

議長（熊谷博行君） 休憩前に引き続き会議を行います。

（午後1時45分）

総務課長（松本徳幸君） 今回の追加となりました理由につきましてですけれども、熊本県のほうからLPガス支援事業の第4弾ということで調査があつておりました第3弾に引き続き第4弾と。今回2千円ということで町の執行部側で協議をさせていただいておりました。郡内の意向等も確認した上で決定したいということで先般、阿蘇郡市内の意向がありまして、ほぼ全部の市町村が参加するということを受けまして小国町のほうでも実施する方向とさせていただいたものです。今回この第4弾につきましては10月中旬ほどから実施する予定ということで、この議会が終わった後に臨時議会等をお願いして提案するものか追加議案で出すものか検討して今回追加として出させていただいたものでございます。

以上です。

4番（児玉智博君） 時系列で説明してほしいのですが。阿蘇郡全体がそういうふうになつたというのが、何月何日なのでしょうか。基本的に今定例会の議会運営委員会が開かれたのが9月の1日です。だから9月の1日以降に阿蘇郡内の意向がそういうふうになつたということなのでしょうか。

総務課長（松本徳幸君） 議運の後に県からの通知をいただきまして、郡内の動向等が分かりましたので、追加で実施したいということで提案させていただきました。

議長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第36号、令和7年度小国町一般会計補正予算（第5号）について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（熊谷博行君） 全員挙手でございます。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

議長（熊谷博行君） 日程第13、「同意第2号 小国町教育委員会教育長の任命について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集11ページをお願いいたします。

同意第2号 小国町教育委員会教育長の任命について

小国町教育委員会教育長に下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和7年9月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

記といたしまして

住 所 熊本県阿蘇郡小国町大字宮原10番地5

氏 名 村上 悦郎

生年月日 昭和35年2月20日

提案理由といたしましては、令和7年9月30日に現教育委員会教育長の村上悦郎氏が任期満了となることから再任を求めるためでございます。

少し御紹介をさせていただきます。前回もお話をいたしましたけれども改めて少しお話をさせていただきます。昭和60年に教諭として採用されておられます。小国町立の小学校では宮原小学校、下城小学校、海外の学校ではエジプトの日本人学校にも勤務されております。教頭先生として7校歴任された後、平成30年に阿蘇郡西原村立河原小学校長に就任され、令和2年3月31日に定年退職ということでございます。それから地元小国町で教育指導員として勤務され、小中学校の授業の指導助言等々を行っておられます。また令和4年から皆様方ここからは御存じのとおりでございますけれども小国町教育委員会教育長に就任をされて、小国の教育改革プランに基づきまして小国型小中一貫教育の推進、情報化社会への対応、国際社会への対応、地域に根差した教育の推進、新しい教育環境の整備にも御尽力されました。例といたしましては2学期制の導入というところ、それから子供たちの貢献もありますけれども中学校制服の変更それから購入支援、中学校部活動の地域移行、子ども議会の開催、小国高校の地域未来留学、それから台湾の士林区、小中学校の交流開始などでございます。今日も答弁をされているので皆様方分かっておられると思いますけれども非常に熱い方でございます。研究心に富んでおり責任感、使命感が強く、子供たちの教育にもしっかりと情熱を持って当たっておられる方だと私も信頼をしております。児童それから学校関係者、保護者、地域住民からも信頼と尊敬を得ているというふうに私は思っております。人格もすぐれておられる方でございます。是非とも再任をお願いしたいと思

います。よろしくお願いいたします。

議長（熊谷博行君） ここで同意第2号、小国町教育委員会教育長の任命につきましては、議会運営上、村上教育長に退席を願います。

（村上教育長 退席）

議長（熊谷博行君） これより同意第2号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

4番（児玉智博君） 私は、同意第2号、小国町教育委員会教育長の任命についてに反対の立場から討論を行います。

本同意案は、現職村上悦郎教育長再任のための同意案件というふうになっております。渡邊町長が台湾士林区との学校同士の交流ということが村上教育長の実績の一つであるというふうに説明をなさいました。しかし、この間の去年の12月ぐらいからですかね。台湾士林に中学生の修学旅行をという話の中で現場保護者は非常に混乱したというふうに見ておりました。台湾に行くというふうになって保護者の方が「いや、それはどうなんだ」、「全然、意見を聞いてもらっていない」というようなかたちで不安が広がり「やはり行くのはやめます」というふうになったりして私はこの一連のこういう混乱が生じたというのはひとえに村上教育長のマネジメント能力が至らなかったからではないかというふうに思っております。議会での答弁なんかを見てみても校長先生なんかに対して「行ってくださいとは言っていないんだ」と。「行くなら町は全力で協力します」というのを熱く言い過ぎたせいで校長先生の受け取り方が変わってしまっただけかもしれないなどということで、その場にいなかったのどのようなやりとりがあったか分かりませんが、しかし結果として保護者の皆さんに不安が広がり、現場が混乱をして中学校の校長先生は保護者に謝罪までする事態になったということで、私は非常に校長先生が気の毒だなというふうに受け取っていたわけであります。結果として修学旅行は国内になりましたが、3月にやっぱり中学生を台湾に連れていくということで今回補正予算が出ております。大体650万円ほどです。しかし、これも本当に子供たち、あるいは保護者の意見の中から「行きたい」という人が多数出て、それに応えるかたちになっているのかと私は非常に疑問です。半年前になって、しかも学校行事なのかどうかという位置づけもはっきりしていない中での予算の提案です。本来、学校行事の運動会であるとか、文化発表会は何月だとか、遠足はいつ行くのか、どこに行くのか、修学旅行はいつなのかというのは前年度末には決まっていることです。それなのに9月に急遽、学校行事を町というか教育委員会が追加をしてその位置づけもはっきりしないまま議会に予算が

提案されるというのは、私は非常に好ましい状況ではないと思います。やはりそういった意味で私の認識としまして村上教育長のマネジメント能力には多少というか疑問がございますので、この案件には反対するという事で討論にいたしたいと思います。

議長（熊谷博行君） ほかに討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

採決の方法は、小国町議会会議規則第82条第1項及び第83条の規定により無記名投票をもって行いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 異議なしと認めます。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

議長（熊谷博行君） ただいま出席議員は9人でございます。

お諮りいたします。小国町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に5番、穴見まち子さん及び9番、久野達也君を指名いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 異議なしと認めます。よって、立会人に5番、穴見まち子さん及び9番、久野達也君を指名いたします。これより投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

議長（熊谷博行君） 念のため申し上げます。本案を賛成とする者は○、反対とする者は×と記載願います。なお、白票がありましたときには、反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（配付漏れなし）

議長（熊谷博行君） 配付漏れなしと認めます。投票箱を改めます。

（投票箱確認）

議長（熊谷博行君） 異常なしと認めます。

これより投票に移ります。それでは、1番議員より順次投票をお願いします。

（投票）

議長（熊谷博行君） 投票漏れはありませんか。

（投票漏れなし）

議長（熊谷博行君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

これより開票を行います。

5番、穴見まち子さん及び9番、久野達也君に立会いをお願いします。

(開 票)

議長（熊谷博行君） 投票の結果を報告します。

投票総数 9 票

有効投票 9 票

無効投票 0 票

有効投票中

賛成 7 票

反対 2 票

議長（熊谷博行君） 以上のとおり、賛成多数でございます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖)

議長（熊谷博行君） 村上教育長におかれましては、議場へ入場していただきたいと思ひます。

(村上教育長 入席)

議長（熊谷博行君） それでは、村上教育長が入場されましたので、ただいまの採決の結果を御報告いたします。

本案は原案どおり、同意することに決定いたしました。

それでは、村上教育長から御挨拶をお願いしたいと思います。

教育長（村上悦郎君） それでは、再任ということでありありがとうございます。これまでの3年間、教育長ということで職責の重さを痛感し教育関連の情報収集、町民のニーズほか特に文部科学省、熊本県教育委員会の最新の動向の把握に努め対応してまいりました。これから新たな気持ちで町民の方々、子供たちの負託に応えるよう議員の皆様、教育委員会事務局、学校教職員と協力連携し努力してまいります。8月に第2次小国町教育大綱を1年前倒しで改定し第3次小国町教育大綱を作成しました。時代の流れに即した方向性を示しました。今後はこの大綱に沿って取組を進めてまいります。時々厳しい言葉や「うーん」と思う言葉をかけられることもございますが、子供たちの笑顔のためにしっかり3年間頑張りたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

議長（熊谷博行君） どうもありがとうございました。

ここで暫時休憩いたします。次の会議を2時15分から行ひます。

(午後2時05分)

議長（熊谷博行君） それでは、休憩前に引き続き会議を行ひます。

(午後2時15分)

議長（熊谷博行君） それでは、日程第14、「認定第1号 令和6年度小国町一般会計歳入歳出決算認定について」及び日程第15から日程第20、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号、認定第7号までの6件は、各特別会計歳入歳出決算及び各事業会計の決算認定となっていますので、一括して議題といたします。

それでは、執行部より一般会計歳入歳出決算認定及び各特別会計歳入歳出決算認定、各事業会計決算認定の説明をお願いします。

なお、はじめに町長より議案集の朗読をお願いします。その後に各課長より説明をお願いいたします。

町長（渡邊誠次君） それでは、認定第1号、令和6年度小国町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第7号、令和6年度小国町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてまでを一括して提案させていただき、その後に担当課長から概要説明をいたします。

では議案集12ページをお願いいたします。

認定第1号 令和6年度小国町一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和6年度小国町一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和7年9月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

次に、議案集12ページ下段をお願いいたします。

認定第2号 令和6年度小国町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和6年度小国町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和7年9月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

次に、議案集13ページをお願いいたします。

認定第3号 令和6年度小国町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和6年度小国町介護保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和7年9月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

次に、議案集13ページ下段をお願いいたします。

認定第4号 令和6年度小国町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和6年度小国町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和7年9月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

次に、議案14ページをお願いいたします。

認定第5号 令和6年度小国町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和6年度小国町水道事業会計利益の処分及び決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和7年9月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

次に、議案集14ページ下段をお願いいたします。

認定第6号 令和6年度小国町簡易水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和6年度小国町簡易水道事業会計利益の処分及び決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和7年9月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

次に、議案集15ページをお願いいたします。

認定第7号 令和6年度小国町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和6年度小国町下水道事業会計利益の処分及び決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和7年9月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

各決算の概要につきましては、担当課長がそれぞれ御説明をさせていただきます。よろしくお願いたします。

総務課長（松本徳幸君） それでは、令和6年度小国町一般会計歳入歳出決算についての概略説明をさせていただきます。

令和6年度一般会計の歳入歳出決算書をお開き願います。

1ページ、2ページです。総括表としまして、歳入歳出それぞれ款ごとの決算金額を記載させ

ていただいております。歳入総額79億8千778万9千252円、歳出総額68億6千328万1千68円でございます。

11ページをお願いいたします。今申し上げました歳入総額から歳出総額の差引きといたしまして11億2千450万8千184円が残額として出ております。この処分といたしましては全額翌年度への繰越額となっております。

令和7年9月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

また12ページ以降は歳入歳出決算の事項別明細がございます。これにつきましては後日担当課から概要の詳細説明をさせていただきます。

それでは、総務課資料で一般会計の決算についての概要を説明させていただきます。使います資料は総務課資料(5)令和6年度決算主要施策成果報告書それから総務課資料(6)と書いてあります令和6年度決算に係る財政資料、この二つの資料が一般会計決算書の資料となります。

ではまず総務課資料(5)令和6年度決算主要施策成果報告書をお開き願います。

1枚めくっていただきますと目次がございます。目次では各所管課ごとの主要施策成果調書のページを表記させていただいております。以下、事業内容、成果の説明及び決算額とそれに係る財源内訳を表記させていただいておりますので、決算確認のときに参考にしていただければと思っております。

次に総務課資料(6)令和6年度決算に係る財政資料で今回の決算に伴う説明をさせていただきます。

1ページをお開き願います。一般会計決算の状況です。令和2年度からの数値で推移の経過等が比較できますように表記させていただいております。今回は決算ということで1ページ一番右端が令和6年度の主な概要です。令和6年度の標準財政規模が36億5千616万5千円で財政力指数は0.24です。小国町の場合ここ数年は財政力指数が0.24から0.25の間を推移している状況で、大部分は交付税に頼っているという財政状況が分かります。

歳入の内訳としまして歳入総額79億8千778万9千円に対して一番主なものが地方交付税です。これは特別交付税、普通交付税の合計額です。29億1千818万1千円ということで歳入の約3分の1の額を地方交付税に頼っているということになります。それから町債です。町の借入金ですが5億1千416万4千円となっております。それ以外の歳入としましては国庫支出金、町税、県支出金が主なものになります。

次に歳出総額は68億6千328万1千円です。その他の経費としましては歳出額が大きいのは補助費等で14億1千603万6千円です。これは負担金や負担金補助及び交付金となります。一部事務組合の負担金等もこれに含まれます。補助費について7千602万9千円の増額となっ

ております。増額の理由としましては、低所得者世帯支援給付金及び定額減税補足給付金への対応や下水道事業の公営事業会計の移行により繰出金ではなく補助金からの歳出をしたことによるものです。次に物件費等で需用費、役務費、委託料等ですが総額で8億4千243万1千円です。前年度から2千703万9千円の減となっております。主な理由といたしましては、前年度に実施した夢チャレンジ推進事業業務委託料、非接種デジタルコンテンツ整備業務委託料等、北里柴三郎記念館シアタールーム管理業務委託料等の北里柴三郎博士顕彰事業に係る委託料の皆減によるものです。次に投資的経費で普通建設事業費と災害復旧事業費を合わせた額が投資的経費になります。総額で1億9千648万円になります。災害復旧事業費は4億36万2千円です。これは農林水産業施設災害復旧費と公共土木災害復旧費です。主に令和5年豪雨災害で令和5年度からの繰越しによるものです。普通建設事業費については7億9千611万8千円で前年度と比較して2億3千935万4千円の減額となっております。投資的経費全体としましては前年度から7億5千98万7千円の減額となっております。

歳入総額から歳出総額の差引きが形式収支となります。1億2千450万8千円。これに翌年度に繰り越すべき財源2億333万1千円を差し引いた額が実質収支となります。実質収支額は令和7年度へ繰越しして使える予算ということで9億2千117万7千円を繰越し、その2分の1を積み立てているという根拠になる数字です。それから単年度収支は1億558万3千円となっております。その下の実質単年度収支につきましては単年度収支に年度中財政調整基金の繰入額と地方債の繰上償還額を加えた額から財政調整基金繰入額を差し引いた額になります。この実質単年度収支というのは預貯金をどう利用したのか計る数字になります。簡潔に言えば基金の繰入れが少なくて積立てが多い場合はプラスの数字になります。令和6年度の場合は5億1千772万6千円増えたという決算の状況です。

2ページは、歳入歳出ごとにグラフで表示させていただいております。

次に3ページをお願いいたします。令和6年度における借入れの状況です。一般会計で5億1千416万4千円の借入れを行っております。表には起債の種類、借入先、事業名、交付税算入率を表示させていただいております。

4ページにつきましては、この借入れた起債別の年間の推移です。令和4年度末現在高がありまして次に令和5年度中に借入れた分そして令和5年度中に返した分、令和5年度末現在高と続き令和6年度も同様に借入れた分、返した分、末現在高とまとめております。令和6年度の一般会計の年度末現在高は60億5千819万円になります。

5ページは借入先別に表にしております。借入先としましては国の財政融資資金の年度末の現在高が49億1千685万4千円でいわゆる財務局から借入れた部分が大部分となります。

6ページをお願いいたします。6ページは基金の年度末状況ということで令和2年度から令和6年度までの現在町が持っております基金の流れを表にしております。令和6年度末で基金の総

額は26億8千254万8千円となっております。

7ページをお願いいたします。7ページはネットワーク事業基金の用途状況です。この基金は寄附金に伴う積立金です。その用途等につきましては令和6年度、産業関係で6項目、子育て関係で13項目、福祉関係で3項目、観光関係で7項目、DX関係で1項目の合計30項目に対して基金の中から1億573万8千円を運用させていただいております。寄附の目的を寄附者が指定したものを踏まえた上での充当になります。最後に地方消費税の増税分につきましては、その用途を明確化し社会保障施策に要する経費に充てることとされており、その充当状況は決算書の最終ページの161ページに付けておりますので御覧ください。ちなみに地方消費税の増額分の交付金は9千643万1千円となっております。これに対しましてはこの交付金が充てられる社会保障施策に要する経費としまして表のとおり社会福祉、社会保険、保健衛生関係に充当しております。

以上が、一般会計決算の総括的な説明になります。

続きまして、実質収支の説明をさせていただきます。

総務課資料(7)を御覧ください。先ほど説明いたしました令和6年度決算において歳入と歳出の差、形式収支が約11億2千450万8千円ございます。そのうち2億333万1千円は令和7年度に繰越した財源です。差し引いた額は実質収支として約9億2千117万7千円ございます。実質収支が増えた要因としましては、普通交付税及び特別交付税の増によるものとして3億5千550万円、前年度繰越金の不用額増によるものが1億7千633万5千円で主に災害復旧費の不用額が6千622万8千円となっております。その他明許繰越しに係る事業費の減による不用額によるものが1億574万1千円、災害復旧に係る国庫補助金の過年度分が8千49万8千円増額したことによる収入増によるもの、物価高騰臨時交付金の令和5年度事業完了分を令和6年度に収入したことによる5千600万円の増額などが主な要因です。実質収支額9億2千117万7千円の約半分の4億6千100万円は、地方財政法の規定により財政調整基金等に積み立てていることにしております。実質収支の残りの約4億6千17万円でございますけれども、既に令和7年度の予算に約1億4千634万円を歳出充当させていただいております。今年度さらに5千万円はこれからの補正予算に対応するために充当すべき財源と見込んでおりますので、合計で1億9千634万8千円を差し引いた残額が2億6千382万9千円となります。この2億6千300万円の一部を令和8年度までにピークを迎えます地方債等の償還金返還に充てるため減債基金への積立てを予定しております。

以上で、一般会計の歳入歳出決算の概要の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

福祉課長(宮崎智幸君) 私のほうからは所管の特別会計について説明をさせていただきます。

まずは国民健康保険特別会計決算についてでございます。特別会計決算書の1ページからが国

民健康保険特別会計でございます。まず決算書のほうには記載はございませんが国民健康保険の加入状況としまして、令和6年度末今年の3月末日で被保険者数が1千599人、世帯数が1千55世帯でございます。対前年比で被保険者数163人、世帯数で79世帯の減少となっております。

それでは決算状況について、2ページ、3ページの総括表で御説明させていただきます。前年度決算との比較また変更点を中心に説明させていただきます。

2ページの最初に歳入の主なものとして、1国民健康保険税1億7千89万8千788円でございます。歳入決算の全体の18.6%となっております。4県支出金でございますが、この中に保険給付費の大部分を支払うための保険給付費交付金の普通交付金や保険者努力支援分等の特別交付金が含まれておまして総額で6億7千412万23円、全体の73.2%となっております。続いて款の6繰入金でございますが、この中に低所得者に対する保険料相当額を公費で補填する保険基盤安定繰入金や財政安定化支援事業繰入金等が含まれておまして総額で6千599万6千827円となっております。7繰越金につきましては、令和5年度からの繰越分637万8千532円でございます。歳入の合計は9億2千65万6千805円となります。対前年度比で1億6千547万5千478円、15.2%の減でございます。

3ページの歳出の主なものとして、款の2保険給付費で6億3千607万6千611円、歳出全体の69.6%を占めております。3国民健康保険事業費納付金は県への納付金となりまして2億5千659万1千381円の支出でございます。この納付金が保険税相当分ということになります。その財源としましては歳入の保険税また税の軽減補填分である繰入金の中の保険基盤安定繰入金等で賄います。次に6保健事業費873万9千289円ですが人間ドックであるとか特定健診、保健指導等に係る費用でございます。次、8諸支出金645万8千809円は保険税の還付金、特別交付金返還金、公立病院への直営診療施設勘定繰出金が含まれております。歳出合計は9億1千347万2千200円となります。対前年度比で1億6千628万1千551円、15.4%の減でございます。歳出減につきましては保険給付費が減ったことが主な要因であります。

8ページをお開きいただきたいと思います。歳入総額から歳出総額を差引きました718万4千605円の全額につきましては、翌年度に繰り越させていただくものでございます。

以上で、令和6年度国民健康保険特別会計決算の概要説明を終わらせていただきます。

続きまして、介護保険特別会計決算について説明をさせていただきます。

決算書の29ページからが介護保険特別会計でございます。まずこちらのほうも記載はございませんが介護保険の加入状況としまして、令和6年度末今年3月末日での被保険者数は2千781人、対前年度比で53人の減少となっております。そのうち要介護認定者は423人、要支援認定者は79人、合計で502人でございます。こちらは対前年度比で26人の減少となっております。

ります。また認定率におきましては18.0%でございます。

決算状況について30ページ、31ページの総括表で御説明をいたします。

30ページ歳入の主なものとしましては、1保険料1億9千381万9千860円、3国庫支出金2億8千90万1千143円、4支払基金交付金2億4千468万6千68円、5県支出金1億3千480万7千325円、7繰入金につきましては1億5千156万9千222円、8繰越金1億7千189万9千75円などとなっております。歳入合計につきましては11億8千57万6千294円となります。対前年度比で1千117万1千456円、0.9%の減少でございます。

31ページの歳出の主なものとしましては、2保険給付費9億2千608万5千237円、3地域支援事業費3千633万5千345円、4諸支出金は国庫、県の負担金交付金の過年度精算に係る返還金等でございますが1千580万5千226円、5基金積立金は基金積立てに2千万1千1円を基金積立てさせていただいております。以上、歳出合計10億1千543万1千717円となります。対前年度比で441万6千958円、0.4%の減少でございます。

36ページをお開きいただきたいと思います。歳入総額から歳出総額を差引きました1億6千514万4千577円につきましては、翌年度に繰越しさせていただくものでございます。

以上で令和6年度介護保険特別会計決算の概要説明を終わらせていただきます。

続きまして、後期高齢者医療特別会計決算についての説明でございます。

決算書の55ページからが後期高齢者医療特別会計でございます。後期高齢者医療につきましては熊本県広域連合が保険者となります。加入状況としましては令和6年度末での被保険者数が1千616人、対前年度比で18人の増加となっております。

決算状況につきましては56ページ、57ページの総括表で御説明いたします。

56ページの歳入の主なものとしまして、1保険料1億578万2千160円、3一般会計からの繰入金4千198万4千187円、5諸収入は健康保持増進事業の助成収入等でございますが504万5千105円となっております。歳入合計は1億5千331万1千466円となります。対前年度比で1千899万7千183円、14.4%の増でございます。歳入額の増加の主な要因としましては、保険料や保険基盤安定繰入金の増加となっております。

57ページの歳出の主なものとしましては、2後期高齢者医療広域連合納付金1億4千598万947円、3保健事業費は健康診査や人間ドック等に係る経費でございますが549万5千986円となっております。歳出合計は1億5千264万3千805円となります。対前年度比で1千882万4千236円、14.1%の増でございます。歳出額の増加の主な要因としましては、広域連合への納付金である保険料負担金、基盤安定負担金の増加が主な要因となっております。

62ページをお開きいただきたいと思います。歳入総額から歳出総額を差引きました66万7

千661円の全額につきまして、翌年度に繰越しをさせていただくものでございます。

以上で、令和6年度後期高齢者医療特別会計決算の概要説明を終わらせていただきます。

以上、福祉課のほうで所管しております三つの特別会計の説明をさせていただきました。

説明は以上です。

建設課長（谷口正浩君）　続きまして、小国町水道事業会計について御説明させていただきます。

小国町水道事業会計決算書を御覧ください。水道事業会計につきましては、収益的収支と資本的収支として区分されております。

収益的収支につきましては、18ページを御覧ください。収入であります事業収益は1億3千864万7千766円、前年度に比べまして1千551万3千901円、率にしまして12.6%増加してございます。そのうち給水収益の水道使用料につきましては1億2千502万4千750円、前年度比としまして1千601万9千458円、率にして14.7%増加してございます。

収益的支出につきましては、19ページを御覧ください。支出であります事業費の主な内容としましては、減価償却費6千535万8千111円、委託料2千181万600円、企業債利息667万679円などございまして合計1億3千066万1千741円でございます。前年度比としましては523万9千952円、率にして4.2%増加となっております。

収益的収入から支出を差引きました純利益につきましては798万6千25円でございます。前年度と比較しまして1千10万7千279円の増加となっております。

続きまして4ページ、5ページを御覧ください。こちらは資本的収入及び支出でございます。資本的収入としましては、企業債2千60万円、一般会計出資金909万円など合計3千130万2千600円でございます。資本的支出につきましては、建設改良費1億3千472万6千685円、企業債償還金3千910万7千106円で合計1億7千383万3千791円でございます。資本的収入が資本的支出に対する不足額1億4千253万1千191円は、当年度分の消費税及び地方消費税資本的収支調整額1千151万8千556円、減債積立金1千万円、建設改良積立金3千万円及び過年度分損益勘定留保資金9千101万2千635円で補填いたしました。

16ページに工事の概要、17ページに業務量を記載してございます。

以上、小国町水道事業会計の決算についての御説明でございました。

引き続き、小国町簡易水道事業会計について御説明させていただきます。

決算書を御覧ください。簡易水道事業会計につきましては、令和5年度までにつきましては杖立水道、小藪水道、市井野水道の3施設による旧簡易水道特別会計でございましたが、令和6年4月1日の公営企業法適用により杖立水道のみを対象としました簡易水道事業会計となりました。よって簡易水道事業会計につきましては、旧簡易水道特別会計と対象施設、会計方法が異なりますので単純に昨年度との比較ができませんことをあらかじめ御了承願います。小国町簡易水道事

業会計決算書につきましては、収益的収支と資本的収支として区分されてございます。

収益的収入及び収益的支出につきましては、13ページを御覧ください。収入であります事業収益は1千195万2千847円でございます。そのうち給水収益の水道使用料は582万5千587円でございます。支出である事業費の主な内容としましては、委託料548万6千406円、減価償却費380万4千640円、企業債利息10万8千413円など合計1千4万9千419円でございます。収益的収入から支出を差引きました純利益としましては、190万3千428円でございます。

続きまして、4ページ、5ページを御覧ください。こちらは資本的収入及び支出でございます。資本的収入としましては一般会計出資金1千20万円でございます。資本的支出は、建設改良費8万3千204円、企業債償還金131万円などで合計139万3千204円でございます。

7ページを御覧ください。本年度の純利益190万3千428円につきましては、全額未処理欠損金に充当いたしましたので今年度未処理欠損金は817万769円になってございます。

12ページに改良工事の概況、業務量を記載してございます。

以上、小国町簡易水道事業会計決算についての御説明でした。

続きまして、小国町下水道事業会計について御説明させていただきます。

下水道事業会計につきましても、令和5年度まで農業集落排水事業特別会計でございましたが令和6年4月1日の公営企業法適用により下水道事業会計となりました。簡易水道事業会計と同様、下水道事業会計は昨年までとは会計方法が異なりますので単純に昨年度の比較ができませんことを御了承願います。

小国町下水道事業会計決算書を御覧ください。下水道事業会計につきましても収益的収支と資本的収支として区分されてございます。

収益的収入につきましては、16ページを御覧ください。収入であります事業収益につきましては1億3千802万4千462円。そのうち営業収益の集落排水使用料につきましては2千385万7千055円、営業外収益の他会計補助金7千592万3千円です。

収益的支出につきましては、17ページを御覧ください。支出であります事業費の主な内容として減価償却費6千825万5千987円、委託料1千597万20円、企業債利息752万8千2円など合計1億2千496万4千105円でございます。

収益的収入から支出を差引きました純利益につきましては、1千306万357円でございます。

続きまして4ページ、5ページを御覧ください。資本的収入及び支出でございます。資本的収入といたしましては、企業債6千970万円、補助金4千18万4千円、他会計出資金2千307万7千円など合計1億3千326万1千円でございます。資本的支出につきましては、建設改良費6千380万7千円、企業債償還金8千859万9千647円など合計1億5千890万8

83円でございます。資本的収入が資本的支出に対する不足額4千4万7千883円は、引継金2千73万9千685円、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額212万273円、当年度分損益勘定留保資金1千718万7千925円で補填いたしております。

次に14ページに改良工事の概況。

15ページに業務量を記載してございます。

以上、小国町下水道事業の決算についての御説明でした。

以上でございます。

議長（熊谷博行君） ただいま執行部より認定第1号、令和6年度小国町一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第7号、令和6年度小国町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてまでの説明をいただきました。

すみません、暫時休憩いたします。

（午後2時55分）

議長（熊谷博行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時56分）

議長（熊谷博行君） それでは、認定第1号から認定第7号の中でただいまの執行部からの説明に対する質疑に入ります。事前に児玉議員からの説明文は課長にいつていると思いますので、簡潔な答えと簡潔な質問をしていただきたいと思います。

質疑ございませんか。

4番（児玉智博君） それでは、一括で聞きます。

財政の考え方について町長にまず伺います。総務課資料（6）の1ページの決算状況を見てみますと大体標準財政規模というのは令和3年度と令和6年度というのはほぼ一緒です。ところが実質収支を見てみますと3億2千500万円から9億2千万円ほど3倍になっているわけです。そのため実質収支比率は25.2%ということになっております。渡邊町長の1期目からもそのようなのですが2期目からどんどんこの実質収支の黒字というのが増えていつている状況だと言えらると思います。実質収支比率というのは一概には言えないけれども3%から5%が望ましいと言われている中で、望ましい額から5倍の実質収支比率というふうになっておりますので、単純に見た感じでは例えば学校給食費の無償化とかやっても十分この決算の財政状況から見ればできるのではないかというふうに思うわけですが、この標準財政規模に対する実質収支の在り方について「決算というのは結果ではないか」というふうに言われるかもしれないのですけれども、どういふふうなかたちで予算組み、予算執行あるいは補正などを行われてきたのかを教えていただければと思います。

そして決算書では公有地使用料ということで291万円ございます。町財務規則では行政財産の使用許可、行政財産及び普通財産の貸付けに関する規定があります。貸し付ける場合には用途

に応じて5年ないし30年の期間の上限が定められております。また町普通財産使用規則では、使用期間は1年以内が原則となっていて特別の場合、土地で15年、建物で5年を上限に更新できることとなっております。そこで使用許可と貸付契約の件数と金額の内訳を御教示ください。また使用と貸付けの選択基準はどのようになっているのか説明を求めます。

自衛隊及び自衛隊候補生の募集事務は、知事及び市町村長の法定受託事務であります。また自衛隊法施行令第120条では「防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる」となっております。このため全国のほとんどの自治体は18歳及び21歳に達する年齢の住民の氏名、住所、生年月日、性別を毎年、資料提供しています。小国町はどのように対応されたのでしょうか。また資料提供に応じている場合、住民基本台帳法第11条第3項に基づく公表はどのようなかたちで行っていますか。また提供した個人情報の取扱いについて、取決めは行っているのでしょうか。

部落解放同盟小国支部への補助金がいまだに交付され続けております。いかにも部落民を代表する組織のように振る舞う部落解放同盟であります。その組織率は4割にも満たないという指摘もあります。小国町におきましては部落解放同盟員の人数は分かっている旧同和地区住民の人数を御承知でないということで、組織率は闇の中ということになりましょうが現在同団体は新規加入を受け付けているのですか。また、その場合の条件を御存じでしたらお示しください。ところで部落解放同盟をめぐるのは今年に入り特に九州で不祥事が相次いでいます。大分市ではごみ収集運搬業務をめぐる官製談合事件で、市職員3人と業者で部落解放同盟の支部長1人の逮捕者が出ています。また8月には福岡県の道路用地の取得をめぐる、部落解放同盟県連副委員長の土地を適正価格の5倍で買い取っていた事実が明らかになっています。行政と部落解放同盟をめぐる不祥事が相次ぐ理由の一つは、恒久的に団体補助金を支出し続けるなどの解放同盟特別扱いの人権政策により、職員が解同に物が言えない状況が生み出されているからではありませんか。こうした人権政策により行政がゆがめられているという認識はないかお答え願います。

移住定住支援に関して令和6年度の実績をお示しいただきたいと思っております。その中でお試し住宅が小国町にはまだ残っているかと思っておりますが、その利用状況はどうなっていますか。また利用条件も併せてお示しいただければと思っております。

小国郷ライナーの乗車人数、小国町、南小国町での乗車。またこちらに戻ってくる大津町での乗車の人数をお示しいただきたいと思っております。また現在、肥後大津駅から空港アクセス鉄道が延伸される計画がございますが、この鉄道が開通した場合の小国郷ライナーに対する影響を試算したことはあるのでしょうか。

以上、お願いします。

町長（渡邊誠次君） 御質問いただきました総括的なところで私のほうからはまずは財政の部分で

お答えをさせていただきたいと思います。まずは総務課資料（6）にありますとおり6ページ財政調整基金が令和2年度から比べても15億8千万円というふうが増えておりますし、合計でも実際基金額を全部集めると26億8千万円というふうなかたちにもなっております。別に債権等々も全部合わせると3億円等々あるというふうに思います。このような中で児玉議員が言われるように給食費であろうが何であろうが物価高騰のお買物券みたいなものでであろうが子供たちの教育費とか保育園の無償化とか様々に単年度だけ考えたらもちろんできることはあると思いますが、これは「All For The Next」と私は言うておりますとおりずっと後のことまで考えた時点で、水道事業のときにも言いました母数が多いときよりも少ないときのほうが持ちこたえることは非常に難しくなってくるというところがありますので、「今の私の時代には」といったところでありましてけれどもできればお金を稼げる部分に投資をさせていただいて将来にわたって負担にならないように徐々にですができるだけ稼げる小国町であったり、企業と連携をしていってしっかりと地域貢献をしていただくプラスアルファで企業に小国町で頑張ってもらいたいというふうなたてつけで今までお話をさせていただいたというふうに思います。また職員の中では「渡邊町長は補助金がない限りは事業はしないもんね」、「けちだもんね」と正直言われるぐらい私は財政のほうでは厳しくしているようなところがあるというふうに思います。その部分では職員からも言われるとおりであります、これもやはり将来の負担を減らすためにしっかりと今の時点では将来を見通すことがなかなか今の時代難しいものですから、その部分でしっかりと持ちこたえられる基盤を私の時代には整備したいなというふうな思いでこの財政資料になっているというふうに思います。もちろん現世代の方たちがよくないと次の世代につなげていくということは難しいかもしれませんが、やはり町でしっかりと稼いでいながらできるだけ収支のバランスを考えていく、これは非常に大事なことでありますし開発の部分も含めまして自然と開発をしっかりとバランスをとっていく。この部分も含めて全て地域の皆様方と小国町の町政も含めて議員さんも皆様も町民の皆さんの代表でございますのでその部分ではしっかりと次の世代に受渡しをしていける、次の世代にしっかりと対策が打てるような財政規模にしてお渡しをできるような考えのもとで私は頑張っていきたいというふうにこれまでも今後もそう思っております。単年度の部分で言えば事業の部分は少ないというふうに言われるかもしれませんが支出のバランスからいくと決して小国町の財政規模からすると事業はかなりたくさんしているというふうに私は思っておりますので、その部分では皆様方には御理解をいただければなというふうに思っております。

ほかの部分に関しましては、担当課からそれぞれ答えていただきます。

総務課長（松本徳幸君） 御質問のありました公有地使用料に関しまして答弁させていただきます。公有地使用料、普通財産のほうで数量のほう等報告したいと思っておりますけれども、議員おっしゃるとおり普通財産の使用規則とか財務規則のほうで規定されております。この中にはおっしゃられるとおり年数だとか使用許可によって貸し付けることができるとされております。実際使用許可

のほうで貸付けをしております件数といえますのが全体で56件ございまして、そのうち35件が使用許可ということになっております。そのほかに契約による貸付け21件となっております。先ほど申しましたように普通財産規則により貸付許可が原則となっておりますけれども、同規則のほうに公共用に供する場合には許可を取り消すことができるというふうに規定されておまして、貸付けた財産の上に建物が建っておりますとかそういうものについては後ほど訴訟等々ありますと困りますので契約書を交わしているというような状況でございます。そういったところを明確に契約によらなければならないという条文のほうは見当たりませんでした。

以上です。

税務住民課長（中島高宏君） 私のほうから2番目と3番目に御質問のあった分について答弁させていただきます。

まず自衛隊に対する情報提供です。自衛官募集事務については総務課が所管になりますけれども、住基法に基づきまして交付しているということで私から答弁させていただきます。まず資料提供につきましては提供してございます。直近でいえば令和7年の4月に自衛隊熊本地方協力本部阿蘇地域事務所長より小国町長に対しまして自衛官募集に関する広報宣伝及び適齢者名簿作成のためといった請求理由で、住民基本台帳法第11条の規定に基づき住民基本台帳の一部氏名と年齢と性別と住所の4情報の写しの請求がございましたので紙媒体で提供しております。

それから住基法の第11条の第3項の規定でどのように対応しているかということですが、国の規定では国又は地方公共団体の機関による請求があった場合は、年に1回程度請求した機関の名称、請求理由、閲覧、生年月日及び閲覧に係る住民の範囲を公表する必要がございます。この場合、公表する内容につきましては住民の範囲ということで個人名ではなく指定のあった条件の生年月日がいつからいつまでということと男女という表記になってございます。

それから3番目の自衛隊とはどのような取決めをしているかということですが、自衛隊のほうとは請求時に誓約書を提出していただいております。その中には提出した資料の管理、目的外利用の禁止それから目的終了後には直ちに廃棄するように誓約をいただいております。

それから情報提供を望まない方の対応については、除外申請ということの制度がありますけれども小国町では現在実施しておりません。

次に部落解放同盟小国支部の補助金についてですが、団体への新規加入についてどうなっているかということで支部のほうの取決めによりますけれども、新規加入についてはもちろん希望すれば随時受け付けているということです。また条件についてはもちろん地区出身の方また団体活動に参加の意思があつて協力ができる方も対象となっているということです。あと団体補助を支出していることで職員がどういう状況かということですが、こういった状況はございません。もちろん部落解放同盟小国支部についてはあらゆる差別を解消する団体ということで認識しておりますし、町と協力して今後も連携しながら人権課題のほう取り組んでいきたいというふうに考え

ております。

住民課からは以上です。

情報政策課長（田邊国昭君） それでは私のほうから移住定住と小国郷ライナーの質問がありましたのでお答えいたします。

まず移住定住への支援ということで令和6年度の実績です。町では移住希望者への相談窓口として「小国暮らしの窓口」を開設して業務委託を行っております。主な業務内容として、移住希望者の相談窓口、支援業務そして空き家バンクの運営に関する業務そして移住定住の促進業務をお願いしております。令和6年度の実績としましては、まず相談件数としましてこの相談件数は電話だけとか小国町内の方から空き家バンクに関しての問合せがあったというのは件数にカウントしておりませんで、相談件数は30世帯となっております。その中で実際に小国町に移住された方は8世帯14人の方が移住して来られております。空き家バンクの登録としては令和6年度に9件新しく登録を行っていただいております。

質問の次の項目にありましたお試し暮らし住宅なのですが、こちらのほうは令和6年度で2件の方が入居されております。お試し暮らし住宅に入居するときの条件としましては、小国町の移住相談窓口であります「小国暮らしの窓口」を通じて移住を希望される方が一定期間小国の生活体験ができるように設置されたという目的に沿っております。貸借する期間としては最短でも1か月から最長6か月、半年間の期間で貸借することとしております。家賃は单身の方の場合は月額2万円、2名以上の方で入居の場合月額1万円で利用できるようにお試し暮らし住宅を準備しております。

そしてもう一つ、小国郷ライナーの乗車人数ということで令和6年度なのですが合計の人数で739人の方が利用いただいております。大津のほうから小国に向かってという乗車人数の方で330人、小国郷から大津のほうへ向かうという方で409名の方に利用いただいております。質問にありました空港アクセス鉄道が開設した場合の影響という試算ということについては、現在までに検討したことはまだありません。

以上です。

4番（児玉智博君） 幾つか再質問をしたいというふうに思います。

まず公有地使用料に関してなのですが、56件の許可と貸付契約ということで35件が許可、21件が貸付契約ということでは言われました。それで明確にそういう規定はないということでしたけれども町の土地の上に建物を建てられていたら「急に返せ」と言われても訴訟が起きるかもしれないからということなんか言われましたけど、基本的に同じ住民の中の公平性を考えるなら普通財産は全ての町民が100%公平にというのは難しいですけど、限りなく100%公平に使えるような条件というのが必要だと思うのです。であればうわものを借りた土地の上に建てるのであれば私は基本的に売却すべきではないかというふうに思いますが、そうした21件ある中で

そういうものを建てている方、半永久的にそこを占有するような状況にある方に対しての「できれば買い取ってください」なんていう交渉はされたことがあるのか。またそういうふうにするつもりはないのか伺います。

それともう1点、除外申請という制度があるけれども小国町は行っていないということでありました。前段階で住基法の第11条第3項に基づく公表なのですけれども、その公表はどういうふうに行っているかというふうにお尋ねしたところなのですけど。おぐチャンの文字放送で行っているのか、それとも広報おぐに載せているのか。やはり公表するのであればなるべく多くの町民にそれが周知される方法でなければならないというふうに思うのです。除外申請は行っていないというふうにおっしゃいましたけど、自分の意に反してそれは自衛隊に限らず第三者に個人情報提供されているというのは、提供された御本人や御家族にしてみれば決して気持ちのいい話ではないというふうに思うのです。実際18歳になったお子さんの親御さんなんかから「実は自衛隊からそういう募集が郵送されてきたのですけど、何で自衛隊は知っているのでしょうか」というような話を私も実際町内の方から伺ったこともあります。自衛隊に個人情報を提供しているのだという事実を知らせて、その上でやはり望まない人は除外申請を行うと。この除外申請は権利だと思いますから、権利を行使するそういう環境は整えるべきではないかというふうに思いますが、その点お答えください。

税務住民課長（中島高宏君） 私のほうから自衛隊の住基法に基づく第11条第3項の公表について小国町はどうしているかということで、先ほど方法についてだけ説明しました。実際小国町については調べたところ最近では公表してないという事実がありまして、他自治体にも確認を昨日させていただきました。自治体では公表しているのは少数ということで、それでいいのかということではありませんので、今後実施要項辺りを定めさせていただいて今年度からは公表するようになっていきますので公表をさせていただきたいというふうに考えております。方法については今からですが、基本的にホームページか公示をする予定になると思います。それから自衛隊への募集を望まない方の対応については、自衛隊募集の所管のほうからお答えをいただきたいというふうに思います。

以上です。

総務課長（松本徳幸君） 公有地の建物が建っている部分についての売却の話をしたことがあるかということで、大部分についてはそのような話は上がってきていないのですけれども、以前からあります公立病院の土地とか社会福祉協議会の土地とかについては何度か議会のほうでも話があるかと思っておりますけれども、それが現実的に進んでいないような状況でございます。その他の土地につきましても、売却が可能であれば売却していくのがいい部分もあるかと思っておりますので、そちらのほうはまた先日議会で売却可能資産ということで議会のほうに諮るとということで答弁させていただきましたので、その分と併せてまた協議させていただきたいと思っております。

それから自衛隊募集事務に関する提供の制限ということで、先ほど税務住民課長のほうから答弁がありましたように一部の団体では除外申請の受付をしているところもあるというふうに認識しておりますので今後、阿蘇郡内とか他自治体とか自衛隊募集事務所等と情報を共有しながら協議のほうを進めていきたいと思っております。

以上です。

4番（児玉智博君） その除外申請の部分なのですが、除外を申請するような人は募集のあれを送り付けても多分開封しないと思うのです。ですから自衛隊にしてみても、どのぐらいその除外申請が出てくるか分かりませんが無駄な郵便代を使わなくても済むと思いますので、是非それは検討いただきたいと思います。

議長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

ここでお諮りいたします。去る9月1日に議会運営委員会を開催し、令和6年度小国町一般会計歳入歳出決算認定及び各特別会計歳入歳出決算認定、各事業会計決算認定については、各常任委員会に付託して審議することに決定いたしました。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 異議なしと認めます。

よって各常任委員会に付託して審議することに決定いたしました。

なお、認定第2号から認定第4号までは文教厚生常任委員会へ、認定第5号から認定第7号までは産業常任委員会に付託いたしたいと思っております。

議長（熊谷博行君） それでは暫時休憩します。次の会議を3時35分から行います。

（午後3時26分）

議長（熊谷博行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後3時35分）

議長（熊谷博行君） 本日は小国町代表監査委員であります古賀代表監査委員より意見書の説明をお願いしたいと思います。令和6年度各会計決算審査意見書及び基金運用状況審査意見書並びに財政健全化等審査意見書の説明をお願いしたいと思います。着座のままで結構です。御説明をお願いします。

代表監査委員（古賀尚年君） こんにちは。

本日は御手元に配付してあります令和6年度小国町各会計決算審査意見書及び基金運用状況審査意見書について御説明したいと思います。

まずは表紙をお開けいただきますと令和7年8月22日議選の久野議員と各審査の合意を経て町長のほうに提出いたしました際の写しを添付してあります。

それでは1ページをお開きください。令和6年度小国町一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見書ということで対象は、令和6年度小国町一般会計歳入歳出決算及び特別会計3項目でございます。期間といたしまして、令和7年6月17日から7月10日までであります。審査の結果といたしまして、審査に付された、令和6年度一般会計・特別会計歳入歳出決算及び付属書類は、関係法令に準拠して調整され、かつこれらの計数は関係諸帳簿及び証拠書類と符合し、正確であることを認めました。また、予算はおおむね適正に執行されていることを認め、その内容並びにこれらに対する決算の概要及び意見は、以下のとおりであるということで、2ページをお願いいたします。

決算の概要であります。決算規模といたしまして、一般会計と特別会計の総決算額は歳入決算102億4千233万3千817円、歳出決算額89億4千482万8千790円で、予算現額106億5千53万3千円に対する執行率は、歳入で96.2%、歳出で84.0%でありました。予算現額106億5千53万3千円から翌年度への繰越額10億6千551万7千円を除いた予算額は95億8千501万6千円に対する歳出決算額89億4千482万8千790円の当該年度の実質的な執行率は93.3%でありました。前年度決算額と比較すると歳入において10億7千952万3千88円の減少、歳出において11億4千897万2千57円の減少となっています。下の表に一般会計・特別会計総計を表示してあります。

4ページから7ページまでは、各会計ごとに決算比の比較をしております。

8ページをお開きください。決算収支でございます。総計決算における歳入歳出差引額12億9千750万5千27円の黒字で、形式収支から翌年度への繰越財源を差し引いた実質収支も10億9千417万4千27円の黒字となっております。実質収支額から前年度実質収支額を差し引いた単年度収支額は9千980万7千304円となっています。内訳は、一般会計で1億558万2千782円の黒字、特別会計で577万5千478円の赤字となっております。

続いて右のページを御覧ください。町債についてでございます。町債の状況は、図表1-4-1、1-4-2のとおりでございます。一般会計と特別会計を合わせた年度末未償還元金の合計額は60億5千818万9千672円で、前年度より8億6千245万9千246円減少しています。これは特別会計で処理していた簡易水道事業と農業集落排水事業が、令和6年度より公営企業会計に移行したことが主な要因であると考えています。一般会計においても借入額が償還元金を下回り、年度末残高が減少することになりました。

続きまして、12ページをお願いします。財政分析であります。12ページから14ページまでについては財政健全化等審査意見書というのが後でまた報告あり重複しますので、この12ページから14ページは割愛させていただきます。

続きまして、16ページをお願いします。16ページから49ページまで掲載してあります一般会計でございます。決算の概要といたしまして、歳入79億8千778万9千252円、歳出

68億6千328万1千68円となっております。歳入歳出差引額11億2千450万8千180円を翌年度へ繰越していますが、翌年度への事業を繰り越すものの財源に充当すべき2億333万1千円が含まれていますので、これを差し引いた実質収支額は9億2千117万7千184円の黒字となっております。前年度実質収支を差し引いた単年度収支は1億558万2千782円の黒字となっております。また単年度収支に財政調整基金の積立金を加え、取り崩し額を差し引いた実質単年度収支は5億1千772万6千274円の黒字となっております。財政状況においては厳しい状況であるため今後も歳入の確保、歳出の項目の精査並びに歳出金額の削減に努められたいと思います。

次、歳入でございます。款別決算状況であります。本年度の歳入総額は79億8千778万9千円で前年度と比較して6億6千77万円減少しております。予算現額に対してマイナス3億2千586万6千円の減収となっております。構成比率で最も高いものは、地方交付税の36.5%であり、以下国庫支出金の15.2%、繰越金の12.6%、町税の9.2%などとなっております。

次19ページをお願いします。財源別決算状況であります。歳入決算額を自主財源及び依存財源別に見ると、自主財源は25億1千338万7千円で前年度と比較するとマイナス2億4千372万9千円の減となっております。一方、依存財源は54億7千440万2千円で、こちらも前年度と比較すると4億1千704万1千円の減となっております。財源別の構成比率は、自主財源31.5%、依存財源68.5%となっております。前年度と比較して依存財源が0.4ポイント増加しております。この主な要因は、依存財源である地方特例交付金や地方交付税が増加したことによるもとと考えております。

続いて、22ページをお願いいたします。町税についてであります。23ページから27ページに図表を掲載して、このとおりであります。自主財源のうち9.2%を占める町税について述べさせていただきます。町税の収入済額は7億3千225万円で、この主なものは固定資産税3億8千316万円、町民税2億4千839万7千円、全体の86.3%を占めています。課税収入率を年度別にみると、現年度課税分は98.5%、滞納繰越分は29.9%で前年度と比較して、現年度課税分は0.5ポイント。滞納繰越分は2.9%の増となっております。今後も口座振替の推進を図るとともに未収金の時効管理に努めていただきたいと思います。

28ページをお願いいたします。不納欠損額についてであります。不納欠損額は415万9千円で前年度と比較すると326万9千円増加しています。不納欠損処分に当たっては、地方税法の規定及び小国町債権管理条例に基づき処理されていますが、消滅時効によって不納欠損とならないよう徹底した調査と粘り強い徴収努力を継続されるよう要望いたします。

次に40ページをお願いいたします。ここから歳出に入ります。款別決算状況であります。予算現額83億1千365万5千円に対し、本年度の歳出総額は68億6千6328万1千円で

前年度と比較して7億7千872万6千円減少しております。翌年度への繰越額10億6千551万7千円を差し引いた3億8千485万7千円が不用額となっております。執行率は82.6%で翌年度への繰越額を差し引いた実質執行率は94.7%となっております。支出済額の構成比率で最も高いのは、総務費の28.3%、以下民生費、土木費となっております。前年度と比較して増額の大きなものは、土木費1億7千788万4千円、あと教育費、公債費となっております。一方、前年度と比較して減額の大きいものは災害復旧費マイナス5億1千163万3千円、商工費マイナス3億2千308万8千円であります。

48ページをお願いいたします。不用額についてであります。不用額は3億8千485万7千円で、予算現額に対する割合は4.6%であり前年度と比較してマイナス4億9千228万1千円減少しております。構成比率で最も高いものは、総務費の24.1%で、以下災害復旧費の21.1%、民生費の18.0%、土木費の10.1%などとなっております。

予算の流用でございます。流用は財務手続き上認められた行為ではありますが、議会の議決を要しない執行であるため、その制度趣旨に鑑み今後とも流用については十分慎重を期されるよう要望いたします。

次のページをお開きください。ここから特別会計に入ります。

国民健康保険特別会計であります。事業の概要といたしまして、国民健康保険事業の概要は、図表3-1-1のとおりであります。表をご参照をお願いいたします。

次に52ページをお願いいたします。決算の概要でございます。図表3-1-2のとおりでございます。予算現額に対する決算額は、歳入9億2千65万6千805円、歳出9億1千347万2千200円となっております。なお前年度実質収支を引いた単年度収支は80万6千73円となっております。

57ページをお願いいたします。介護保険特別会計でございます。事業の概要といたしまして介護保険事業の概要は、図表3-2-1のとおりでございます。参照していただきます。

次のページをお願いいたします。決算の概要であります。予算現額に対する決算額は、歳入1億8千57万6千294円、歳出10億1千543万1千717円であります。なお前年度実質収支を差し引いた単年度収支は、マイナス675万4千498円となっております。下の図表を御参照ください。

63ページをお願いいたします。後期高齢者医療特別会計でございます。事業の概要といたしまして高齢者医療事業の概要は、図表3-3-1のとおりでございます。これも参照していただきます。

65ページをお願いします。決算の概要といたしまして予算現額に対する決算額は、歳入1億5千331万1千466円、歳出1億5千264万3千805円となっております。なお前年度実質収支を引いた単年度収支は17万2千947円となっております。下の表を参照ください。

次に71ページを御覧ください。特別会計の収入未済額の総額でございます。各特別会計で収入未済額について述べておりましたが、総額は2千306万9千円で前年度と比較して169万1千円の減となっています。ただし簡易水道と農業集落排水事業が令和6年度から公営企業会計に移行したことによる影響もあります。

次に78ページをお願いいたします。むすびであります。

令和6年度は、物価高騰やエネルギー価格の上昇、少子化の進行、そしてDX化の推進といった行政運営における環境の変化が一層加速する年となりました。こうした中で本町においては、限られた財源をいかに効果的に活用し町民生活の安定と地域の持続的な発展を両立させていくかが重要な課題となっております。

このような中、小国町の令和6年度一般会計決算を見ると、歳出は68億6千300万円で前年度と比較して7億7千900万円、約10.2%減少しています。そのうち増加した項目は、土木費、教育費、公債費等でありました。減少したものは、災害復旧費、商工費等となっております。また歳入は79億8千800万円で前年度に比較して6億6千万円の減となっているが、依存財源である国庫支出金や県支出金などが災害復旧事業の完了などにより4億1千万円の減少が見受けられました。また、物価高騰対策など経済活動及び生活支援対策も講じられました。

歳入から歳出の差引額である形式収支は11億2千万円の黒字で、単年度収支は10億600万円の黒字となっています。これは新型コロナウイルス感染症も落ち着き観光客や鍋ヶ滝入園料の増加によるものや、災害復旧事業費の減少で実質収支が増加したことが要因と思われます。実質単年度収支については、単年度収支に財政調整基金の積立金を加え、取り崩し額を差し引いて求められた5億1千800万円が黒字となりました。その主な要因として、町税や寄付金等の自主財源も増加傾向ではあるものの、地方交付税等の依存財源の比率が依然として高いことを考えると、今後も厳しい財政状況にあることを表しているとも思われます。

特別会計の決算状況は各会計で記述したとおりであります。各特別会計においても運営に応じた必要経費を精査し歳出削減に努められていると思いますが、今後も一般会計からの繰入金を最小限にとどめるため将来像を見据えながら一層の努力を求めます。

終わりに、前述したとおり今後も経済情勢の変化等により様々な影響にも対応することが必要であることには変わりはありませんが、本町にとっては北里柴三郎博士が新千円札の肖像に選ばれたことにより観光や教育、地域振興の面でも好影響をもたらす契機となるものと期待されるなど明るい話題もありました。また県内におけるTSMCの進出を契機とした台湾との経済・人的交流が急速に進展しており、本町においても台北市士林区との友好交流協力に関する覚書の締結や小中学校間の交流の進展は、今後のまちの将来像にも大きくかかわる意義深いものであると考えられます。

本審査においては、これらの時代的・地域的背景を踏まえ、町民の福祉向上に資する財政運用

が行われているかに注視し、慎重に審査を行いました。今後も本町の強みを活かした持続可能なまちづくりが一層推進されることを期待し、令和6年度決算審査のむすびといたします。

続きまして、79ページを御覧ください。令和6年度小国町基金運用状況審査意見書でございます。対象といたしまして、小国町国民健康保険高額療養費資金貸付基金及び小国町生活保護生活資金貸付基金となっております。期間といたしまして、令和7年6月17日から7月10日まででございます。結果といたしまして、本年度各基金の運用状況報告書の計数は正確であり、運用状況も適正なものと認めました。審査の概要ということで、本年度の各基金の運用状況は80ページ、81ページを参照願います。

次に、82ページをお願いいたします。令和6年度小国町公営企業会計決算審査意見書であります。対象といたしまして、令和6年度小国町水道事業会計、その他2項目であります。期間といたしまして、令和7年6月17日から7月10日まででございます。審査の結果といたしまして、審査に付された決算報告書、財務諸表、事業報告書及び付属明細書は、関係法令に準拠して作成されており、各事業の本年度の経営成績及び本年度末現在の財政状態を適正に表示しているものと認めました。また運営状況についても、経済性を発揮するとともに公共の福祉を増進するよう効率的な運営がなされているものと認めました。審査の結果の詳細は、以下のとおりであります。

次のページをお願いいたします。水道事業会計であります。事業の概要は表1を参照していただきたいと思っております。業務の実績ですが、業務の実績を前年度と比較して表1のとおり表示しております。表1をまた参照していただきます。

次に、85ページをお願いいたします。予算執行状況であります。表2、表3を参照願います。ここでは収益的収入及び支出について、収益的収入の決算額は1億4千975万942円で、予算額に対する収入率は101.2%となっております。収益的支出ですが決算額は1億3千489万1千610円で、予算額に対する執行率は90.8%となり1千363万2千390円の不用額を生じています。

資本的収入及び支出でございます。資本的収入について決算額は3千130万2千600円で、予算額に対する収入率は98.1%となり、予算額に対してマイナス59万7千400円下回っております。資本的支出であります。決算額は1億7千383万3千791円で、予算額に対する執行率は87.6%となり不用額は2千465万5千209円となっております。

次に93ページをお願いいたします。水道料金に係る未収金でございますが、水道料金の未収金状況は、表8のとおりでございます。本年度の水道使用料は調定額1億3千971万9千700円に対し収入済額は1億3千637万4千810円で、収入率で比較すると本年度は97.6%、前年度と比較して0.3%の減となっております。水道料金は収入の根幹をなすものであり、今後も加入者の不公平感をなくすためにも未収金の回収に引き続き努力されるよう要望いた

します。

次に、97ページをお願いします。簡易水道事業会計でございます。事業の概要は表1を参照してください。業務の実績といたしまして、簡易水道事業は、経営状況を的確に把握し効率的に事業を運営するため、令和6年度から地方公営企業法の一部を適用し公営企業会計へ移行いたしました。

99ページを御覧ください。予算執行状況であります。表2、表3を参照願います。収益的収入及び支出でございます。収益的収入の決算額は1千238万9千23円で、予算額に対する収入率は107.5%となっております。収益的支出の決算額は1千47万8千31円で、予算額に対する執行率は90.9%となり、104万6千969円の不用額を生じています。

資本的収入及び支出でございます。資本的収支収入の決算額は1千20万円で、予算額に対する収入率は99.9%となり予算額に対してマイナス1千円下回っております。資本的支出でございます。決算額は139万3千204円で、予算額に対する執行率は95.1%となり不用額は7万1千796円となっております。

次107ページをお願いします。簡易水道料金に係る未収金でございます。収入状況は表8のとおりであります。本年度の簡易水道使用料は調定額640万8千910円に対して収入済額640万7千370円で、収入率に関して例年どおり高い状況であります。簡易水道料金は、収入の根幹をなすものであり、今後引き続き地元と協力し高い収入率を維持できるよう要望いたします。

次に109ページをお願いします。下水道事業会計です。事業の概要としては表1を参照願います。業務の実績です。下水道事業は、令和5年度まで農業集落排水事業特別会計において運営を行ってききましたが、より経営状況を的確に把握し効率的に事業を運営するため、令和6年度から地方公営企業法の一部を適用し、公営企業会計へ移行しました。

111ページをお願いいたします。予算執行状況であります。表2、表3を御参照願います。収益的収入及び支出であります。収益的収入の決算額は1億3千921万5千571円で、予算額に対する収入率は99.9%となっております。収益的支出の決算額でございますが1億2千403万4千941円で、予算額に対する執行率は90.9%となり1千244万4千599円の不用額を生じています。

続きまして、資本的収入及び支出でございます。資本的収入の決算額は1億3千326万1千円で、予算額に対する収入率は58.0%となり予算額に対してマイナス9千655万3千円下回っています。資本的支出でございます。決算額は1億5千890万883円で、予算額に対する執行率は58.7%となり不用額は7千14万3千117円となっております。

次119ページをお願いいたします。下水道料金に係る未収金でございます。下水道料金の収入状況は、表8のほうに表示しております。本年度の下水道使用料は調定額2千678万6千3

00円に対し収入済額は2千632万4千830円で、収入率で比較すると本年度は98.3%で前年度と比較して0.5ポイント上昇しています。下水道料金は、収入の根幹をなすものであり、今後も加入者の不公平感をなくすためにも未収金の回収に引き続き努力されるよう要望いたします。

121ページをお願いいたします。公営企業会計のむすびでございます。

令和6年度小国町水道事業会計、簡易水道事業会計及び下水道事業会計について審査を行った結果、いずれの会計も関係法令等に準拠して、おおむね適正に処理されており財政運営についてもおおむね健全であると認められました。

簡易水道及び下水道事業については、その経営成績や財政状態を的確に把握し合理的かつ効率的な事業運営を行っていくため、本年度より特別会計から地方公営企業法の財務規定等を適用する公営企業会計に移行しました。令和6年度はその初めての決算を迎えたところであり、移行後も適切な会計処理がなされているかに注視し慎重に審査を行いました。

公営企業は、事業の性質上、経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費等については、適正な費用負担区分を前提として一般会計から資金を繰り入れることが認められているものの、使用料収入の確保等を的確に図り繰入額の縮減に努めてもらいたいと思います。特に下水道事業については依然として一般会計からの補助金等に依存する体質が続いております。今後は経営の自立性を高める取り組みが求められます。

水道事業については、令和6年度に経営戦略の改定が行われたほか、同年度中に料金改定が実施され収益の改善が図られた結果、黒字決算を達成しています。これらの取り組みは、将来の安定的な事業運営に向けた前向きな一歩と評価できます。

なお、3事業いずれにおいても、町の人口減少の影響を受け長期的には料金収入の減少傾向が見込まれます。今後は一層の経営効率化、施設の適正管理、財政負担の平準化を図るとともに将来を見据えた持続可能な経営基盤の確立が強く求められます。

以上で、令和6年度決算における監査委員の意見ということで説明いたしました。

引き続き、別冊となりますが小国町財政健全化等審査意見書がありますので、そちらのほうに入らせていただきます。

表紙をお開けください。開けますと令和7年8月22日に町長に提出した際の鑑の写しを添付しております。

1ページをお開きください。令和6年度小国町財政健全化判断比率審査意見書であります。対象といたしまして、令和6年度決算に基づく健全化判断比率4項目及び健全化判断比率の算定の基礎となる事項を記載した書類及びその他関係書類でございます。期間といたしまして、令和7年7月17日でございます。審査の結果といたしまして、審査に付された令和6年度決算に係る健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されてい

るものと認めました。判断比率を超えるものではありませんでした。

次のページをお願いいたします。令和6年度小国町公営企業の資金不足比率審査意見書でございます。対象といたしまして、令和6年度決算に基づく公営企業の資金不足比率及び資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類及びその他関係書類でございます。期間といたしまして、令和7年7月17日であります。結果といたしまして、審査に付された令和6年度決算に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

以上で、小国町財政健全化等審査意見書の説明を終わりたいと思います。

これをもちまして、本年度の意見書の説明を終わりたいと思います。長い間ありがとうございました。

議長（熊谷博行君） どうもありがとうございました。

ここで古賀代表監査委員より説明がありました監査意見書に対して、御質問等ございましたらお願いします。

4番（児玉智博君） 長期間にわたる決算審査、大変ありがとうございました。

1点確認というか御教示いただきたいのですが、監査意見書を町長に提出するに当たりいろいろ決算審査を行った中での指摘事項というのも毎年幾つかあるやに思います。今年指摘された事項で重要な部分について、どういった指摘をなされたか幾つか御教示いただければと思います。

代表監査委員（古賀尚年君） 決算審査指摘事項というのが御手元にありますか。町長に提出する際に指摘事項ということで、こういう冊子を作っています。児玉議員も御存じだと思いますけれども、その中に10点ぐらいは書いていますけれども一つ読み上げますと、公共建設係の分で「公営住宅使用料の収入未済分については増加している。町民の公平性のためにも徴収の実施計画を策定し、早急な徴収努力を望む。」というようなことで、あと10点ぐらい書いていますので別途見てもらうといいと思います。

議長（熊谷博行君） ほかに質疑ございますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） それでは、古賀代表監査委員におかれましては、長時間大変御苦労さまでした。また特に決算審査におかれましては限られた時間の中で審査業務に精励されたことに対しまして議会を代表いたしまして、厚く御礼を申し上げる次第でございます。ありがとうございました。どうぞ御退席してください。

（古賀代表監査委員 退席）

議長（熊谷博行君） 日程第21、「報告第4号 令和6年度決算に基づく財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」を議題といたします。

執行部より報告をお願いします。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集16ページをお願いいたします。

報告第4号 令和6年度決算に基づく財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、財政健全化判断比率及び資金不足比率を次のとおり監査意見書を付して報告する。

令和7年9月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

総務課長（松本徳幸君） 先ほど古賀代表監査委員からの報告にもございましたけれども、改めて報告の中身について説明させていただきます。

議案集16ページをお願いいたします。記といたしまして、健全化判断比率の表を御覧ください。

まず初めに表の備考1に書いてありますように、実質赤字額又は連結赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「－」にて表記されます。

まず実質赤字比率です。この比率は一般会計等に対する実質赤字額を標準財政規模で割った比率でございます。これは赤字が出ていないということで「－」となっております。危ない状態であると判断される基準は15.00%です。

次に、連結実質赤字比率です。この比率は一般会計と特別会計を対象にした会計の実質赤字または資金不足の標準財政規模に対する比率です。これも赤字が出ていないということで「－」となっております。危ない状態であると判断される基準は20.00%です。

次に、実質公債費比率です。この比率は公債費や公債費に準じた額を標準財政規模を基本とした額で割った率の3年間の平均値になります。令和6年度決算では9.5%ということで前年度に比べて0.5ポイント増加しております。危ない状態であると判断される基準は25.0%です。増加の主な要因は、算定に係る単位費用や係数の見直し、物価高騰に対応するための追加算定による普通交付税の増額により単年度の実質公債費は1.8ポイント減少していますが、3か年平均すると実質公債比率が増加したものでございます。

最後に将来負担比率です。この比率は一般会計の借入金や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すのがこの比率になります。この決算では前年同様「－」となっており、将来財政を圧迫する可能性は低い状態であると言えます。危ない状態であると判断される基準は350.0%です。数値は「－」で表示されておりますけれども昨年度と比較して改善の傾向にあります。この改善の主な要因は、地方債残高が前年度より減少し、財政調整基金等の積立金による充当可能基金の増加により将来負担比率が減少しているものです。

次に下段の表を御覧ください。資金不足比率です。六つの事業会計とも資金の不足額はないため資金不足比率は算定がないので「－」で表示されております。

以上で、財政健全化判断比率及び資金不足比率についての報告を終わります。

議長（熊谷博行君） これより報告第4号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

議長（熊谷博行君） 日程第22、「報告第5号 放棄した私債権の報告について」を議題といたします。

執行部より報告をお願いします。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集17ページをお願いいたします。

報告第5号 放棄した私債権の報告について

小国町債権管理条例第10条第1項の規定により、町の私債権を放棄したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年9月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

詳細につきましては、担当課長が御説明を申し上げます。よろしくをお願いいたします。

総務課長（松本徳幸君） 放棄した私債権の報告については、議案集17ページにより説明させていただきます。

小国町債権管理条例に基づく私債権放棄一覧表でございます。光ファイバー使用料で4件の6万4千900円の私債権を令和7年3月31日をもって放棄したものでございます。私債権の放棄につきましては私債権放棄一覧表の下に記述しておりますが、小国町債権管理条例第10条第1項の規定により第1号から第6号までに該当する場合、私債権を放棄することができることとなっております。

その下の表に放棄した事由を債権ごとに記述しております。光ファイバー使用料につきましては、第3号の時効期間満了が2件、第6号の本人死亡と消息不明による時効期間満了が2件でございます。

以上で、放棄した私債権についての報告を終わります。

議長（熊谷博行君） これより報告第5号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

議長（熊谷博行君） 日程第23、「議員派遣の件について」を議題といたします。

お諮りします。

この件につきましては、お手元の配付資料のとおり派遣することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件につきましては、お手元に配付した資料のとおり派遣することに決定しました。

議長（熊谷博行君） 日程第24、「議員派遣報告について」を議題といたします。

この件については、別紙お手元の配付資料のとおり、小国町議会会議規則第129条の規定により、6月議会以降から今日まで、研修等に各議員を派遣いたしましたので御報告いたします。

議長（熊谷博行君） 日程第25、「行政報告」。

執行部より報告事項等ありましたらお願いいたします。

町長（渡邊誠次君） それでは、行政報告をさせていただきます。

まず1点目。小国町役場職員の採用試験についてでございます。職員採用につきましては、一般事務の高卒程度枠が4名、民間企業等職務経験者枠が2名、障害者枠が1名、保健師1名、保育士1名を募集させていただきました。募集の結果につきましては、一般事務の高卒程度枠が4名、職務経験者枠が4名の御応募がございました。9月21日に一次試験を阿蘇中央高校で実施をいたしたいと思っております。

次に時系列がちょっと違いますけれども、まず10月19日の日曜日に「2025ふるさとの秋祭り」を開催いたします。昨年は木魂館を会場として実施いたしましたけれども、今年は例年どおり小国町役場駐車場周辺で開催をいたしたいと思っております。皆様方の御来場をお待ちしております。

それから3点目。ゆけむり茶屋の譲渡についてでございます。現在、指定管理者制度に基づきまして、わいた温泉組合が管理している小国町総合交流促進センター通称ゆけむり茶屋を地域発展のため合同会社わいた会に維持も相当かかっておりますけれども資産評価、維持管理費用等を勘案した後、令和8年の4月をめどに無償譲渡を前提とした協議を関係者等と行ってまいりたいというふうに思います。

次に教育委員会の事務に係る点検評価報告についてでございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づきまして令和6年度教育委員会の所管事務事業の評価を行い、評価者の意見を付した報告書を提出させていただいておりますので皆様方にも配付してあると思っておりますけれども御覧をいただきたいなというふうに思います。

続きまして、先ほど芸術祭「小さな国十月」についての御案内を配らせていただいたと思っ

おりますけれども、10月の4日の土曜日でございます坂本善三美術館の玄関前におきましてオープニングイベントを開催したいというふうに思っております。時間は11時半から12時ということでございますけれどもオープニングイベントのときに正午の時報に合わせて出席者全員でテープカットを行うというような計画がございますので、要領に関しましては御手元の別紙に記しております。御協力いただける方がおられましたら、どうぞよろしくお願ひしたいというふうに思います。イベント終了後は坂本善三美術館内で開館30周年記念展「日々。」の作品解説等々を行うということでございますので、併せて御覧をいただければというふうに思っております。10月の3日の日には県庁のほうでまたプレスリリースも行いたいというふうに思います。

それから最後でございます。冒頭御挨拶のときにもさせていただきましたけれども福島県の猪苗代町さんが町制70周年を迎えられるそうでございます。それもあって小国町と猪苗代町さんで友好都市の締結をしたいというふうに思っております。現時点のところ案でございますけれども小国町では先達でございます北里柴三郎博士と猪苗代町で生まれになりました野口英世博士の縁により結ばれておりますので、その遺徳を郷土の宝として受け継ぎながら友好都市としての絆を結んで、この歴史的な絆を両町共有の遺産として末永く継承するとともに両町の更なる友好を図る契機とすべく、合意をさせていただいて締結を結んでいきたいというふうに思います。詳しい内容につきましては、皆様方には資料等々を配付したいと思いますけれども10月の24日に行きたいと。それは猪苗代町さんで町政70周年の式典がございますので、そちらのほうで行いたいというふうに思っております。また議長のほうにも御案内しておりますけれども御同行いただければうれしいなというふうに思っているところでございます。また北里柴三郎博士の大河ドラマの誘致に関しましても猪苗代町さんには御同意いただいているところではありますけれども、そのようなかたちで様々にアプローチをさせていただきながら実現ができるように頑張ってもらいたいというふうに思います。友好都市の締結書の中身についてはもちろん精査しているところではありますけれども、まずは友好交流を推進するという、それから伝統文化を再認識して相互に学びながら新しい文化の創造を図る、また商工業、観光業、農林業などの地域産業の発展とか自然環境の保全、それから防災の観点ではある程度離れている場所との連携も必要でございますので防災の面でも連携したいと。また子供たちの教育等々北里、野口両博士においても非常に教育にとってもいい先達でございますので、是非とも豊かなまちづくりの実現に向けて子供たちの教育等々も含めて連携を深めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上、6点、行政報告とさせていただきます。

以上でございます。

議長（熊谷博行君） 最後になりますが、今回陳情が1件上がっておりました。資料配付となっておりますが今後増えてくるような項目でございました。産業課におかれましては引き続き事業の検討や対応のほうよろしくお願ひいたします。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

どうもお疲れさまでした。

(午後 4 時 3 1 分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員（2番）

署名議員（7番）

第 2 日

令和7年第3回小国町議会定例会会議録

(第2日)

1. 招集年月日 令和7年9月17日(水曜日)

1. 招集場所 おぐに町民センター3階 301号室 議場

1. 開 議 令和7年9月17日 午前10時00分

1. 散 会 令和7年9月17日 午後14時40分

1. 応招議員

1番 江藤理一郎君	2番 杉本いよ君
3番 高村祝次君	4番 児玉智博君
5番 穴見まち子君	6番 松崎俊一君
7番 松本明雄君	8番 熊谷和昭君
9番 久野達也君	10番 熊谷博行君

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番 江藤理一郎君	2番 杉本いよ君
3番 高村祝次君	4番 児玉智博君
5番 穴見まち子君	6番 松崎俊一君
7番 松本明雄君	8番 熊谷和昭君
9番 久野達也君	10番 熊谷博行君

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 長 広行君 書記 宇都宮愛子君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡邊誠次君	教育長 村上悦郎君
総務課長 松本徳幸君	教委事務局長 後藤栄二君
情報政策課長 田邊国昭君	産業課長 穴井徹君
税務住民課長 中島高宏君	建設課長 谷口正浩君
福祉課長 宮崎智幸君	町民課保育園長 室原由美君

1. 町長提出議案の題目

別紙議事日程のとおり

1. 議員提出議案の題目

なし

1. 開議議事日程

午前10時00分、議長は本日の議事日程について次のとおり報告した。
別紙議事日程のとおり

議事の経過 (r. 7. 9. 17)

議長（熊谷博行君） おはようございます。

本日は、9月定例会本会議2日目でございます。

ただいま出席議員は10名であります。定足数に達していますので、定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

(午前10時00分)

議長（熊谷博行君） 日程第1、認定第1号から日程第7、認定第7号までは令和6年度一般会計決算認定及び特別会計及び事業会計各決算認定でありますので、一括して議題といたします。

本案は、去る9月9日の本会議において、各々の所管に従い、各常任委員会に付託されておりますので、小国町議会会議規則第41条の規定により、まず総務常任委員会の委員長報告を求めます。

6番（松崎俊一君） 総務委員会のほうから報告を申し上げたいと思います。ただいま議題となりました「認定第1号 令和6年度小国町一般会計歳入歳出決算認定について」総務常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

議長（熊谷博行君） 委員長よろしいですか。

お諮りいたします。委員長の報告が長くなりますので、着座のままでよろしいかを伺います。よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（熊谷博行君） 異議なしと認めます。

それでは、着座のままお願いいたします。

6番（松崎俊一君） ありがとうございます。

去る9月10日、全委員の出席と執行部より渡邊町長を始め、所管の各課長ほか担当者の出席をいただきまして当委員会に付託されました決算認定について審査をいたしました。また、議長にも出席をいただいております。開会に先立ちまして、渡邊町長から挨拶をいただきまして各担当課長から所管における決算の概要説明があり、その後審議に入りました。10日に審議いたしました委員会の質疑応答をまとめた資料を作成いたしましたので、皆様のお手元のほうに事前に配付をいたしております。

それでは、まず質疑応答から報告してまいりたいと思います。質疑応答につきましては配付した資料が全てになります。多少ページが前後する場合もあるかと思いますが、御了承いただきたいと思います。

まず、認定第1号、令和6年度小国町一般会計歳入歳出決算認定の歳出でございます。

まず、49ページ、文書広報費の中の「ホームページについて」。それから49ページ、「町の

広報紙について」。51ページ、財産管理費の中で「町有地内樹木剪定管理委託料及び町有林保全管理委託料などについて」並びに「建設業への依頼について」。54ページ、企画費の中で「大字まちづくり協議会活動助成金について」。ページ飛びまして80ページ、人権政策費の中で「部落解放同盟小国支部の活動について」。80ページ、「隣保館、児童館事業に係る歳入について」。次ページ飛びます117ページ、消防費の中で「消防団の定義について」。同じく「消防団の出動回数や出動人員数について」。145ページ、公債費の中で「起債の許認可について」。151ページ、「国債証券、政府保証債証券、地方公共団体金融機構債証券の内容について」。それぞれ各委員から質問が行われました。質疑の内容につきましては、お手元にあります質疑応答集のほうそれから答弁のほうも質疑応答集を御覧になっていただきたいと思います。

以上で、歳出のほうを終わりました。歳入に入りました。

続きまして、歳入の報告です。

まず13ページ、「固定資産税の歳入の伸びについて」。14ページ、「収入未済額の今後について」。14ページ、「入湯税課税対象者数について」。14ページ、入湯税「日帰り入湯税について」。19ページ、使用料及び手数料の中の「光ファイバー使用料について」。33ページ、財産売払収入の中「町直営林立木売払収入について」。40ページ、「建物災害共済金の内容について」。各々の委員から質疑がございました。同じく執行部の答弁につきましては、質疑応答集のほうを御覧になっていただきたいと思いますというふうに思います。

以上で、認定第1号、令和6年度小国町一般会計歳入歳出決算認定については、全ての質疑を終結し、討論に入りました。討論はございませんでした。

以上で、当常任委員会での認定第1号の審査内容の報告を終わります。

本案は去る9月9日、当委員会に付託され、報告のとおり当委員会において審査を終了し、採決の結果、認定第1号、令和6年度小国町一般会計歳入歳出決算認定については、全会一致をもって原案のとおり認定すべきと議決いたしました。

以上、当委員会での経過を申し上げて、報告を終わりたいと思います。

それから、本会議のほうで同僚議員のほうから総務委員会に関する質疑が何個か出ております。これは割愛させていただきます。

以上、報告終わります。

議長（熊谷博行君） 続きまして、文教厚生常任委員会の委員長報告を求めます。

5番（穴見まち子君） 文教厚生常任委員会のほうから報告申し上げます。

ただいま議題となりました「認定第1号 令和6年度小国町一般会計歳入歳出決算認定について」、

議長（熊谷博行君） 委員長、着座をお願いします。

5番（穴見まち子君） ありがとうございます。

「認定第2号 令和6年度小国町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」、「認定第3号 令和6年度小国町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」、「認定第4号 令和6年度小国町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」文教厚生委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

去る9月11日、委員の出席と執行部より渡邊町長を始め、所管の各課長ほか担当者の出席をいただきまして、当委員会に付託されました決算認定について審査をいたしました。また、議長にも出席をいただきました。開会に先立ちまして、渡邊町長より御挨拶をいただきました。各担当課長より所管における決算の概要説明があり、その後審議に入りました。11日に審議いたしました委員会の質疑応答をまとめた資料を作成しましたので、皆様には事前配付しております。

それでは、まず質疑応答から報告してまいります。質疑応答については配付してある資料が全てになります。担当課ごとにまとめておりますので、多少ページが前後する場合がありますと思いますが御了承ください。

まず、認定第1号、令和6年度小国町一般会計歳入歳出決算の歳出でございます。

歳出の部分で73ページ、社会福祉総務費の中で「社会福祉協議会補助金で福祉推進員の人数、活動内容、支出の内訳は」ということが出されました。次に75ページ、障害者福祉費の中で「扶助費の各項目の財源の内訳。また利用者の自己負担割合と、それぞれの給付費の人数」。それから77ページ、老人福祉費の中で「敬老会を実施した地区は何か所か」ということでございます。

以上で、歳出を終わります。歳入に入りました。

40ページ、民生費受託事業収入の中で「小国町外の子供が小国町立保育園に入園するための条件はあるか」。それから20ページ、民生費負担金の中で「学童保育の月の利用日数が10日以下の人と11日以上の人どちらが多いか。また、開所時間はどのようになっている、土曜日は1人でも希望があれば開所するのか」ということの間いが出ておりました。

教育委員会について質疑を行います。122ページ、「小国高校の令和6、7年度の在籍生徒数は何人で、小国と南小国の内訳と、小国郷外から来ている生徒は何人か」ということです。

以上で、歳出を終わります。

続きまして、歳入の報告です。

40ページ、民生費受託事業収入の中で「小国町外の子供が小国町立保育園に入園するための条件はあるか。また小国町外の子供で入園した園児は何名いるか」ということです。

全体的に福祉課歳出の質疑13件、教育委員会事務局が19件、福祉課歳入の質疑4件、教育委員会事務局歳入の質疑が5件となっております。

以上で、認定第1号、令和6年度小国町一般会計歳入歳出決算認定については、全ての質疑を終結し討論に入りました。討論におきましては、まず小国高校支援補助金、未来留学について、

部落解放同盟について、美術教室の支出関係についてなどの理由で、反対の討論がありました。
なお、賛成討論はありませんでした。

以上で、当常任委員会の認定第1号審査内容については、報告を終わります。

本案は去る9月9日、当委員会に付託され、報告のとおり審査を終了し、採決の結果、認定第1号、令和6年度小国町一般会計歳入歳出決算認定については、賛成多数で原案のとおり認定すべきと議決いたしました。

続きましては、令和6年度特別会計決算認定について、福祉課より所管における決算の概要があり、その後審議に入りました。なお、質疑においては特別会計ごとに、歳入歳出を一括して行いました。

まず、認定第2号、令和6年度小国町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。質疑といたしましては、歳入の質疑が4件、歳出の質疑が1件。

続きまして、認定第3号、令和6年度小国町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。質疑といたしましては、歳出の質疑は3件、歳入についての質疑はありませんでした。

続きまして、認定第4号、令和6年度小国町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。質疑といたしましては、歳入の質疑が1件、歳出について質疑はありませんでした。

以上、当常任委員会所管の令和6年度特別会計決算認定について全ての質疑を終結し、それぞれ討論に入りました。討論では、国民健康保険税の負担が増えること、介護保険の制度に対すること、後期高齢者医療保険料の引き上げについてなどの理由で、反対の立場の討論がございました。なお、賛成討論はありませんでした。

以上で、当常任委員会での認定第2号、認定第3号、認定第4号の審査内容についての報告を終わります。

本案は去る9月9日、当委員会に付託され、報告のとおり審査を終了し、採決の結果、認定第2号、認定第3号、認定第4号について、賛成多数で原案のとおり認定すべきと議決いたしました。

以上、当常任委員会での経過を申し上げ、報告を終わります。

議長（熊谷博行君） 続きまして、産業常任委員会の委員長報告を求めます。

3番（高村祝次君） 産業常任委員会の報告をいたします。

議長（熊谷博行君） 着座をお願いします。

3番（高村祝次君） ただいま議題となりました「認定第1号 令和6年度小国町一般会計歳入歳出決算認定について」、「認定第5号 令和6年度小国町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」、「認定第6号 令和6年度小国町簡易水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」、「認定第7号 令和6年度小国町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」産業

常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

去る9月12日、委員の出席と執行部より渡邊町長始め、所管の各課長ほか担当者の出席をいただきまして、当委員会に付託されました決算認定について審査いたしました。また、議長にも出席をいただきました。開会に先立ちまして、渡邊町長より挨拶をいただきまして各担当課長より所管における決算の概要説明があり、その後審議に入りました。12日に審議いたしました委員会の質疑応答をまとめた資料を作成しましたので、皆様に事前に配付してあるとおりでございます。

それでは、まず質疑応答についてでございますが、私が声がかすれてくるから質疑応答は省略させていただきます。担当課ごとにまとめてありますので多少ページが前後する場合もあると思いますが、御了承お願いしたいと思います。

まず、認定第1号、令和6年度小国町一般会計歳入歳出決算認定についての歳出でございます。産業課は24件、建設課10件、歳出について質疑に入りました。

続きまして、歳入に入りました。

歳入は、産業課が2件、建設課が1件。

以上で、認定第1号、令和6年度小国町一般会計歳入歳出決算認定については全て質疑を終了し、討論に入りました。討論におきましては、鍋ヶ滝バイパスを始めとする大きな開発事業が行われていること、小国町観光パンフレット作製業務委託を1社随契していることという理由で反対の討論がありました。賛成討論はありませんでした。

以上で、当委員会での認定第1号の審議内容についての報告を終わります。

本案は去る9月9日、当委員会に付託され、報告のとおり当委員会における審議を終了し、採決の結果、認定第1号、令和6年度小国町一般会計歳入歳出決算認定については、挙手多数で原案のとおり認定すべきと議決いたしました。

続きまして、令和6年度事業会計決算認定について質疑いたしました。所管からの追加説明はございませんでしたので、直ちに審議入りました。

認定第5号、認定第6号、認定第7号について質疑が行われました。

水道事業会計1件、簡易水道事業会計1件、下水道事業会計2件についての質問がございました。

以上で、当常任委員会所管の令和6年度事業会計決算認定について、全ての質疑を終了し、それぞれ討論に入りました。認定第5号、認定第6号、認定第7号については、討論はございませんでした。

以上で、当常任委員会での認定第5号、認定第6号、認定第7号の審査内容についての報告は終わります。

本案は去る9月9日、当委員会に付託され、報告のとおり審査を終了し、採決の結果、認定第

5号、認定第6号、認定第7号については、全員挙手であり原案のとおり認定すべきと議決いたしました。

以上で、当委員会での経過を申し上げ報告を終わります。

議長（熊谷博行君） 各委員長ありがとうございました。

各常任委員長からの報告が終わりましたので、これより、認定第1号、令和6年度小国町一般会計歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑に入ります。なお、委員長におかれましては自席より御答弁をいただきたいと思っております。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

4番（児玉智博君） 私は、認定第1号、令和6年度小国町一般会計歳入歳出決算認定についてに反対の立場から討論を行います。

この場にお集まりの方々、いずれも私より長く小国町で過ごされている先輩方になりますが、10年前、20年前、30年前、40年前、50年前と比べて令和6年度の小国町はどうだったとお感じでしょうか。昔より活気があると感じる人はいないでしょう。まちの活気が失われる最大の原因は、少子高齢化と人口減少、二つ目に暮らしの厳しさであります。これに対して町が79億8千778万9千円の歳入をいかに効率的、効果的に生かし、住民の福祉の向上を図るか。それが問われるのが今回の決算議会だと思います。ところが年々増加している実質収支では9億2千117万円もの黒字となり実質収支比率はついに25.2%に到達。望ましいとされている割合の5倍の黒字となっています。年度末の一般会計に属する基金残高も財政調整基金の15億8千388万円を始め総額26億8千254万円となっています。これは令和元年度末時点と比べて2.6倍以上の額であります。コロナ禍、物価高騰を経て当時より町民の暮らしや町経済は困難になっているのに町の金ばかりが異常に増えているということは、町が住民の福祉の増進のための仕事をおろそかにしている証しではないでしょうか。渡邊町長は9日の本会議の答弁で「若手職員の中には町長は国県の交付金がなければ事業はしないという声もある」旨の話をされました。そのことをまずいと思わないのは非常に問題であります。それは現場に立つ職員が必要だと思ったことがあったとしても、どうせボトムアップなんてされないからと諦めることにすらすらつながりかねないからであります。その積み重ねが渡邊町長就任以来の必要以上の黒字であり基金の積み増しではないのですか。「国」栄えて「民」減ぶは、地方自治の敗北であります。お金を生かすための知恵を絞るべきだし、知恵がなければ人の意見に耳を傾けるべきだということを申し上げたいと思っております。町の財産についても、長期にわたって特定の者に使用させ続けている

土地の方向性や普通財産の売却などを進めていくことを求めます。

部落解放同盟への団体補助金150万円が引き続き出されています。しかし社会問題としての部落差別というのは解決をしています。だから同和対策事業は終結したのです。求められるままお金を出し続ける町のこの姿勢が利権を作っているとは思いませんか。これで本当に部落問題、同和問題を解消しようと思っているのだろうかとは疑問でなりません。むしろいつまでも温存させたいと思っているのではないかとすら思えてきます。財政が厳しいという中で惰性で出し続けている団体補助金もあるのではないのでしょうか。

鍋ヶ滝バイパスとカントリーパーク事業の歯止めなき鍋ヶ滝開発が続いています。起債により将来世代にまで負担をさせて行う不要不急の開発に断固反対するものであります。町の観光パンフレット作成業務委託は280万円の契約であるにもかかわらず、一社見積りによる随意契約でした。多面的機能支払交付金においては、その10分の1ほどの金額でも農家の方々には三社見積りを求めています。同じ産業課であって自分たちは100万円単位で随契を行うなど町民が納得するでしょうか。「公共調達については、競争性及び透明性を確保することが必要であり、いやすくも国民から不適切な調達を行っているのではないかと疑念を抱かれるようなことはあってはならない。」とは財務省の公共調達の適正化についての書き出しであります。町において公共調達に関する明確なルールを設けるよう求めます。美術教室において不適切な会計処理が行われていました。本来、集めた参加費を全額歳入に計上し、掛かった経費は歳出に計上して出入りを明確にしなければなりません。ところが参加費を一旦歳計外現金として保管して、最終的に余ったお金だけを歳計現金としたというものであります。委員会でこのことが明らかになっても「来年度からは気をつけます」の一言で済ますおつもりですか。それで再発が防止されるでしょうか。今定例会は余りにも執行部のミスが重なっています。町民から信頼されるよう今一度全員が気を引締められることを祈念して討論を終わります。

議長（熊谷博行君） ほかに討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

認定第1号、令和6年度小国町一般会計歳入歳出決算認定について、本案に対します各々の委員会からは、原案のとおり認定すべきであると報告を受けました。

よって、各委員会の報告のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

議長（熊谷博行君） 挙手多数でございます。

よって、認定第1号は委員長報告のとおり認定されました。

議長（熊谷博行君） 続いて、認定第2号から認定第7号までの各特別会計決算認定、各事業会計

決算認定の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(熊谷博行君) 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

4番(児玉智博君) 私は、認定第2号、令和6年度小国町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号、令和6年度小国町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について及び認定第4号、令和6年度小国町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてに反対の立場から討論を行います。

令和6年度の国民健康保険税は、令和5年度に引き続き増税されました。所得割で1.38%、均等割で5千円、平等割で2千100円です。特に均等割は、世帯人員が増えることに5万4千400円プラスされることになりました。就学前児には国費により半額免除されていますが、就学年齢になればそれもなくなくなります。子供の数が増えるほどに国保税が高くなる仕組みであり、少子化を何とかするために子育て支援こそ求められているというのに、それに真っ向から相反するものであります。

後期高齢者医療の保険料も引上げられ、令和6年度より均等割5万8千円、所得割10.98%となりました。1人当たりの保険料は7万4千260円です。保険料が暮らしに重くのしかかっており負担軽減こそ必要であると指摘し討論を終わります。

議長(熊谷博行君) ほかに討論ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(熊谷博行君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案に対します各常任委員長の報告は、各議案とも原案のとおり認定すべきであるとの報告を受けておりますが、1件ごとに採決をいたします。

なお、採決におきましては、執行部は最後にお立ちください。

認定第2号、令和6年度小国町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

議長(熊谷博行君) 挙手多数でございます。

よって、認定第2号は認定されました。

続いて、認定第3号、令和6年度小国町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

議長(熊谷博行君) 挙手多数でございます。

よって、認定第3号は認定されました。

続いて、認定第4号、令和6年度小国町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

議長(熊谷博行君) 挙手多数でございます。

よって、認定第4号は認定されました。

続いて、認定第5号、令和6年度小国町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長(熊谷博行君) 全員挙手でございます。

よって、認定第5号は認定されました。

続いて、認定第6号、令和6年度小国町簡易水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長(熊谷博行君) 全員挙手でございます。

よって、認定第6号は認定されました。

続いて、認定第7号、令和6年度小国町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長(熊谷博行君) 全員挙手でございます。

よって、認定第7号は認定されました。

ここで暫時休憩をいたします。次の会議は11時から行います。

(午前10時37分)

議長(熊谷博行君) それでは、休憩前に引き続き会議を行います。

(午前10時58分)

議長(熊谷博行君) ここからは一般質問となっておりますので、直ちに質問に入ります。なお、本日の質問者は、1番、高村祝次議員、2番、松崎俊一議員、3番、杉本いよ議員、4番、松本明雄議員となっております。よろしくお願いいたします。

それでは、3番、高村祝次議員、登壇をお願いします。

3番(高村祝次君) ちょっと声がかすれておりますので、よろしくお願いいたします。今度、石破総理が1年で任期が終わりましたが、私と石破総理が会って話したとき石破総理は「私は、国会

議員になる前は、是は是非は非で出馬しました」ということを言いましたので、「私もそのとおりですよ」と。「是は是非は非、おかしいことはおかしいということは良いということで、私も町会議員に出ました」ということを話しました。そういう人間はよく考えると悪いことは悪いとはっきりものを言うから一代のうち損をするのかなと自分ながら思っております。おかしくても周りの人が手を挙げているから一緒に手を挙げようかというふうになると大分人気も変わってくるのかなと思いますけど、私はそういう人間ではないということです。いいことはいいで町長が誰であれ賛成するときは賛成する、反対するときに反対するということでずっとやってまいりました。令和2年に大雨が降りまして田原の入り口に吾村吾愛という記念碑が建っております。皆様、吾村吾愛という意味はわかりますか。皆さんがまだ小学生ぐらいか中学生の頃30数年前に私が田原の組長をするときに900数十万円掛けて建てました。というのも昔は田原というところは道路もなく車も上って来る道はなかった。昭和37年に築瀬から道路改良をやってようやくどうにか普通の自動車が田原まで上って来るようになりました。それから上水道下水道整備、農村集落排水で小国町一番先に下水道事業をさせてもらったおかげで今も汚れない川が流れております。しかし田原というところは水がないというところで田を植えるところは非常に難儀しているというような状況です。吾村吾愛を作ったときも私たちのおやじの代の先輩方が昭和37年から部落にお金もないのに道を造ってきたのだから何か後への時代に残さないと、これだけ先祖はお金のない中で骨を折ってきてここまで発展したのだからということで30年ぐらい前に建てたという経緯がございます。吾村吾愛というのは「わが村を 我が愛する」ということです。私が組長をしていた40歳ぐらいのとき昔はお斎の膳を公民館でやっておりましたので婦人会が料理するときに狭いということで、農協から900数十万円借りて追加してそのときに1千800万円ぐらいのお金を部落でつくってやったと。おまけに今度下水道は下水道で自己負担が一軒50万円ということで30軒の1千500万円。それも負担しないといけないということで今のファームロードの路線は役場の課長さんたちはあの路線ではなかったわけです。原野をなるべく通らないで橋を架けていくと、「それは無駄ですよ」と、「原野の中を通してください」と、「橋を架けると無駄だから谷間があるところは埋めて、残地を畑にしてください」ということで田原の水口酪農のところから「道路はカーブを少なくして、真っすぐな道路にしてください」というのが今の路線です。国のほうは在来の道路を拡張しなさいという考えだったから牧場の中にSカーブがあった。牧場の中は掘った土を埋めてすればいいということで今の路線になったというようなことです。ですから田原の道は吾村吾愛の記念碑のところから下部落まで行くのも昔は町道にするのも地元負担がいったから、そういうお金がない中で道路を造ってきたと。令和2年の大雨の中で道路が一夜にしてなくなってしまったと。その後そこをどうするのかと。私はやはり今まで町道はどこでもあった道は災害があつたら復旧していかないとはいけない。幾ら掛かっても2億円掛かろうが3億円掛かろうが、どこの部落でもあったときは造らないといけないというのが

私の信念でございます。今までの経緯をいろいろ聞いてきましたけれども治山でやるとかいろいろ言われましたけれども、実際今の状況はどうなっているのか町長にお尋ねします。

町長（渡邊誠次君） 今の町道ということで全体的なお話等々あればまた建設課のほうからお答え願いたいと思います。田原地区において被災されている箇所は、田原から下田原地区に向けての道路の間にある下田原から先ほど言った吾村吾愛のところまで抜ける道路のことであろうというふうに思っております。その中で被災してその後町でも様々に検討させていただきました。現在の道路を復旧させようと思って工事を工区が第6工区ぐらいまでの区分けはありますけれども、その中で試算的には今こちらで当時1億8千万円でございます。今では3億円近くかかるのかもしれないけれども試算をさせていただいております。ただ今の現況の道路をこの予算で復旧工事を仮にするとしたところで上からの土砂をとめるということはまず不可能でございまして、これ見たところ昔の道路って実は全部等高線に沿って車の登る力も昔は弱かったので、等高線を無理せずに上るような道路が多かったのですが、最近の道路はさすがに等高線ももちろん考えておりますけれども等高線をまたぐようなかたちの道路も実際実は多いような状況であります。昔に比べると無理をして造った道路は壊れやすいというふうにも実は言われております。それはなぜかということももちろんそこを切った影響で水が急激に集まるという状況もありますので、その部分では実際分析は必要だというふうに思いますけれども、高村議員がおっしゃるところの田原と秋原の間の工区、下田原から先ほど言いました吾村吾愛に抜けるまでの工区につきましては検討はさせていただきましたけれども、実際に復旧をしてもその後の部分も崩落するという懸念がものすごく多い地区でございますのでなかなか今のところ手が出ずにいるというところが本当でございます。その中でその道路をつなぐ道路、また違う箇所につなぐ道路、吾村吾愛につなぐ道路を別に引いて迂回させて造る道路。また開拓のほうといいますか田原の集落を抜けて上のほうに抜ける開拓のほうまでいかない田原の集落の左側というか、そちらのほうに抜ける道路等々も実際考えていました。しかしながらやっぱりこういったところも含めて県との協議も当然する中でかなり無理があるのではないかとこのところでもありますので、町といたしましては検討を重ねているところでもありますけれどもなかなか今の現状としては答えが出てないと。今の道路を原形復旧するのは非常に難しいのではないかとこの結論はありますけれども地元の人たちと協議をしながら、また高村議員も含めて考えながらやっていかなければいけないというところは重々承知しているところでございます。今のところ下田原の方たちは田原に抜ける道路、秋原に抜ける道路、2か所は確保しております。確かに吾村吾愛の道路に抜ける最短の距離はなかなか難しいところでもありますけれども、今の現状といたしましてはその2本の道路を使っていただいて田原の集落、秋原の集落を1回抜けていただいて、そちら方面に向かっていくような迂回をするような道路にはなっておりますけれども、今の実情としてはそれを使っただけであればというふうに思っております。

以上です。

3番（高村祝次君） いろいろ計画を立てていると思いますけれども、何で私が今日この場で言うかという私が黙っていたら災害があったときには「あのときの町会議員は誰だったか」とすぐ出てくるのが下部落の秋原のほうです。そこに隣接する福祉課長辺りの家が治山工事か何かをしないと恐らくまた大きな災害に遭う。地形がそういう層になっているから令和2年のような大雨がきたら田原のグリーンロード際から全部秋原のほうに流れてくる。だから私は道路を造ることよりも治山か何かでまず今の災害があったところを止めないといけなと。これを私が今日黙っていたらずるずるずれていくかもしれない。だから私が言っているのです。それは誰の責任かと。町としては「検討していた」と言うかもしれない。「議員は誰だったか、下城から誰が議員に出ていたか」と言われたときには私も生きていたら返答のしようがないから私があえて言う。

「絶対道を造ってください」ということではないと。「下部落の秋原の人たちが安全に生活するためにどうかしてください」と言っているのです。検討しているなら検討しているで10年も先延ばしすると災害があったら恐らくグリーンロード、田原の牛舎のところから秋原のほうにずれるかもしれない。現に吾村吾愛の記念碑の前の舗装を1回やり替えたのです。反対側の傾斜のほうに地がずれて舗装にひびが入ったから。そしたらまたひびが入っているから少しずつ土が秋原のほうへずれているか籾瀬のほうへずれていっているか。現に舗装が割れているのだから。だからあそこら辺の地質を分かっているからほとんど岩が出ないシラスの地形ですから雨が降ればざらざらと流れてくる。建設課長も今年1年だろうけれども、そこ辺りは早急に考えてやってもらいたいと思います。また、これは令和2年の大雨のときもなっておりましたが、ファームロードから開拓の手前の以前野菜道路で造った道路が50メートルぐらいが舗装がめくれ上がってしまっている。公団でした道路と以前した道路の継ぎ目の舗装のところが割れて、そこから水が下をくぐってきているから舗装がガタガタ。これは50メートルぐらいです。これは前の建設課長も今の課長補佐も現場を見ている。それからそれを上って行って高い黒岩のところの私たちが自分たちで道路拡張をして舗装をしたところの道路がめくれれてしまって、いつまでも復旧しないから差し当たりその舗装がほげないようにコンクリートを打って今とめていると。これは災害の査定に入らないからということで当時、今の総務課課長補佐やらはそういうことを言って現場も何回か見てもらって「どうかしてください」というようなことではあるけれども「お金がない」とも「しない」とも「する」とも言わないから、あえて今日私が言うわけです。今建設業も災害復旧もほとんど終わって仕事がない時期にそういう小さいところを是非やってもらいたいと。建設課のほうはメンバーがころころ変わってくるから村の若い者たちに誰が来たか聞いても「誰が来たか分からない」というような状況です。今日は写真を撮って来るはずでしたが、杉山の中で暗いから波打っているのが見えないのです。上のほうも2か所です。検討して是非してもらいたいと思っております。そういうことでこれは上田ですけれども。上田から江古尾にくる道路の下。

藪空のところを以前町道が崩れたと。そのときは町も見に行っただけで何もしなかったということです。ちょうど葛があるところの下が崩れたらしいです。それがこの下のもう藪空になっているけれども田んぼが3枚か4枚、田んぼを作っていないほったらかしで荒れ放題になっている。だから以前はこの田んぼの人が法面を切っていたと。ここ3枚ぐらいは耕作放棄地になっているから作っていない。だからここを切る者もいない。それで再三、町のほうにお願いしたと。上田から江古尾に行っている道。この道路が江古尾の道。このガードレールがしてあるところが江古尾に行っている。崩れたのはこの辺。この下には川があって境界はどうなっているかということと境界の杭もちゃんとこうしてある。こっちは田んぼ、こっちは川。これから向こうは町の管理。河川も。そして江古尾から道路を流れる川も何か所か大きなパイプでこっちの川のほうに流している。上流のほうがこういうような状況になっている。この川が埋まってしまったから下のほうの田んぼは水をとるのにこういうパイプを何箇所か引いている。やるとするなら藪を切ってからユンボを持って来て、下にはU字溝はどのぐらいのか知りませんが入っているというようなことです。この杭がここではなくてこっちに打ってあるなら個人の土地になるが杭が真ん中に打ってあるのでこれは町が管理しないとイケない。杭が藪空の中に打ってあるのならこれは民有地。人間やら機械が通れる道があってこれは私有地になるけれど杭がはっきりまだ残っている。こっちも。これは町が絶対管理しないとイケない川。町長、見たことがありますか。

町長（渡邊誠次君） 地域としては分かりますが、その現場をはっきり見たわけではありませんで確定してどちらが民地どちらが町有地というのは今結論としてはお話はできませんけれども、まずは建設課のほうで把握はもちろんしているということであれば、そのときにどういった発言をしたのか分かりませんがその見解に基づいて町としては対応したいというふうに思います。ただ先ほどの道路を引く工程といいますか先ほどの杭を打っているところを含めて、ちょっと今の写真では全体的なところの背景、私としては分かりませんので今ここで結論をと言われてもなかなかちょっと結論は出せませんが建設課のほうでは話をしたいと思っています。

以上です。

3番（高村祝次君） あえて建設課長に言っても地元の人ではないのであんまり分からないと思います。今日私が言ったから現場に行って藪を切るのも機械があつたら上下から機械で切ってしまう。小さいユンボではだめ25ぐらいのユンボを持って行って切ったら人間の刈払機でできなくても簡単にできるようなところ。後でU字溝の上をユンボですくって。あんまり土もないと思います。田原の集落内でいつもU字溝の中に田んぼと変わらないくらいバラスが溜まっていたが令和2年の災害のときにお宮横の砂防を造ったおかげでそれが溜まらなくなった。ここはさっき言ったこの面が崩れてこの土が川を塞いだからこういうような状況になっている。誰が課長補佐か分からないような話をしていましたけれども課長補佐やら見に来たというようなことで、なかなか若い職員は町長には言えないのかなというような思いがしておりましたけれども、課長が

町長に報告してお金がないわけではありませんので、ここをするのに100万円も掛けたら掃除はできると思います。地元の人たちから不満を言われないようにやってもらいたいと思います。

続きまして、この前から委員会でも言いましたけどシカが作物だけではなくて山を荒らすようになってきたと。今、山林も間伐ではなくて主伐伐採するところが多くなってきている。切って次の年に地ごしらえしてすぐ植えて、そしてすぐネットを張らないとシカが来て植えてあるのを上からでも引き抜き出す。だからちゃんと杭を打って杉の苗を結び付けておいたら刈払機で切るということもないかもしれないけれども、ただ植えていて赤のテープを付けているぐらいは杉の苗がポット苗で小さいから切ってしまう。シカが食べる、人間が刈払機で切る。刈払機で切るのはみんなが切っているか、切っていないかは分からないです。切った残りがあるから恐らくそうだろうと。シカがかじっているのかもしれない。そういうな状況で今シカネットの補助については以前は「シカネットを張らせてください」と言っていたら、注文をして森林組合ももうお金が国からくるお金もないというような話でございますけど、産業課長は以前に話をしていますので今の状況を述べて今後それについてどう考えているのか町長の答弁をお願いしたい。

産業課長（穴井 徹君） それでは、鹿ネットの設置の状況とまた設置についての補助ですとかそういういった仕組みについて私のほうから御説明させていただきます。

鹿ネットについては、皆さん御存じだと思いますが山林に行くとオレンジのネットが張ってあります。あれが通称の鹿ネットです。鹿ネット設置については現在小国町のほうでは国の補助事業を利用して実施しております。事業主体は山林の所有者ではなく実施主体ということで小国町森林組合のほうで事業主体で実施しております。この事業は鹿ネット設置だけの事業ではできません。必ず別の作業と一体的に行わなくては補助の対象にならないという条件がついております。具体的に例えで言いますと皆伐して植林したときに併せて設置するですとか植林後二、三年後に下刈りと併せて設置するというようになっております。先ほど言われましたように被害が出るようなところであれば予察ができる場合は当初植林時から設置しないと効果のほうは出ないようになっております。ネットについても幾つかタイプがありますが、小国町は設置しているのは直立タイプといって真っすぐ境界に対して設置しているタイプになっております。国からの補助率は68%となっております。県のほうは定額制で直立タイプの場合1メートル当たり364円の上乗せをしております。現在、町のほうから補助はない状況です。実質的な所有者負担ということで単純に計算しますと1メートル当たり直立タイプの場合69円が所有者負担になります。しかし先ほども冒頭でお話ししましたとおり単体での設置はできません。これは69円というのは鹿ネットだけを設置したときの理論上の計算の金額になります。ですから地ごしらえがもうちょっと費用が掛かったり実際買うときに、それ以上にネット代が高ければその負担割合はどんどん林家の負担になります。最終的には地ごしらえ等の費用が多ければネットは設置したけれどネットはほとんど自費で設置したような状況になっております。先ほど皆伐のお話もありましたが現在

小国町は年間約20ヘクタールを皆伐しております。鹿ネットの設置割合としては、必要のない方も中におられるかと思いますが設置者の割合で10%程度です。シカの被害が多い地域については当然設置率は高くなっております。また広葉樹を植栽する場合は必ず設置しないとほとんどが被害に遭うような状況です。その後の維持管理等とまた設置費用を考えて設置する方が少ないのではないかと思います。町長にというお話もありましたが、今後の対応としましては事業実施主体であります小国町森林組合を通して事業を把握して、町としても事業化するかどうすべきかを再度検討させていただき事業を実施する場合、有害鳥獣対策としてより効果のある事業を検討して実施したいと思います。

私のほうからは以上です。

町長（渡邊誠次君） 鹿ネットのお話でございますが、私のほうは全体的な鳥獣被害のお話をさせていただきます。先週の土曜日です。先日の土曜日13日の日に地元の坂本先生それから河津県議を含めた県議の皆様方10名ぐらい。それから山鹿、菊池市それから合志、上益城、阿蘇郡市の首長さんが全員そろって話をさせていただきました。それは全体的な全般の話でありますけれども小国町からは北里柴三郎博士の大河ドラマの件とせっかくそのメンバーがいらっしゃったからそのお話と鳥獣被害だけは「小国町だけで対応してもどうしようもないとは言いませんけれども対応の限界があります」というお話をさせていただきました。5年ぐらい前に県のほうにお願いをしたときには、どちらかという山間地の話で平野部での話はあるまい実はありませんでした。最近では平野部でも被害が非常に大きいとそういったところもありますので「これはもう熊本県全体で取り組んでいかないとできませんね」というお話を知事のほうからも先日いただいたようなところありますが、町としてはちょうど大分との県境でもありますのでその部分では九州知事会辺りで話を出していただいて、九州全体で取り組んでいただくという方法をお願いしなければいけないというお話をしているところです。また土曜日の会議のときにも私はそういう種類の発言をしましたがけれども、ほかの首長さんからも本当に同じようなかたちで前は災害の部分で八代さんとかが今回700億円、800億円近くの被害が全体であってそれは水害でございますけれども、「こちらの被害としては水害の被害とか風水害よりも鳥獣被害のほうが増えているのですよ」というお話をさせていただいたら、よそも結構同じようなかたちで鳥獣被害は平野部でも深刻になってきております。ですので、できるだけ早期に熊本県と九州全体これに取り組んでいく施策の中で小国町があとどのぐらいやっていくのか。そういったところを模索していかないと今の状況では年々捕れている頭数は増えていますが、逆に増えているということは全体的な頭数は増えている。捕っても捕り足りないといったような状況もあります。防除も非常に大事でありますけれども駆除の部分でこれから先は対策をもっと強固にしていけないといけないというふうに思っておりますので、その部分では国、県、九州知事会含めて様々にまた要望を上げさせていただければというふうに私は思っております。

以上です。

3 番（高村祝次君） 鹿ネットは必ずそのネットにシカがかかります。猟友会が駆除したらお金払わないといけないですけど、鹿ネットに引っかかったのは誰もお金を取りませんので、それが結局非常に役立つ。ネットをしながらネットは駆除にも役に立ったということを承知の上、国から県一緒に是非林業についても補助金を出すように町長は時あるごとに国会議員と会うと思いますのでよろしくお願いします。これで私の一般質問を終わります。

議長（熊谷博行君） ここで暫時休憩に入ります。次の会議は 1 時から行います。

（午前 11 時 31 分）

議長（熊谷博行君） 6 番、松崎俊一議員、御登壇お願いします。

（午前 11 時 32 分）

6 番（松崎俊一君） はい、6 番です。

早速、質問に入りたいと思います。まず安衛法ということを知っているかどうか、総務課長お願いします

総務課長（松本徳幸君） 安衛法を知っているかどうかということで、承知しております。

6 番（松崎俊一君） はい、ありがとうございます。

安衛法とは、以前同僚議員からも質問があり中身について少しお話があったと思いますが、労働安全衛生法という名前のことで、労基法、労働基準法と相まって労働災害の防止それから責任の体制、自主的な活動の促進など総合的に労働者の安全、健康、快適な職場環境の形成を目的とするというふうにあります。労働災害それから労働者、事業者そのほか化学物質とか作業環境の測定そういったものが定義されております。かなり幅広い分野においての規定がされております。例えば工場の設備、原材料、ガスそれから粉じんなどによる疾病や死亡事故などを防ぐための事業者の責務、災害防止計画の策定などについての規定もされております。また安全衛生管理の上で安全管理者又は衛生管理者そういったものの設置、選任ということもうたわれております。労働者の危険、健康障害の防止、安全又は衛生のための教育、健康の保持、増進のための措置、事業場の業種や規模ごとに安全管理者とか衛生管理者とかの安全衛生推進者の選任が求められておりますし、産業医の選任も求められております。小国町役場の事業場としての規模、人員それから配置すべき管理者はどのようなものか。それから安全委員会とか衛生委員会とかの設置もうたわれておりますが、小国町役場という事業場にはたしか 50 人以上であればそういった設置が必要になると思いますが、その辺りいかがでしょうか。

総務課長（松本徳幸君） ありがとうございます。

事業場の人数、資格者の名称とか産業医が選任されているかということでございますけれども、小国町役場の事業規模といたしましては令和 7 年 3 月 31 日現在をもちまして労働安全衛生法の基準となる従業員数は 141 名でございます。50 人から 200 人以下の事業規模に該当いたし

ます。この規模で選任すべき管理者等といたしましては、産業医、衛生管理者の選任が必要でございまして、設置すべき委員会といたしましては衛生委員会の設置が必要となります。小国町においては衛生委員会を設置してございます。また産業医につきましては小国公立病院の院長先生のほうにお願いをしております、衛生管理につきましては先ほど申し上げました衛生委員会の委員の中から選任することとしてございます。

以上です。

6 番（松崎俊一君） その管理者の資格というのを私は持っております。交付が東京労働局長の全国組織の中で試験は確か久留米のほうで受けたように記憶しておりますが、前の職場で法人の費用もちで取得させていただきました。多分、小国町役場にも労働基準監督署の検査なのか監査とか指導とかそういうを受けているのではないかというふうに推測いたしますが、資格を取得している者はいますでしょうか。

総務課長（松本徳幸君） 労働安全衛生法規則第7条におきましては、常時使用する労働者が50人以上の事業場において業種に応じて第一種衛生管理者先ほど言われましたけれどもこちらの選任が必要となってきます。ですが自治体の職場におきましては、第一種又は第二種の衛生管理者の免許を有する者が衛生管理者となってございます。この第二種で足りる職場といたしましては官公庁、保育園、図書館等が該当しておりますので、役場としましては第二種衛生免許で足りるのですけれども現在の衛生管理者は所有してございません。

6 番（松崎俊一君） はい、6 番です。

資格を取得していないとなれば、やはり数名の職員がこの資格をとるべきではないかというふうに思っております。難しいか難しくないかはちょっと私には分かりませんが、しかも事業場にとって必要であるとするならば公費で資格を取らせるべきだと思いますし、必要なテキストとかそういった専門的な知識、受験に必要な研修とかそういうのも受けさせるなどの取組が必要だと思いますが、いかがでしょうか。

総務課長（松本徳幸君） 資格を公費で受けさせることが必要ではないかということで、まず労働安全衛生法の一部につきましては地方公共団体は適用除外となっておりますので労働基準監督署の監査等は受けないことになってございます。先ほど申し上げましたように第二種衛生管理者の資格が必要となってきますので、こちらについては役場の従業員の中から衛生管理者の資格を持つ必要がありますので、もちろん役場の公費において負担して取得させることがいいのではないかと考えております。

以上です。

6 番（松崎俊一君） その辺りはいろいろ研究してもらって、そちらの方向に進んでもらえばというふうに思います。それから私のほうも先ほど申しました安全衛生委員会を開催したという記憶がありますが、最近の事例とかそれから裁判例とか。いろんな工場とかの場合であると防じん

マスクであるとか危険防止とか死亡災害、そういったものを防ぐためにいろんな勉強をするというのは委員会の役目もあると思いますが、そういった書物辺りを見てみると最近非常に増えているのがハラスメント。これの対応が相当増えているようなふうに思っております。比重が大きくなっている。特に危険を伴う事業場でない場合は危険防止などの安全管理も重要ですが、快適な職場環境を作るということを話し合うということも重要になってくると思います。ハラスメントには昨今様々な内容があると思いますが、セクハラそれからパワハラ、マタニティのマタハラ、カスタマーが関係しているのがカスハラ。小国町の役場でもこれらのハラスメントと思われる事案辺りが発生した場合、町としてどのような対応をとっているのか。特に二つの事案について一般的な対応というかお話としてセクシャルハラスメントこれは御存じのとおり主に男性から女性に対して行われるものというふうに思います。言葉によるものもあれば身体の一部に触れるなど考えられます。体に触れたりするものは不同意性交の罪とか不同意わいせつの罪、痴漢行為なども刑事罰こういったものに該当するのかと。それからつきまといとかストーカー辺りも同様なことではないかと思えます。また言葉によるものや上司と部下によるハラスメントは俗に言うパワハラというふうになると思います。この場合も蹴ったり殴ったりとかそういった暴力行為を伴うものは刑事事件になりうるというふうに聞いております。一例としてパワハラを受けたAさんとパワハラを行ったBさんがいた場合、Aさんは担当部署のほうに申出て担当部署がコンプライアンスの委員会とか第三者委員会なのか又は専門家に調査をするとか、そういうことをするのが各事業所で一般的なことではないかというふうに思いますが、双方に伝えて未然に防止するとかこういう対策をしましたというのが一般的でしょうか。その後それに不服があるとすれば民事にて名誉毀損とか損害賠償とか慰謝料を請求する、そういった法的な手段で解決していくというようなことになるのではないかと思います。その件については小国町の取組若しくは対策がありましたら聞かせてください。

総務課長（松本徳幸君） セクハラとかハラスメントのそれぞれの取組の事案についてということでございますけれども、役場としての一般的な対応について述べさせていただきたいと思えます。小国町には小国町職員のハラスメント防止に関する要綱というのがございます。この要綱にはセクシャルハラスメントやパワーハラスメントなどのハラスメントを受けた際に相談するための相談員を設置することとなっております。この相談員につきましては、総務課職員2名と小国町の職員組合から推薦されました2名の計4名で構成されております。ハラスメントを受けた職員は、まずこの相談員に相談することとなります。また相談員が同じ職場内の職員ということで相談しにくい場合におきましては、熊本県人事委員会等に相談することも可能となっております。次にハラスメントを相談された相談員のことですけれども、相談内容を当事者に詳しく聞き取った上でその内容を総務課長に報告します。総務課長のほうは再度関係者等に事実確認を行いまして解決に向けた取組を行っていくこととなっております。相談の事案によりまして解決が困難

と判断した際は、同要綱に規定しておりますハラスメント苦情相談処理委員会というものを開きまして相談内容の再度事実確認を行いまして、その対応や措置を行うとともに、その内容を町長に報告することとなっております。その後、ハラスメントが認定された際につきましては、行為者に対して必要に応じて懲戒処分その他人事管理上必要な措置を講じることとなるかと思えます。この懲戒処分の指針におきましては、セクハラとパワハラについて特に規定がされてございます。いずれの場合におきましても相手を精神的に罹患させた場合により重い処分になることが明記されてございます。またセクハラにつきましては、行為の対応によりまして不同意わいせつ等に該当する場合は言われましたように刑事訴訟の対象にもなり得ますので、その際は加害者に対して町の処分もより重いものになるのではないかと考えてございます。またパワハラにつきましても、加害者への処分や措置とは別に民事訴訟による慰謝料の請求や損害賠償、パワハラの行為や内容によっては刑事訴訟に該当することもあり得ると認識してございます。

以上です。

6 番（松崎俊一君） 今の時代、現実的にあり得るような問題ではないかと思えます。パワハラの防止法がございまして、この法律には職場において行われる優越的な関係を背景とした言動、職務上の範囲を超えたものにより就業関係が害されると。上司から部下ですかね。こういうふうにして書いてありました。そこでハラスメントに対する町長の見解それから並びに職員に対する防止対策、この辺りを聞かせてください。

町長（渡邊誠次君） 御質問いただきありがとうございます。また一番最初からいろいろと御教授をいただきましてありがとうございます。私といたしましてもハラスメントについては、まず自分が一番気をつけなければいけないなというふうに思っております。強者と弱者の中で生まれるところがハラスメントでありますので私はできるだけ対等な立場で誰とでも接するというふうに心がけてはいるのですけれども、それでも立場上どうしても強者に分類される恐れがありますので、その部分では自分としても考えているところですが、そればかり考えていても特に職員はそうすけれども腹を割ったお話はできませんので、その部分では若干嫌な思いをしている職員もいるかもしれません、それは分かりませんが。私といたしましては毎年大体去年は8月か9月ぐらいたったと思えますちょっと時期的には覚えておりませんが、人事のアンケートを取ると同時にハラスメントの部分に関しましても事前調査といいますか最初の段階ではあるかもしれませんが「どういったことがありますか」みたいなアンケートを取っております。そのような中から少しピックアップさせていただいて事前にそういったもめ事が起きる前に対応できるものは各課に指示をして対応していきたいというふうに思っておりますし、そういうふうにならなくてもしてきました。また、それによっては人事異動をする可能性も今後あるというふうに思いますし、その部分に関しましては事前に対応して自分の中で決めさせていただいて、もちろん課長たちには当然相談していくところでもありますけれども、それができるようにすることが大事か

などというふうに思います。それから先ほど一般質問のときもありましたけれども私は補助金関係も含めたところで事業に関して、少し圧力があるようなところがあるのではないかというような部分もあるかもしれません。実際それも注意しながらでありますけれどもそれが高圧的にならないようには考えておりますが、理論的にはやらなければならない事業が最優先、その次にはその事業が制度に基づいて法的にやるべきであるかどうか。その基準を考える中では、必ずそこですり合わせ、軋轢が生まれる可能性もありますので、その部分ではしっかりと協議はしたいというふうに思っております。それから最近少し今年度に入ってから最初のほうと思いますけれども、若手の職員と食事会をするようにできるだけしております。課内の飲食だったりというのはありますけれども課を越えた食事会はなかなか若手の職員だけではやらないなど。その理由として私を入れていただいて「町長と一緒に御飯を食べましょう」というような、その中でふだんの自分たちが考えているところ、役場に入ってすぐの職員、高校を卒業してすぐの職員ももちろんいるわけですから「そこが自分に合っているのかどうか」とかそれは分かるか分からないかも含めて、しっかりと話せるような環境は私は作っていきたいというふうに思っております。なかなか私も職員の立場になるということは難しいですが気軽に話ができる状況にあるのではないかなというふうに思っております。町長室に皆様方来ていただくとほぼドアが開いているというふうに思います。ということで職員は特にそうですけれども、いつでもは入れるような状況にはしておりますので、空いていれば私はアポイント取る必要もないと職員にもっております。空いていればもちろん対応できるし空いてなければできないところもありますけど、そういったところではできるだけ接しやすくするようなどころを考えているところでございます。先ほどもお話をさせていただきましたけれどもハラスメントにおいては強者と弱者の関係ありますけれども、人間関係のトラブルを解消することがまず優先順位として大事ななど。そのトラブルの延長上に職場の安全性の問題というようなどころがあるというふうに思っております。できるだけ私としては日頃からのお付き合いの中でそういったところが感じとれるようになればいいなというふうに思っております。

以上でございます。

6番（松崎俊一君） 時代が時代ですので食事会も好きな人もいればひよっとしたら嫌いな人もいるかもしれません。その辺りもしっかり考えてもらって。

職員を守るという観点で安衛法、労働安全衛生法とは直接関係ないかもしれませんが、カスタマーハラスメントは窓口のほうにお客様、住民の方々が来るというようなことでいろんなことが発生すると思いますが個人情報の保護と一緒に考えて、例えば住民票を取りに来たとか、戸籍取りを取りに来たとか、中には金融機関関係の方が住所が欲しいとかいうことで代理で申請に来たとか、以前にはそういうケースもありました。そういうことにつきまして現在の個人情報と合わせて取組とか状況が分かりましたらお願いします。

税務住民課長（中島高宏君） 私のほうから答弁させていただきます。まず役場庁舎の窓口におきましても大声や威圧的な言動をとられるいわゆるハラスメント的なお客様が時折いらっしゃることがございます。こうした場合、職員には用件についてまず丁寧に聞くこと、それから冷静に落ちついた態度で対応するように心がけるように伝えているところです。そういう言動があった場合におきましては個人情報とかそういうことが聞かれたりする場合がありますので、そういうのは注意を払って声の大きさや書類の取扱いについても十分注意して、場合によっては別の部屋で対応するようなかたちをとっております。また威圧的な態度が長時間になる場合については、もちろん複数の職員で対応して私たち管理職も一緒に組織的に対処するように心がけているところです。万が一、庁舎内で暴力的なことがあった場合に備えて防犯用品として各課にさすまたの用意をさせていただいているところです。実際に使ったことはございませんけれども、そういう対応もしているところです。我々管理職は窓口の日頃から注意を払うように努力しております。常に挨拶とか心がけるようにしておりますし、どうしても集中してしまう窓口がございますので、そういう場合は係を超えた対応をするように協力を依頼して円滑に窓口対応ができるように心がけているところです。それから個人情報のお話ですけど個人情報で住民票とか戸籍を取りに来たときの対応につきましては、これはもちろん住民基本台帳法や戸籍法に基づいて発行することになりますのでそのように対応しておりますが、基本的には本人とか同一世帯それから正当な理由のある第三者や弁護士とか法律に基づく権限を有する方に発行するかたちになります。先ほどの金融機関の取立て人などが代理で請求する場合については、本人の委任状があるとか請求者の身分証明書類を確認します。請求目的に正当な理由が認められなければ発行することはありません。単に債権回収ということで請求に来られても契約書辺りの提示がない限り発行することはできないということで運用しております。それから個人情報保護の話で本人通知制度というのがありますので、それについて若干説明をしたいと思います。これは平成28年の4月から本人通知制度というのを小国町導入しております、住民票や戸籍書類が本人以外の第三者に交付された場合にその事実を本人に通知するという制度で、不正取得の早期発見や抑止に効果を発揮している制度でございます。本町においては8月現在でまだ7名程度の登録ですので、この辺りはまた周知をしていかなければならないというふうに思っているところです。

以上です。

6番（松崎俊一君） 最後です。どの課においても職員の連携とか窓口については、その辺りしっかりお願いしたいと思います。まずは安衛法、労働安全衛生法に係る快適な職場環境づくりを推進する体制を整備することなどを述べて一般質問にしたいと思います。

終わります。

議長（熊谷博行君） 松崎委員におかれましては私の議事進行のミスで時間をオーバーしましたが、すみませんでした。

ここで暫時休憩いたします。次の会議を1時から行います。

(午後0時00分)

議長（熊谷博行君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時00分)

議長（熊谷博行君） 2番、杉本いよ議員、登壇をお願いします。

2番（杉本いよ君） 改めまして、こんにちは。

9月も半ばを過ぎました。朝夕は少しずつ秋らしくなっただけで、しのぎやすくなりましたけれども日中はまだまだ暑い日が続きまして厳しい残暑が続きそうです。体調管理には今後も気の抜けないところではないかと思っております。

さて9月といえば先日9月1日は防災の日でありました。この日にちなんで全国各地でいろいろなところで防災について、また防災を学ぶというイベントや集会が開かれていたことは皆さん御承知かと思えます。特に気候の変動でまだまだ各地で線状降水帯等の被害が後を絶たずに、被害に遭われた方々はもとより全国的に皆さん防災への関心が高まっているのではないかと思っております。ところで私たち食改、正式には小国町食生活改善推進員連絡協議会という会ですが、先般亡くなられた和田さんの跡を継いで今同僚の議員が会長なさっておりますけど、その会で9月の20日に小国高校の3年生20数名と一緒に小国高校で防災食の実習パッククッキングに挑戦をいたしました。今回はパックで作る御飯とか味噌汁とか簡単なものでしたが、いろんな料理もできるわけです。特に避難所での在り方、ライフラインを考慮した上での料理や限られた環境中の食事など量的な制限のある中で水とか電気ガスなどの燃料とか食器等とか器具類とか日頃とは違ったかたちでの実習をしたわけですが、私たち会員も防災食を学びながら、そして高校生に伝え、そして導くということで指導する立場でもありました。でも私たちでさえその場に立つとやはり戸惑うことがあるわけです。ですのでやはり皆さんが防災意識を常に持つこと、そして備えること、準備は本当に大切なものだと思います。関わる知識は是非に学んでおきたいと私自身思いました。

ところで避難所対策についてであります。この件は以前に1度お尋ねをしたことがあります。そのときは避難所の数とか場所とか、その他収容可能な人数とか物資の備蓄等でありましたが、そのことについては町全体の責任体制とか協力体制がしっかりできていると感じておりました。今回は避難所内ということで避難所の中での共同生活の在り方、利便性を図るためにまた安全安心な生活が送れるようにするためには、ということでお尋ねをしたいと思えます。まず、今のように暑い日が続きますと部屋内の空気としてはとても耐えられないことがあります。各避難所についてでございますが全指定避難所に空調が設置されているか。ないのであれば設置する考えがおありなのかお尋ねします。

総務課長（松本徳幸君） 日頃から防災に目を向けていただきましてありがとうございます。指定

避難所のほうに空調の設備があるかということと今後整備する可能性があるかということで答弁させていただきます。現在小国町が指定している避難所としましては22か所ございます。そのうち空調の設備がございまして13か所でございます。また現在小国町が通常、避難所として開設をしております避難所8か所のうち空調設備が整備されているものといたしましては、旧万成小学校図書室、旧北里小学校クラブハウス、旧西里小学校、杖立防災センターの4か所でございます。また空調設備がない施設としましては、小国ドーム、西里多目的集会所、旧下城小学校、旧蓬莱小学校体育館の4施設となっております。空調設備がない施設の今後の設置予定ということでございますけれども体育館等の設備の空調の設置となりますと大規模な工事が発生しまして、また設置後の維持費が増大になることが懸念されております。また地元が管理しております集会所等につきましても設置は面積が狭いので可能と思われるところでありますが、設置後に集会所を運営されている地元がお支払いになる電気代が高額になる可能性があることから、施設の管理上、地元との協議が重要であると考えております。また空調設備がない避難所につきましても、スポットクーラーや扇風機等を避難所に準備しておりますので、それらを活用しながら避難所の運営を行っているところでございます。

以上です。

2番（杉本いよ君） 今設置されているところもあるし、ないところもあるようなわけですがけれども、避難所に設置されていないということは今現在もこんな暑い中で2次災害が起こらない、関連死が起こらないとも限らないわけです。ですので熱中症対策とか低体温症とかいろんな言葉が出てきます、いろんなことが起こります。ですので指定避難所には設置していただくのがいいかなと思います。町としては大変なことだろうと思います。広いところは面積上。以前に国の例でありますと指定避難所に空調の設置をする予定があるということをお聞きしましたので、県とか国とかに申請ということではできないのですか。

総務課長（松本徳幸君） 指定避難所、学校施設とかそういう部分につきましても何らかの補助があるものと考えているところです。また小さな施設、集会所等につきましても小規模でございますのでエアコン等を付けることは可能だと思っております。また補助金等は小規模施設については起債をお借りすることで設置することが可能ということで認識してございますので、もし今後地元との協議が進んでまいりましたら集会所施設等には設置することは可能ではないかと思えます。学校施設等につきましても、学校ですので学校側等と協議を検討することが必要でないかと思っております。

2番（杉本いよ君） 可能であれば地元とも相談しながら補助金等でもあれば、しっかりと考えて全部の避難所に付けてほしいと思っております。やはり安全安心な生活を送るということは町民全体の思いであると思っておりますので是非お願いしたいと思っております。

それから避難所生活が長期になるといろんなトラブルが起きかねないと思っております。共同生活の

ルールとかマナーについて、マニュアルを各所に配付していただいていると思いますが、どのようなかたちで置いておられますか。

町長（渡邊誠次君） 先ほど総務課長がお答えに大分なられましたけれども私からも補佐させていただきたいと思います。やっぱり地元との協議が一番大事なところであると思います。例えば昨日、敬老会で西里の公民館のほうに私もお伺いさせていただきまして敬老の日をお祝いさせていただきましたけれども、12時からありまして私は12時半頃お伺いしましたがけれども3時ぐらいまでゆっくりお伺いさせてもらいました。その中で扇風機で対応をなされておりましたけれども比較的暑がりの私も「暑いな」というふうに感じておりました。しかしながら町が補助を出して起債といいますか防災関係の起債がありますけれども、それで設置をすることは先ほど総務課長が言ったとおり可能か不可能であるかといえば全般的に可能であるというふうにお答えはさせていただきますけれども、その維持経費って結構かかると思います。その維持経費を日割り分るとかそういったところでもかなりの経費がかかる。防災の時に避難所を運営したときには町のほうはその費用負担を案分するというかたちができなくもないという話を大字協議会の皆さん方とまずは7月だったでしょうか、お話をさせていただきました。そういったところで一番はその避難所の使用回数だったり維持経費だったりというところをしっかりと考えないといけないなというふうに思っております。それから根本的な話ですけれども先ほどの2番目の質問ですけど、避難所が長期化すると。こういった場合のケースがなかなか、小国町の場合では今まで皆さんが避難するような大きな地震は起きておりませんが、その想定は一番最高の部分で8か所と先ほど言いました20数か所避難所を用意しているところでございます。これは比較的近隣の市町村に比べればその対応人数というのは非常に多いのではなかろうかというふうに思っておりますが、その場所が被災するかどうかはまだ分からない状況です。もちろん地震の規模が大きければ20数か所ありますのでその避難所自体が被災する可能性もゼロではないというところがあります。長期化するという問題に関しましては正直「これが答えです」というのはなかなか出せないと思います。しかしながら、もちろん長期化したときには例えば小国町は比較的近隣の市町村から比べれば宿泊所の施設、旅館とかホテルが多いでするのでお願いをして一旦借りるという方法もありますし、たくさん問題があるのです。熊本地震の際には私も避難所のほうに行かせていただきました様々防災関係でも検証させていただきました。災害時はケースバイケースで対応しなければいけないことが非常に多ございます。その中で小国町としてはまずは避難所8か所設けてある。その次に22か所の避難所がある。その中で被災した方たちの災害時のケースバイケースによって変動させていくと。そのマニュアルも総務課のほうで作っているというふうに思いますが、私といたしましては長期化するというケースであればそのときに対応しなければいけませんので避難所というよりも周りの宿泊施設を使わせていただいて対応せざるを得ない状況も来るのかなというふうに思っております。それから杉本議員先ほど食生活の部分で、ちょっとすいませ

ん名前が二つあって正式に覚えてません。申し訳ないですけども、その部分で私も防災関係のラップに包んである御飯を食べたりそういったのを一緒に学ばせていただきました。確か柏田の公民館だったと思いますけれども、そこで私も学んだところであります。災害時の備蓄品そういったところで1日、2日、3日ぐらいまでは町からの備蓄で緊急のときには間に合わせるとというのが最低限の町の準備でありますけれども、それから後の状況では被災する状況によってやっぱり違うと思うのです。1か所で大きな施設を構えていると1か所の施設が災害に遭ったときそのときには対応ができません。その代わり町としては先ほど言ったように8か所。その次には20数か所の避難所といったリスクの分散といいますか、それを考えておりますので、まずはそこで対処をでき得るのではないかなというふうに思います。それ以上のときには先ほど言いましたように施設を避難所といいますか宿泊施設、旅館、ホテル等々を使わせていただくような、そのような次の展開も必要なのかなというふうに想定はしているところでございます。あと何か補足があったらお願いします。

総務課長（松本徳幸君） マニュアルということでございましたので、マニュアルを各避難所に配付ということで御質問があったかと思えます。小国町には避難所運営マニュアルを策定してございまして、このマニュアルは大規模災害発生の混乱時であっても行政や住民等の協力連携のもと円滑に避難所運営、設営等を行うために発災の混乱時においても分かりやすいよう基本的事項をまとめたものでございます。マニュアルでは避難所の開設から運営の基本的な考え方、避難所開設までフローとか地域住民による避難所の運営等々記載されております。議員が懸念されております長期避難所におけるトラブルの回避につきましては、このマニュアルによる地域住民による避難所の運営も重要なことだと思っております。一番の利点としましては、地域住民が避難所を運営していただくことで物資とか必要なものを行政と連携し合って迅速に届けることができ、不足するもの等に迅速に対応できるということで考えております。提案いただきましたマニュアル等の避難所の配付につきましては、避難所に水等常備してございますのでそれと一緒に分かりやすい場所に設置するなど検討していきたいと思っております。

以上です。

2番（杉本いよ君） マニュアルが高齢者も多いので高齢者には分かりやすいようなものであってほしいと思います。以前は婦人会がありました、地域を守っていました、奉仕活動していましたが、助け合いをしていました。ですので、そのつながりで災害とか火事が起きたとか人がいなくなったとかいったときは、消防と婦人会は無意識のうちに出て行かないといけないようになっていたので、連絡が来なくても助けに行くとか消防が出ればおにぎりを炊いて出すとかいう横のつながりがきちっとなっていたわけです。ところがもう今は婦人会がなくて、なかなかまとめる人がいないわけです。だから何か地域であるにしても「さあ、誰がするのだろうか」とか言って尻込みして行けないわけです。消防の人が火事とか言って走る場合は、もう今はコンビニとか開いてい

ますので全部そろろうのはそろろうのです。昔はそういうことがなかったので必ずおにぎりを作って消防団に持って行って食事の時間には出すとかいうようなことが言われなくてもできるようなかたちでした。そういうことが前あって、災害時にはそういうかたちで行政からの指導がなくても自分たちで走ってやっていたけれども、今はそういうかたちがないので行政のほうは大変だろうと思います。一々全部どこがあったにしても指示を出さないといけないので。ですので、いつでも私たちが今横のつながりがなくても見えるように分かるようにそういうマニュアルがあったらいいなと思いましたので、今回ここに出してお答えをいただきました。地域でも私たちのときはしっかりと各大字が基金を貯めたり、やり方とかそういうことを全てやっていたので、地域に災害時の基金とか持っているのです。下城が前あってそれを聞きましたので西里も基金は置いてあります。だからそれで何かあったときにはそれを使って食事を出したりとかすることはできておりますけど、今の人は分からないわけです。私たちがいなくなったら多分「基金があるのだろうか」、「何しないといけないのだろうか」といって行政からの指導を待つようなかたちになりますので、そういうところ辺りはしっかりと地元で考えておくのもいいかなと思いました。安全安心な生活を皆さん送っていただきたいと思いますので、今後ともどうぞよろしく願いいたします。

では、有害鳥獣被害対策についてお伺いをします。連日、被害に遭っている農家の方々がおられるわけです。試行錯誤をしながら柵を手直ししたりとか電柵の修理したりとか鹿ネットを張ったりとかして防除していますけれども、やっぱり個人個人ではなかなか効果が上がらないのです。どこからか入ってきたりとか破れて切られて状態を直したりとかいうのがしょっちゅう言われて。今また特に実りの秋ですので田んぼに入ったりとか、果物がいっぱいあるのでその辺りをイノシシが食い荒らして、本当に現実には非常に厳しい状態にあるので駆除と防除面においてですね。駆除だけではなく自分たちで少しの範囲でも守れるようにしているのですけれども、それでも生息数はどんどんどんどん増えて間に合わないというのが現状です。産業課にお尋ねしましたが、今一度被害防止のための注意点とか対処方法が理解されやすいかたちで提供されているのでしょうか。

産業課長（穴井 徹君） それでは周知活動についてお話しさせていただきます。これまでのおさらいのようなかたちになって繰り返しになるかもしれませんが、先ほど議員も言われましたとおりこれまで守ると捕るの両面で有害鳥獣対策を継続的に取り組ませていただいております。その中で熊本県の対策の基本理念であります「えづけSTOP!」というものがあります。これは4つのステップで構成され、「みんなで勉強」として鳥獣や対策についての正しい知識を共有する。「守れる田畑づくり」として集落近くに住みつきにくい環境づくりや集落点検。それから「囲いや追い払い」として防護柵の設置。最後に「集落に近い有害鳥獣の捕獲」というステップです。これらを集落が中心となって地域ぐるみで進めていくものです。小国町では、この県の事

業を平成27年度から下城田原地区、平成29年度から西里2部地区、令和4年度から黒淵上滴水地区、令和5年度から宮原棕子原地区で取組を行ってきました。各取組については有識者を招いた集落点検や勉強会を行っております。また直近では令和5年度になりますが全町民を対象とした講演会も実施しております。あと例年開催しております日本型直接支払交付金のリーダー会議においても、「えづけSTOP!対策」の周知ですとか下城田原地区の取組事例等を報告させていただいております。最近の周知啓発活動におきましては、県の事業である「えづけSTOP!対策」事業を継続し地域の活動でまだ行っております。また県が作成しました啓発動画を現在おぐチャンにおいて昼の12時30分と夜の7時から放送しております。これは「えづけSTOP!」の考えを動画にしたもので、地域ぐるみの活動の重要性や4つのステップを簡潔にまとめたものとなっております。約12分間の動画となっておりますので、広く町民の方に見ていただきたいと思っております。それから小国町の単独事業であります有害鳥獣防除柵設置事業の御相談に来られた方や申請される方に対しては、効果的な設置をしていただくために電気柵の張り方また管理の仕方。そしてワイヤーメッシュの張り方、管理の仕方という参考資料をお渡しして啓発に努めております。

以上です。

2番（杉本いよ君） 今御説明いただきましたけれども、なかなか大きい農家の方は分かるのですが、でも家庭菜園をやっている方とかなかなか被害ばかりを言って来て、おぐチャンの周知啓発を見ているかどうかということは分かりませんが、その辺りのことは分かるように。それから先日おっしゃいましたけれども分かったとしても少ないですよね33件。被害の申請する人とかですね。割合少ないみたいで。電柵とかそういうことはちょっと分からないのかなあと考えてですね。個人ではなかなか分からないので集落単位で教えていただくのがいいかなと思っております。現場に行けばなかなか分からない人も分かってくると思えますし、以前は井上先生に来ていただいて現場指導とかをやっていただきましたけれども、地元はちょうどお葬式か何かできてうちの部落だけは先生だけと何人かぐらいで、全然その指導を見ていないわけです。ですので捕獲ではなくて防除の仕方などを聞いていればもう少し前に進んだかたちであったのかなと思っております。あの時がちょうど皆さんの式場のほうにおられて、その日が来られなかったのうちの集落的には浸透していないように思います。私たちだけが知っていても個人的にはなかなかできないのです。だからみんなでもとまってするというようなかたちをとってほしいと思っておりますので、集落単位で行うようなかたちはいずれ考えてほしいと思っております。

それから続きましてもう1つ質問がございますが、補助金の見直しについてです。これは物価高騰に対して補助金の見直しが検討されているのかなと思ひまして、していない方も「手続が簡単でないといけない」とか「したくない」とか「面倒くさい」とかというようなことを言うわけです。ですので是非、手続がしやすいようなかたちの説明等があればいいかなと思ひますが。

産業課長（穴井 徹君） それでは補助金の見直しについてということで先にお答えさせていただきます。現在小国町の単独事業であります有害鳥獣防除柵設置事業について説明させていただきます。対象者は町内の農業者で農地等を所有又は借受けしている方。個人はもちろんですが一体的に農地が連なっていて1台又は複数で申請して1台で賄えるような場合は共同申請も受け付けております。その前に1件当たりの限度額がありますので、そういった場合は複数件の限度額で対応するようにしております。補助の対象資材は以前はソーラー式電気柵のみでしたが、令和6年度からワイヤーメッシュ柵また鹿ネット等の一式購入、また本体のみ悪くなった場合の方とかもいらっしゃいますので、部分的な部品の交換等も対象とするように拡充してきております。交付される補助金額については防除柵購入費の50%以内としておりますが、令和5年度までは上限額が5万円でした。補助対象資材を拡充したことや資材設置に係る実質負担、物価高騰等も考慮して可能な限り負担を減らすということで、令和6年度から補助金の上限額を10万円までとしております。また部分的な部品の交換も対象としたことから事務の煩雑化を防ぐために下限額ということで補助金額は5千円ということで下限は設定させていただいております。現在の状況ですが先ほど議員も言われておりましたが令和6年度の申請件数は33件です。そのうち限度額の10万円を超過されている申請者は33件のうち6件となっております。ですから現在の上限額の設定金額としては補助事業上、適正ではないかと現在のところ考えております。

引き続き申請手続についてお話しさせていただきます。この事業につきましては、文字放送や広報おぐにで周知させていただいております。また御不明点等は役場産業課のほうに来られての対応や電話での対応も受け付けております。

改めて補助金の流れについて説明をさせていただきます。補助金の交付申請書を記入していただきます。その際に必要なものは、設置する農地の地番、購入する資材の予定の見積書になっております。その後町が交付決定のほうをし、その旨申請者の方に連絡いたします。交付決定の連絡を受けたら申請した資材の購入を行っていただき設置のほうを完了していただきたいと思っております。設置が終わりましたら領収書を持参していただき、実績報告書の提出を産業課のほうにお願いしております。最後に産業課のほうで設置の確認を行いまして補助金の交付を行うという流れになっております。この申請手続につきましては、小国町補助金等交付規則に沿った流れとなっております。必要最小限の手続となっておりますし、私が見る限りでは職員のほうも親切丁寧に対応しておりますので、御不明な点等あれば町の窓口のほうに来ていただいて何でもいいですので質問等していただければ申請の手続又は相談につきましても対応しておりますので、そういったかたちで皆さんに御周知いただけると有り難いと思っております。

以上です。

2番（杉本いよ君） 今産業課の課長さんからもお話ありましたけれども、なかなか地元の人があるということがないので地元で皆さんに集まっておりますので話に来られるということでは

きますでしょうか。

産業課長（穴井 徹君） 開催の趣旨がちょっとはっきりは分かりませんので絶対とは言いませんけど、概要的なものですとか今おぐチャンで流しております県の「えづけSTOP！事業」の概要ですとかそういったものは対応できます。あとはあまりうちの職員も限りがありますのでできるだけ対応はしたいと思えますけど全地域をくまなく回るとするのはなかなか難しいかと思えます。申し訳ありません。

2番（杉本いよ君） この件は「どこまで」とか「どれだけ」とかいうことができないわけですので、非常に説明としても大変でしょうしお答えとしても大変だとは思っています。現に私たちの目の前で起こっているのをどうしようもないわけですので。先ほど町長もおっしゃられていましたように県挙げての対策とかそういうことに委ねて、自分たちは自分たちなりの防除をしっかりと考えながらやっていきたいと思っています。先般近所の方が言っていました。田んぼは刈ってしまっただけで終わるのですけれども「トタンは入らないのでいい」ということでしたので、トタンの有効性も1回やってみて良ければそういうかたちも。破れる網よりももしかしたらいいかもしれないと思えますので、考えにおいていただければいいかなと思えます。山里に近いところでは毎晩のようにそういう被害に遭って「今日はここがやられた」とか「どこがやられた」とか「畑に入る」「田んぼに入る」とかそんな話ばかり聞きますものですから、お互いに一生懸命防除と駆除のところはしっかりと協力し合っていけることであれば少しでも減らしていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

町長（渡邊誠次君） せっかくですので答弁させていただければというふうに思います。昨日のお話だったと思います。トタンをネットの代わりに並べていくとすごく効果があると。「1匹も入っていない」というふうに昨日言っておりましたので、その部分もちろん検証しないといけないのですけど実際どうであるのかというのは検証をさせていただければというふうに思います。町のほうでは先ほど3番議員の方の質問のときにも鳥獣被害について、あのときは鹿ネットでしたけれども全般的なお話をさせていただきました。一番大事なところは現状の把握というところがありますけれども現状の部分では被害に遭っているということは間違いないと。昨日も私もさんざん聞きましたのでしっかりとその部分では個人で対応できないので皆さん一緒になって共助で頑張ってください。先ほどの災害とちょっと似ているなというふうに私は思えますけれども、まず自助、共助、公助という順番だというふうに思いますが、先ほど補助要件言いましたけれども皆さん全員対応であればプッシュ型で現金を流すという方法もなくはないのですが、やっぱり資格的に言うと農業されている方でももちろん防除柵を希望される方という限定になってきます。補助要綱辺りは少し先ほど「面倒くさい」とそういったところもあるかもしれませんが、やはりしっかりと適正に使用するというところもあって申請の部分では少しもどかしいところがあるかもしれませんが、その部分では課長が先ほど申し上げましたように親切丁寧に対応

させていただきたいといったところでございますので、是非とも地元の皆様方には電話でもいいですので聞いていただいて「どうすればいいの」という話をまずしていただければなというふうに思います。

それから先ほどのトタンの話、防除柵それから電牧。いろいろとやっぱりあると思います。まず防除、そして駆除、両方ありますので防除の部分非常に大事かもしれませんが、町のほうで今から考えていかなければいけないのは「全体的に九州全体で考えていってほしい」と先ほど私も3番議員の答弁のとき言わせていただきましたけれども、そういったところではどこが中心というのではないと思うのです。ですのでしっかりと対応をお願いしていきながら国それから県の限度額をしっかりと使わせていただいて、町のほうもそれに補助をプラスしていきながら対応させていくことが非常に大事なのかなというふうに思っております。幸いといったところは米の値段が上がっていること、それからシイタケの値段も上がっているというふうに昨日もお聞きいたしました。非常に被害に遭っているというお話も聞きましたけれども、そういったところは自分たちがしっかりと頑張って今から農業をしていくという部分でも大切な要素であるというお話も昨日は私も直接聞かせていただきました。様々に皆さん御意見があらわれて2時間もいると、いろんなお話を聞かせていただきました。もちろん鳥獣被害の件もそうでございますけれども、そういった会話といいますか日常的なところもありますけれども少し大事にしていきながら、またいい案があったら教えていただきたいというふうに思っておりますし、先ほどの不安の話はまずは担当課のほうで少し検討させていただきながらまた次に考えさせていただきたいと思います。

それともう1点、ドローンの対策とかです。ドローンを夜飛ばして赤外線当てイノシシとかシカとかまずはどこ辺りに住んでいるか辺りを調べたらどうかといったところ。そういったのも実は今年に入ってからドローンの免許を取っておりますし、その専門的な業者に町のほうに来ていただいて検討をしました。けれどもそういったところでは200メートルぐらいドローンが上にあっても原野であれば見えます。ただ小国町は森林がほぼ70数%を占めておりますので森林に入ると葉っぱの部分で赤外線が通さないといったところもありますので、ちょっと限定的になるのかなというふうに思います。様々に町のほうも考えさせていただいておりますので、それをどうやったら本当に効率的に使えるのか。そういった部分ではしっかりと検討させていただきたいと思っておりますし、首長同士横のつながりを含めてしっかりと県に対してそれから国に対しての要望も進めさせていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

2番（杉本いよ君） ありがとうございます。御説明どおり、また住民にはしっかりと知らせていきたいと思っております。これで終わります。

議長（熊谷博行君） ここで暫時休憩をいたします。次の会議は2時から始めます。

（午後1時45分）

議長（熊谷博行君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2 時 0 0 分）

議長（熊谷博行君） 7 番、松本明雄議員、登壇をお願いいたします。

7 番（松本明雄君） はい、7 番です

この連休中は町長も答弁されておりましたが敬老会でいろんなところに出向かれたと思います。今敬老会をしないところもいろんな品物を配って先輩方を敬っていると思います。小国町の方は大なり小なり親の面倒を見て介護で皆さん苦勞していると思いますが、これも年齢がありますので皆んなで頑張っって介護していきたいと思います。

それでは、質問に入らせていただきます。この前の臨時議会のときに補正予算がついておりました。企業版のふるさと納税でランドセルをいただくと、非常に有り難いことです。気の早いところではもう夏休みの間に買われたところもあると思いますが、人からもらうものは大事に使っていただきたいと思います。それに関してもう一つ、高校のほうも無償化になるというような話が出ております。今までは県立と私立、私立の場合はまだ所得制限がありましたので大体 3 5 万円ぐらい、県立では 1 0 何万円がただになっておりますが、今自民党がばたばたしておりますので総裁が決まれば臨時議会が招集され、ここで無償化のところが審議されると思います。都会のほうの方ではこれを待っていてどうなることかというような方もたくさんいるようでございます。それで今後うちの町長も病院と高校だけはこの町から絶対なくしたくないという思いがありますので、これについて今から質問します。この前も決算でするので高校に対する決算額が出ておりました。それで同僚議員からも質問がありましたが、もう一度教育委員会事務局長にその金額と趣旨と今高校生が何人いるのか、南北の比率、地域未来のほうから何人来ているのか、その辺までちょっとお話ししていただければ助かります。

教育委員会事務局長（後藤栄二君） 質問ありがとうございます。

まず高校に対する支援というところでお話をさせていただきます。令和 7 年度は小国高校の魅力化と永遠の発展の会の事業としまして、両町で 2 8 0 万円。ここにつきましては小国町と南小国町の比率が人口というところで依然きておまして 3 対 2 というところで、その分の小国町の負担が 1 6 8 万円でございます。内容の事業につきましては決算の委員会でもお話ししましたが、学力向上とか就学支援に対して補助をしているところでございます。それから今年度から始まりました小国高校魅力化コンソーシアム事業というところで、県外からの入学者の募集それから地域との連携体制の構築のためにコーディネーターを置くというところの事業を進めております。この分につきましては両町での補助金が 7 2 1 万 2 千円。この部分につきましては両町 1 対 1 の配分で、小国町の負担分としまして半分の 3 0 6 万 6 千 1 0 0 円となっております。このうち県から補助金がございますので、県の補助を差し引いた分の実質的な小国町のコンソーシアム事業の負担分が 2 1 0 万 6 千 8 0 0 円と予算上ではなっております。この二つの事業を合わせますと町

の負担分が378万6千800円となっております。

小国高校の現状についてというところで、今年度募集定員は80人というところで5月1日現在の各学年の人数につきましては高校3年生が37人の1学級です、高校2年生が50人の2学級、それから高校1年生が48人の2学級、合計5学級の135人となっております。このうち小国郷外からの生徒は12名となっております、更にこのうちの2名の方が県外からの地域未来留学生となっております。今後の入学者数の予測としましては、南小国町を含めた小国郷での生徒数は今の中学3年生から年長児となる満6歳児までの10年間は60から80人代と。生徒数が今と大きく変わりません。仮に小国高校に両町から6割の生徒が進学した場合10年間のうちで8年間は2学級となる見込みとなっております。これが仮に5割に下がりますと10年間のうちに1年だけとなってしまいます。今年度のように入学者が7割を超えますと全部10年とも全て2学級になる予想となっております。今後いかに小国郷の中学校から小国高校への進学率を維持、向上させていくのかがこの10年間にかかっているのではないかと感じております。またそのちょっと下の年代の令和2年度出生のことを申しますと、出生数は減少している見込みとなっております。この5年間今の満5歳児から未満の5年間につきましては、仮に6割進学したとしても5年間全て1学級となる見込みとなっております。

今の現状辺りについては以上です。

7番（松本明雄君） この質問するのに、この前小国高校の校長先生にお会いしてきました。今の校長先生も目を輝かせながら「両町からこれだけの予算をいただいて非常に助かっている」と。両町長の高校に対する思いが非常に伝わっているものだと思っております。僕なんかも小国高校のOBとして絶対存続させていただきたいと思っております。それで今後この無償化になって一番大変なのは熊本市の近郊の公立高校だと思いますが、小国からも7割近くの方がいらしてしますのでせつかくでするので小国高校に行っていただいて今後ますます小国高校が発展するようにしていきたいと思えます。町長はどんなふうにお考えでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 冒頭、松本議員が言われたように公立病院と小国高校だけは、だけはというわけではないのですが、中心にしっかり残していかなければいけないといったところはそれはもうそのままでございます。今の時代といいますか私立高校が無償化になったというところは、小国高校にとっては多分不利です。それはもう間違いなく今まで金額的な面で地元に行かなければいけないと思っていた人たちが、私立高校に行く可能性は出てくるというふうな考えも選択肢の中に生まれてくるというふうに思えます。であれば小国高校が選択される点で一番大事なところは魅力を増すといったところ以外にないと思えます。それからもう一つ、通いやすい状態。この郡部で小国高校、もうこの地理的な条件は変わりませんので、その部分では通いやすい高校にするといったところが大事なところであろうというふうに思えます。魅力化については先ほど教育委員会の後藤事務局長からお話があったというふうに思えますけれども、これも高校再編の計

画が来年、再来年度実施される前の、今の段階で県からもまだはっきりとは示されておりませんが、1学級40人この基準をそのまま適用するのであれば小国高校としては非常に将来難しくなるのではないかとといったところから、まずは地域みらい留学に取り組みさせていただきました。しかしながら私が地域未来留学で実質東京のほうに2回行かせていただきました。小国高校の頑張りも実際私も目の前で見せていただきました。それで私が感じたことは前も多分議員さんの答弁の中でお答えしたと思いますけれども、今大学を選ぶときに「地元はここだから、この大学に行こう」と考えられている方もいらっしゃると思いますが、県をまたいで「東京の大学に行こう」、「関西の大学に行こう」と思っている方もいると思います。これだけ情報化社会になってきたときに、毎日顔を合わせながら保護者の方たちと会話することは今可能です。もちろん画面越しではありますが健康とかそういったところを毎日報告したりすることも可能な世の中になってきました。であれば高校も大学と同じように全国の高校を選ぶ、そういった時代に突入すると私は思っておりますし、また様々に今選択肢がある中で例えば「島の学校がいいな」とか「北海道の高校がいいな」、逆に小国みたいな「山の中の高校がいいな」というような選択肢の中で、だんだん地域未来留学の応募だったりオープンキャンパスの申込みだったり、これは確実に増えているような状況です。であれば今までは小国高校の生徒さんはまずは変わらないところでありまして小国郷の中また近隣のところから来ていただきたい。これは大前提です。ただそれとプラスアルファで全国の方たちに呼びかける、これは大事なことであろうというふうに思います。今近隣の熊本とか日田のほうから来ておられる生徒さんが2人ということではありますが、これも地域みらい留学の情報を出さなければ2人とも来られてないのかもしれない。ですので私としてはその部分ではしっかりと補助金等々もらいながらすることはできますので、地域未来留学を進めない限りは逆にさっき言った定員の40人これが30人になったときとか色々考えられますけれども、できるだけたくさんの方に小国高校を目指していただくというのは大事であろうというふうに思います。先ほど言いましたように全国で小国町のPRをすること、これが必須の課題になってくるのではないかなというふうに思っておりますので、できるだけこの部分に力を入れさせていただきたいというふうに思います。

また魅力化の問題でありますけれども今熊本大学に共創学環と学部に近いのですけれども、学環というちょっと広い意味の学部が教育学部160人枠を80人枠に分けた感じでできました。その中で小国からも1人、前の政策課長補佐が今、熊本大学共創学環のほうに出向で派遣として職員で行っております。これは大事なことであろうと思いますけれども魅力化の一つとして小国高校に熊大のサテライトキャンパスを備えていただく。母体として、また事務局としてその部分では早い段階で小国町でも情報が提供できるような体制づくりをまず熊大と小国高校と小国町、もちろん南小国町もその中に参画を当然しておりますけれども、しっかり話ができるようなその状態にしている中で先ほど言った魅力化コンソーシアム、これはプラットフォームを作るコーデ

ィネーターを準備させていただいて小国高校、熊大、小国、南小国、この事務局同士でつながるようなかたちでしっかりと事業を展開していけるように、魅力化が増すように、またたくさんの方たちに注目をさせていただく、そのような体制づくりをとっていききたいというふうに思っております。先ほどから重ねてでありますけど1年間で効果が出ると、今話した話はそんなに簡単な話ではないので1年間で効果が出るというふうには思いませんけれども、今の魅力化コンソーシアムの事業自体は3年間県のほうから補助金が出るというお話もありますので、その部分ではしっかりとその展開をさせていただきながら、その中で高校の再編計画も見直しがあるというふうに思いますので、どのように対応していったらいいのか両町でしっかりと考えていきたいというふうに思います。

長くなりました、すみません。

7番（松本明雄君） 町長の話が長かったのですが。県立高校と私立高校の違いです。ただただになるといっても私立高校は教材費とか補助金とか寄附金とかそういうものが出てきますので、その辺も学校側から投げかけていただきたいと思います。それとうちがやっている中高一貫は非常に役立っていると思います。今さっきの説明の中でも7割の子供さん方が行っているということですので、その辺もなお一層努力していただきたいと思います。

そしてもう一つ、高森高校みたいに特色ある課を作る。これは高森がアニメでやっていますので、それはもうできないと思いますが、今後何か模索できるものがあれば模索していきながらやっていただきたいと思います。

もう一つは、町長に提案なのですがコロナ前はうるるんで北九州のほうから中学生が非常に多く来ていましたから福岡県辺りが小国町から行くと交通の便もバスが通って非常に便利です。その辺りも注目して小国行きたい子を多く入れていただきたいと思います。あと問題はやはり宿泊施設です。今の子供たちはきれいな場所を好みますので、その辺も考えながらやるべきところはやっていただきたい。今町長が言われたとおり高校再編もあります。市内の有名校も1クラスずつ減るとそういう話が出ていますので、今後どのように進むか分かりませんが小国高校を残していく努力は今後とも続けていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

町長（渡邊誠次君） もちろん努力は続けさせていただきます。再編計画は再来年2年後に迫っておりますので、その部分ではまずそれに対応できるようなかたちで魅力化も進めながら地域未来留学、それから熊大のサテライトキャンパス含めて、しっかりと対応させてまずは2年後に向けて県との協議をしていながら、また南小国と協議していきながらやっていきたいというふうに思っています。それからできるだけ「小国高校に入ってよかったな」と思えること。それから今高橋町長と話しているところは「両町に残ってよかったな」とか、大学卒業してまた帰って来てこちらに就職するときに「小国高校を卒業してよかったな」というふうに思えるような対策ができればというところをまずは両町で話をさせてもらっております。もしこれがある程度固まりま

したら担当を入れさせていただいて、まずは両町の協議は本当に必要ですので小国高校ですので片方でやるというのは絶対あり得ませんので、両町で協議をさせていただきながら可能性が高まれば事務局に入らせていただいて、それをしっかりとかたちにできるようになりましたら来年度の当初予算でもしっかり組ませていただきたいというふうに思っておりますので、その時はよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

教育長（村上悦郎君） 今、再編のことが町長から出ましたので現状のところを。9月10日に熊本県立高等学校あり方検討会が提言書をまとめました。おおむね10年を見据えた今後の県立高校についての方向性をということで。たくさんの課題があつて冊子1冊分あるのですが、その中で今話題になりました募集定員のところでお話をさせていただきます。先日新聞にもありました熊本高、済々黌も学級数を減らすと。一つ目が、熊本市内の大規模校を含む全校を対象とした計画的な学級減を実施すると。令和9年度から令和16年度で62学級減を目安。定員割れによる学級減、統廃合の基準を策定したい。令和10年以降ですから9年まではないと、小国高校が9年30数名しかというところで未来留学も取り組んだわけですが。令和10年以降が魅力化特例校に認定された場合は適用除外と。学級減統廃合の基準を策定するということ。そこで魅力化特例校というのは、1学年3学級以下の高校で学校存続のために地域から必要な支援や評価が得られている学校。まさに小国高校今こういう状況と。見直しに当たっては一律の適正規模は定めない。少人数学級制1学級40人未満の本格的な導入を検討しているが一律ではないと。私立の高校との十分な協議を踏まえた上でしたいというのが今県の在り方。もう一つ、私立高校の授業料無償化。先ほど7番議員も言われましたが授業料が無償化であつて学費が無償化ではないと。授業料は学費全体の約20%にすぎないというような報告もあります。先ほど言われましたように私立学校では入学金、施設費、積立金などの諸費用が別途かかると。公立でもかかります。教科書代。交通費。制服。修学旅行とは別にと。また小国のように子供たちが自宅を離れた高校に進学する場合には寮費や下宿費というのも必要になってくるということで、授業料無償化というのは自己負担がゼロではないということをしつかりと押さえておかなければならないと。この私立高校授業料無償化というのは、1人でもいいから全国から募集して入学者数を増やそうという小国高校にとっては経済負担の減少によってその垣根が下がりますので、小国高校希望から私立高校希望に変更する生徒がいるかもしれないということ。しかしどれだけ影響があるかは未知数であるということだと思っております。先ほどありましたように中学生や保護者が高校進路を選択時に重要視すること。昔は偏差値で「何点だからどこ」というそういう時代ではないですよ。学びたい学科がある、楽しそうな雰囲気、進学に必要な学力が身につく、自宅から通いやすい、切磋琢磨できる学校とか学校の雰囲気というのが非常に重要視される。小国高校のほうは地域コーディネーターを軸に総合的な探究の時間を利用し、総合的人間力の醸成を目指すというような

ころです。具体的な姿というのがまだはっきり見えないのですが、今中学校も高校も小国の職場で働いているいろいろなところで自分の力。そこで大人になって小国で自分が働くイメージというのをしっかりつけて学ぶ、地域に残る学び。地域から外に出る学びではなくてそういったところを目指しているというところで、教育委員会のほうとしましてもそういった小国高校を支援したいと考えているところです。

以上です。

7番（松本明雄君） もう一つだけ教育に関して言いますと、この前もふるさと納税の話をしたと思います。ふるさと納税も小国高校に行くふるさと納税があります。これは県の教育委員会にふるさと納税をしていただいて小国高校を指名していただくとそちらのほうにお金が行くようになっておりますので、町長もいろんなところをこの前からお願いしていますが、ふるさと納税町にも落ちるものと、そして高校に落ちるものがあるということも知っているとは思いますが、今後いろんなところで御発言をお願いしたいと思います。そしてこの前も言いましたとおり小国高校に行ったら校長先生以下、先生方も非常に頑張っておりますので、町長が思うような支援を僕たちも一緒にしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それではもう一つの課題として農業問題です。大きな話をしていますがこの前熊日さん見ていたら町長が知っている知事が出ていましたので、この中から拾わせていただいております。この中にも木村知事が「こどもまんなか熊本」とそういうふうに言っていますので、今後子供たちにはいろんな支援をしていただけることだと思います。それと「お出かけ知事室」がこの前小国町でもあったと思うのですが、そのときも有害鳥獣の話が結構出ていたというようなお話ですので、その辺お話ができれば今さっきも話したと思っておりますけどよろしくお願ひします。

町長（渡邊誠次君） 「お出かけ知事室」、先々週の土曜日に来られて朝10時から12時までおられました。13人質問される方のうち当日11人来られていました。その中で様々に小国町の現状で皆さんよく考えられているなあというふうに思っておりました。今回は町のほうでも議員さんに質問に立っていただくというわけではなく町の執行部が立つわけではなく、民間の方たちにできるだけ立っていただきたいなといった思いで県とお話をして、民間の方たち11名ということで非常に多かったなというふうに思います。その中でやはり小国高校の話出ました。高校生も2人その中で登壇して質問をしておりました。また鳥獣被害の部分に関しましては地元で農業、農家をされている方が一番言っていたのはやっぱり鳥獣被害の問題で「どうにかしていただきたい」というのも当然私たちと同じように「補助金でどうにかありませんか」というお話をさせていただいたのが一つ。もう一つは自分たちで効果があったお話をさせていただいておりました。それは耕作面積の外側を1メートル50から2メートル近く削って耕作面積は狭くなるのですが、それで近くの段差があるところからできるだけ遠ざけたかたちで柵を張ると。これだけでも相当「被害がゼロだった」というふうに本人おっしゃっておりました。そういったところも産業課で

先ほどトタンの話をさせていただきましたけれども何が効果的なのか。1メートル上げただけでシカが2メートルの柵を越えられなくなるのか、隠れながら本当は近づくのでしょうけど身を隠す場所がそれだけなければ近づきにくいのか。そういったところはまだ検証されてはいたんですけども実質今そういった発表をされておりました。それも知事も関心が非常にあらわれて「そういったところも県のほうでも検証していきながら、何らかいい対策をさせていただきたい」という旨を知事のほうからもいただいております。前から状況的に変わってきたのは山だけではなく平地にも今確実にアライグマもそうですけれどもイノシシ、シカ、両方平地でも被害が出ております。その部分では先ほど言った様々な努力も含めて検証していきながら、何が効果的なのか町としても対策をしていきながら一緒に県と。知事には九州知事会のほうでもどんどん言っていただいて「九州全体で取り組んでいきましょう」というようなのが多分一番大事なかなというふうに思っております。今、日田の市長さん、それから阿蘇の市長さん、両方とも女性の方でございますけれども鳥獣被害に関しても道路の話に関しても非常に協力的でございますので、その部分では今のうちにある程度進められる分は一緒になって進めていきたいなというふうに思っております。また議員の皆様方にも状況を一緒にしていただいて、いろいろとお話をさせていただくとか、またお願いをするというふうに思いますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

7番（松本明雄君） 米の問題に入らせていただきます。僕は商業関係が専門ですので、この話を深く下げていくと3人の先輩方から怒られるといけませんので、米の値段と今株価が相当上がっています。米の値段は前の3区の代議士の坂本先生のと時からどんどん変わりつつあって、次の宮崎の江藤代議士が「買ったこともない」とかそういう発言までするので交代させられました。そして今、小泉大臣です。僕が思うには早く備蓄米を出してくれればよかったのではないかと。ここまで令和の米騒動までならなかったのではないかと一般人はそう思うところです。今小国町も米を収穫するときになっておりますので、この前もクローズアップ現代でJAが米の値段をどうやって決めるかと。それで非常に新潟のほうも苦労していました。それでJAが売らずにほかのところに売られると非常に横流しが出るので値段を決めるのに相当頭を抱えていましたが、新潟のコシヒカリで2万9千円、約3万円近くでJAが買い入れる方向を示しておりました。阿蘇のほうは3万円ということで非常に安堵しているところでございます。例年、阿蘇の米は残ることとはなく売れていますので間違いなく売れることだと思っております。それにプラスアルファ3千円ということで3万3千円。作るほうは非常に助かると思うのですが消費者のほうは今5キロで5千円という話も出ておりますので、今後米の値段がどこまで落ち着くのかなと心配しているところです。ここで国の話をしてもしょうがないですけど今後今年は今小国回りもWCSを少しやめて米を作っているとか。それで米の量が増えている、そういう話も聞きます。今年3万円がJAが買うということですので我々もその値段で入ってくると思ひます。都会の方々はそれよりまたマージン、運送料が掛かりますので高くなると思ひます。今年輸入米も早く政府が入

れていますのでその分市場に出ます。ですからこれは市場を見てみないと分かりませんが、今後どのような推移をするのかは考えていきたいと思います。うちはやはり後継者問題です。どんなに田んぼがあっても値段が高くなっても後継者がいるか、そこが問題だと思います。今後うちは農事組合法人かみだもあります。あそこが非常にうまく回っておりますが、中に入っている方々も高齢者ですので今後の米作りについて町長のお考えをお聞きしたいと思います。

町長（渡邊誠次君）　そもそも論からいくと米の値段というところでございますけれども、それこそ本当に申し訳ないですけど昨日敬老会の中でそれもさんざん私も言われておまして、30年前40年前から「幾ら上がったと思う」と私も聞かれまして、実際近隣では米の値段はどどどどと上がりました。実際30キロで買うとしてもJAさんでも去年より1万円ぐらい高くなるのではないかというお話を消費する側としても聞いております。そういったところでも聞いておりますけれども、やはり30年前の値段と今の値段がどのぐらい違うかと言ったらそんなに差がないのです。その当時、昨日聞いた話、公務員で1万3千円の給料だったと。今はもちろん10倍以上上がっているけれども米の値段は10倍以上上がってない。それはそれでそうなのかもしれませんけれども、それこそ農家の方でございましたけれども昔公務員をされていたということですので、農家の皆さんからすれば今の米の値段はそれでも安いと思われている方がたくさんおられるのかもしれない。ですので日本の米政策はどうだったというのは私のほうからもなかなか発言できる立場にはないというふうに思いますけれども、今の現状として農家の方たちが喜んでおられる状況、それから消費者の方たちが「米が高いな」と思われている現状というバランスを考えると、やはり需要と供給のバランスこの部分で値段的には決まってくるのかなと。あとはJAだったりとか国であったりがどのように考えるのか。そこは町としてどういった考えであるというよりも、そこは国と団体と様々に見ていって様子をお伺いさせていただかなければできない部分なのかなと。町で単体で何ができるのかというのはなかなか難しいなど。ただ米の今の値段がどのぐらい上がってきたかというのは別ですけれども、コンスタントにある程度上がってきたときにはひょっとしたら農家の皆さん方も今の現状ではないぐらい後継者の方たちはおられるのかもしれない。ただやっぱり北海道、東北の広いところの農場でAIを使ってロボットを使って農薬の散布をしたり草刈りもロボットでしたりということと、中山間地の農業は現状違います。参議院のときもさんざんいろいろな話があっておりましたけれども、大規模化できるようなところがなかなか難しいような状況で大規模化できるところはもうやっているというふうに思っております。その部分では今の単価がどうであるかというよりも、後継者に関しましてはやっぱり農業がもうかる仕組みを作らないとなかなか担い手の育成にもつながっていかないというふうに思いますので、サポートをできるだけ町国県でするような状況ではありますけれども、商工業も一緒だと思うのですがサポートするにしてもやはり一番大事なところはしっかりと自分たちが生計を立てられる、農業だったら営農できる、この環境にないというところがあるのであればなかなか

か後継者も難しいというふうに思います。その部分では新規に農業される方も最近は出てきましたが、それでもなかなか現状中山間地の農業は厳しいということは間違いないのかなというふうに思います。後継者に関しましては先ほど小国高校の話をしましたけれども、もちろんこちらに就職ということであれば農業も含めてアルバイトはどうなのかちょっと別としても、そういったところでこちらに帰って来られる方々の応援、これをしっかり考えなければいけないなというふうに思いますので、その部分ではしっかりサポートは町のほうでもさせていただくといいところでお答えをさせていただきたいと思います。

以上です。

7番（松本明雄君） 僕も町長と考えは一緒なのですが、消費者として高い米は本当は買いたくないのです。ですが農家のことを考えればこれも仕方ないことです。農家の方々はこれで自分たちの経営をどうかしたいと思っているのですから、今米が高いうちになるべく耕作放棄地を減らす方法を考えて町のほうでもいっていただきたいと思います。JAの阿蘇の組合長は小国町出身ですので、その辺りは非常にいい発言をされると思いますので今後見守りながらよろしく願いたいと思います。

これで僕の一般質問は終わります。

議長（熊谷博行君） 予定していた4名の一般質問が終わりました。

これで本日の一般質問を終わります。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

明日18日は、2名、児玉智博議員、江藤理一郎議員の一般質問となっています。

本日はこれにて散会いたします。

どうもお疲れさまでした。

（午後2時40分）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員（2番）

署名議員（7番）

第 3 日

令和7年第3回小国町議会定例会会議録

(第3日)

1. 招集年月日 令和7年9月18日(木曜日)

1. 招集場所 おぐに町民センター3階 301号室 議場

1. 開 議 令和7年9月18日 午前10時00分

1. 散 会 令和7年9月18日 午全11時54分

1. 応招議員

1番 江藤理一郎君	2番 杉本いよ君
3番 高村祝次君	4番 児玉智博君
5番 穴見まち子君	6番 松崎俊一君
7番 松本明雄君	8番 熊谷和昭君
9番 久野達也君	10番 熊谷博行君

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番 江藤理一郎君	2番 杉本いよ君
3番 高村祝次君	4番 児玉智博君
5番 穴見まち子君	6番 松崎俊一君
7番 松本明雄君	8番 熊谷和昭君
9番 久野達也君	10番 熊谷博行君

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 長 広行君 書記 宇都宮愛子君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡邊誠次君	教育長 村上悦郎君
総務課長 松本徳幸君	教委事務局長 後藤栄二君
情報政策課長 田邊国昭君	産業課長 穴井徹君
税務住民課長 中島高宏君	建設課長 谷口正浩君
福祉課長 宮崎智幸君	町民課保育園長 室原由美君

1. 町長提出議案の題目

別紙議事日程のとおり

1. 議員提出議案の題目

なし

1. 開議議事日程

午前10時00分、議長は本日の議事日程について次のとおり報告した。
別紙議事日程のとおり

議事の経過 (r. 7. 9. 18)

議長（熊谷博行君） 皆さん、おはようございます。

本日は、9月定例会本会議3日目でございます。

ただいま出席議員は10名であります。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

(午前10時00分)

議長（熊谷博行君） 日程第1、「一般質問」。

本日は、昨日に引き続き一般質問となっておりますので、直ちに質問に入ります。なお、本日の一般質問は登壇順に、1、児玉智博議員、2、江藤理一郎議員となっております。本日は多数の傍聴の皆様にお越しいただき、ありがとうございます。傍聴に際しまして小国町議会傍聴規則を遵守の上、お静かにお願いいたします。なお、傍聴席からは写真、映画等の撮影、録音はできません。また、携帯電話は電源をお切りになるか、マナーモードに設定してお願いします。

それでは、4番、児玉智博議員、登壇をお願いします。

4番（児玉智博君） 1問目に8月の大雨時の町の防災対応について聞きます。8月6日から11日にかけて前線が対馬海峡から九州付近に停滞し、中国大陸や太平洋高気圧周辺から暖かく湿った空気が流れ込んで大気の状態が非常に不安定となり、熊本県では記録的な大雨となったところがありました。10日から11日にかけて線状降水帯が発生し、同じ場所で猛烈な雨や非常に激しい雨が降り続けました。特に熊本地方、天草芦北地方を中心に猛烈な雨や非常に激しい雨が降り、10日22時に玉名市及び菊池市付近で約110ミリの猛烈な雨が解析され、記録的短時間大雨情報が発表されました。その後も熊本市や山鹿市など7市8町付近で約110ミリから120ミリ以上の猛烈な雨が解析され、記録的短時間大雨情報が発表されました。この大雨での日最大1時間降水量は菊池市菊池で115.5ミリ、上天草市松島で123.0ミリを観測するなど多くの観測点で8月の1位を更新し、岱明、菊池、松島、本渡、八代では観測史上1位の記録も更新しています。また11日の日降水量は山都町山都で366.5ミリ、上天草市松島で369.0ミリ、八代市八代で377.5ミリを観測するなど8月の1位の記録を更新し、山都、甲佐、八代では観測史上1位の記録も更新しました。この雨による災害の状況を配付しておりますので御覧ください。人的被害は死者4人、安否不明が1人、重軽症者が25人、住家被害は合わせて20の市町で全壊19棟、半壊1千984棟、一部損壊4千281棟、床上浸水1千745棟、床下浸水1千52棟、これはいずれも9月14日現在の数であります。非常に広い範囲で多くの被害が発生したことがお分かりいただけるかと思えます。結果的に見れば小国町は幸いなことに、それほど降水がなく被害もありませんでした。しかし、8月9日15時30分には大雨注意報が発表され、翌10日11時6分には大雨と落雷及び突風に関する気象情報が発表されました。

熊本、大分の両地方気象台は、10日夜の初め頃から11日朝にかけて線状降水帯が発生して、大雨災害発生の危険度が急激に高まる可能性があるとして警戒を呼びかけました。これを受け13時頃には熊本県知事が県民の皆様へ「8月10日から11日の大雨に備えた対応についての知事からのお願い」を発表。土砂崩れや浸水洪水が発生する可能性が高まっているとして「夜間大雨の中での避難は大変危険です。空振りを恐れず命を守る行動を」と呼びかけました。県内の各自治体も日没前に避難情報を発令しました。小国町の周辺でも南小国町が午後5時30分に警戒レベル3の高齢者等避難、午後6時に阿蘇市が同じく高齢者等避難、午後6時31分に産山村も高齢者等避難を発令しました。一方、小国町の日没前の対応としては、17時に予防的避難所を開設するにとどまり避難情報が出されたのは21時25分に大雨警報が発令された後でした。22時に警戒レベル3高齢者等避難が発令されたという状況であります。さきに述べたとおり10日夕方の時点で小国町では丸1日以上、大雨注意報が継続していました。加えて地方気象台から「夜間に線状降水帯が発生する危険が高まっている」と警戒が呼びかけられたわけであり、日没前の段階で南小国町などと同様に避難情報を発令すべきであったと思いますが、町は今回の対応を検証していますか。またどのように評価しているのでしょうか。

総務課長（松本徳幸君） 熊本県内で様々な大きな被害が出ているということで、被害に遭った方にはお見舞い申し上げるところでございます。小国町の対応状況ということですので今回の大雨について答弁させていただきたいと思っております。まず今回の大雨での小国町の被害状況につきましては先ほど議員のほうから言われましたとおり、人的被害、住家被害等はございませんでした。また、避難状況につきましては総数8名の方が避難されました。また建設課による事後調査によりますと、道路等において数件の小規模災害があったということで報告を受けてございます。それでは8月10日から11日にかけての対応につきまして、時系列で御説明させていただきます。まず8月10日の11時30分に熊本気象台から11日にかけての大雨についての説明がございました。この説明におきましては、阿蘇地方での警報発令の可能性が11日、翌日の昼前ぐらいから高くなるということで説明を受けております。この説明を受けて10日の夕方から予防的避難所を開設することを決定いたしました。決定して午後5時に予防的避難所を開設しました。その後、午後9時25分に大雨警報土砂災害系の部分が発令されまして、午後10時9分に洪水警報が発令されました。この最初の警報の発令を受けて小国町避難指示等の発令基準に基づいて、午後10時に高齢者等避難を発令いたしました。また翌日早朝から午後にかけて被害等の報告はありませんでした。その後、午後2時20分に大雨警報が解除され、午後3時45分には洪水警報も解除されたことによりまして、午後3時50分に高齢者等避難を解除し避難所を閉鎖したところでございます。

以上で説明を終わります。

4番（児玉智博君） 日没前の段階で避難情報を発令すべきだったのではないかと聞いたわけです

が、その間については答弁されないわけなのです。やはり線状降水帯が夜発生するかもしれないと。今まで小国町は「明るいうちの避難をお願いします」ということを繰り返し大雨等のたびに言ってきたわけですから。小国町の対応は、これまでの町の姿勢とも非常に矛盾すると思います。それで今回の今、死者4人、行方不明者1人という犠牲者の中には、夜間の避難中に土砂災害に巻き込まれて亡くなった方もいるわけです。非常に危険なわけです。だから知事も「空振りをおそれずに逃げてください」というふうなお願いを出しているわけです。やはり今回のような状況においては、いろんな情報も既に入ってきているわけですから、夕方の段階で避難情報を発令すべきだったと重ねて指摘しておきたいと思います。10日に予防的避難所を開設した際にとられた情報発信は、防災行政無線の屋外トランペットでのアナウンス1回だけだったと思います。これが聞こえなかった人には情報が全く届いてないわけなのです。避難情報が自治体から出された場合には、テレビの地上放送には画面にL字型の帯が出てきて「どこの市、どこの町で、こういう内容の避難情報が出ています」と「公設の避難場所はここです、避難所はここです」ということでずっと流れるわけです。それだけではなくリモコンのdボタン、データ放送ではそれぞれの自治体を押せば、いつでも自分が逃げるべき場所が分かるというような状況です。それだけではなく県の防災ホームページ等でも確認できますので、町として情報を出さなくても町民に届く仕組みというのはもう今の世の中でできているわけです。ところが予防的避難所開設では、それらが一切ありません。ですから町がより積極的に発信する必要があると思うのです。今後の課題として予防的避難所を開設したのであれば、町の公式SNSや10チャンネル等での文字放送で発信を行うべきだと思いますが改善いただけますね。

町長（渡邊誠次君） 私から答弁させていただきます。避難情報として予防的避難所を開設したといったところでの、確かにSNSとか公式のラインがございますので公式のLINEとかおぐチャンのほうの文字放送のほうはかけたいというふうに思います。しかしながら基準として、8月10日の昼過ぎに私たちも集まりまして11時から気象庁の解説がありましたので、その時点では総務課を中心に集まっておりました。その中で情報を聞くに当たっては、まずは避難所を開ける準備を2時ぐらいから行いました。その避難所を開けるタイミングとして2時から開けていたのですが、夕方からと。2時の時点ではそんなにまだ降ってない状況で、なおかつ前の日もそんなに降ってない状況でございましたので累積雨量もありませんでした。ということで気象情報も聞いたところで「今日は避難情報としては予防的避難所で十分ではないか」といったところで話をしておりました。その後に夜になりまして雨が強くなってまいりましたので「警報等が出る可能性が高い」というふうな話もありましたので、私はそのときは役場にはいませんでしたけれども総務課長がおりましたので避難所の第3弾目の高齢者等避難を出すといったところを決定させていただきました。ですが順番的にいくとやっぱり可能性が高くなってきたときに段階を上げて避難情報を出していくというのは当然のこととございますので、それはそれにのっとってや

っていききたいなというふうに思います。ただ自分たちが危険なところに住んでいるという方たちは、あらかじめ予防的避難の部分で避難をされているわけですので、その部分では段階的に予防的な高齢者等避難、避難指示というかたちがあります。もちろん線状降水帯が発生した時点で高齢者等避難が出ていても出ていなくても避難指示を出すというのは町のほうで決めておりますので、その部分では昼でも夜でも出すといったところは指示としては変わっておりません。ただ準備としては避難所を開けるのには時間がかかりますので、避難所は必ず夕方までに開けたいというふうに思っているのはそのままでございます。それから児玉議員から16時前後に総務課のほうに電話がございました。そのときに職員もちょっと大変だったので私のほうから「予防的避難所として8か所避難所を開設します」というのをメッセージで児玉議員に。ちょっと電波の具合が悪かったのかもしれないけれども、そのとき対応させていただいたというふうに思っております。やはりそのときにでも感謝のメッセージが返ってきましたけれども、その部分でもやりとりとして「これで大丈夫なのか」というような情報もあってもよかったのではないかなというふうに思っておりますけれども、町としては基本的には今回は予防的避難所という判断をさせていただいたということでございます。

以上でございます。

4番（児玉智博君） 災害後に私も八代に入ったのですが、やはり被災された方が「今までここが水につかったことなんかなかった」というところが内水氾濫というところで、今までの常識が変わるような災害が今全国でですね。東京なんかでもここ何日かの間で起こっていますけど、そういうふうになっているので町の災害対応というのもアップデートをしていく必要があるというふうに述べまして、次の質問に入ります。

地域公共交通について聞きます。小国町で日常的な町内の移動のための地域公共交通として、乗合タクシーと小国郷中心市街地バス通称にじバスが運行されています。それぞれの路線ごとの状況を配付しておりますので御参照いただければと思います。乗合タクシーは8路線をそれぞれ1日朝昼夕の3往復、中心市街地バスは1路線で1日5往復しております。また九州産交の小国杖立線、小国黒川線、小国郷ぐるっとバスも運行されていることも申し添えておきたいと思えます。これらにより町内のほとんどの地域に公共交通路線が敷かれていると思いますが、町民人口における公共交通の普及率はどれだけでしょうか。また公共交通がない地域の高齢者人口、高齢者数はどれだけで、高齢者人口に占める割合がどれほどかお答えください。

情報政策課長（田邊国昭君） よろしく申し上げます。それでは公共交通についてお答えします。

まず組数について説明したいと思います。小国町内の組数で言いますと223の組があります。先ほど議員のおっしゃいましたように公共交通としまして町が運営する乗合タクシー、南小国町と共同で運行するにじバス、そして産交バスが運行します路線バス、ぐるっとバスも含めますが、それらでどれだけの組をカバーしているかということになりますと、223組のうち222の組

には公共交通が行き互っているということになります。それらが行き届かないところということで1つ組がございました。そこは4世帯6名の方がお住まいということになっております。そこにお住まいの方の割合としましては、小国町内の全世帯2千971世帯のうちで言いますと0.13%、人口6千148名の中で占める割合で言いますと0.09%でございます。

4番（児玉智博君） かなり普及はしているということが分かりました。この間、組内には乗合タクシーの乗り場があっても「歩いていくのが困難だ」と「もうそこまで行くのだから大変だ」という80代男性から繰り返し公共交通の在り方について御意見を私はちょうだいしました。宮原町内の方ですが、通院のためにいつもタクシーで御自宅と病院を往復しているそうです。片道700円のタクシー代は往復すると病院代、薬代より高額になるそうです。年金暮らしの方にとっては生活を圧迫されるということで「何とか町や議会の人に考えてもらいたい」ということを繰り返しおっしゃられておりました。病院では南小国町民の人と一緒に「南小国町はタクシー券で自宅まで来てもらえる。小国町にもそういう制度を取り入れてほしい」ということをおっしゃっておりました。そもそも地域に乗り場がない方もわずかですが0.数%いると。またこの男性のように地域に乗り場があっても高齢者にとって、そこまで行くのが困難なんだと。こうした交通弱者にあまねく公共交通が保障されていない状況は、極めて不公平であり法の下での平等に反するのではないのでしょうか。

情報政策課長（田邊国昭君） 公共交通の課題ということで御意見いただいたと思います。公共交通については、現在の人口の減少や自動車の普及などによって環境は著しく変わっていきつつあると思います。町民の方々の高齢化、それに伴う免許返納などによって公共交通の維持、確保は一層重要なものになると考えております。議員の御指摘のとおり普及率を100%とするように目指す、若しくは乗合バスのバス停などから遠く離れたところの方々への対応ということで、できる限り柔軟に対応とは思っておりますが、なかなかドア to ドアというところまでのサービスまでは行き届かないかと思っております。町としましては限られた予算の中で最大限の努力もこれからも続けていきたいと考えております。

4番（児玉智博君） 地方を始めとして地域が衰退していく中で、全国的に生活が極めて困難となる生活難民という言葉が今言われています。それが大量に発生しています。生活難民が発生する背景には貧困化の進行がありますが、公共交通がなかったり、あったとしても不便でまた運賃が高かったり又は高齢化でマイカー運転ができなくなるなど移動制約も大きく横たわっています。生活難民は交通弱者、買物難民、通院難民、ATM難民などの用語に象徴されますが、生存権に関わる深刻な状況であると言えます。それを引き起こしている主要因の一つが、日常生活圏の移動が極めて困難であることにあります。50代の人間にしてみたら「見える距離なんて歩けばいい」なんて思う人もいるかもしれません。だけど人間70も半ばを過ぎたら、軟骨がすり減って歩いて歩くのも痛くてたまらないという人は珍しくないと思います。だからこそテレビではセサ

ミン、グルコサミン、コンドロイチンなんて通販が商売になるわけです。小国町の場合、26億円も基金を貯め込むのではなくて町民の生存権を守る立場に立って、交通政策にも活きた予算をと求めまして次の質問に入りたいと思います。

地熱発電事業について聞きます。去年12月議会から続けて質問で取上げてまいりましたが、6月議会で一旦最後にするつもりでありました。しかし質問をして、情報を提供してくる方が出てこられまして、今回重要な事実が分かりましたので4回目の質問を行います。地熱状況を得るために1千メートル級の井戸を掘削するフラッシュ式地熱発電は、町内では現在2基の発電所が稼働しています。2千キロワット級と5千キロワット級、一つずつです。この二つの事業者は、現在第2発電所の建設にも着手しています。両方とも5千キロワット級をとということです。このほかに3事業所の建設計画もまだ現在あります。フラッシュ式地熱発電においては、蒸気とともに大量の熱水も地上に出てきます。この熱水、地熱流体については、基本的に全量を地下還元することになっていると思いますが、その理由を御説明ください。

情報政策課長（田邊国昭君） それでは地熱発電についてお答えします。地熱発電所の建設には国が定めましたガイドラインに基づいて計画を行う必要があります。経済産業省がまとめた「地熱発電の事業計画策定ガイドライン」や環境省が策定しております「温泉資源の保護に関するガイドライン（地熱発電関係）」がそれに当たりますが、その中に発電で使用した熱水に関する記載などがあります。地熱発電に関する内容については、そのガイドラインに基づいて計画を行うこととしていただいております。

4番（児玉智博君） つまり基本的に全量還元が国の方針であるということだと思います。それでは続けて聞きます。各町内事業者の還元計画がどうなっていて、それはどの機関へ提出されていますか。町や地熱審議会が事業者の還元計画にどのように関わっているか併せて明らかにしてください。

情報政策課長（田邊国昭君） 地熱発電事業に関する手続についてですが、事業者は事業実施に際しまして小国町の地熱資源の適正活用に関する条例第8条の規定に基づいて、生産井の掘削、還元井の掘削、発電所建設を行う前に町に事業計画書を提出して町長の同意を得るものとなっております。還元の計画については井戸を掘削する際の計画に含まれておりますが、これらの手続については情報政策課が対応することとしております。しかし掘削した井戸は生産井、還元井ともに、なかなか掘ってみないとどれぐらいの量が出るか分からないという点が多くあります。

以上です。

4番（児玉智博君） 一応情報政策課が窓口になっているけれども掘ってみないと分からないという部分があるということで、なかなかその後掘ってみてどうなったかというようなことを更に町やあるいは各機関に届け出る仕組みなどはないでしょうか。

情報政策課長（田邊国昭君） 掘った後又は発電所が運営を運行開始した後に、その熱水の還元の

量について町のほうでは把握しておりません。

以上です。

4番（児玉智博君） それは、ほかの機関、国、県においても同様ですか。

情報政策課長（田邊国昭君） 温泉井戸の掘削の際に県への申請を行っていると思いますが、掘削を行った後での発電所の運営などに対して還元などの報告を県に行くようには私も聞いておりません。

以上です。

4番（児玉智博君） 全量還元というガイドラインがありながら、しかし実態、そのとおりに行われているかどうかというのをチェックする機能が国全体にないということが分かりました。環境省土壌環境課は「地熱発電所は一般的には水濁法上の特定事業場には該当せず、公共用水域や地下への水の排出・還元について水濁法の排出規制は直接的には適用されないものの、このような熱水をそのまま河川等に放流した場合、健康影響が生ずる可能性もある。なお、水濁法上、排水規制が直接的には適用されない事業場であっても、事業活動に伴う汚水等による水質汚濁の防止のために必要な措置を講ずる一般的な責務を有する」という考え方を表明しております。熱水の地下還元が適切に行われているか、事業者が計画をきちんと守っているか、しっかり監督することが必要であると思いますが、事業計画に同意した町や審議会にその機能を備えるべきだと思いますがいかがでしょうか。

情報政策課長（田邊国昭君） 現在のところは報告を義務づけておりませんが、今回この質問がありましたので還元についてどのぐらいの量があるかの報告は受けております。生産井からの熱水の量それを還元する量ということでの時間当たりのトン数なのですが、そちらのほうを今回私も初めて量の報告を受けたところです。

4番（児玉智博君） そういう把握ができたというのであれば私も質問を取上げた甲斐があるかなという気もするのですが、西里の岳湯、はげの湯地区のわいた地熱発電所の地熱熱水が、公共水域に排出されているとの情報が寄せられ現場を確認しました。これ地籍図をもとにした地図を出しております。ここが町道はげの湯線、はげの湯に行くところです。そこの右側ここ崖になっていて低くなっているのですが、そこのこの赤く示した位置になります。ここにタンクがあって、その敷地に沢がそばにあります。その沢に向かってタンクから熱水が排水されていて、9メートルぐらい下るとここに河川があります。北里川の支流の塩井川という川だそうですが、そこにどんどん排出されているような状況がございます。これ現場写真です。タンクがあってタンクから蛇腹が2本出ていて、そこから沢に出てそれが8メートルぐらい下のほうの川に流れ込んでいると。ここのタンクの制御盤には、ふるさと熱電という名前が書いてあって電話番号もここにあるのです。基本的に地下還元されることになっている熱水について、同発電所は地域貢献として集落内にある温泉施設や一般家庭に分湯を行っており、そのための施設であるタンクから敷地そば

を流れる今言った沢に70度の熱水が排出をされていると。それが塩井川に流れ込んでいると。この熱水を分析機関に持込み解析を依頼したところ御手元に配付しております結果通知書をいただいています。それで1リットル当たり1.5ミリグラムのヒ素が検出をされました。これは水濁法上の排水基準の15倍の濃度になります。ちなみにホウ素と水銀も検査依頼しましたが、これらは基準内です。この質問通告を出した後、わいた会の代表者の方からお電話をいただきました。わいた会の見解としては、タンクからオーバーフローさせないとタンクのお湯が冷えると。だからあえて川に流しているということと、地元住民が同意して分湯を行っており分湯するお湯の量は決まっているから、タンクから川に流そうが風呂場で使った後に川に流そうが同じなのだ。であるから問題ないのだということをお話されておりました。ただ、この問題、私が町に伝えるまでは町も知らなかったようですが、これについて温泉資源の保護と水質汚濁防止に照らしてどう町は受け止めていますか。

情報政策課長（田邊国昭君） 前々から分湯についてのお話を聞いておりましたが、今回この件がありましたので現地のほうで分湯のために行うタンクとポンプ施設というものを確認させていただきました。そこから溢れるお湯というのが地熱発電で使った熱水であろうかというふうに思われるということですので、そちらについてオーバーフローなどで河川などの公共水域に出すこと自体が問題になるのかなというふうに思いまして、そのことに関して分湯そのものについて今後どういったふうにされるかという話をこちらについては前々から協議を行っておりまして、地下から掘り出した熱水をそのまま分湯するというで途中のこのオーバーフローという状況が起きたりしておりますので、その熱水の利用を「熱交換したお湯を使う」というふうに方針を切り替えるということで設備の更新を行っている途中というふうに聞いております。

以上です。

4番（児玉智博君） 分湯自体がもうなくなるということですね。そうであれば町としてはこういう状況はそんな遠くない将来、河川に地熱熱水が流されるような状況なくなるのだということで認識されているということですか。

情報政策課長（田邊国昭君） いえ、分湯自体がなくなるというふうには伺っておりません。分湯を続けていくために地下からくみ上げた熱水を直接分湯するという方針をやめていく。その代わりにこの熱水や蒸気を利用してお湯を沸かして、それを分湯に充てるという方向に切替えていく。その工事を今行っているというふうに聞いております。

4番（児玉智博君） だからすなわちタンクからオーバーフローとって河川に直接公共水域に排水されている状況があるのですが、地熱の流体が、地熱の熱水が。それが要は熱交換した言わば真水ですよね。真水に変わるから地熱熱水の河川排水がなくなるだろうというふうにおっしゃっているわけですね。

情報政策課長（田邊国昭君） はい、そのとおりです。

4番（児玉智博君） もう1点、ちょっとはつきりしないから聞きますけど、町としてですよ。そういう経済産業省や環境省がガイドラインを示していると。それで全量還元だという方針があるわけですね、事実。いつからこういう状況になっているのか分からないですけど恐らくその分湯事業を始めた当初から、もう何年も前から河川排水が毎日行われていたと。発電所が動いている限りにおいては。その状況を町はどのように受け止めているのですか。いいことなのか、それとも問題ないのか、それとも問題があることなのか。どう考えていますか。

情報政策課長（田邊国昭君） 私は改善する必要があると思ひまして、ここに着任してからまだ2年目ではありますが、そのための協議をわいた会と行っておりまして、対策については取り組んでいただいているという状況です。

4番（児玉智博君） それで、わいた会の代表の方は電話で「地熱熱水の8割が地下還元をしていて、残りの2割を分湯ラインに乗せている」ということを教えてくださいました。今回このタンクからの排水が分かったのは、ふるさと熱電の元社員の方など関係者だった方の公益通報が寄せられたためであります。その方たちによりますと生産井の状態というのが変化があるそうなので、出てくる地熱熱水量もそれに伴って変わるそうなのです。わいた発電所から出てくる地熱熱水の量は、1時間に150トンから180トンということでした。その2割20%を分湯しているということになると1時間に30トンから36トン分湯していることとなります。単純に24掛けると720トンから864トンになります。果たして本当にそれだけの需要があるのかと、使い切れるのかということですが。町はこの需要量を含めた分湯計画、さっきちょっと「聞きました」と言われているけど把握していますか。

情報政策課長（田邊国昭君） 分湯についてということで、大まかな量と戸数については話を伺いました。軒数について20軒程度というふうに聞いております。

以上です。

4番（児玉智博君） いや実際、公益通報では「1日720トンから864トン分湯されているのではないか」と言われましたけれども、それはタンクから流している分とか、風呂場で使ったお湯とかも合わせれば結局700から800トンが河川に流されているということになると思うのですが。やはりもうなくなるからいいとかではなくて、変えるべき状況があるというふうに言われたわけですね、田邊課長。その変えるべき状況というのがどういうものなのか、はっきりさせる必要があると思ひますが、それは確認されていないのですか。分湯の量、河川に流されている地熱熱水の量です。

情報政策課長（田邊国昭君） 分湯の量については、先ほど議員がおっしゃったとおりだと思ひしております。それ以外の量としまして、河川にあふれ出たものの量について、その量までは把握し切れずしております。

以上です。

4番（児玉智博君） やはりある程度需要があるから、使われるから、1日に700トンとか800トンとか分湯しているというのであればまだ分かるのです。あくまでこれ例外的なものですから使いもしないのに分湯して結果、川に捨てるというような状況というのはよろしくないと思うわけですね。それをどう思うかなのですけど。過剰な量の分湯なのか、それとも適当というのか、実際需要に見合う量が700トン800トンなのかというところなのですけど。分湯を受けている温泉施設の経営者の方にお話を伺いました。その施設で必要な量は冬場が需要が増えるらしいのですけど、地熱の熱を暖房にも使うから。その冬場でも「1日10トンもらえば営業に支障なくできます」ということでした。だから一つの温泉施設でも大体冬場でも10トンぐらいの分湯が目安になるのかなと思います。1日ですよ。1時間ではなくて1日。また一般家庭の状況をちょっと考えてみましょう。一般家庭の水道使用量を見てみますと、町の水道の一般家庭向けの13ミリで契約している利用者は3月時点で2千461戸だそうです。そのうちひと月の水道使用量10トン以下が1千62戸、11トンから30トン以下が1千46戸、この二つで85.7%。これが30トン以下なのです、ひと月の使用量がです。ですから地熱熱水で考えるなら蒸気と違って煮炊きには使えません、ヒ素が入っていますから。洗濯にもお湯で洗ったほうが落ちるといふ考えもあるけど、でもこういうシリカが詰まったりするものだから洗濯機で使ったら機械が長持ちしないでしょうから多分使う人はいないと思うのです。明らかに一般的な家庭の水道使用量を地熱熱水は需要が下回ると思うのです。そう考えると需要量の10倍は分湯しているのではないかと思います。審議会の会長さんである野田会長が1982年頃ですけど書かれた論文では「地域の需要を上回る熱水があった場合、それを放流して捨てるのはエネルギーの損失であり環境的にも好ましくない。余分な利用しない熱水は、従来どおり地下還元を義務づけるべきだ」というふうに述べられています。この地熱審議会会長の立場にも、わいた地熱発電所の今の分湯は反しているおそれが高いと思いますが、これは直ちに是正されるべきだと思いますが見解をお聞かせください。

町長（渡邊誠次君） 先ほどの量が1日700トン800トンというところでお話をされておりました。確かに今ちょっと計算したところ10トン単位で考えたときには1時間当たり0.4トンと10トンで計算した場合。0.4トンの温泉が流れてきて自分のところで0.4トンといたら普通のお風呂桶の多分半分ぐらいしかたまらないと思うのです1時間で。それがここの温度で70度ぐらいなので多分分湯したときに行き着いているときは60度ぐらいだと思います。それに若干水を足すのか足さないのか量で調整をしたりすると思うのですけれども、これは一般の家庭だったらそれでいいかもしれないのですが大きいお風呂のときには多分その計算がもっとたくさんの量が要るのではないかなというふうに思います。私も経験ありますけどうちの旅館は実は温泉のタンクを自分で造ってあります。それはなぜかというとなんかお湯が流れてくるのですけど、温泉をお風呂掃除をするときに全部流してしまうのです。それを足してそのときにいっぱい入れ

ようと思ったら、かなりたくさん量がいるのです急にためようと。それが小国の場合は、お風呂をたくさん持っている旅館とかも多いので、計算してみないと分からないのですけれども、思っているよりもたくさん量を分湯しないと自家源泉もあるところもあると思いますのでその調整もあると思いますが、一様に700トンが多いとか800トンが多いとかいう話はなかなかちょっと難しいかなあと。24時間どんどんお客さんが入れられるところもありますのでその部分とか1回お風呂に入ったときには全部お風呂を還して掃除してためますよといったところ辺りも含めて、やっぱりたくさん使われるところもあるかもしれませんが回答としてはちょっと想像の部分もありましたので厳密に言うと数字的には思われているよりたくさん使うようになるのではないかなというふうにちょっと聞いて思ったところです。

4番（児玉智博君）　こういう議論を分湯を始める前に本来すべきだと思うのです。それは多いのだろうか、いやそれは適正かもしれない、どれぐらいの量なのか、というような話をしないとけないのに、町も知らないところで河川に直接放流をしていたと。その状況がおかしいのだからやっぱりそれは改めていく必要があるのではないかとということを申し上げているのです。今この場では量が適切か適切ではないか回答ができないと今町長がおっしゃいました。だって杖立温泉まで分湯していないですからね。もうはげの湯、岳湯温泉内の施設だけでしょう。だったらそれぞれ今日聞き取り調査をして、大体本当の需要量が分かるはずですよ1日2日で。それをやるべきではないかと。それ以上の分湯は直ちにやめさせるべきではないかと思いますがいかがでしょうか。

町長（渡邊誠次君）　写真を見た感じで思っているのですが、このタンクが10トンぐらいのタンクではないかなあというふうに思っております。お湯がヒューム管から出ておりますけれども、この量を考えると容量的にはたくさん量ではないのかなあと。だからこのタンクの中に使っていない分が多ければもっと多分温泉のお湯は出ないとおかしいのですよね。たまたまこのときはこのぐらいだったかもしれないし、ひょっとしたらタンクなのでお湯が減ったときにはオーバーしてない可能性もあるし、ずっと一律で流れているかどうか分かりませんのでその部分はもう1回担当課とわいた会さんのほうで話をしてもらおうというのは必要かもしれませんが、このタンクの大きさからすると私は多分一番最初の計画のうちで分湯計画をされたときに、このタンクで賄える量ということで計算をしてあるのではないかなというふうに思います。ではないと過剰に多分投資してもタンクをたくさん大きいのを造れば調整はきくのでしょうかけれども、それをやるよりもやっぱりどのぐらいの量がいるというのを大体計算して、それより若干多めにしないと足りないと思いますので、その分の若干がオーバー分なのかなというふうに私は思っております。

4番（児玉智博君）　町長もよく分かってなくて答弁されていると思うのですが、タンクはここ1か所だけですか。ほかにもあるのではないのでしょうか。把握していますか。

情報政策課長（田邊国昭君） 分湯に必要なタンクということで、どういう経路でどのぐらいの設備があるかという全体を把握しておりません。タンクがほかの場所にあるかというのも私は承知しておりません。

4番（児玉智博君） この通告をした後こういういろんな状況をお話ししたでしょう。それでもその全体像を把握もしないというのは、非常に町の姿勢問題だと思います。その町の姿勢がルール違反を引き起こすのではないかということを申し上げたい。今回情報を提供してくださった方々は、先ほども言いましたふるさと熱電の元従業員ら関係のあった方々で言わば公益通報です。それで配付資料の最後の1枚を御覧ください。公益通報時に御提供をいただいた資料の一部であります。このように発電所敷地内でも排水が行われているという事実があつて、この写真です。これ動画もいただいたのですが、このL字になったこれ恐らく鋼管だと思いますけど。ここから敷地内にも熱水を流しているわけです。その横が会社の従業員とか役員の人もいるのか10数名のライングループがあつて、そこでのやりとりです。個人名が出てきていますのでこちらのほうで黒塗りしておりますけれども、上のほうは取りあえず置いて「現在は発電所から排水している状況となります」と。ずばりこの写真の状況が今の状況と。「明日は環境省がいらっしゃいますので、日中は所内から排水しないように調整します」という報告を従業員の方があげているわけです。環境省が見ているときには排水できないというのは、要はよくないことをやっている。あるいは従業員にやらせているという認識がやはりあるのではないかと思うのです。これふるさと熱電の方たちの話ですから、わいた会の方たちはこういう発電所構内で排水が行われているような状況を御存知ないのかもしれない。でも、そういう悪いという認識を持ちながらもやられていることを示しているというふうに思うわけです。小国町では地熱開発による温泉資源や水、土等、環境面へのよくない影響を懸念して住民団体が結成されて430筆の署名が集められ、議会請願も出されたという経緯があります。そんな小国町で町も知らないところで地熱熱水の直接的な河川排水が行われていて、それが1日当たり700トン800トンというレベルかもしれない。やはりこれは町としても国、県の力を借りてでも是正して、二度と起きないようにしていただきたいと思います。そのためには町民への情報提供も必要です。幾ら地域の人たちが同意して塩井川に流していると言っても、その塩井川は山川の登り口のほたる温泉というところの袂で山川から流れてきた北里川と合流します。その先にはその北里川の水を使って農業をされている農家の方もいらっしゃるわけです。その方たちの知らないところでこういう排水が行われているというのは非常によろしくないと思います。また、どうしてこういうことが起きるかという地熱開発ではただでさえ還元高適地を見つけるほうが難しく、特にわいた地区においては電源開発時代の調査でも地下貯留槽の圧力が高いということで還元に向かないと言われていた場所があります。これはNEDO、国立研究開発法人新エネルギー産業技術総合開発機構の報告書にも記されていることでもあります。それで先ほども申し上げましたとおり、わいた地熱発電所も第2発

電所の建設に着手しているわけです。それがどういうことかという、これは2千キロワットから次5千キロワットですから言わば2.5倍の開発計画があるわけです。2.5倍というふうになれば出てくる地熱熱水の量も少なく見積もっても1時間に375トンの熱水が出てくる。24時間にすると9千トンになります。9千トンの熱水が出てきて2千キロワットでさえこういう状況があるのに、本当に適切にやられるのかということをお前は非常に危惧するわけなのです。地熱発電においては還元能力が発電量も決めます。ちゃんと地下還元しないといけないから地下還元できないのであれば、やはり発電量を絞らないといけないと、そういう関係になります。そういった還元がちゃんと行われているかとかを見る、監視する、監督する仕組みも含め、小国町の地熱開発条例の制度改正を行っていく必要があると思いますが、最後にその必要性をどう感じているかをお答えいただきまして質問を終わりたいと思います。

情報政策課長（田邊国昭君） 議員がおっしゃいますとおり私も最初に申し上げましたが、地熱発電で重要な生産井と還元井の掘削のときに、なかなかそれに当たるという確率の低さという問題があるかと思っています。以前の調査の概要にもあるように、小国町内が還元するポイントとしては難しいのではないかというふうな心配はあるかと思っています。現に現在第2発電所の建設を行っておりますわいた地熱発電所第2計画の中では、現在7号還元井の掘削に取りかかるようになっております。還元井だけで7本掘削しているということになります。これが全部活用されているというわけではなくて、断層に当たらなかった還元井もありまして使用してないというものもあります。そしてそういうことから次々と計画は必要になると思います。第2発電所が運営を開始した後も、まだ還元井もちろん生産井の掘削も行うことになっていくと思います。そういったときに還元についての計画も計画書の中にも含まれていると思います。そういった内容もまたこれからも見ていきたいと思っております。

4番（児玉智博君） やはりそうした制度づくりも含めて、しっかりとやられているかというのを確認する。これは町もやらないといけないし県や国の力も借りてやらないといけないと思うわけです。私も再生可能エネルギーを普及させようということには、諸手を挙げて賛成をいたします。そのためには、太陽光発電だけでは1日の太陽が出ているときにしか発電をできない。安定した発電ができるクリーンエネルギーが地熱発電所というふうに言われています。国も予算つけてこれをもっと普及させようという立場になってはいますが、自然エネルギーだからこそCO2を排出しない発電所だからこそ、そういう排水面でもこういう環境を汚すようなあるいは温泉資源を枯渇させるような開発が行われたら駄目なわけです。ある程度小国町というのはいろんな住民出資での先進地ということで環境省も見ているかもしれませんが、そういう注目される場所だからこそちゃんとした開発が行われないと。今後の全国の開発の手本になるようにならないといけないと思いますので、是非その制度改正も含めてやっていただきたいということを重ねて申し上げまして質問を終わります。

議長（熊谷博行君） ここで暫時休憩をいたします。次の会議は11時10分から行います。

（午後10時57分）

議長（熊谷博行君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後11時10分）

議長（熊谷博行君） 本日は傍聴席のほうに郡市の町村会の山本局長、下城様、おいででございます。ありがとうございます。

次の一般質問は、江藤議員となっております。時間がもしかしたら12時過ぎるかもしれませんので、チャイムのときにはとめていただきたいと思います。

それでは、1番、江藤理一郎議員、登壇をお願いいたします。

1番（江藤理一郎君） 1番、江藤です。

9月議会、最後の一般質問をさせていただきます。よろしく申し上げます。

まずは筑後川の源流である小国の水。そして、きれいな水環境を守っていくことが町のイメージの向上につながっていくと思います。今回は水資源、河川環境の保全についてという切り口で、人口減少社会における上下水道の将来の展望などについても伺いたいと思います。まず飲料用の水資源や生活排水の流末である河川の環境保全は、自然豊かな小国町にとって重要であります。浄化槽の老朽化や水温の上昇等の影響で河川の汚染、生態系の変化が心配されていることはないでしょうか。お尋ねします。

税務住民課長（中島高宏君） 私のほうから環境部門として答弁させていただきます。まず水質、浄化槽関係で、うちのほうで生活排水に伴いまして河川を常に見ていく必要があるというふうに感じておりますので、水質のほうは毎年調査をさせていただいております。これは専門業者のほうに毎年依頼をいたしまして、調査は10か所の河川を調査しております。検査項目については7項目ありまして、これについては環境基本法が定める環境基準項目ということで4項目、それから水質汚濁防止法が定める排水基準項目ということで3項目、合わせて7項目実施しております。項目の内容については、水素イオン濃度、それから浮遊物質量、それから窒素含有量また大腸菌数などの調査が含まれております。採取については毎年1回ということで例年1月ぐらいに調査をしております。調査の結果につきましては全ての地点において国が定めております基準値以内ということになっております。

以上でございます。

1番（江藤理一郎君） 町民の声としましては、例えば北里川においてもここ数年で藻がちょっと増えたりとか生態系が少し変わっているというような話も聞いておりました。ですので委員会の質疑等で「水質を調べる箇所を少し変えてみたりとか、そういったところもどうですか」というお尋ねをさせていただいております。その辺りに関しましては今どの地点を水質調査を行っておりますか。

税務住民課長（中島高宏君） 水質検査の箇所10か所ということで具体的な場所ですけど、まず筑後川関係で柏田、それから北里川関係で山川と二俣橋、それからはげ川関係で鯛ノ田、滝ノ上橋、樅木川で尻江田橋、それから筑後川合流で築瀬、それから杖立川ということで杖立、それから蓬萊川に鍋ヶ滝と山角下鶴橋を指定して毎年実施しております。

1番（江藤理一郎君） その中で今のところ水質の異常は見られないということで答弁がありました。では町営住宅の浄化槽の処理水の流末の川に測定値が高いポイントがあるという情報も聞いておりますが、適切に浄化槽機能が働いているのか。改善の見込みについても伺いたいと思います。

建設課長（谷口正浩君） 町営住宅のほうでお答えさせていただきます。町営住宅につきましては、柏田住宅のほうで浄化槽を2基設置してございます。350人槽と320人槽の2基を設置してございます。その2基、昭和58年に設置しておりましてもう42年経過してございまして、老朽化のほうが著しい設備となっておりますが、定められた法定検査に基づきまして年1回の頻度で水質検査を実施してございます。処理水も適切に管理しながら河川のほうへ放流しているところでございます。

以上です。

1番（江藤理一郎君） その辺りににつきまして情報は入っておりますが、今のところ処理水のところも異常はないということで、ただ経年劣化が進んでいると思いますので、是非改善のほうお願いしたいと思います。その辺り改修工事の計画見込みなどがございますか。

建設課長（谷口正浩君） 浄化槽の老朽化に基づきまして、いろんな更新に当たっては多額な費用を要するというのが見込まれておりますので、なかなか補助金制度ができるかどうかというのを探しておりますけれども、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金という制度がございまして、そちらのほうにも活用できれば適切にその制度を活用しながら今後更新していきたいというふうに思っております。この二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金というものにつきましては、30人以上の既設合併浄化槽ということでこれは適用されるということですが、対象機器のCO2排出量を事業前と比較しまして20%以上削減できることということでございますが、今設置しているものが42年前に設置されたものということで最新の設備であればこの20%削減できるような設備が導入できるのではないかと今見込みをしておりますので、今後いろんな設備がございましてどういう設備を更新していくか、そういったところを今検討しているところでございます。

1番（江藤理一郎君） 今は川で遊ぶ子供たちはもうほとんど見かけないようになりましたが、下流の住民に被害等が出ないよう、そして今後も環境の変化に十分に注意していただいて河川環境の監視を行っていただきたいと思います。

それでは次に行きます。浄化槽の話題を出しましたので、次に小国町の農業集落排水について

お尋ねいたします。町が令和3年、2021年に作成しました小国町過疎地域持続的発展計画によりますと、「農業集落排水事業で整備した田原秋原、西里、黒淵の3地区が供用しております。この中でも西里地区、黒淵地区では、地域を巡る管路延長が長距離である点や、管路上に数多くのポンプ施設があることから日常的な維持費だけでなく、修繕費等多額の費用がかかっている状況にある。そして施設の維持管理については、3地区の使用料収入だけでは補えず、一般会計からの繰入れに依存した状況にある。更に西里地区の施設については供用開始から2019年度末で既に21年経過しており、各ポンプの劣化が著しい状況にある。このように年間3千万円以上の多額の維持管理費を要する農業集落排水施設であります。2014年度末の供用区域内の人口は1千623人、うち接続人口が1千319人と少なくなっているため、料金収入のみによる事業運営が困難な状況にある」と小国町作成の持続的発展計画ものにはありました。人口減少や機械設備の老朽化に伴う改修コストの増大が、利用者の使用料金そして町の財政にも響いてくると思われます。今後の対応について伺いたいと思います。

建設課長（谷口正浩君） 農業集落排水事業につきましては、管路延長が長距離であるということ、管路上に多くのポンプを要しているということは議員御指摘のとおりでございます。実際にポンプの老朽化に伴って西里地区につきまして令和4年度からポンプの改築更新工事を実施しているところでございます。西里地区のポンプの改修工事がもし終われば、次に田原秋原地区のほうにまた更新工事のほうを移っていきたいというふうに思っております。またこの西里地区につきまして早めに完了させていきたいと思っておりますが、何せ農業集落排水事業というものは利用者数が少なく人口減少に伴いましてなかなか事業が難しい状況でございます。心苦しいですが現在町の一般財源のほうから繰入れをさせていただきまして、ポンプ等の更新をさせていただいている状況でございます。具体的には令和6年度におきましては約9千900万円程度一般財源から繰入れさせていただいております。そのうち4千200万円ほどは交付税措置されておりますが実質5千700万円の繰入れというふうになってございます。こういったところを改善していきながら農業集落排水事業の更新のほうを適切にやっていきたいというふうに考えております。

1番（江藤理一郎君） 今後も3地域だけでなく町の人口はどんどん減少が進んでいくのではないかと思います。農集排を継続する以外、ほかにどのような方法が検討されておりますか。過去にされていれば御教示をお願いします。

建設課長（谷口正浩君） これまで議員御指摘のとおり人口減少により使用料の収益が減少していくことは間違いないということで予想しておりますので、今後の対応として現時点で考えられるものとしましては農業集落排水事業設備のダウンサイジング、規模を縮小していくこと、若しくは合併浄化槽への転換、場合によっては心苦しいですけれども使用料の改定、そういったところが考えられますけれども、これらを実施していくためには当然ながら利用者の御理解が必ず必要なものというふうになってきます。いずれにしましても下水処理というものは河川環境の保全、

小国町の自然環境の保全、そういったものに必要でありますので、利用者の御意向を踏まえて総合的に勘案しまして、このまま農業集落排水事業でいくのか、別のものでいくのか、そういったメリットやデメリットそういったものを勘案し含めまして検討をしていく必要があるというふうを考えてございます。

1 番（江藤理一郎君） ダウンサイジングとちょっと難しい言葉が出ましたので、その辺り少し説明していただけますか。

建設課長（谷口正浩君） すみません、横文字を使ってしまいました。規模縮小ということで例えば集落ごとに合併浄化槽等ほかの設備に転換するのであれば、必要なポンプ若しくは必要な配管そういったものがなくなってくるので今後支出すべき維持管理費が減少していく。そういったところの規模縮小というようなところでございます。

1 番（江藤理一郎君） 農業集落排水利用人口の件ですけれども先ほどもありましたが、2014年は利用者が1千319人、2024年では先日の議会で1千110人ぐらいになるというふうに話が出ておりました。10年間で200人以上が減少しております。このペースでいきますと次の10年間では農集排を利用する人口が800から900人ほどになるのではないかと思います。財政負担は大きいと思いますが先ほど建設課長の答弁もありましたけれども、どこかのタイミングで集落を中心に維持される集合型のダウンサイジングでの浄化槽設置であったり、各戸で合併浄化槽に移行する方向転換をしなければならないときが来るのではないかと思いますので、引き続き御検討をお願いしたいと思います。

次は、上水道についてお尋ねします。こちらも人口減少に伴い人口が1万人以上いた頃の使用料と人口が半分近くになった今6千人ほどですか、現在との差がついていると思います。全国の市町村のうち河川から水をくみ上げて浄水場で浄化し水道水を供給している自治体は全体の75%。地下水や湧水を使用し浄水場を必要としない小国町のような自治体は残りの25%。我が町は水資源が豊富な自治体の一つです。そこで上水道の各水源地の給水量と水道使用量の推移について、また余った水資源を町の活性化や防災対応につなげられないかを伺いたいと思います。

建設課長（谷口正浩君） まず各水源地からの給水量ということで、小国町上水道におきましては水源地のほうで測定しているわけではありませんが、各家庭に給水する配水池の出口のところで水量を管理してございます。このため水源地から取水した量と各家庭給水した量がほぼ同じだということで給水量を御報告させていただきます。また給水量のうち各家庭で使用した量が水道使用量というふうなことで御説明させていただきますので御了解いただきたいと思います。また各水源地10数か所ございますけれども宮向、桜ヶ丘のところと西里、北里の3か所で上水道のほぼ95%以上占めてございますので、この代表的な3か所で給水量と使用量を御説明させていただきます。桜ヶ丘の給水量につきましては、令和元年度につきましては年間74万3千894トンでございます。令和6年度での実績につきましては、68万2千799トンでござ

います。差分としましては6万1千95トンになります。西里での給水量につきましては、令和元年度は12万4千50トン。令和6年度につきましては、7万8千713トン。その差分としましては4万5千337トン減少しています。北里の配水池ですと、令和元年度で6万7千576トン。令和6年度につきましては、7万8千250トン。約1万674トン増加しているような状態でございます。水道使用量につきましては、桜ヶ丘地区では令和元年度が57万6千385トン、令和6年度で50万1千287トン、その差が7万5千98トンの減少というふうになってございます。西里地区ですと、令和元年度が5万9千352トン、令和6年度が5万9千472トン、差として120トンの増というふうになってございます。北里地区でございますが、令和元年度が5万1千953トン、令和6年度が5万5千871トン、差としましては3千918トンが増というふうになってございます。ただこの北里の増分につきましては、宅内漏水が要因であるということを確認してございます。漏水者のほうへ連絡済みということで本人も認識されてございます。

また余った水資源の活性化若しくは防災対応につなげられないかという御質問につきましては、この差分が町の水資源として余力がある部分でございます。この部分につきましてどういうふうに今後使えるのか、水資源を活用していくのかという御質問かと思えますけれども、余分な水の活用方法としましては、ほかの自治体でも実施されているかと思えますけれどもミネラルウォーターとしてペットボトルを販売するとか少しでも町の活性化につながるかもしれませんし、防災対策品としての備蓄品としての活用というようなことも考えられるかと思えます。

以上です。

1番（江藤理一郎君） 主な3か所の合計で約10万トン使用していない余分なものが出てきているということです。10万トンというかなりの量です。これらの水源は使用した分だけタンクにたまってそれを流しておりますので湧水量、実際湧いている量に関してはもっとあると思われるます。我が町は温泉地熱資源も豊富であります水資源も豊富だということが分かりました。しかし、まだ最大限活用されていないようです。町内では最大湧水量の宮向水源。小国小学校の下になります。そこが水源地だと思いますが、桜ヶ丘までポンプアップしており電気代もかなりかかっているのではないかなというふうに思われます。例えば私の提案なのですけれども桜ヶ丘からの高低落差を利用して、くみ上げた水や水路を小水力発電やマイクロ水力発電として電気を作り、ポンプアップの電源や小中学校、保育園の電源の一部として活用してはいかがかなというふうに思います。また観光資源としまして、今もう日本中が熱帯化しております。9月、今現在も非常に暑いです。夜もなかなか涼しくなりません。そうした中、涼しさを求めて来る人たちがますます増加すると想定されますので、例えばケヤキ水源や富くじ六花園を近隣で言いますと日田市にあります小野川自然プール「ことといの里」と言われているところなどのような観光資源として子供たちが水場で遊べるような使い方や、阿蘇で言いますと門前町商店街では「水基」っ

ていうのですかね町内の商店街に湧水スポットがあったりします。そういった湧水スポットを設けて水を売りにした、涼しさを売りにした、町並づくりを進めるというのも自然の恵みを生かした地域の活性化策としてあるのではないかなというふうに思いますが、その辺りも含めて今後の活用方法、先ほど建設課長にはミネラルウォーターという提案がありました町長、今後はいかがでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 江藤議員には今回、河川、下水道、上水道ということでまず水資源についての御質問いただきました。前の北里町長は「国小なれど山紫水明にて住吉の国なり」といったところで、まちづくりを進めておられましたけれども、その山紫水明小国町は本当に山に囲まれて水資源が非常に豊富なところであります。先ほど4番議員から一般質問もいただきましたけれども地熱に関しても水資源とまず同じとさせていただいていいというふうに思います。地下の水資源を表で使うというような状況でありますけれども、全体的に今回は環境についてというところと経営の部分についてというところで三つのお尋ねがあったというふうに思います。まず河川の部分に関しては数値の部分では今のところ問題ないというお話でありましたけれども、私が昔、すみません昔の話ばかりして。小学校のとき中学校のときの水質に比べれば実は川でずっと大人になっても泳いでおりますので、随分とその当時に比べたらよくなっているのではないかなというふうに正直思っているところです。昔は杖立の川で泳いだときに特に中学校のときにはちょっとどろっとしたような水といますか、ちょっとわきに行くと臭くなるような水でひょっとしたら当時水害とかもあったので淀みだったり何たりというのがあったかもしれませんが、その当時に比べれば今の水質のほうが実はいいのではないかなというふうに思っているようなところもあります。河川は浄化作用がすごいです。一番分かりやすいところは小国町には魚のない川もあります。ただ、その魚のない川の下流のほう要は七つの支流が最終的には下城で二つになって杖立で一つになりますけれども、その部分ではやはりたくさん希釈をすることでその効果がだんだん希釈されて自浄作用というか浄化作用がくると。そのほかに少し調べさせていただきましたけれども浄化作用の種類といたしましては、物理的な作用ということで沈殿、ろ過、希釈などにより汚濁物質を撤去・除去するというような働き。それから科学的な作用として、酸化還元反応によって吸着等々によって有害物質を分解するという作用。それと生物的作用ということで微生物ややっぱり生物、水生植物による有機物の分解や栄養の吸収だったり。こういったところが考えられるというふうに思いますので先ほど税務住民課長が言ったような答弁になるというふうに思っております。そのような中でやっぱり小国町といたしましては、先ほど北里川では藻がちょっと生えてと。これやっぱり気候が変わってきているのはすごく原因があるというふうに思います。水の量はまちまちですけれども全部表面水でございますので、本当はどのぐらいの水資源があるかなんか正直分からないところはあるのですけれども、その河川に流れる表面水だけにおいて考えてみても非常に多くの大きい浄化作用があるのではないかなというふうに思っております

ジはあります。ですのでどこの場所で作るかプールも含めて維持経費もかかるというふうに思いますので、その部分では様々な御意見の中でこれというものがあればそれを選んでいくというのが大切であろうというふうに思っております。今回、江藤議員からは水資源、河川環境ということで保全とか運営とか経営とかいうふうにお話をいただきました。これ町にとってのインフラとしてもすごく大事なところでもありますので町としてもここ数年ではなくてスパン的にずっと考えていきながら、将来はこの可能性があるからこれに先んじて少し一手を打っていくというような準備をするような段階かもしれませんので、その辺では担当課を超えた話も当然必要でございます。また様々に御意見をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

1 番（江藤理一郎君） 町長からも将来にわたっての力強い御答弁もいただきました。是非しっかりと町民の意見それから議員もいろいろアイデアを出して、水道料金が上がらないようにするというのも非常に大事なところではありますので検討していただきたいと思っておりますが、もう一つ私も水道料金のことについて質問がございましてこれを最後にしたいと思っておりますが、町の水道事業につきまして下水道同様、上水道も人口減に伴う使用量の減少と水道管の老朽化で昨年改定した水道料金を更に値上げしなければならないときが近い将来訪れるのではないかと考えられます。今後は水道事業に関する歳出をどうやって抑えていくのかがポイントとなりますが、町として何か対策は考えているのか。また料金改定するとなると何年後を想定しているのか。もしある程度の想定が分かれば御答弁いただきたいと思っております。

建設課長（谷口正浩君） 料金改定につきましては本会議のほうで補正予算を組ませていただきましたけれども、まだいつ頃が明確な料金改定の時期かというのは決まっているわけではございませんで、これからそういった時期を含めていつがいいか、極力利用者の方々の大きな負担にならないようにするためにはいつ頃がいいのかということを含めて検討していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

町長（渡邊誠次君） 繰り返しになる部分もありますが今、委託事業で水道計画を出させていただいております。その中の計画である程度のまた後の数年後の運営状況が見えるというふうに思いますので、その部分ではそういう計画に基づいて来年はいつまでというお答えは出せるというふうに思います。ただ今年、来年も試算でずっと出ておりますけれども、やっぱり今と10年後を比べると多分人口が何百人というふうに変ってきます。母数が減ると非常にきつくなる、値上げ幅も大きくなるかもしれませんので前倒しで少しずつ料金のほうを上げさせていただくというような準備も要るのかなというふうに思いますが、先ほど言ったように計画も今、水道の布設替えも含めて考えられておりますのでそのバランスもやっぱりあります。ですのでそこをしっかりと計画の中で踏まえた上で町としても答えを出したいというふうに思っておりますし、その前に上地下水の審議会のほうもありますのでその中でもしっかりと揉んでいただいて町のほうに答申を

いただければ、それにもしっかりと私のほうもお答えを出していきたいというふうに思っております。

以上です。

1 番（江藤理一郎君） ありがとうございます。私のほうからも一つ水道事業について今後、想定する中でどうにかして水道料金を上げないような方法、何かないかというふうに探ってみました。全国 1 千 7 4 1 ある市町村の中で唯一北海道の鹿部町が令和 4 年に上水道から簡易水道に移行しております。鹿部町のページには以下のような説明がありました。「町では水道事業の将来にわたる経営の健全化を確保するため簡易水道への認可変更を検討し、給水人口が将来にわたって 5 千人未満で推移することで、令和 4 年の 4 月 1 日より簡易水道へ移行しました」とありました。上水道は水道水を給水する人口が 5 千 1 人以上の条件、それから国からの補助金などの制度は少なく単独の予算で経営を行うこととなっています。簡易水道につきましては水道水を給水する人数が 1 0 1 人以上 5 千人以下となっており、国からの補助金などの制度が豊富で補助金を活用した経営を行うことが可能となっております。またこの鹿部町のページでは「町では今後人口減少に伴う料金収入の減少や既存施設の更新に係る費用の増加により、水道事業会計の経営状況が厳しくなることが予想されることから、簡易水道に移行することで国からの補助金等により財源を確保し将来に備えます」とありました。小国町と同じような状況です。小国町も上水道使用人口は 5 千人をもう近いうちに切ります。町民の水道料金負担を考慮して少しでも負担が減るように様々な検討が必要かと思われそうですが執行部の見解はいかがでしょうか。

建設課長（谷口正浩君） 上水道から簡易水道への移行という話で御質問でございますけれども、現在小国町上水道として認可を受けてございますが、人口減少により仮に給水人口が 5 千人を切りますと簡易水道事業への移行が可能というふうに確認してございます。簡易水道と上水道では国の支援の方法が異なります。仮に簡易水道への移行というふうにした場合、現在小国町上水道として年間約 1 千 1 0 0 万円ほど交付税措置の支援を受けてございますが、この支援が簡易水道だと受けられなくなるというような状況でございます。また仮に簡易水道に移行した場合にどのような支援が受けられるか、それに支援のメニューが小国町の簡易水道に移行した場合に適合するかどうか、そういったところも確認していく必要があるというふうに考えてございます。また仮に簡易水道から上水道へ再度認可を受けようとしたときには、またその認可のハードルが高くなるということも聞いてございますので、いずれにしましても給水人口が減少していくことは間違いありませんので今後の 5 年後 1 0 年後そういったところを見据えながら判断していく必要があるというふうに考えてございます。

1 番（江藤理一郎君） 交付税措置がなくなるということでそれは大きいところかなと思います。簡易水道に移行した場合の国の補助の関係もかなり手厚いところはあるかと思っておりますのでこの鹿部町、函館市の隣にある人口 3 千 5 0 0 人ほどの過疎の町で年間予算が 4 4 億円の財政規模。約

7割を交付税などに頼っている小国町と余り変わらないような、将来の数十年後の小国町という状況とも変わらないような町でございます。この町がなぜ簡易水道に移行したのかも含めてまた注視して、将来にわたって水道事業を安定して運営できるように取り組んでいただきたいと思います。最後に防災という観点でのところにつきましてもペットボトルの補充という御答弁もありました。それ以外にも電源が止まった場合にポンプアップができなくなった場合にどうやって各家庭へ水を配給するか、そういったところも含めて例えば西里の高早水水源から水をおろしてくるような自然流下、恐らく配管をつなげないといけないので7、8億円かかるというふうには以前は言われておりましたので、かなりのコストがかかると思いますが、防災上の観点からも水道事業をしっかりと様々な方向で検討していただきたいと思います。私の今回の一般質問は終了させていただきます。

議長（熊谷博行君） 予定していた2名の一般質問は終わりました。

これで一般質問を終わります。

議長（熊谷博行君） 日程第2、「閉会中の継続調査の件について」を議題といたします。

議会運営委員長及び総務常任委員長並びに文教厚生常任委員長並びに産業常任委員長並びに広報特別委員長から小国町議会会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました「本会議の会期日程等議会の運営に関する事項」並びに「総務常任委員会の所管事務調査について」及び「文教厚生常任委員会の所管事務調査について」及び「産業常任委員会の所管事務調査について」及び「議会広報に関する件について」閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

それでは、お諮りいたします。

本定例会の会議に付されました事件は全て議了いたしました。

したがって、小国町議会会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

これで、本日の会議を閉じ、これをもって令和7年第3回小国町議会定例会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでした。

（午前11時54分）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員（2番）

署名議員（7番）

会 議 の 顛 末

1. 会議録署名議員の指名

2番 杉 本 い よ 君

7番 松 本 明 雄 君

1. 会期の決定

今期定例会の会期を9月9日から9月19日までの11日間とする。

1.	承認第 4号	専決処分事項の承認を求めることについて（専決第4号：令和7年度小国町一般会計補正予算（第2号）について） 令和7年9月9日 承認
1.	承認第 5号	専決処分事項の承認を求めることについて（専決第5号：令和7年度小国町一般会計補正予算（第3号）について） 令和7年9月9日 承認
1.	議案第29号	小国町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について 令和7年9月9日 原案可決
	議案第30号	小国町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について 令和7年9月9日 原案可決
	議案第31号	地方公共団体情報システムの標準化に係る法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について 令和7年9月9日 原案可決
	議案第32号	小国町税条例の一部を改正する条例について 令和7年9月9日 原案可決
	議案第33号	令和7年度小国町一般会計補正予算（第4号）について 令和7年9月9日 原案可決
	議案第34号	令和7年度小国町介護保険特別会計補正予算（第1号）について 令和7年9月9日 原案可決
	議案第35号	令和7年度小国町水道事業会計補正予算（第1号）について 令和7年9月9日 原案可決
	議案第36号	令和7年度小国町一般会計補正予算（第5号）について 令和7年9月9日 原案可決
	同意第 2号	小国町教育委員会教育長の任命について 令和7年9月9日 同意
	認定第 1号	令和6年度小国町一般会計歳入歳出決算認定について 令和7年9月17日 認定
	認定第 2号	令和6年度小国町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について 令和7年9月17日 認定
	認定第 3号	令和6年度小国町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について 令和7年9月17日 認定
	認定第 4号	令和6年度小国町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について 令和7年9月17日 認定
	認定第 5号	令和6年度小国町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について 令和7年9月17日 認定
	認定第 6号	令和6年度小国町簡易水道事業会計利益の処分及び決算の認定について 令和7年9月17日 認定
	認定第 7号	令和6年度小国町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について 令和7年9月17日 認定

報告第 4号	令和6年度決算に基づく財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について 令和7年9月 9日 報 告
報告第 5号	放棄した私債権の報告について 令和7年9月 9日 報 告

《議案外》

令和7年9月9日

1. 議員派遣報告について
2. 議員派遣の件について

令和7年9月18日

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 閉会中の継続調査の件 | 議会運営委員会 |
| | 総務常任委員会 |
| | 文教厚生常任委員会 |
| | 産業常任委員会 |
| | 広報特別委員会 |

に付託

《行政報告》

令和7年9月9日

1. 職員採用試験について
1. ふるさとの秋まつりについて
1. ゆけむり茶屋の譲渡について
1. 教育委員会の事務に係る点検評価報告について
1. 芸術祭「小さな国十月」について
1. 福島県猪苗代町との友好都市締結について

《一般質問》

(1日目)

1.	災害復旧工事道路	P 9～14
1.	林業鹿ネットについて	P 14～16
1.	労働安全衛生法における取り組みについて	P 16～21
1.	避難所対策	P 22～26
1.	有害鳥獣対策被害	P 26～30
1.	小国高校の現状と無償化について	P 31～36
1.	農林畜産業の振興	P 36～39

(2日目)

1.	8月10日～11日の大雨について	P 1～4
1.	公共交通について	P 4～6
1.	地熱発電事業について	P 6～13
1.	水資源、河川環境の保全について	P 14～23

令和7年

第2回総務常任委員会会議録

小 国 町 議 会

小 国 町 議 会 令 和 7 年 第 2 回 総 務 常 任 委 員 会 会 議 記 録	
日 時	令和7年9月10日 午前10時00分開会 午前11時57分閉会
場 所	おぐに町民センター 3階 議場
出席委員 及び議長	松崎 俊一 熊谷 和昭 江藤理一郎 穴見まち子 松本 明雄 久野 達也 熊谷 博行
事 務 局 職 員	長 広行 宇都宮愛子
説 明 員	別紙座席表のとおり
会議に付 した事件	認定第1号 令和6年度小国町一般会計歳入歳出決算認定について
会 議 の 経 過 概 要	令和6年度小国町一般会計歳入歳出決算認定について各所管課と審議を行った。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。
総務常任委員長

令和7年第2回総務常任委員会座席表

令和7年9月10日(水) 午前10時00分

おぐに町民センター3階 議場

宇都宮
議会事務局次長
(宇都宮愛子)

長 議会事務局長 (長 広行)	宇都宮 議会次長 (宇都宮 愛子)	石松 支援係長 (石松 幸恵)	永楽 会計係長 (永楽 ひとみ)	瀬津田 SDGs推進係長 (瀬津田 創)	池部 情報係長 (池部 誠一郎)
渡辺 管財係長 (渡辺 惟倫)	松本 DX推進係長 (松本 恵)	安達 地籍係長 (安達 和成)	矢羽田 住民係長 (矢羽田 恵美)	時松 税務係長 (時松 利衣)	北里 まちづくり係長 (北里 沙耶花)
波多野 財政係長 (波多野 大祐)	北里 総務係長 (北里 仁専)	朝日 会計管理室長 (朝日 さとみ)	前田 隣保館館長 (前田 孝也)	永江 税務住民課課長補佐 兼徴収係長 (永江 和広)	有江 情報政策課 課長補佐 (有江 寛文)
大蔵 総務課課長補佐 (大蔵 将充)	松本 総務課長 (松本 徳幸)	渡邊 町長 (渡邊 誠次)		中島 税務住民課長 (中島 高宏)	田邊 情報政策課長 (田邊 国昭)

委員
江藤 理一郎

委員
久野 達也

委員 穴見 まち子	議長 熊谷 博行	委員長 松崎 俊一	副委員長 熊谷 和昭	委員 松本 明雄
--------------	-------------	--------------	---------------	-------------

長議会事務局長
(長 広行)

議事の経過 (r. 7. 9. 10)

委員長（松崎俊一君） それでは時間になりました。今日はちょっと雨の影響、雷も鳴りましたが、少し涼しく感じます。ただ今年が過去最高に暑いとの報道がずっとあっています。小国地方でも30度を超え、アスファルトによる照り返しとか、それから熱波そのものを体を感じる今日この頃です。特に年を重ねていきますと熱が体にこもるように感じますし、その熱が夜中まで暑いような。対策として保冷剤をハンカチに巻いて首にしていたら大分違うというなことも人から聞きまして、家の中にいるときも散歩のときもある程度対策になっているのかというふうに思っております。ただ、まだまだ暑い日が続くとの予報がありますので、皆様お体のほうには気をつけてください。

それでは、最初に渡邊町長から御挨拶をお願いします。

町長（渡邊誠次君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

先日は本会議、大変お疲れさまでございました、お世話になりました。

本日は総務常任委員会ということで、またお集まりをいただきましてありがとうございます。本日は、総務課、議会事務局、情報政策課、税務住民課の所管ということで皆様方に御審議をよろしくお願ひしたいと思います。先ほど委員長からも言われましたとおり昔に比べると随分きつい気候に変わっておりますけれども、今日朝方、熊本、長崎地方で線状降水帯というふうに発表されました。なかなか線状降水帯が発表されるまでの間というのは難しい判断のところではありますけれども、やっぱり夜中に間違いなくいつも急変するような状況が多々見受けられます。ただその予測もなかなか前線が南下したり上下しているときは難しいというところもありますので気をつけておかなければいけないなと思いましたがけれども、今日私が一番思ったのはそのような中、雷の判断、先ほど議会が始まる前にも議員の皆様でちょっと話があったと思いますけれども雷の判断がなかなか難しいところありまして、私もそこまでは実は気が回っておりませんでしたけれども教育委員会のほうでは判断が早くて、朝方に2時間ほど子供たちのバスをちょっと遅らせるとかいう判断ができておりました。非常に判断早かったなあというふうに思っております。そのようなところを私も見習わせていただきまして、しっかりと対処していきたいというふうに思います。本日はよろしくお願ひします。お世話になります。

委員長（松崎俊一君） 本日は、熊谷議長にも出席をいただいております。ただいま出席委員は6名です。定足数に達していますので、ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

(午前10時00分)

委員長（松崎俊一君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付してあるとおりであります。

本日は、9月9日の本会議で本委員会に付託されました、認定第1号 令和6年度小国町一般会計歳入歳出決算認定についてとなっております。

本日は、本委員会所管の各課長、課長補佐、室長、館長、次長及び担当係長の出席をお願いしております。

それでは、本常任委員会に付託されました、認定第1号、令和6年度小国町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

認定第1号について説明を求めたいと思いますが、各所管に属する決算についての総括説明があればお願いしたいと思います。それから併せて資料等があれば配付をお願いしたいというふうに思っております。なお、説明のほうは着座にてお願いしたいと思います。

議会事務局長（長 広行君） おはようございます。それでは、座ったまま説明をさせていただきます。

まず議会費でございます。決算書の45、46ページをお願いします。ここでは議員皆様方の報酬や手当及び事務局職員の給与それから議会運営のための費用となっております。令和6年度の歳出総額は、7千743万3千718円で一般会計歳出額の1.1%となっております。前年度と比較して約780万円の増となっております。増加した主な要因は、タブレット購入費や議会研修助成金などです。歳出項目の大半は、議員の報酬及び期末手当、職員の給与及び手当、共済費などの人件費部分が6千949万3千435円で議会費の90%を占めております。不用額が約300万円出ておりますが、主なものは人件費の部分と議会だよりの印刷製本費、消耗品費、費用弁償を実績により支出した結果によるものです。歳入について議会関係はございません。

続きまして、監査委員費に移ります。71、72ページをお願いいたします。監査委員費の歳出総額は114万5千727円で、前年度と比較しまして約6万円の増加となっております。増加の要因は、消耗品などを実績により支出したものです。歳出項目のうち監査委員の報酬が全体の46%を占めております。不用額が35万円ほど出ておりますが、監査委員の旅費や研修会負担金など実績により支出したものです。

最後に歳入に移ります。40ページをお願いいたします。下から8段目になりますが町村監査委員全国研修会参加補助金7万5千円です。これは阿蘇郡監査委員連絡協議会から1人2万5千円の3名分補助をいただいたものです。

議会費並びに監査委員費についての説明は以上となりますが、別紙決算資料としまして右上に資料（1）議会事務局及び監査委員事務局の委託業務及び補助金負担金の調書をお配りしておりますので、御参考にしていただきたいと思います。

以上で説明を終わります。御審議よろしくをお願いいたします。

総務課長（松本徳幸君） おはようございます。

総務課所管の令和6年度決算状況について令和6年度小国町一般会計歳入歳出決算書により御説明させていただきます。総務課資料（5）主要施策の成果報告書及び総務課資料（8）の工事請負、委託料、補助金、負担金調書を配付しておりますので、併せて御覧になってください。

まず全体概要ですけれども総務課所管の決算額といたしまして、総務費が13億265万1千215円、消防費が2億294万2千233円、公債費が6億5千450万7千279円、諸支出金が2億5千285万6千436円の合計24億1千295万7千163円となり、一般会計決算の全体に占める割合は35.16%に当たります。基本的に総務課所管については、お配りしてあります事務分掌一覧のほうで御確認いただきたいと思います。

大きな部分の歳出部分について御説明いたします。では一般会計決算書の45ページをお開き願います。45ページから50ページまでが総務課の一般管理費です。47ページをお願いします。令和6年度の一般管理費の決算額は2億4千796万2千827円です。不用額が960万9千173円出ております。この主なものといたしましては、人件費であります。報酬等の合計548万331円が主なものです。一般管理費は人件費と庁舎関係の委託料及び負担金補助及び交付金が主な支出内容となっております。

次に財産管理費です。決算額が7億5千27万3千944円です。不用額が1千916万9千56円となっておりますけれども、不用額の主なものは積立金の1千599万9千84円です。

財産管理費は、町の普通財産の管理費用と各種財政基金の積立金が主になっております。

次に交通安全費です。決算額が159万7千67円です。

次に55ページをお願いします。7諸費です。決算額が2億873万203円です。各種団体等への負担金補助金となっております。

57ページから60ページをお願いいたします。10電算施設費は総務課の所管になります。決算額は6千868万2千14円です。庁舎内電算設備の管理運営と庁内DX推進のための費用が主なものです。

63ページから66ページをお願いいたします。16社会保障税番号制度費です。決算額は716万973円です。

65ページをお願いいたします。19物価高騰経済対策費です。決算額は759万6千円です。これはLPガス使用世帯支援事業補助金です。

117ページから120ページをお願いいたします。消防費の1非常備消防費、2消防施設費、3災害対策費は総務課所管となります。支出の総額が2億294万2千233円です。また不用額が三つの目で1千43万767円出ておりますけれども不用額の主な理由といたしましては、1非常備消防費の消防団報酬と旅費の残が大きいものとなっております。

145ページから148ページをお願いいたします。11公債費、12諸支出金、13予備費が総務課の所管になります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に歳入になります。歳入の大きなものについて御説明させていただきます。

13ページから18ページをお願いいたします。2地方譲与税から11交通安全対策特別交付

金までが総務課の所管でございます。町の歳入の大部分は交付税です。決算額といたしまして普通交付税、特別交付税合わせて収入済額で29億1千818万1千円となっております。

最後に41ページから44ページまでです。こちらが町債となっております。総額で5億1千416万4千円になります。各事業で不足する財源を起債により充当したものでございます。

以上で、総務課所管の歳入歳出の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議ください。
情報政策課長（田邊国昭君） よろしくお願ひします。

それでは、情報政策課所管の令和6年度一般会計歳入歳出決算について説明いたします。着座のまま失礼します。

まず全体概要ですが情報政策課所管の決算額としましては歳出から説明します。総務費が3億3千889万9千98円、商工費が93万2千512円で合計は3億3千983万1千610円となり一般会計歳出全体に占める割合の4.9%になります。また歳入では、分担金及び負担金、使用料及び手数料、国庫支出金、県支出金、諸収入の合計が3億6千985万5千647円となり一般会計歳入全体に占める割合が4.6%となります。

次に主な歳出について説明いたします。

49ページをお開きください。中段の目2文書広報費です。主なものは、広報おぐにを制作するための印刷製本費、町ホームページのシステム利用料などです。

次の51ページをお願いします。一番下の段、目4企画費は、ふるさと寄附金、移住定住対策、地域公共交通対策などの事業に関する経費となっております。

次に57ページをお願いします。中段、目9防災情報施設費です。この目は屋外情報システム設備の維持管理そしてコミュニティーFM局の運営に関するものです。

次に61ページをお願いします。中段目13にあります地域情報基盤管理運営費です。この目は光ファイバーケーブル施設の管理運営に関するものです。

次に63ページをお開きください。中段の目15SDGs推進費です。主なものとしましては、地域おこし協力隊を雇用して旧西里小学校の活用プロジェクトを運営しております。

次に71ページをお開きください。中段の目1統計調査費です。令和6年度に行われました農林業センサス、全国家計構造調査に関する費用です。

ページ飛びまして109ページをお開きください。中段の目4地域エネルギー費は、地域エネルギーの推進に関する経費となっております。

歳出の説明については、以上となります。

次に歳入につきまして、主なものの金額の大きいものについて説明いたします。

まず19ページをお願いします。中段の目1総務使用料、3設備使用料にあります光ファイバーの使用料。

ページ飛びまして25ページをお開きください。上段の国庫補助金の目1総務費国庫補助金の地

方創生推進交付金。

次に29ページをお開きください。中段、目1総務費県補助金、総務費補助金内訳の中で熊本市生活交通維持・活性化総合交付金。これは路線バス維持経費に対する補助金です。

そして35ページをお願いします。中段の目2にあります総務費寄附金は、ふるさと寄附金、その下にあります企業版ふるさと寄附金。その下にあります目4の商工費寄附金の地熱の恵み基金寄附金。

続きまして39ページにあります、目1の雑入の中にありますIRU利用収入、光ファイバー引込工事費収入、建物災害共済金が情報政策課の所管になります。

主な歳入については以上です。

なお、工事請負費、委託費、補助金、負担金の詳細については、配付してあります資料(1)情報政策課決算資料に掲載してありますので御審議の参考にしていただきたいと思います。

以上で、情報政策課が所管する令和6年度一般会計歳入歳出決算についての概要説明を終わります。よろしくをお願いします。

税務住民課長(中島高宏君) おはようございます。

それでは、私のほうから税務住民課所管について御説明させていただきます。

まず歳出の主なものを説明させていただきます。

決算書55ページをお願いします。中段の目8地籍調査費です。主なものは、委託料で地籍調査業務委託料となっております。大字上田、北里、西里地区の一筆調査と測量を行っております。なお令和6年度末の現地調査の進捗率は約90%になります。

次に59ページ中段をお願いします。目11会計管理費です。主なものは、役務費の手数料です。振り込み等に係る手数料となっております。

次に同じく59ページの下段、目12住民相談費です。消費生活相談、無料法律相談などの住民相談事業の歳出となっております。

次に61ページ下段の目14住民支援費です。主なものは、金婚、ダイヤモンド婚、米寿、百歳などの表彰事業の支出となっております。

次に65ページ上段の目20定額減税補足給付金です。令和6年度に国の一時的な措置として住民税の定額減税が行われました。定額減税のうち減税しきれないと見込まれる納税者に対して給付金を支給したものでございます。

次に65ページ中段の目1税務総務費です。主なものは、職員の人件費それから過年度分の還付金となっております。

次に67ページ上段になります。目2賦課徴収費です。町税の賦課徴収費に係る通常の経常経費が主な支出となっております。

同じく67ページの下段から目1戸籍住民登録費になります。主なものは、職員人件費、戸籍

事務システム、住民基本台帳ネットワーク事務、マイナンバーカード事務に係る支出です。

次に79ページをお願いします。目8人権政策費です。主なものは、人権カレンダー制作それから部落解放同盟小国支部補助金など人権啓発に関する支出です。

同じく79ページ下段からの目9隣保館運営費です。隣保館運営に係る経費それから交流事業、人権啓発セミナー事業、人権フェスティバルに係る支出となっております。

次に87ページ上段の目3児童館運営費です。隣保館と併設しております児童館の経常経費となっております。

次に91ページ中段の目3環境衛生費です。主なものは、合併処理浄化槽設置に関する補助金、阿蘇広域行政事務組合で行う北部火葬施設の負担金です。

次に同じく91ページの下段、目1清掃総務費です。阿蘇広域行政事務組合が行います北部清掃費、北部し尿処理費、環境総務費、最終処分場運営費、清掃施設運営費に係る費用負担となっております。

次に133ページをお願いします。133ページの下段、目3集会所運営費です。教育集会所として人権教育活動が行われている施設維持管理費となっております。

以上が、歳出の主な項目となっております。

次に歳入について主なものを説明させていただきます。

13ページそれから14ページをお願いします。14ページの一番上にあります収入済額の欄ですが款1の町税全体の収入総額は7億3千225万123円となっております。対前年比2千769万1千73円増となっております。主な要因といたしまして、個人住民税が対前年比1千620万3千779円減に対しまして固定資産税が対前年比4千148万5千681円増となっております。個人住民税の減につきましては、先ほど説明しました一時的な措置として住民税の定額減税が行われた影響によるものが主な要因となっております。また固定資産税の増は、償却資産の増額によるものが主な要因です。また法人住民税は、対前年比517万2千80円増です。法人税割について建設業関連の売上高の増加が主な要因と思われます。また軽自動車税は、対前年比139万5千465円減、たばこ税は対前年比162万6千794円減、入湯税につきましては対前年比25万9千350円の増となっております、前年とほぼ横ばいというかたちになっております。

税務住民課の主な歳入については、以上です。

それから決算資料といたしまして、税務住民課資料(3)として工事、委託、補助金、負担金の調書を配付させていただいておりますので御覧いただきたいと思います。

以上で、税務住民課の概要説明を終わらせていただきます。

委員長(松崎俊一君) ありがとうございます。

それではこれより認定第1号について質疑に入ります。歳出のほうからよろしいですかね。

ページを追ってまいりたいと思います。

45ページの議会費から。次のページが総務管理費、一般管理費ずっと総務関係。

47ページ、49ページ。ちょっと皆さんが探す間に文書広報費の広報です。議会のほうはコンクールに行ったりとか審査を受けたりとか宿泊研修とかあっていますが、町の広報についてはいかがでしょうか。

情報係長（池部誠一郎君） 御質問いただきましたコンクール等への出席につきましては、令和6年度等には出席のほうはしておりません。

以上です。

委員長（松崎俊一君） 大体どのくらいのレベルにあるのですか、小国町の広報は。とっても好評なのか、ちょっとクレームが多いのか。どのくらい読んでいるかとか、そういう部分もあるかもしれないけれども。

情報政策課長（田邊国昭君） 町で作成します広報紙についてなのですが、職員の研修などには行ってもらっております。そこで写真や文章についての研修は担当として研修を積んでいただいておりますが、他の町村では外部への委託を行っているところが非常に多いと聞いております。写真もプロの方で文書回りもライターの方に書いていただくというふうに業務委託を行って、そういう検討も小国でも以前あっておりましたが、かなりの費用になるかというところで小国町については自前で職員の手作りといいますか自分たちの文書、そして自分たちで操作できるシステムで文書を作成しておりますので多少まだ見にくいところがあったり、もうちょっと文章とかがどうにかなるかとか、写真の質とかという話を聞くことはありますけど、今のところそれを大幅に変えようかというところまでの検討はしておりません。

以上です。

委員長（松崎俊一君） ありがとうございます。議会の議会だよりもほぼほぼ自前で頑張っております。

1番（江藤理一郎君） 49ページの文書広報費。ホームページシステム使用料。ホームページが今年度様変わりしたと思うのですが、使用料が変更になったところがあるのか。それからその業者さんがいらっしゃると思うのですが、自分たちでどこまで職員内でできるのかお尋ねします。

情報係長（池部誠一郎君） 御質問いただきましたホームページの使用料の部分についてなのですが、まずホームページのほうにつきましては仕様のほうが変わっておりますけれども、こちらのほうはシステムの抜本的なネットの安全性そういったところの改善をする必要がありましたので請負の事業者さんは変わらず、そのまま表示の方法等が変わってリニューアルをしたというところになっております。ですので使用料の増等は発生しておりません。併せましてホームページの作成の記事等につきましては、各原課のほうから掲載する記事を作成いただきまして一度

情報政策課のほうで確認をさせていただきます。その中で確認させていただいて問題なければそのまま掲載というかたちを現在とっております。

以上です。

委員長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

51ページ、53ページ。

1番（江藤理一郎君） 51ページ、委託料の中の町有地内樹木剪定管理委託料それから町有林保全管理委託料などについてなんですが、草刈りも含まれていると思うのですが草刈りの作業員の方というのは足りているのですか。何人ぐらいいらっしゃるのですか。

管財係長（渡辺惟倫君） 4月から管財係長となりました渡辺といたします。よろしくお願いたします。

草刈り清掃員の作業についてお答えいたします。町有地の草刈作業につきましては4月から1月中旬まで月14日間作業していただく作業員さんを雇わせていただいております。基本的には2名で作業していただいております。基本2名なのですが作業員さんの方が定年退職を終えた後の方ですとか自営業者で本業が落ちついて時間ができた方になりますので、ちょっと高年齢化して休まれる方とか入院されたりする方とかがいらっしゃるして1名しかいない期間ができたりとかそういった人手が足りない期間もあったりします。

以上です。

1番（江藤理一郎君） 草刈りは本当今年も暑い期間が長くてどんどん草も生えてくると思うのです。町が抱えている町有地の草刈りをしないといけなところもかなり広範囲にわたるのかなと思ってですね。見ているとちょっと追いついてないところもあるのではないかなあと考えています。その辺りの改善策それから今後なのですけれども草刈りする方の賃金などももちろん上げていかないとかなかなかいらないのではないかと思いますし、それから例えば土建業者さんなんかも今ちょっと仕事が少し足りていないというようなところも聞いていますので、そういったところをお願いするか。あとはいろんな方策を探っていただいて、しっかりと草刈作業ができるようにしていただきたいと思いますが、その辺りについてはいかがでしょうか。

管財係長（渡辺惟倫君） 町有地の草刈り作業員さんの日当が8千900円となっております。こちら時給にすると1千148円となっております。町内の草刈作業ですと社協さんが運営しているシルバー人材のものでもう少し時給が高かったりですとかその差があったり、募集するに当たっても賃金の部分ですとか先ほど指摘のありました土建業者への委託の部分ですとかを検討して、今後の人材の不足を解消できるように検討したいと思います。

以上です。

総務課長（松本徳幸君） 先ほど言われた町有林保全管理委託料のほうの中に一部、下刈業務を森林組合に委託している部分がございます。宮の台とかそういった急斜面の分を森林組合のほうに

委託して草を切っていただいているところもございますので、町が雇っている草刈りの人2人だけではなくて、そういうのも森林組合と相談しながらかなり広い部分についてはそちらのほうを切っていただけるか、検討をしていく余地があるのかなと思っております。

以上です。

委員長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。53ページ、55ページ、57ページ、防災情報施設費、電算施設費、会計管理費、住民相談費。

61ページいきますと地域情報基盤管理運営費、住民支援費。

63ページがSDGs推進費、社会保障税番号制度費。質問よろしいですか。

副委員長（熊谷和昭君） 51ページの財産管理費の中の地熱の恵み基金1千400万円ありますけれども、1メガ当たり確か200万円だったと思うのですが、このくらいですか。52ページの下から2列の地熱の恵み基金積立金1千483万3千633円。

情報政策課長（田邊国昭君） 積立金の中にあります地熱の恵み基金については、現在地熱発電を行っております2社からいただいております。

副委員長（熊谷和昭君） それは分かるけど、1メガ当たり200万円だったと思うのです。町おこしが5千キロで1千万円、わいた会が400万円。わいた会はもう何年か納めている。1千400万くらいですかね。

情報政策課長（田邊国昭君） そうですね。令和6年度の分ですので単年度、1年間です。

委員長（松崎俊一君） 63ページ、65ページが税務課の税務総務費、賦課徴収費、固定資産評価審査委員会費、戸籍住民登録費。

先ほどのマイナカードです。免許証とひもづけされる方が多いかどうか。比率はまだ分からないかもしれませんが。

住民係長（矢羽田恵美君） お答えします。

マイナンバーカードの免許証のひも付けについては、管轄は警察署のほうになりますのでこちらのほうで把握はできておりません。

以上です。

委員長（松崎俊一君） ありがとうございます。

ほかよろしいですか。質問のほうは。また後があったときは言ってください。

69ページ、選挙管理委員会費、衆議院議員選挙費、統計調査費、監査委員費。

73ページが上の段の監査委員のところまでと民生費が社会福祉総務費が一部になっております。一部とは人件費か何かですかね。だそうです。

次が79ページに飛びます。79ページ中段ぐらいから人権政策費、隣保館運営費。

議長（熊谷博行君） 直接、中島課長に聞きます。今年の8月の第1日曜日に阿蘇の体育館であったのですが、当番は小国はいつですか。

税務住民課長（中島高宏君） 所管が教育委員会になりますけど、確か来年が南小国町で再来年が小国だと思います。

委員長（松崎俊一君） 81ページの中ほどまでが総務の所管。

次は87ページ、児童館運営費それから保健衛生費の一部ですか。一部というのは。

税務住民課長（中島高宏君） 保健衛生費の需用費の中の消耗品費の中に、狂犬病に係る分の消耗品合計が決算として出ております。

委員長（松崎俊一君） 次の予防費も一部ですか、89ページ。税務住民課と福祉課に分かれます。

税務住民課長（中島高宏君） 先ほどの答弁、修正させてください。保健衛生総務費につきましては、人件費1人分の計上です。

予防費について狂犬病予防注射の事務費が入っております。

委員長（松崎俊一君） 91ページ、環境衛生費、清掃費、清掃総務費。ほかございませんか。

7番（松本明雄君） 92ページの北部の滝美園の件でちょっとお願いがあります。ここは町長も広域議会に入っていますけど今、北部の滝美園には大分県側の方がごみを持って来ているらしいです。それで看板を立てていますけど小さい看板なのでもうちょっと大きい看板で。小国町のごみが増えるようなことだけはしたくないと思いますので、また総務課長が課長会議をするときには言っていて僕はまだ広域のときにまた発言したいと思いますのでよろしくお願いします。

総務課長（松本徳幸君） その事実は存じ上げませんでしたので確認して発言する機会がございましたら、そのようにしたいと思います。

委員長（松崎俊一君） ここで暫時休憩といたします。次の会議は11時ちょうどからいきます。

（午前10時48分）

委員長（松崎俊一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時59分）

委員長（松崎俊一君） ただいま決算書、歳出の91ページまで行っております。

なければ109ページに飛びます。地域エネルギー費、大丈夫ですか。

次が117ページにまた飛びます。消防関係です、消防費、非常備消防費から消防施設費、災害対策費。

1番（江藤理一郎君） 消防費のところですが消防団員の報酬が払われるようになったと思うのですが、消防団員の定義というのはありますか。条件というか。

総務係長（北里仁尋君） 消防団の定義。小国町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の中で団員の欠格条項、なれないものというかたちでありまして、「拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者、消防に関する法令並びに条例又は規則に違反したとき、6箇月以上の長期にわたり居住地を離れて生活することを常とする者」というのが欠格条項というふうになっております。

以上です。

1 番（江藤理一郎君） 6 か月以上町内にいない方というかたちであれば意外と町内にいない方いるのではないかなと何となく。その辺りはもう調べられてはいませんか。

総務係長（北里仁尋君） 詳細までは調べておりません。

以上です。

委員長（松崎俊一君） ほかに質疑は。

5 番（穴見まち子君） 令和 6 年度は回数的にどのくらい的人员が出ているか分かりますか。消防に出たときに報酬を払うではないですか、それで人数的にどのくらいの方が出ているかなど。出勤回数と点検とかいろいろしますよね。そのときにも日当が出るかなというところですけど。人数的にはどのくらいの方が出ているかなというところですよ。

総務係長（北里仁尋君） 災害出勤回数としましては、災害出勤が 3 回、人員が 1 5 2 名、捜索出勤に関しましては 1 件の 2 4 名、警戒出勤につきましては 5 件の 4 9 8 名、演習訓練等につきましては 7 2 回の 1 千 8 3 5 名です。人数につきましては延べ人数となっております。

以上です。

5 番（穴見まち子君） ありがとうございます。

委員長（松崎俊一君） ほかに質問よろしいですか。

次に 1 3 3 ページに飛びます。教育費の中の集会所運営費これ税務住民課ですよ。

その次が 1 4 5 ページ、公債費から最後のページの予備費まで。

専門家がこっちに 2 人おられますが起債の許可とかそういうときに以前、九州財務局とかそれから市町村課とかその辺りに相談に行ったり簡単に言うと許可を受けたというか、やかましく言われたような記憶があるんですけど。今はその辺の許認可については起債の許可とか申請とかはどういうふうになっているかちょっと教えてください。

財政係長（波多野大祐君） お答えいたします。

現在地方債については許可制ではなくて同意制となっております、年に一次と二次、あとは最終と大きく 3 回同意を得る機会がございます。まず一次については 5 月から 6 月にかけて県に同意の書類を提出し県のほうで検証を行って、そこから県から財務局にも書類を提出されて最終的に 9 月の頭頃に一次分については同意を得られる。二次についてもその後また 1 1 月の末から県との協議が始まって 3 月末頃に同意を得られるというような流れで起債の同意を得るというような流れになっております。

以上です。

町長（渡邊誠次君） 今担当が話したとおりでありますけど、町のほうでは補助金がついたときには補助裏に対しての起債がつきやすいというのは間違いなく実はありますので、その部分では年を通して 3 月の時点の本予算を組むときにどのくらいの起債を充てるのか事業の見直し、これ 1

年間かけてやりながら特に今から橋梁とかそういったところはすごくたくさん掛かってくる可能性がありますので、そちらにとられがちといいますか積まないといけない恐れもありますが、やっぱり全般的に補助金と起債と両方有利な部分は使っていないと昨日も御説明あったかもしれませんが財政的にも厳しいところがあります。もちろんしっかりと検討しながらでありますけれども町の事業が遅くなるという原因も実はそこにあつて、年度途中でいつも補正を組ませていただきます補正に対しての補助金とか起債とかはなかなか付きづらいというところもありますので、やっぱり当初の部分でできるだけ補助金と起債を考えた上で予算を組み上げていくと。それをしっかりとしていけないといけないというのは毎年考えているところです。今日、総務関係の決算を見ていただいておりますけど、この決算を見ていただきながら来年の予算をどの補助金を使うのか、起債を使うのかという予定もしっかりと組んでいきながら皆さん方の御意見を伺っているというのが今の現状でございます。

以上です。

委員長（松崎俊一君） ほかに委員のほうからございませんか。

1番（江藤理一郎君） 79、80ページの隣保館運営費が大体621万円の決算額。そして児童館運営費が22万5千円ですかね87ページぐらいにあると思うのですが、こちらに関しては歳入はどのくらいあるのでしょうか。隣保館関係の運営費の。

隣保館長（前田孝也君） お答えいたします。

隣保館運営費の歳入についてですけれども、まず主なものが熊本県地方改善事業費（隣保館運営費等）補助金が主なものになります。これが601万7千円になります。あとそれとプラスして隣保館の使用料で使用していただいた分の使用料があります。あと児童館分は特に補助金等もございませんので主なものは隣保館運営費の補助金とあと使用料あとは人権セミナーと人権カレンダーを作成するときに入ってくる分が隣保館、これは人権政策費の中も含めてなのですが主な収入はその分になりますので、そのほかは特にないということになります。

以上です。

議長（熊谷博行君） 80ページ、人権政策費の中の部落解放同盟小国支部補助金150万円。ちょうど150万円のわけないだろうから、どのように使っているのか。もらったところは実際にどのくらい活動して、どのくらいのお金を使っているのかをちょっと分からないだろうが、中島課長お願いします。

隣保館長（前田孝也君） 部落解放推進団体補助金についてですけれども、交付先が部落解放同盟小国支部になります。団体の活動費として補助金を出すわけですけれども、決算額が実際使われている額が162万9千819円になっております。これが補助金の実績報告書で出している実績額になります。そのうち町の補助金が150万円ですので実際収入については支部の会費として13万2千円ということになりますので、実際補助金額よりも多く支出はあるよう

な状況でございます。主なものについては、人権推進ブロックサービス対応等に関わる研修会あと学習会あとそれに係る会議等もろもろそういった活動に対しての旅費等が主なものになっているというふうの実績報告の中では見てとれると思います。

以上です。

議長（熊谷博行君） 旅費は東京、大阪に行っているのですか。

隣保館長（前田孝也君） 東京は令和6年度は行かれてないようです。九州内が多いかと思いき、あとは群馬、徳島、東京もありました。高校生と青年の集会がありますので東京のほうにも行かれております。あとは県内等が場所的には多いかと思いき。

以上です。

委員長（松崎俊一君） 一応、歳出のほうは終わりました。

次に歳入にいけます。また後から質疑漏れがございましたときにはいただきたいと思いき。

歳入が13ページからです。これはこのページ、町税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、入湯税。

副委員長（熊谷和昭君） 町税の中で未収額のほうが1千900万円になっていますけれども、多分去年から143万円ぐらい増えていると思うのです。徴収方法と今後どうやって徴収していくか、税務課のほうでどういうふうを考えられているかお願いします。

税務住民課課長補佐（永江和広君） お答えいたします。

委員の御指摘のとおり一昨年に対しまして143万3千円の未収金が増加したということになってございまして、過去5年間の収入未済額の平均におきましても1千670万円ですので平均値に対しまして265万6千円という未収額が増えているというかたちになってございまして。どうやって未収金のほうを減らしていくかというふうな御質問でございましてけれども、まず減らしていく方法としましては、まず滞納者と接触をしっかりと図りながら納付交渉に応じていただくことに重点を置いて業務のほうを今のところ進めてございまして。昨年度も実績といたしまして高額滞納者がおられましたけれども接触を図っていったことで3名の方分納につながっておりますので、やはり接触を図っていくということが一番大事なというふうな思っております。そのためとしまして令和6年度から文書によります催告を例年2回行っていたのですけれども、これを4回に増やして納付機会や交渉機会の拡充を図っております。また令和7年の1月からはSMSショートメールの配信のシステムのほうをDX関係で総務課のほうで実装していただきましたので、それを使いまして催告のほうを行ってございまして。催告を行う範囲としましては、文書や電話への催告に無反応の方や分納の不履行の方などに対しまして携帯電話にショートメールを送るというかたちで取組を始めております。今後も効果的な納付勧奨や早期滞納処分また執行停止等を行い、収入未済額の減少、縮減のほうに努めていきたいというふうな思っております。

副委員長（熊谷和昭君） 大変だとは思います。払わない人から徴収するのは大変だと思いき。

れども、高額の納税をされている方もおりますので税の公平性を考えたときに課税されているということはそれなりの収入はあるはずです。その辺は是非、町を運営していく上でも大切な財源になりますので、2千万円近く住民課だけでもありますので、ここはよく考えて徴収される努力を期待しております。よろしくをお願いします。

税務住民課課長補佐（永江和広君） 御指摘のとおりでございますので、あらゆる滞納処分を駆使しまして縮減に努めていきたいと思っております。

委員長（松崎俊一君） ほかに質疑よろしいですか。

1番（江藤理一郎君） 13ページ、固定資産税です。固定資産税のほうが伸びていると思いますが、この要因というのはどういったことが挙げられますか。

税務係長（時松利衣君） お答えします。

固定資産税の収入が伸びた要因としましては、令和6年度の課税分で太陽光関係の発電施設の稼働に伴う償却資産の課税対象が増加したことが大きな要因の一つになっております。

以上です。

1番（江藤理一郎君） 地熱発電なんかも課税対象になっているのですか。

税務係長（時松利衣君） 地熱発電の関係につきましては、今年度7年度の課税で上がってきている分になっています。

1番（江藤理一郎君） ということはもっと上がるのですか。令和7年度は。

税務係長（時松利衣君） 償却資産ですので償却済みの部分もありますので、そこ辺りも関連してくると思います。

委員長（松崎俊一君） ほかにございませんか。

私のほうから入湯税と直接関係ないですけど、宿泊税とか何か今全国で話題になっているのは今後あり得るのか、見解がありましたらお願いします。

税務住民課課長補佐（永江和広君） いわゆる宿泊税につきましては法律上、法定外目的税に位置づけされております。条例で定められた特定の費用に充てるために課することができるというふうに地方税法に規制をされております。全国でも導入の動きが活発で県内におきましても熊本市辺りは令和8年の7月から導入されるということで承知しておりますけれども、小国町では現在検討のほうはしておりませんで政策になりますので事務ベースの懸念といたしましては、本町は近隣の自治体にまたがった大規模なホテルさんを有しておりますので単独での検討のほうは難しいというふうに思いますので、検討する場合には近隣自治体さんとの相当な協議、調整が必要になってくるかというふうに思います。

以上です。

町長（渡邊誠次君） 実は熊本県でも少し話は出ているというふうなお話は聞いております。大分県のほうでも話が出ているということでございまして、そうすると大分県と熊本県の県境にもち

ろん立っているところありますので、その部分ではどちらから徴収するのかとかいうお話もあるというふうに。この前実際、日田の椋野市長とお話をさせていただいたときに入湯税の関連でお話をさせていただいたのですが、「宿泊税のお話も出ているので」というお話をさせていただきました。なかなか県をまたいだり町をまたぐということはないでしょうけれどもそういったところがありますので、しっかりと検討する時は注意しながらしていかなければいけないというふうに思います。ただ先ほど言いましたように宿泊税も入湯税も目的税といいますか用途をしっかりと限るといふ名目も出ておりますので、その部分ではしっかりと徴収をするというところと逆に言ったら使用目的を明確にして使っていかなければいけないところもありますので、大前提としては地元と協議をしながらということであるというふうに思います。

以上です。

委員長（松崎俊一君） ページを進めます。

副委員長（熊谷和昭君） 今、入湯税、宿泊税のことが出ましたけど基本的に私が見たときに、入湯税がない地域が宿泊税として徴収を図っているのではないかと思うのです。料金によってインバウンドが入ってくる関係で1万円ぐらいから宿泊料が始まって何十万円、30万円、40万円と1人で払われていることもあるかと思いますが、そういう方たちは1万円以上離れているかもしれませんけれども。現状、わいた地区、杖立地区を見ているとひぜんやさんはインバウンドを相当とっていると思いますけれども、ほかの温泉地で小国町で外国人が宿泊でそこまで来ているかというところをよく分かりますけれども、割合として多分小国町に来ている人たちというのは外国人より外国人を避けた日本人の方が小国町に来ているような傾向にあるのではないかと自分で思っております。入湯税1千465万円ぐらいの入湯税が納められていますけれども私、単純に計算してみたのですが33軒施設があって1日当たり8.2人なのです。多分これ違うのではないかなと自分では思っているのですけれども。何百人対応の大きな宿泊施設もありますので。そこに入ってきている人数とほかを割ってみるとほかの施設というのは1日2、3人ぐらいの徴収しかされてないような気がするのです。ですからこの辺の徴収の仕方とかいうのも考えられたほうが。申告して自分たちで払うのですから、どういう申告をするかというのはそこそこのやり方。ちゃんと正直に払うのが筋なのでしょうけれども。やっぱり人間ですのでそこはいろいろ考え方はありますが、ただ徴収の仕方というのは考えられたほうがいいと思います。

税務住民課課長補佐（永江和広君） 御指摘のありました入湯税の納税者につきまして、単純に入湯税額150円で割ると9万7千700人という計算になります。先ほども話に出ました県境をまたぐような施設さんがあらわれて、そこは案分計算のほうで日田市さんと小国町のほうで割って入湯税を納めていただいておりますので、実質入客数としますと13万9千285人という計算というふうになっております。

以上です。

副委員長（熊谷和昭君） 入湯税だけが税ではないと思うのですけれども。以前、日帰りの分も入湯税をかけるか「宿泊業しかやってないところで同じ温泉を使っているのに、何で宿泊の分には課税して日帰りであんだけ来ているのに課税しないのだ」という話のある議員の方から前聞いたことがあります。単純に日帰りの分に関しては収入が低いですので「それはそれでいいのではないか」とそのときはなつたみたいなんですけれども。いろいろ考え方をあると思いますけれども課税すればするだけ宿泊費、日帰りのお金、いろいろなものがプラスされてきますので、小国町の温泉旅館というのはそこまで大きいわけではないですので、一つでも負担がいかないようにできたら現状のままやっていただけないかなとは思っておりますけれども、是非徴収のほうはちょっと考えられてやっていただきたいと思います。

以上です。

税務住民課課長補佐（永江和広君） 日帰り入湯税の件につきましては、管内の各自治体さん日帰り入湯税額の条例のほうに定めがあるというふうには承知しております。又いくつかの自治体さんは例えば日帰り入湯税の税額は条例に規定はしておりますけれども、その料金において減免とかたちの減免措置があるので規定はしているけれども入湯税の日帰り分の徴収は実質していないといったような自治体さんもありますので、その辺りにつきましては政策的な話になりますのでお答えできませんが。管内の課税状況につきましては、そういうかたちのところもございます。

以上です。

副委員長（熊谷和昭君） 自分で自分の傷口を広げたみたいな感じになりましたが、是非よろしくお願いします。

委員長（松崎俊一君） 次、進みます。15ページ、地方揮発油譲与税から地方消費税交付金。

次の17ページが地方消費税交付金から下から2番目の総務費分担金です。そこまでが我が所管でございます。

19ページが中ほど以下の総務使用料から民生費使用料。公有地使用料、SDGs推進施設使用料、光ファイバー使用料、地方改善施設住宅使用料、隣保館使用料。

21ページ、上のほうの土木使用料の中の法定外公共物使用料。下のほうが総務手数料、一部農地等証明手数料は省かれます。よろしいですか。

次に23ページ、一番上の地熱計画審査手数料。

25ページ、一番上の段、総務費国庫補助金の中の総務費補助金それから中ほどの衛生費国庫補助金の循環型社会形成推進交付金。それから少し下がりました防災安全交付金。

1番（江藤理一郎君） ちょっと戻ります。19ページの総務使用料、光ファイバー使用料。これは支出のほうでも光ファイバーあったと思うのですが、光ファイバー全体について北里地域のべ

アとかがある地域においては前から挙がっているのが、新しく家を建てたりとか移住しても光の線が細くなってデータ量が少ないので光が使えないというような話がありました。現在でもそういう状況だとは思いますが、ちょっと説明していただけますか。何が足りなくて、どうなっているのかという仕組みを御説明いただけますか。

情報係長（池部誠一郎君） 光ファイバーの芯線の利用のところについて御説明させていただきます。今、小国町、光ファイバーを使って地上デジタル放送、防災ラジオの御視聴いただいているかと思えます。こちらのほう一番最初、地上アナログ放送からデジタル放送に切り替わる際に整備をさせていただいたものになります。こちらの線の使用なのですけれども線の中に要は各住宅に引き込める線の容量、例えば1本の線で10軒分というような容量がございます。先ほど御質問いただいた地域の辺りにつきましては、その芯線の空きがないというところと、もともと既存の光ファイバー線がないところになりますので、その地域まで新しく光ファイバー線を引くという整備が必要になります。ですのでその場合工事費等がかなり高額になるというところで、なかなか御利用が難しいというところが実情でございます。ですので仕組みとしては光ファイバー線そのものの各住宅に充てられる容量がもうないという状況です。特に町内、御質問にあった地域以外のところも新しく住宅等が建ってきていまして、今かなり線の空き容量が減ってきている状況ではございます。

以上です。

1番（江藤理一郎君） では、その対応策というのは、どのようなことを進められているのですか。

情報係長（池部誠一郎君） 対応策としては抜本的な対応策というのは、なかなかちょっと難しいところがございまして、まず申請いただいた方から申請いただいた内容に基づいてまず見積りを取らせていただきます。その見積りの内容で金額等も御説明をさせていただきます、申請者の方こちらのほうで御納得いただきましたら実際に工事に移るといふふうに入っておりますので、一番最初申請者の方から何か御負担をいただいてというかたちではなく、そこは無償でさせていただいているところになります。最終的なところの判断は申請者のほうにさせていただくというところにしております。ですので新たに芯線を整備するといったことは今のところ検討はしておりません。

以上です。

1番（江藤理一郎君） ポケットWi-Fiとかで対応したり、あとはスターリンクに自分で入ったりとか、そういった対応策になるのでしょうか、個人個人でされているとすると。

情報係長（池部誠一郎君） インターネットの部分に関しては町の光ファイバー線を使うのですけれども、契約そのものは御利用者の方とインターネット会社様の個別の契約になりますので、先ほど御意見のありましたとおりの例えばインターネットを利用してテレビ等の御使用いただく場合は、そういったポケットWi-Fiやスターリンクそういったものをお勧めしているところでご

ございます。あとは携帯等のプランの変更そういったところでなるべく申請者の方に御負担が少ないかたちで、何かこちらから情報提供できるものがないかというのは窓口で相談来られた方に御説明をさせていただいているところです。

以上です。

委員長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（松崎俊一君） ページを進めます。25ページ、いいですか。総務費国庫補助金それから衛生費国庫補助金、消防費国庫補助金。

次の27ページ中ほどに総務費委託金の自衛官募集事務委託金それから中長期在留者住居地届出等事務委託金。

次の29ページ、総務費県補助金、土地利用規制等対策事業費補助金から物価高騰対応生活者支援交付金。民生費県補助金の中ほどの地方改善事業費（隣保館運営費等）補助金。先ほど館長からあったもの。それから下のほうで衛生費県補助金で浄化槽設置整備事業補助金。

次、31ページ下のほうです。電源立地地域対策交付金から一番下まで在外選挙人名簿登録事務委託金。

33ページ、民生費委託金の中、人権啓発活動地方委託事業委託金。それから利子及び配当金が財政調整基金積立金利子収入から幾つか抜けていますが上球磨森林組合出資配当金。Jクレジット売払収入を省きまして土地売払収入、町直営林立木売払収入。

7番（松本明雄君） 今、委員長が言ったところで不動産売払収入の中の立木の売却で300万円くらい入っていますけれども、これはどこの場所を切って収入が入ったのか。

管財係長（渡辺惟倫君） 町直営林立木売払収入についてお答えいたします。こちらについては黒川の位河内、杉平向の間伐材の売払収入と西里二俣のクヌギの売払い金になります。

以上です。

委員長（松崎俊一君） 次、35ページが一般寄附金、ふるさと寄附金、企業版ふるさと寄附金、地熱の恵み基金寄附金それからネットワーク事業基金繰入金、つながる未来基金繰入金、悠木の里づくり事業基金繰入金、減債基金繰入金。

次、37ページ、学校教育施設整備基金、前年度繰越金、町税延滞金、預金利子。

39ページの雑入これはちょっと項目がありますのでこちらから、2番目のコピー使用料、五つ飛んで熊本県市町村振興協会市町村交付金、一つ飛んで公有自動車損害共済解約返戻金、一つ飛んで災害対応型自動販売機電気料収入、自動販売機電気料収入、伝送路利用収入、IRU利用収入、派遣職員給与負担金、一つ飛んで光ファイバー引込工事費収入、光ファイバーケーブル保守費用負担金、森林総合整備事業補助金、物品汚損料、充電器利用権利金、地域交流促進事業収入、消防団員福祉共済加入事務費、建物災害共済金、これ一部です。それから地方公務員災害補

償基金負担金還付金、派遣職員宿舍貸付料、一つ飛んで電柱共架料、三つ飛んで災害派遣職員用住宅敷金返還金、三つ飛んで町村監査委員全国研修会参加補助金、それから車両売払収入、二つ飛んで消防団員火災共済事務費、災害義援金、消防団員福祉共済返戻金となっております。

建物災害は一部ですので総務課と産業課ですか。ちょっと金額大きいけど総務のほうの内容分かりますか。

情報係長（池部誠一郎君） 御説明させていただきます。御質問いただいた建物災害共済金の一部につきましては、建物災害共済金の一部317万1千300円、こちらが防災子局、緊急放送等を行う外のトランペットが落雷によって被害を受けましたので、そちらの修繕等を行いましたその修繕費を共済のほうから一部出ております。その分になります。

以上です。

委員長（松崎俊一君） ほかございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（松崎俊一君） 41ページ、総務課所管が滞納処分費それから町債。これは全部ですかね。最後の43ページまで。

一般会計決算の歳入が一応終了いたしました。質疑漏れ等ございましたらお願いいたします。

それから歳出のほうでも構いません。歳出歳入の質疑漏れがございましたらお願いします。

1番（江藤理一郎君） 54ページの大字まちづくり協議会活動助成金。これは補助金調書の中で2団体と書いていますけれども、どこの団体に交付しているのでしょうか。

まちづくり係長（北里沙耶花君） お答えします。

大字まちづくり協議会活動助成金につきまして、令和6年度は下城協議会と黒淵協議会に1回ずつ1万5千円ずつ交付しております。

以上です。

1番（江藤理一郎君） ではこの2団体がまちづくり条例を運営していく上で会議などを開いたということですか。

まちづくり係長（北里沙耶花君） この2団体それぞれ下城と黒淵にまちづくり条例に係る案件がありましたので、この2団体に会議をしていただいて交付しております。

以上です。

1番（江藤理一郎君） このまちづくり条例、結構知らない方も多いかなと思うのですが、どのようにして情報を伝達しているのか教えていただけますか。例えば、届出が必要な場合200平米を超えない施設の建物を建てる場合とか、いろいろ条件があると思うのですが、その辺りどのようにして情報収集を役場のほうでもされているのかお願いします。

まちづくり係長（北里沙耶花君） ホームページにも公表しておりますして事業者さんなどからは問合せがありましたら、まちづくり条例の案件について対象となる条件などは説明しております。

町内とかで例えば「建物が建っている」とか「あれは何だろうか」とかいう情報もいろいろありますので、そういう件につきましてはこちらからお尋ねしたりして、まちづくり条例の案件でありましたらこちらから御連絡などさせていただきまして手続をとらせていただくようにしております。

以上です。

委員長（松崎俊一君） ほかに質疑漏れございませんか。

1 番（江藤理一郎君） 151 ページでもいいですか。

委員長（松崎俊一君） 内容によってはオーケーです。

1 番（江藤理一郎君） よろしいですか。

有価証券についてですが、国債証券、政府保証債証券、地方公共団体金融機構債証券とありますが、それぞれ説明していただけますか。どのようにして、どうされているのか証券を。

税務住民課長（中島高宏君） まず国債証券9千990万円については、1億円の額面ということで平成24年に30年満期ということで購入しております。利率につきましては1.9%、単利についても1.9%。それから、その下の政府保証債証券それから地方公共団体金融機構債証券につきましては、以前から基金のほうがある程度増えてきたということで昨年、町長からの指示もありまして基金の約2割程度ぐらいは積立てるということで規定を設けまして、2億円分の額面でそれぞれ町内の金融機関、肥後銀行と熊本銀行さんの証券会社さんから購入させていただいております。政府保証債証券につきましては、令和7年の3月に購入しまして5年後の令和12年が満期です。利率につきましては0.418%なのですが、購入金額等を踏まえたり単利につきましては1.16%です。地方公共団体金融機構債につきましては、同じく令和7年3月に購入しまして4年間の満期で令和11年までです。額面が1億円ということで9千500万円で購入しております。率につきましては0.065%なのですが、単利で申しますと1.24%というかたちです。

以上でございます。

1 番（江藤理一郎君） 今、利付国債のほうも結構30年物で3%以上付けているものもありますので、こういったものはかなり有効かなと思われませんが、そのような検討は今後されないですか。

町長（渡邊誠次君） 去年も皆さん方に御相談したとおり有利な部分は今財政調整基金これも積み上がっておりますので、できるだけそちらのほうをちょっとでも有利なものがあれば検討していくというのは毎年やっていかなければいけないなというふうに思っております。もちろん積み上げがなければそれはできませんので、その部分ではまた検討するときには皆様方にお話をまずして、その後購入させていただこうかなというふうに思っています。

以上です。

委員長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

議長（熊谷博行君） 決算とは関係ないのですが、庁舎周辺環境整備はどこですか。毎日役場に出勤していると思いますが東のメイン入り口、小国町の看板があります。分かりますか、「小国町役場」と書いた看板。どういう状態かお分かりですか。予算は3月ですのでそれまでに僕は直したほうがいいと思います。立木も切ったほうがいいと思います。子供がもたれかかったら多分倒れますよ。確認しておいてください。

委員長（松崎俊一君） 返答はいいです。

総務課長（松本徳幸君） 役場入り口の木の看板だと存じ上げております。結構斜めになっておりまして危険な状態ということは承知しております。木を切ったほうがいいとかいうのはちょっと分からなかったのですけれども、看板のほうは昨日、修繕費の補正をさせていただきましたので、そちらのほうで対応をさせていただけるかなというふうに思っております。

以上です。

議長（熊谷博行君） 小国町は有名だから看板もいらないかもしれないけど、撤去するか建て替えるかしたほうがいいと思います。

委員長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（松崎俊一君） なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

認定第1号、令和6年度小国町一般会計歳入歳出決算認定について、認定すべきとすることに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

委員長（松崎俊一君） 全員挙手であります。

よって、認定第1号は認定すべきとされました。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

総務常任委員会に付託されました決算認定は全部終了いたしました。

よって、本日の令和7年第2回総務常任委員会を閉会いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（松崎俊一君） 異議なしと認めます。

以上で、令和7年第2回総務常任委員会を閉会いたします。
お疲れさまでした。

(午前11時57分)

令和7年

第2回文教厚生常任委員会会議録

小 国 町 議 会

小 国 町 議 会 令 和 7 年 第 2 回 文 教 厚 生 常 任 委 員 会 会 議 記 録	
日 時	令和7年9月11日 午前10時00分開会 午後3時38分閉会
場 所	おぐに町民センター 3階 議場
出席委員 及び議長	穴見まち子 児玉 智博 江藤理一郎 杉本 いよ 高村 祝次 松崎 俊一 熊谷 博行
事 務 局 職 員	長 広行 宇都宮愛子
説 明 員	別紙座席表のとおり
会議に付 した事件	認定第1号 令和6年度小国町一般会計歳入歳出決算認定について 認定第2号 令和6年度小国町国民健康保険特別会計歳入歳出 決算認定について 認定第3号 令和6年度小国町介護保険特別会計歳入歳出決算 認定について 認定第4号 令和6年度小国町後期高齢者医療特別会計歳入歳 出決算認定について
会 議 の 経 過 概 要	令和6年度の小国町一般会計、小国町国民健康保険特別会計、 小国町介護保険特別会計、小国町後期高齢者医療特別会計の各 決算について、各所管課と審議を行った。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

文教厚生常任委員長

令和7年第2回文教厚生常任委員会座席表

令和7年9月11日(木) 午前10時00分

おぐに町民センター3階 議場

宇都宮
議会事務局次長
(宇都宮愛子)

松本 子ども未来係長 (松本 鷹哉)	吉岡 福祉係長 (吉岡 晃宏)	空席	空席	空席	空席
宇都宮 保育総務係長 (宇都宮 健治)	永江 福祉課課長補佐兼 地域包括支援係長 (永江 直美)	波多野 健康支援係長 (波多野 優)	矢羽田 介護保険係長 (矢羽田 直美)	山下 文化振興係長 (山下 弘子)	原山 学校教育係長 (原山 慶士)
室原 保育園園長 (室原 由美)	宮崎 福祉課長 (宮崎 智幸)	渡邊町長 (渡邊 誠次)	村上教育長 (村上 悦郎)	後藤 教育委員会 事務局長 (後藤 栄二)	中島 教育委員会事務局次 長兼社会教育係長 (中島 こず恵)

委員
江藤 理一郎

委員
松崎 俊一

委員 杉本 いよ	議長 熊谷 博行	委員長 穴見 まち子	副委員長 児玉 智博	委員 高村 祝次
-------------	-------------	---------------	---------------	-------------

長議会事務局長
(長 広行)

議事の経過 (r. 9. 9. 11)

委員長（穴見まち子君） おはようございます。

立秋になりましたが、まだまだ日中は日差しが暑い日が続いています。しかし、朝夕は随分と涼しくなりました。虫の声が少しずつですが聞こえていて夜はとても涼しさを感じる場所があります。しかし、8月と9月の今現在、線状降水帯による全国的な被害を見るとやはり温暖化による災害というのが大きくなっているし、そのことを思うと自然の怖さというのは日々感じているところです。

それでは、令和7年第2回文教厚生常任委員会を行いたいと思います。

それでは、開会に先立ちまして渡邊町長より御挨拶をいただきたいと思います。

町長（渡邊誠次君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

本日は令和7年第2回の文教厚生常任委員会ということで、御多用の中にも関わりませずお集まりをいただきまして誠にありがとうございます。また今、委員長のほうから季節の御挨拶ありましたけれども秋雨前線が今ずっと南下してきておりまして、これがもっと南下していくと気温もぐっと下がるというふうに言われております。今日の朝のテレビでは前線が下がってくると2、3度ぐらいに気温が下がるというふうに、少し過ぎやすくなるのかなというふうに思っておりますけれども、ただ本日は全国的に強い雨が降る可能性もあるということで、少し用心もしないといけないかなというふうに思っているところでございます。

本日の委員会におきましては福祉課と教育委員会ということで、皆様方にまた御審議をいただきたいと思います。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。お世話になります。

委員長（穴見まち子君） なお、本日は議長にも出席いただいております。ただいま出席委員は6名です。定足数に達していますので、ただいまから文教厚生常任委員会を開会いたします。

(午前10時00分)

委員長（穴見まち子君） 本日の議事日程については、お手元に配付してあるとおりであります。

本日は、9月9日の本会議で本委員会に付託されました、認定第1号 令和6年度小国町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第2号 令和6年度小国町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号 令和6年度小国町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号 令和6年度小国町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてとなっております。

なお本日は、本委員会所管の各課長、園長、課長補佐、次長及び担当係長の出席をお願いしております。

それでは、本常任委員会に付託されました認定第1号、令和6年度小国町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

認定第1号について説明を求めたいと思いますが、各所管に属する決算についての総括説明があればお願いします。併せて、資料等があれば配付をお願いします。説明は着座にてお願いいたします。

福祉課長（宮崎智幸君） おはようございます。

初めに福祉課のほうから説明させていただきます。福祉課所管の歳出全体につきましては、三つの款14の目にわたって予算を執行しております。所管の歳出予算総額としましては、14億9千539万39円でございます。一般会計歳出総額に占める割合としましては、21.8%となっております。なお決算概要の説明につきましては福祉課の組織に従いまして福祉部門それから保育園の順で課長補佐、園長から説明をさせていただきます。よろしく願いいたします。

福祉課課長補佐（永江直美君） 福祉課福祉部門所管の説明をさせていただきます。着座にて失礼します。

まずは歳出から説明します。

福祉部門が所管する目について報告をいたしまして概要説明とさせていただきます。

73ページをお願いします。款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費です。支出済額が8千615万2千953円です。社会福祉、地域福祉全般に関する費用でございます。主な支出としましては、節18負担金補助及び交付金の中の民生委員協議会補助金130万円、社会福祉協議会が行う地域福祉事業に対する補助金として1千950万円を支出しております。

次に下段、目2障害者福祉費です。支出済額が3億1千769万4千190円。障害者総合支援法に基づきまして、各種の障害者福祉サービスの給付を行う支出でございます。

75ページをお願いします。主な支出としましては、節12委託料の中で相談支援事業委託料571万5千600円、障害のある人が地域で自立した生活を送るための日中活動の場である地域活動支援センター事業委託料370万円。節19扶助費の中で障害のある方が身体機能を回復、改善するための医療を公費で助成する更生医療給付費473万1千294円、障害がある方の暮らしを支援する障害福祉サービス費2億6千736万5千191円、障害児通所給付費2千214万5千394円を支出しております。

下段、目3国民年金事務費です。支出済額が108万9千106円でございます。国民年金事務費は市町村が行う受託事務に関わる経費として支出しています。

次に目4老人福祉費です。支出済額が8千623万4千927円でございます。高齢者福祉に関する業務の歳出でございます。主な支出としましては77ページ、節18負担金補助及び交付金の中で老人クラブ補助金242万1千円、高齢者施設等の施設整備に対する補助金として地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金365万8千円。節19扶助費の中で養護老人ホームの措置に関わる費用としまして老人保護措置費4千978万2千149円です。

次に中段、目5医療費一部負担金です。支出済額が2千885万5千192円でございます。

こちらは節19扶助費の中で重度障害者医療費981万6千841円、ひとり親家庭医療費131万6千296円、子ども医療費1千729万2千338円の支出でございます。子ども医療費については、高校生まで医療費の本人負担を助成する制度でございます。

続きまして下段、目6高齢者等活動支援促進施設費です。支出済額は176万5千50円です。サポートセンター悠愛が利用します悠工房施設の維持管理に関わる費用です。その全額を社会福祉協議会が歳入の諸収入により負担しています。

次に79ページをお願いします。上段、目7後期高齢者医療事業費です。支出済額が1億2千597万2千783円です。こちらは後期高齢者医療の保険者である熊本県後期高齢者医療広域連合へ、事務費に関わる共通経費及び医療費である療養給付費を支出しています。

次に81ページ中段、目10新型コロナウイルス感染症対応経済対策費です。支出済額が70万660円でございます。節18負担金補助及び交付金の低所得世帯支援給付金70万円の支出で住民税非課税1世帯当たり7万円を現金給付しています。

次に同じくその下、目11低所得支援給付費です。支出済額が4千765万3千506円となります。主な支出は、節18負担金補助及び交付金の中で低所得者支援給付金（新たな住民税非課税世帯）1千330万円です。令和5年度に住民税が課税されていた世帯が令和6年度に新たに住民税非課税や均等割のみ課税となった世帯に対して1世帯当たり10万円を給付しています。低所得世帯支援給付金（住民税非課税世帯）2千999万円は、令和6年度住民税非課税世帯に1世帯当たり3万円、加えて同一世帯に児童がいる場合、児童1人当たり2万円を給付しています。

続きまして、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費です。支出済額として4億5千894万2千689円です。こちらは子育て支援に関する費用の支出でございます。主なものはページをめくりまして84ページ、節7報償費の中の多子世帯出産祝金270万円で第三子以降の子1人につき30万円を支給するものでございます。また節12委託料の中の子ども・子育て支援計画策定業務委託料は支出済額が145万2千円で小国町子ども計画を策定しています。節18負担金補助及び交付金の中の出産・子育て応援交付金215万円は、妊娠時と出生時にそれぞれ5万円を支給しています。子どものための教育・保育給付費は支出済額が4千749万5千448円の支出で、認定こども園に対し運営経費を補助するものです。節19扶助費の児童手当の支出済額は8千771万5千円となっております。

次にページが飛びまして87ページをお願いします。下段、款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費です。支出済額が6千15万3千165円です。主なものはページをめくって90ページ、節12委託料で委託料総額1千663万4千664円を支出しています。各種のがん検診や国保特定健診以外の住民健診、妊産婦健診、乳幼児健診、歯科健診等に伴う費用でございます。また節18負担金補助及び交付金の中で各種事業に伴う負担金総額としまして194万

3千270円の支出をしております。

次に下段、目2予防費でございます。支出済額は2千741万4千762円です。主なものはページをめくりまして92ページ上段、節12委託料の中でインフルエンザ予防接種委託料89万8千16円や新型コロナウイルスワクチン接種委託料774万9千300円など各種予防接種の費用となります。新型コロナウイルスワクチン接種については全額が国の補助で賄われていましたが、令和6年度から感染症法上の位置づけが5類感染症に変わり国庫補助金のワクチン確保事業に対する助成金等で経費の一部が賄われています。

飛びまして147ページをお願いします。款12諸支出金、項1特別会計繰出金、目1繰出金です。各特別会計の繰出金でございます。国民健康保険特別会計繰出金5千930万3千27円、介護保険特別会計繰出金1億5千156万9千222円、後期高齢者医療特別会計繰出金4千198万4千187円を一般会計から繰り出しております。

歳出全体に関しまして、福祉課福祉部門の所管として三つの款それから14の目にわたって予算執行しました。所管の支出済額総額は11億9千451万1千785万5円となっております。

歳出についての概要は以上となります。

引き続き、歳入を目ごとに説明いたします。

決算書の中で福祉課福祉部門の所管を上げさせていただきたいと思っております。

19ページをお願いします。上段、款12分担金及び負担金、項2負担金、目1民生費負担金のうち老人ホーム入所者負担金447万10円、過年度分31万500円、学童保育負担金83万4千800円、滞納繰越分4千円が所管になります。

次に同じく19ページ、目2衛生費負担金の養育医療保護者負担金4万9千390円が所管です。

同じく19ページ、款13使用料及び手数料、項1使用料、目2民生使用料のうち福祉センター悠ゆう館使用料500円が所管です。

次に23ページをお願いします。上段、款14国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金の障害者自立支援給付費負担金1億3千30万5千円から目2保険基盤安定国庫負担金、目3衛生費国庫負担金の養育医療給付費負担金（過年度分）8千394円までの全てが所管です。

同じく23ページ、目5未就学児均等割保険料国庫負担金30万4千167円、その下、目6産前産後保険料国庫負担金の産前産後保険料国庫負担金3万3千869円が所管となります。

次の25ページ、項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金の地域生活支援事業費補助金173万9千円から地域障害児支援体制強化事業補助金21万3千円までの全てが所管となります。

またその下、目3衛生費国庫補助金の中の風しん抗体検査補助金5万4千円から新型コロナ定期接種ワクチン確保事業に対する助成金507万1千300円が所管です。

27ページをお願いします。中段、款15県支出金、項1県負担金、目1民生費県負担金の障

害者自立支援給付費負担金6千567万1千500円から目2保険基盤安定県負担金、目3衛生費県負担金、目4未就学児均等割保険料県負担金15万2千83円までの全てが所管となります。

29ページをお願いします。上段、目5産前産後保険料県負担金の産前産後保険料県負担金1万6千934円も所管となります。

その下、項2県補助金、目2民生費県補助金の民生委員児童委員活動助成費補助金25万円から介護保険低所得者対策補助金の8万2千円までの全てが所管です。

その下、目3衛生費県補助金は健康増進事業費等補助金58万9千から少子化対策総合交付金4万6千830円が所管です。

ページが飛びまして、37ページをお願いします。中段、款20諸収入、項3貸付金元利収入、目1災害援護資金貸付金元利収入9万円が所管です。

その下、項4受託事業収入、目2民生費受託事業収入の後期高齢者一体的事業委託料66万233円が所管です。

次の39ページ、お願いします。上段、項5雑入、目1雑入のうち40ページ備考欄、悠ゆう館施設負担収入190万4千555円、一時預り事業負担費15万9千円、四つ下の地域生活支援事業負担収入373万7千円、六つ飛びまして高齢者等活動支援促進施設負担収入176万5千50円、更に16ほど飛びましてコピー使用料(福祉)5万1千560円、更に九つ下、健康教室参加者負担金9千600円が所管となります。

次の41ページ中段、目4過年度収入の後期高齢者医療療養給付費負担金収入2千499万4千807円が福祉課福祉部門の所管でございます。

歳入の項目については以上となります。

以上が、福祉課福祉部門所管の一般会計決算の概要となります。

福祉課保育園長(室原由美君) おはようございます。着座にて失礼します。

福祉課保育園所管の説明をさせていただきます。決算書に記載はございませんが令和6年度の保育園児数につきましては、宮原保育園123名、北里保育園36名、合計で159名です。

まずは歳出から所管する目ごとに説明させていただきます。

83ページをお願いいたします。款3民生費、項2児童福祉費目2保育園費です。支出済額は3億87万8千254円です。保育園2園の運営にかかる費用が主なものとなります。そのうち約91%が職員の人件費の支出となります。

次のページをお開きください。中段、節10需用費の中の修繕費776万5千823円は、宮原保育園、北里保育園のLED工事、保育園内の全ての蛍光灯をLEDに交換しました。そのほか宮原保育園軒天補修、廊下修繕などとなっております。下段、節17備品購入費ですが、弁当温蔵庫、検定付きの体重計などを購入しました。

次に歳入に移らせていただきます。

19ページをお願いします。款12分担金及び負担金、項2負担金、目1民生費負担金の保育料負担金（現年度分）797万6千110円と滞納繰越分37万4千300円、副食費負担金（現年度分）384万7千500円と滞納繰越分1万3千500円となっております。

次に25ページをお願いします。国庫支出金です。款14国庫支出金、項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金の子ども・子育て支援交付金673万4千円のうち地域子育て支援拠点事業補助金341万8千円と一時預り事業126万6千円のうち79万1千31円が所管となります。保育対策総合支援事業補助金192万9千円は、家庭支援推進保育事業分となります。

次に29ページをお願いします。県支出金です。款15県支出金、項2県補助金、目2民生費県補助金の多子世帯子育て支援事業交付金146万9千490円は、18歳未満の児童を扶養している世帯のうち第三子以降の3歳未満児が入園している場合保育料は無償となり県が補助するものです。

39ページをお願いします。上段の款20諸収入、項4受託事業収入、目2民生費受託事業収入の保育園受託事業収入173万6千270円は、町外に居住している世帯で保護者の勤務先や送迎時間の都合で町の保育園に入園している児童又、里帰り出産で一時的に入園した児童の受託費です。

続きまして、項5雑入、目1雑入、上から7番目、一時預り事業負担費15万9千円が所管です。

最後に41ページをお願いします。上段の目2給食収入234万600円と1万2千600円が所管となります。

以上が、福祉課保育園所管の一般会計歳入歳出決算の概要となります。

教育委員会事務局長（後藤栄二君） おはようございます。着座にて失礼いたします。

それでは、教育委員会事務局関係の歳入歳出決算について説明させていただきます。

まず一般会計歳入歳出決算書1ページからの歳入歳出決算総括表をお願いします。1ページの歳入につきまして教育委員会事務局が所管するものは、款の13使用料及び手数料、款の14国庫支出金、款の15県支出金、款の16財産収入、款の18繰入金、款の20諸収入があり、合計の歳入決算額は5千28万8千602円です。

次に2ページが歳出です。教育委員会事務局が所管するものは、款の9教育費の歳出決算額4億9千923万9千410円のうち4億9千892万7千362円です。歳出総額に対し教育委員会事務局所管が占める割合は7.3%となっており、予算執行率は96.2%となっております。また対前年比は130.2%で1億1千600万円ほどの増となっております。主な理由といたしましては、中学校寄宿舎改修事業により増となったものです。

次に119ページをお願いします。

歳出の目ごとに主なものを説明します。

まず目の1教育委員会費です。こちらは教育委員の報酬及び教育委員会の会議等、開催運営に係る経費です。教育委員会会議は年7回開催しております。

次に121ページをお願いします。目の2事務局費です。主なものは教育長及び教育委員会事務局の人件費と事務費です。また121ページ下段にある節の18負担金補助及び交付金の中に小国高校支援補助金247万7千560円を支出しております。これは小国高校の魅力化を図り学力向上と進路目標達成並びに地域未来留学を支援するための補助金です。

次に123ページ上段、目の3小中高連携事業推進費です。節の11役務費の中の検定手数料として81万9千810円を支出しています。これは学力向上に向けた取組として小中学校の漢字検定及び英語検定その他中学校の対策確認テストの受講料を助成したものです。

同じく123ページその下、項の2幼稚園費の目の1教育振興費は、私立幼稚園行事の活動支援として補助金を支出しているものです。

同じく123ページその下、項の3小学校費です。小学校の児童数は令和6年5月1日現在で学級数が14、児童数が266人でした。目の1学校管理費は小学校管理運営していくために必要な経費で、主なものは節の1の報酬、学校医報酬のほか会計年度任用職員として図書事務や学習・生活活動支援員などの報酬となっております。

123ページ、下段の節の10、修繕費886万3千927円の主なものは、渡り廊下修繕約448万円、体育館防水修繕約169万円、体育館トイレ軒、天井修繕154万円となっております。

125ページの節の12委託料の中ほどにスクールバス委託料として、バス8台分の運行費4千706万3千999円を支出しております。令和6年5月1日現在のスクールバス利用の小学生は、全児童数の56%に当たる144人、中学生は全生徒数の13%に当たる16人で小中学生合わせて160人となり、運行日は215日となっております。同じく節の12委託料の4行下、空調機設置工事設計業務委託料110万円は、小学校の特別教室4教室に空調機を設置するためのものです。

125ページ下段、節の17備品購入費の教師用教科書指導書等購入費486万9千324円は、教科書改訂に伴う費用となります。

125ページ下段、目の2教育振興費です。主なものは、節の18負担金補助及び交付金の修学旅行費補助金として30万4千円。対象者は就学援助者を除く38人で1人当たり8千円を補助しております。その下、節の19扶助費は、就学援助及び特別支援教育就学奨励を目的として支出しているもので、令和6年度の就学援助者数は小学生45人と入学準備金として就学前児童1人となっております。

127ページ上段、項の4中学校費です。中学校の生徒数は、基準日の5月1日時点で7学級126人でした。中学校費も小学校費と同様の支出構成となっております。目の1学校管理費。

こちらは中学校を管理運営していくために必要な経費で、主なものは節の1の報酬で学校医のほか図書事務や学習・生活活動支援員の報酬となっております。

127ページ中段の節の10、修繕費670万549円の主なものは、校舎漏水配管改修約383万円、体育館照明改修165万円となっております。

129ページ中段、目の2教育振興費です。主なものは、節の18負担金補助及び交付金の修学旅行費補助金として35万2千円。対象者は就学援助者を除く中学8年生22人分で1人当たり1万6千円を補助しております。その下の節19扶助費は、就学援助及び特別支援教育就学奨励を目的として支出しているもので、令和6年度の就学援助者数は中学生24人と入学準備金として6年生9人となっております。

129ページ下段、目の3寄宿舎居住費です。寄宿舎の管理運営に係る経費を支出しております。令和6年度は施設改修事業を行い131ページ上段、節12委託料の中学校寄宿舎施設改修工事監理委託料として242万円。中段の節14工事請負費の中学校寄宿舎施設改修工事として1億68万639円を支出しております。事業の内容については、主要施策（事業）成果調書に記載しております。令和6年度の寄宿舎入舎数は、男子が15人、女子が8人の計23人でした。学年別では7年生が10人、8年生が6人、9年生が7人となっております。

131ページその下、項の5社会教育費、目の1社会教育総務費です。主なものは、地域未来塾などの地域学校協働活動、人権教育及びPTA活動等の支出で133ページ上段の節の18負担金補助及び交付金として各種団体等への補助金等を支出しております。節の20貸付金の小国町奨学金貸付金54万円は、大学生1人分となっております。

続いて133ページ中段、目の2公民館費です。公民館費は主に小国町の文化祭、二十歳のつどい及び子ども会活動支援に係る経費を支出しております。節の10需用費の二十歳のつどい記念品として令和6年度から小国杉の木製ハンガーを贈呈しています。

次に目を一つ飛びまして133ページ下段、目の4文化財保護費です。小国町には令和6年度末現在、国指定登録及び町指定など22件の文化財があり、その保護や維持管理に係る経費として支出しているものです。昨年5月に国指定天然記念物下城の大イチョウの大枝が折れ隣接する民家の小屋に損害を与えたことから、関係する支出としまして135ページ上段、節の10需用費の修繕費77万1千320円のうち、大イチョウの枝支え支柱の取替費として49万7千200円、節の12委託料の国指定天然記念物折損枝撤去等業務委託料として79万6千400円、節の21補償、補てん及び賠償金として361万8千875円を支出しております。

135ページその下、目の5交流多目的施設費です。施設の運営、維持管理に係る経費を支出しております。令和6年度施設利用者数は、前年比8.4%増の6千55人です。また施設内の小国町図書室の貸出し冊数は、前年比2.3%増の1万2千824冊でした。

その下、目の6町民センター費です。施設の維持管理に伴う経費です。施設全体の利用者は、

申込みベースですが、前年度比11.3%増の3万1千464人で、3千205人増加しております。うち一般の利用者の割合は、全体利用者の13.8%で前年度比3.9%増の4千336人となっております。

続いて137ページ、目の7坂本善三美術館費です。美術館運営に必要な経費を支出しております。歳出の主なものは、節の1報酬から節の4共済費にかけての職員人件費と137ページ下段にある節の12委託料の中に約10年ごとに実施する収蔵庫燻蒸業務委託料126万5千円を支出しております。令和6年度の入館者数は6千383人で前年度と比較すると444人増加しております。また小国中生徒が鑑賞した「プロダクツで作る善三展」、小国小児童が鑑賞、体験した「「もしも」の坂本善三展」など年間四つの展示を開催しています。ほかに小国支援学校、大津高校、佐賀大学の鑑賞教室など地域内外と密着した活動を展開しております。

139ページをお願いします。目の1保健体育総務費です。主なものは、節7報償費、中学校地域クラブ指導者謝礼269万4千499円は、9種目、30人の指導者に対し支給しております。節の18負担金補助及び交付金は、スポーツ振興を目的として各種団体、各種大会の開催経費、全国大会等出場に係る負担補助などを行っているものです。

139ページの下、目の2体育施設費です。主に林間広場、小国ドーム、旧小学校体育館の維持管理に係る経費です。節の10需用費の修繕費455万7千894円のうち主なものは、林間広場駐車場区画線整備121万円、林間広場管理棟通路修繕約101万円、小国ドーム高圧開閉器取替え約75万円、林間広場変圧器取替え約68万円となっております。令和6年度の体育施設の年間利用者は、申込みベースですが、9万9千845人で前年度と比較すると1万1千256人増加しております。

141ページ中段、目の3給食センター費です。小中学校及び小国支援学校の給食提供に係る運営経費です。令和6年度の利用者数は、職員数を含め学校ごとに小国小学校296人、小国中学校148人、委託の小国支援学校が81人、1日に約530食を提供しており、年間稼働日数は195日で年間約10万食の給食を提供しました。給食費については、令和6年度までここ数年の物価高騰に伴う価格改定はしておらず全体で給食費の調定額2千468万8千880円に対し、節の10需用費の賄材料費が3千47万8千799円となり、その差額は578万9千919円となります。決算では賄材料費の約19%を町が補てん、給食費として補助している状況となっております。

次に、教育委員会事務局所管、歳入について説明します。

21ページをお願いします。中段の目の6教育使用料で目の合計370万6千271円で対前年比36万5千735円減となっております。

次に25ページをお願いします。下段、目の7教育費国庫補助金です。目の合計1千417万4千円で対前年比1千193万円増となっております。主な要因として、小国中学校寄宿舎施設改

修に伴う学校施設環境改善交付金1千231万5千円が皆増となっています。

次に31ページをお願いします。中ほどの目の6教育費県補助金です。地域学校協働活動推進費補助金は、地域未来塾や放課後子ども教室など、この活動に伴う県補助金となっております。

次に33ページをお願いします。上段の目の5教育費委託金440万2千308円は、県立小国支援学校の給食委託金の収入となっています。

その下のほうの財産収入の目の1利子及び配当金の上から7番目にあります奨学金事業基金積立金利子収入が所管となっております。

次に35ページをお願いします。中段の款の18繰入金、目の2奨学金事業基金繰入金54万円は、奨学金貸付けのため一般会計へ繰入れ充当したものです。

次に37ページ下段、款の20、項の3、目の2奨学金貸付金元金収入は、償還者1人分となっております。

39ページ、目の1雑入の中で一つ目の電話料外、上から三つ目の中学校寄宿舎宿泊負担費、その下体育施設自動販売機収入、中段のほうになります27番目のミュージアムショップ売上、その下美術教室参加費、二つ飛びまして著作権使用料、その六つ下になります熊本放送文化振興財団助成金、下から5番目の公有建物災害共済金。以上、八つの項目が教育委員会事務局所管の収入となっています。

39ページ下段、目の2給食収入の学校給食収入としまして、滞納分を含めて2千471万2千880円の収入となっています。なお令和6年度末時点で現年度分、滞納繰越分とも滞納繰越しは発生しておりません。

別途、決算資料として令和6年度の決算主要施策（事業）成果報告書及び教育委員会事務局資料（1）を配付しておりますので参考にさせていただきたいと思います。

以上、教育委員会事務局所管の一般会計歳入歳出決算の説明を終わります。

委員長（穴見まち子君） それでは、これより認定第1号について質疑に入ります。

歳出からページを追っていきます。なお、委員の皆様には事前に配付しております歳出費目別分掌事務一覧のピンク色が本委員会の所管となっております。

歳出から追っていきたいと思います。74ページ。

副委員長（児玉智博君） 社会福祉協議会補助金として福祉推進員分と地域福祉分ということで出ております。まず福祉推進員がどういう活動を令和6年度はされて何名いらっしゃるか教えてください。

福祉係長（吉岡晃宏君） 福祉課福祉係長の吉岡です。よろしくお願いたします。

それでは、質問に対してお答えさせていただきます。地域福祉推進員の令和6年度の活動についてです。地域福祉推進員の活動につきましては、民生委員と共同の研修を開催しております。それとボランティアとしてお困り事や御相談があったところに各自で対応しているというところ

でやっております。また人数につきましては現在43名が地域福祉推進員として登録をされております。男性10名、女性33名、地区を超えてフリーの枠としまして2名の方こちらどちらも男性になります、合わせて43名の方が登録されております。

以上です。

副委員長（児玉智博君） 分かりました。43名ということでした。福祉推進員分の25万円なのですが、「社会福祉協議会が行う福祉推進委員に要する経費に対して助成するもの」というふうに調書には書かれております。福祉推進員に要する経費というのは具体的にどのようなものですか。

福祉係長（吉岡晃宏君） 主な経費につきましては、先ほどお伝えしました年度末3月に行いました講演会がございまして、そこに来られた講師に対する謝礼、そして活動に対するけが等に備えるボランティア保険、またその事務に係るコピー料、用紙代、事務用品代、そういったものが入っております。

以上です。

副委員長（児玉智博君） では具体的に25万円の内訳のうち講師謝礼それからコピー代とか紙代とかそういうのが大体幾らずつになっていますか。

福祉係長（吉岡晃宏君） まず講師謝礼につきましては2万5千円上がっております。また事務用品としまして6万9千69円、電話代等役務費の部分が5万420円、切手代等も含まれます。またコピー使用料が5万7千11円、ボランティア保険が2万3千500円、このような内訳となっております。

副委員長（児玉智博君） 今、電話代というふうに言われましたが、それは何ですか。福祉推進員に携帯電話か何かを貸与しているのか、それとも福祉推進員専用に電話回線を事務所に引いたりするのですか。

福祉係長（吉岡晃宏君） それぞれに携帯を持たせたりとかというのはお聞きしておりません。こちらに係る電話料は、事務局とのやりとりでの電話料そういったものが含まれているとお聞きしています。

副委員長（児玉智博君） 事務局と誰がやりとりする電話料ですか。よくちょっと分からないので。

福祉係長（吉岡晃宏君） 地域福祉推進員と事務局が連絡を取るときの経費とお聞きしています。

副委員長（児玉智博君） 約5万円ぐらいの電話代、最終的に受け取っている人は誰が受け取っているのですか。

福祉係長（吉岡晃宏君） 事務局のほうになるかと思います。

副委員長（児玉智博君） ということであれば福祉推進員さんには渡ってないお金だということですね。電話回線で年間5万円というふうにするなら要は固定電話代に対してということだと思うのですが。いいです。もうやめてほしいみたいなので、この件については最後にしますけど。局番が何番の番号に対して5万円支払っているのですか。通常、通話した時間に対して5万円と

か分けて払っているのか、それともある特定の番号、契約に対して5万円だから町が全額5万円出しているのか。どういう算定の根拠があるのかを説明してください。

福祉係長（吉岡晃宏君） 先ほど事務局と推進員との連絡に対する電話代と話をしましたが、事務局のほうの小国町社会福祉協議会のほうで担っております。電話代だけが5万円ということではなくて電話代とやりとりに対する切手代、そういったものも入った上での5万円になっております。

副委員長（児玉智博君） 内訳をお願いします。

福祉係長（吉岡晃宏君） その月々の内訳というのは、すいませんこちらのほうでは確認がとれておりません。

以上です。

副委員長（児玉智博君） 結局、言われるがまま出しているということになると思うので、それはちょっとまずいと思うのです。それから地域福祉分ということで1千950万円出ておりますが、監査委員が配付している財政援助団体等監査報告書を見てみますと、組織として役員が10名（理事8名、監事2名）そして評議員が12名というふうになっておりますが今現在、理事、監事それから評議員の中で役場OBというのが何人ぐらいいるか分かりますか。

委員長（穴見まち子君） 暫時休憩をしたいと思います。11時ですので10分休憩をとりたいと思います。

（午前11時01分）

委員長（穴見まち子君） それでは、始めたいと思います。

（午前11時10分）

福祉課長（宮崎智幸君） 休憩前の質問についてお答えいたします。まず社会福祉協議会の理事と評議員について役場のOBが何人いるかという質問に対しまして、理事のほうは2名います。それから評議員のほうは1名です。それと先ほど地域福祉推進員の補助金の内訳について御質問があっていましたが、これはちょっと関連しましてこの事務局についても社会福祉協議会のほうに担っていただいております。ということで社会福祉協議会の電話使用料であったりそういった事務的な経費を一部支出させていただいております。その関係でこれまでも地域福祉分の補助金1千950万円の事業の内訳であったり、そういった部分を整理していきますという話をこれまでもずっとさせていただいております。この部分についても1千950万円とこの25万円合わせたところで、うちからお願いしている事務について経費を支出しております。電話代等につきましてなかなかきちんと積み上げをするということが非常に難しゅうございますので、そこは再度経費の積算についてしっかり見直して補助金を支出するように考えておりますし、実際一昨年からは社会福祉協議会のほうともその話をし、そういった見直しの作業を行っている最中でございます。

以上です。

委員長（穴見まち子君） それでは、74ページから78ページまで。

副委員長（児玉智博君） 76ページに扶助費ということで六つの給付金、交付金が書かれておりますが、これの財源はどのようなふうになっていますでしょうか。また補助を受ける対象の人の自己負担はあるかどうかも併せてお答えください。

福祉課長（宮崎智幸君） この扶助費6項目につきましては、基本的には財源は国が2分の1、それから4分の1が県、残りの4分の1が町というふうになります。それから個人負担部分につきましては、所得、課税状況によって変わってきます。基本的には1割負担というのが基本であります。ほとんどの方が障害者ということで障害者年金であったりとかいう受給中の方とかがほとんど多ございます。そういった場合はほとんどの場合が負担なしというようなかたちになります。個人個人の個々のケースによってそこは負担額というのは変わってきます。

以上です。

副委員長（児玉智博君） では現在その対象となっている方の人数をそれぞれ教えてください。現在というか、この時点で。

福祉係長（吉岡晃宏君） まず一番上の補装具交付事業についてなのですが、こちらが全体で12件。内訳としまして車椅子が4件。補聴器が8件となっております。その次の更生医療給付費につきましては、腎機能透析で10人となっております。続きまして、障害福祉サービス費です。こちらは支給決定の人数が101人となっております。続きまして、療養介護医療給付費。こちらの給付のほう为天草にありますはまゆう療育園というところに2名、熊本再春医療センターに1名という実績です。続いて、地域生活支援給付費についてです。こちらは14名となります。また障害児通所給付費に関しましては、児童発達支援が12名、放課後デイサービスセンターが13名、保育所等訪問支援が13名、障害児相談支援が26名となっております。トータルで26名の方に給付してございまして重複している方もおりますが、その方が先ほど言った児童発達支援12名、放課後デイサービス13名、保育所等訪問支援が13名となっております。マックスは26名です。

副委員長（児玉智博君） 78ページに敬老会等事業費助成金ということで出ておりますが、結局令和6年度に実施されたところは何か所ありましたか。

福祉係長（吉岡晃宏君） 令和6年度の敬老会実施についてです。敬老会として実施しましたのは2団体あります。宮原1部と西里2部がされております。

以上です。

副委員長（児玉智博君） 分かりました。

そしてその下に悠工房の予算が出てございまして、ただこの歳出については全額、社会福祉協議会から歳入があるということで御説明いただきました。支出済額が176万5千円ということで

確かに歳入のほうでもあったかなというふうに思います。結局この位置づけとしては町の行政財産ということになるのですか。

福祉課長（宮崎智幸君） 高齢者等活動支援促進施設につきましては、福祉課所管の行政財産です。

副委員長（児玉智博君） それであれば財務規則でいえば行政財産は使用許可というかたちをとるのか、それか貸借契約でとるのかという二択があるかと思います。ここは許可を出しているのでしょうか、それとも契約されているのですか。またその期間も教えてください。

福祉係長（吉岡晃宏君） こちらは小国町社会福祉協議会と覚書を取り交わしております。施設の使用料については減免をしているところです。また期間につきましては年度初めに1年間期間を結びまして覚書を結んでおります。

以上です。

副委員長（児玉智博君） 覚書ということであれば使用許可を与えているというのではなくて貸借契約ということですか。財務規則では行政財産という部分で町が個人であっても法人であっても使わせる場合は使用許可を出すか、それか貸借契約というふうになっているので、覚書なんていうのは財務規則には書かれてないと思うのです。ですからそれはなんですか、その覚書というのは。

福祉課長（宮崎智幸君） 期間については毎年ということで年度初めに使用許可申請をいただいて併せて減免申請もいただいております。そして無償での使用許可というかたちで許可を出している。許可申請と減免申請を併せて提出していただいております。

副委員長（児玉智博君） 減免申請を出しているのに維持管理の歳出と同じ金額をもらっているのであれば、使用料は免除したかたちにはならないのではないのでしょうか。

福祉課長（宮崎智幸君） あそこの施設を建設したときの当時の経緯というのがあって社会福祉協議会、当時の小国学園今でいう悠愛が、そこで障害者の活動を行う場所ということでそういった目的を持って建てられております。ですので建設された当時から行政財産で福祉課の管理ではあるが使用については悠愛が使いますということで、その計画も本来であれば町が支払いをして使用料を取るというかたちになるかと思いますが、そうすると町の負担がものすごく大きくなる関係で社会福祉協議会、悠愛のほうで全て利用されているということで町の負担、持ち出す部分がないようなかたちで負担をしていただくという部分については確か先ほど言った覚書の部分とかで話というか契約というか覚書を交わしているというふうに私今認識しております。どうしても通常の使用許可を出して使用料だけでは全額を賄うということはもう到底できませんので、そういうことで町の持ち出しがないようにということで全額を負担していただくという話ができます。

副委員長（児玉智博君） ちょっと理解できないので。歳出でほとんどが光熱水費です155万4千523円。この光熱水費は町に小国町様で九電とかあるいは建設課の水道係から請求書が来る

わけですね。通常、例えば行政財産である町の公営住宅であれば公営住宅に入居した人がその人の名前で電気、水道、水道は直接契約しているかどうか分からないですけど大体その電気代というのは入居した人が個人で契約をして、その人のもとに九電は請求書を送ると思うのです。町の持ち出しと言ってもほとんどが光熱水費であれば別に財務規則では使用許可ではなければならないというふうにはなっていないわけなのだから、一応賃貸契約というかたちで無償なら無償でいいですよ経緯からしてですね。目的もそういう社会福祉に関するものだから免除はできます。その上で社会福祉協議会が各水道係とかガス屋さんとかあるいは九電と直接契約をして直接支払ってもらったほうが、町の事務負担としてもそれがなくなるのではないかと思うのですが、そういうわけにはいかないのですか。

福祉課長（宮崎智幸君） 実際そういった話もありました。もちろん行政財産ということでまだ耐用年数関係からいきましても今、確かぎりぎりぐらいの年数だったと思います。建設から二十二年経過ぐらいだったと思います。そこが過ぎれば今言われるような例えば直接契約してもらおうであるとか、うちのほうはその施設を売却であったり無償譲渡するとかいうことを考えられるかと思えます。そのタイミングでそういった契約関係は変えるべきかなというふうに考えております。電気とかガス、水道だけを変えてもどうしても行政財産である以上、例えば浄化槽の管理であるとか電気関係の点検であるとか、全てが社会福祉協議会でそこを任せきりにすることということがちょっとできない部分もあるので、そこは耐用年数過ぎて譲渡とかそういう時期と一緒に考えるべきではないかというふうに考えております。

以上です。

委員長（穴見まち子君） 80ページから。保育園費前の84ページまで。

副委員長（児玉智博君） 84ページの多子世帯出産祝金なのですが、これが報償費で出ているのはなぜですか。扶助費とか負担金補助及び交付金などではなく報償費というかたちで出すのはなぜなのかということをもっと伺いたいのと。補助金とか扶助費であれば恐らく申請を受け付けてから出すかたちになると思うのですが、報償費とかいうふうになると大体記念品とか賞金みたいな感じで支払われるものだから例えば消防団が県大会に出ますと激励金みたいなのを出しますけど、恐らく申請させたりとかはないと思うのです。優勝おめでとうございますというかたちで出すから。出産祝金の場合一般的に考えても個人とのやりとりの中で「祝金をください」というようなそんな失礼なことは言わなくて「おめでとうございます」というかたちで自主的に出す場合がほとんどだと思うのですが。この場合はどういうふうな事務手続をされているのか説明をお願いします。

子ども未来係長（松本鷹哉君） 多子世帯出産祝金についての事務は、実際第三子以降の子供が生まれて手続に来られたときに申請の紙を書いてもらっている状態ではあります。それを受けて謝礼をするというかたちになっております。

以上です。

副委員長（児玉智博君） 手続は分かりました。申請書が出てくるということでしたけど。報償費という区分の節で出している理由は何でしょうか。扶助費とか補助金とかではなくて報償費なのはなぜかということです。というのがほかにも第三子とかあるいは第二子からそういう祝い金を出している自治体というのはあるのです。多くの場合が扶助費で出しているので、小国は何で報償費なのかなど。

福祉課長（宮崎智幸君） 確か私も一度調べたことがあって祝い金の場合は、行政における会計の支出科目がどこから支出すべきかというようなのがありまして当然曖昧な部分もあります。その部分で確か祝い金については報償費から出すべきというようなものが確か書いてあったというふうに理解しています。再度、確認させていただきます。

副委員長（児玉智博君） 印象として報償って「報いる」に「償う」ということで「少子化のときに3人も子供を産んでくれてありがとうございます」という意味もあるのかもしれないですけども、ただやっぱり今の時代「子供をたくさん産んだから、この女性は立派だ」とかそういう考え方というのは、もう時代にそぐわないというふうに思いますのでその祝い金は祝い金でいいのですが、その報償費というところから出すのかどうなのかという気はちょっとしますので、これはただ意見にとどめておきたいと思います。

委員長（穴見まち子君） 84ページ、ないですか。

議長（熊谷博行君） 81ページ下段のほう低所得支援給付費の中の低所得支援という項目が四つあります。下から二つは非課税世帯という言葉が入っていますが、低所得者世帯と非課税世帯はどう違うのかを説明していただけませんか。

福祉課長（宮崎智幸君） 給付金について毎年2回3回というふうに給付が行われてきていますが、いずれも低所得者であるということには変わりありません。その中で完全なる非課税世帯若しくは住民税の均等割のみ課税世帯とかいうかたちでの給付もあっております。ここで言いますと2番目に書いてあります（住民税均等割のみ課税世帯）という部分も低所得者で変わりはありません。完全なる住民税非課税世帯か均等割のみに課税の世帯かということで2種類給付金が用意されてきました。

以上です。

議長（熊谷博行君） 私は低所得者世帯と非課税世帯はイコールと思っていたのですが、ではないのでしょうか。イコールですか。

福祉課長（宮崎智幸君） 同じということではよろしいかと思えます。

委員長（穴見まち子君） ほかにないですか。

副委員長（児玉智博君） また84ページに戻りますが、出産・子育て応援交付金ということで先ほどちょっと説明してもらったのですが、出産前と出産後にそれぞれ交付するお金だということ

でした。それが5万円ずつというふうに言われたかと思いますが、これ何人分で215万円なの
でしょうか。

子ども未来係長（松本鷹哉君） 昨年、妊娠で18人、出産で25人に給付しております。

以上です。

副委員長（児玉智博君） ということは25人は妊娠された方がいらっしゃるけれども、残念ながら
ら出産に至らなかった方が残り7人ぐらいいらっしゃるということですか。

子ども未来係長（松本鷹哉君） こちらは年度をまたぐので妊娠をして次の年度で出産とかいうこ
とになるので、ここに人数のずれが出ます。

以上です。

副委員長（児玉智博君） それともう1点が双子とか多胎の場合も金額は変わらないのかというこ
とと、これの財源はどうなっているかも併せてお答えください。

子ども未来係長（松本鷹哉君） 妊娠は5万円で出産は出産した人数に5万円です。財源としては
国が3分の2、県が6分の1、町が6分の1となっております。

以上です。

委員長（穴見まち子君） 88ページまで。

なければ90ページ、予防費までです。

副委員長（児玉智博君） 90ページの胃ガン検診と大腸ガン検診のところで伺います。胃ガン検
診はX線、大腸ガンは便潜血での検査かと思います。ところが、なかなか検査方法というのは内
視鏡検査というのもございます。それぞれどちらがすぐれているかということではなくて、それぞ
れ直接内側からカメラで見たほうがいい場合もあるし特にやっぱ大腸ガンなんていうのは見つけ
るのも難しいので、それでも便潜血ですればカメラでは見つけにくいところも出血があるからポ
リープかガンがあるということで分かる部分もあると思うのですが、それも逆もあると思うので
す。特に便潜血なんていうのは出血がなければ見つけられないで、出血がないところもカメラで
は分かる場合もあるということで。熊本市が年齢は50歳とかだったと思うのですが「先着1
千人の人に大腸の内視鏡検査を無料でどうぞ」という取組を始めたということで、この間熊本市
で広報紙を見ました。小国町も「全員にしてください」とは言わないのですが例えば40歳に
なったときとか50歳60歳の節目なんかでも、もちろん希望者には大腸ガン、胃ガンの内視鏡
検査なんかの補助をしてみたらどうかと思うのですがいかがでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 私もガン検診に関しましては、いつも見直すというかそのタイミングはある
というふうに思っております。前からほかのガンについても方法についてもそうですけれど、毎
回考えなければいけないことがあるというふうに思っております。検討をさせていただいている
というのは間違いないのですけれども、その中でどれを選んでいくかということですが
今のところこれで進めさせていただきます。1回ちょっと検討させていただきたいと思いま

副委員長（児玉智博君） 是非これは検討していただきたいと思うのが、実は県外に住んでいた知り合いなのですが30代前半でしたけれども8月に大腸ガンで亡くなったのです。去年の12月ぐらいからちょっと血便が出始めたけれどもまさかガンとは思わなかったのでしょうか。年が明けてからコロナで入院をしたら「大腸に何かある」ということでずっと入院していたのですが、なかなかガンが発見されずに大阪の病院にまで最後は行ったのですが。そこで見つかったときにはもうステージ4ということで「もう手の施しようがない」ということで8月に亡くなってしまった。准看護師をされていたのですけれども高看を取ろうということで4月には看護学校に入学をして「今から頑張る」というような話をしていたときだったので非常に残念だったのですけれども。年間ガンになって亡くなる人というのは増えているのですけれど、なるべくなら早期発見をしたほうがいいと思いますので、それを結局受けるかどうか最終的に選ぶのは個人個人なのですけれども、私も5年ぶりぐらいに大腸ガンのそういうこともあったから今度人間ドックで受けさせていただくのですけれど、ただ2万円補助をいただけるのは有り難いのですが、それでも大腸ガンの全腸検査のオプション料金は1万7千円以上かかります。なかなか高額です。やはり多くの人が5年に1回ぐらい受けられるように町のほうでも是非、検討を改めてお願いしますということで終わりたいと思います。

町長（渡邊誠次君） 重ねてではありますけど見直し検討は随時、課の中でも私も一緒にさせていただきたいなと思います。先ほど児玉議員言われましたけど、なぜか分かりませんが皆さんもお持ちだと思いますけど「自分は大丈夫」と。本当に根拠のない自信だと思います。災害のときも一緒です。結構災害のときも「自分は大丈夫なのではないか」と何となく思ってしまうというのがありますので、その部分ではやっぱり各自で気をつけていただくというのが一番大事なところではあるかもしれませんが、そのきっかけとなるものの、この場合でいえば検診ですけれども膵臓ガンの検診であったりとか簡易的に尿で調べたり涙で調べたりというのがありますので、その部分が今年ではありませんが去年おとしだったと思いますけれども「どうですか」と言って福祉課の中に投げたことも実はございますので、その部分でも科学的にも相当進んでおります。ただ私が尋ねたときには「それはちょっとまだはっきりと科学的に確定しているかどうか分かりません」というような答えも返ってきましたので、先ほどからお答えさせていただいておるとおり年度ごととか場所とかそれに関しましてもしっかりと検討させていただきながら検診のほうは進めさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（熊谷博行君） 鍼灸券補助があるのですが、昔はあん摩券といってもらいに行ったことがあるのですが、整骨院でも使えるのですか。小国町はどこにあん摩屋さんがあるのですか。

健康支援係長（波多野 優君） 鍼灸券、小国町で使えるところは北村さんと杉さんと北里鍼灸院の3か所のみになっています。整骨院では利用はできません。

議長（熊谷博行君） 商工会の前の北里さんはもうしていないでしょう。下城さんという人が住んでいるから。

福祉課長（宮崎智幸君） 今言った北里さんは前あそこでやられていましたけど、今現在は行っておりません。

議長（熊谷博行君） 1枚入っていますか、2枚入っていますか。昔は1枚が2千円の割引か何かだったような気がする。今は幾らですか。

健康支援係長（波多野 優君） 1枚が1千100円となります。

委員長（穴見まち子君） 92ページまでです。そこで一応、福祉課は終わりです。ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（穴見まち子君） それは飛びまして120ページです。それから124ページまで。126ページまでいいです。

副委員長（児玉智博君） 小国高校支援補助金ということでありましたが、小国高校の令和6年度の在籍している生徒の数と住民の生徒がそのうち何人か。それと南小国町民が何人いて、また小国郷外から来ている生徒さんが何人いるかを教えてください。それと令和7年度新入生が同じ人数で教えていただければと思います。

教育委員会事務局次長（中島こず恵君） お答えいたします。

令和6年度の在籍数が全部で143人です。小国町が82人、南小国町が51人、ほか10人になっております。

令和7年度になります。135人です。小国から87人、南小国町から42人、ほか6人になっております。

以上です。

副委員長（児玉智博君） 確かこの年の年度途中だったかもしれませんが、地域未来留学ということで取り組まれたかと思います。247万7千560円のうち地域未来留学関連の予算がどれぐらいあって、どんな取組をされたかということと。実際それが令和7年度の新入生にどのように影響しているか教えてください。

教育委員会事務局次長（中島こず恵君） お答えいたします。

地域未来留学に係る事業として114万7千895円の事業となっております。内容は東京、大阪のほうに参加しました参加金といたしまして49万5千円、合同説明会の職員の派遣旅費といたしまして47万6千715円、それとフェスの出店者の交流参加費といたしましてパンフレット等の配布物関係で17万6千180円となっております。

以上です。

副委員長（児玉智博君） 成果としては。

教育委員会事務局次長（中島こず恵君） 成果といたしまして、令和7年度は2名の生徒が入学いたしましたしております。

以上です。

副委員長（児玉智博君） つまり入学2名の方というのは東京圏から来られているということですか。

教育委員会事務局次長（中島こず恵君） お答えいたします。

2名の入学者は、福岡のほうと大分のほうからですが、東京からではございません。

副委員長（児玉智博君） 114万円のうち大部分が東京とかへの旅費関係だったと思うのですが、であれば福岡、大分の入って来た新入生の子が東京のそういう関係のところに参加をされていたということなのですか。さらに聞くならば、その2名の生徒さんはどうかたちで小国町、小国高校というのを知って試験を受けられたかとか、その辺まで聞かれていますか。

教育委員会事務局次長（中島こず恵君） 2名の入学者は東京のほうには参加をしている生徒さんではございません。どのようにして入学に至ったかということですが、1人は部活動というかスポーツを通してというところであります。もう1名の生徒さんに関しては親御さんも南小国町さんですが、お勤めされているということもありまして、そういった経緯もあるかと思えます。

以上です。

委員長（穴見まち子君） ほかにございませんか。

副委員長（児玉智博君） 114万円が地域未来留学関係だったと思いますが、残りの130万円ちょっとあると思います、小国高校支援補助金。遠方から通学している人への補助であったりとか教科書代、検定受講料とか大体例年どおりの支出ということでしょうか。

教育委員会事務局次長（中島こず恵君） はい、おっしゃるとおりでございますが、事業ごとに報告したほうがよろしいですか。生徒の学力向上及び進路目標達成に係る事業といたしまして154万3千417円。こちらが先ほどおっしゃった教科関係のスタディサプリ利用料関係であります。修学支援事業としまして80万750円。こちらが先ほどおっしゃったとおり新入生の入学補助等になります。広報活動事業といたしまして50万6千838円。こちらは体験入学等のパンフレット等を作成するものです。部活動支援事業といたしまして5万2千円。こちらは高校総体参加の貸切りバス代等です。先ほど申しました地域未来留学に係る事業といたしまして114万7千895円。事務局経費といたしまして7万8千747円。こちらは通信費、事務用品等になっております。

以上です。

委員長（穴見まち子君） お昼になりますので、ここで1回閉じたいと思います。昼は1時からよろしくお願ひします。

(午前11時58分)

委員長（穴見まち子君） それでは、午前中に引き続きページ、126ページの教育振興費から136ページまで。

(午後1時00分)

副委員長（児玉智博君） 126ページの学校管理費のスクールバス委託料でお尋ねです。現在小中学生合わせて160人、8台ということでしたが、8台それぞれの4千700万円の内訳とかがあれば教えてください。

教育委員会事務局次長（中島こず恵君） 申し上げます。

29人乗りの5台と14人乗りの1台が合わせて3千379万2千円です。それと10人乗りの1台が607万2千円です。もう1台10人乗りの1台が719万9千999円となっております。

以上です。

副委員長（児玉智博君） つまり3社と委託契約を結んでいるから1社は3千379万円で1社は607万円、1社は719万円ということになるのですか。

教育委員会事務局次長（中島こず恵君） 令和6年度は2業者と契約をしております。分かれていますのは29人乗りの5台が1業者で14人乗りの1台が同じ業者さんです。それと別に10人乗りの1台もその同じ業者さんで、もう1台の最後に申しました10人乗りの1台がもう1業者さんと契約をしております。令和6年度は2業者で令和7年度が3業者になっております。

以上です。

副委員長（児玉智博君） 29人乗りが5台と言われましたね。14人乗りが1台、10人乗りが1台と10人乗りが1台ということですけど、内訳というのが8台あれば毎朝8コースを迎えに回るわけではないですか。29人乗りが5台あればそれぞれ距離とかに応じて委託の料金も変わってくるかと思うのですが、それは合算して入札というかそういうされているのですか。

教育委員会事務局長（後藤栄二君） 見積りで落札しているわけですがけれども1台当たりの内訳はもちろん距離とか日数辺りでこちらが仕様書を作って見積りいただいておりますので今、手持ちにはございませんが1台当たりの内訳はありますので後から回答したいと思います。

副委員長（児玉智博君） 大体29人乗りが5台で14人乗りが2台、10人乗り、10人乗りということでしたけど、空いている席なんかはどれぐらい空席があるのでしょうか。

教育委員会事務局長（後藤栄二君） 詳細の路線図は手元に持って来ていないのですがけれども、私の記憶としては上田の路線5号車なのですけれどもそちらが20人ぐらい余裕があると、4号車下城の杖立方面なのですけれども、そちらもちょっと余裕があるようなところで、あとは大体もう28人近い人数で運行しているのと、8台のうち2台は1回朝2往復というところで運行しております。

副委員長（児玉智博君） 高森がスクールバスで席が空いているところで住民の方が乗車できるようになったというふうに新聞なんかでも伝えられておりますけれども、小国町のスクールバスはそれが可能なのか不可能なのか教えてください。

教育委員会事務局長（後藤栄二君） お答えいたします。

令和4年度の途中から中学生も入っているというところで、まず登校日に乗せるようにしました。昨年10月からは下校便も中学生を乗せるようにいたしております。今後も児童生徒数の推移を見ますと今の年少者、満4歳ぐらいになるのですが、そこぐらいまでは児童生徒数は余り変わらない推移で行っておりますので、今のところは高齢者辺りの地域の方を乗せるというような考えは教育委員会としては考えておりませんので、地域公共交通の情報政策課辺りと協議しながらそこら辺は進めていきたいと思っております。

副委員長（児玉智博君） 物理的な理由で不可能だというふうに今の答弁聞いたのですが、制度上はどうでしょうか。

教育委員会事務局長（後藤栄二君） 誰が乗るとかちょっと不特定多数であると、なかなか子供の安全面とかそういったところも考えていく必要がありますので、制度的にどういったことでできるのか私は今、案としては持っていないのですが、そういったところは考えていかなければいけないかと思っております。

副委員長（児玉智博君） 空調機設置工事設計業務委託料ということで出ておりますけれども、見積りは何社見積りをされましたか。

学校教育係長（原山慶士君） 何社見積りかというお尋ねだったと思うのですが、資料がないので資料を準備してまた後ほどお答えさせていただきます。

委員長（穴見まち子君） ほかにないでしょうか。

副委員長（児玉智博君） 130ページに飛びます。中学校制服購入補助金284万9千800円あります。これは何人分で1人当たりの補助額は幾らですか。

学校教育係長（原山慶士君） お答えいたします。

中学校臨時補助金のことについてなんですけれども、こちらの中が補助金が2種類ありまして通常の補助というものと臨時補助金というものが二つ実は中にありまして、通常の補助は上限が1万円というかたちで臨時補助金に関しましては上限が3万円になっております。何人の方がその申請をされたかということだったと思うのですが、まず臨時補助金のほうが80人申請をされております。通常分に関しましては47人です。

以上です。

副委員長（児玉智博君） 47人というのが新1年生で、80人というのは新1年生プラス新2年生でブレザーを購入した生徒ということで理解していいですか。

学校教育係長（原山慶士君） はい、おっしゃるとおりです。通常補助金の47人が新7年生で残

りの臨時補助金はもちろん新7年生も含めて申請ができますので47名が新で残りが8年生と9年生というかたちになります。9年生がお一人いらっしゃるかたちになります。

以上です。

副委員長（児玉智博君） 上限が1万円と3万円ということでは言われましたけど、補助率があるのですか、端数が出ていますが。

学校教育係長（原山慶士君） こちら補助率というか上限額が1万円と3万円になりますので、仮に臨時補助金の3万円、例えば制服の購入数が少なかった場合で上限に満たなかった場合はかかった分だけ補助するかたちになるので、例えばお一方が仮にですけど1万9千800円だけしかかからなければ1万9千800円をお支払いするというふうなかたちになるので端数が出ているようなかたちになります。もちろん満額超えた場合はきっちり3万円と1万円になるのですが、満たなかった場合は端数が出るというかたちになります。

以上です。

副委員長（児玉智博君） 冬服と夏服をそろえて仮に新1年生であれば上限額が4万円というふうになると思うのですがけれども、冬服だけでも4万円を超えるぐらい。スラックス、ベストもあったかな、ブレザー、ネクタイをそろえれば普通に4万円を超えるのではないのですか。

学校教育係長（原山慶士君） 1万9千800円という方がお一人いらっしゃって、こちらの方がいらっしゃる影響で800円が出ているのですがけれども、実際夏服の購入のみで1万9千800円というふうなかたちで1万円と残りの3万円分から9千800円というかたちで多分支給をさせてもらっていると思うのですが、どうしてそれだけしか買わなかったのかまでは伺っていないのですが、申請が出ている分お支払いしたというふうなかたちで処理をさせていただきました。

以上です。

委員長（穴見まち子君） ほかにないでしょうか。136ページまで。

1番（江藤理一郎君） 134ページの社会教育総務費のうちの社会教育施設予約システム保守管理委託料。予約システムが始まって令和6年度では予約の割合とそれから電話連絡とか直接予約した割合がどのくらいなのか。もう一つが確かこの予約システムの各施設、体育館とかあると思うのですがけれども、その中で万成小学校のみ入っていないのです予約システム。それ何か理由があるのか、それをお答えいただけますか。

教育委員会事務局次長（中島こず恵君） お答えいたします。

町民センターの分でまずお答えいたします。紙で申請の場合が273、ウェブで申込みが158となっております。別に公用申請がありますが、それが全体で1千261です。紙で申請が0です。ウェブ申請が1千261となっております。合計で全体が1千534申込みありまして、紙で申請が115、ウェブで申請が1千419となっております。

体育施設の万成小学校がその対象になってないのはなぜかということなのですが、理由は詳し

く分かりませんが今、福祉施設として社会福祉協議会のほうで利用されている経緯もあるかと思っています。

教育委員会事務局長（後藤栄二君） 鍵の貸出しは地元の方をお願いしている。これは下城と蓬莱も同じなのですが利用頻度があまり年間のうちなかったというところと、先ほど申し上げたように福祉施設として校舎のほうを貸出しているものですから昼間はそういった福祉のところを使うところもあります。使用頻度が少ないというところで万成小は外したというところでは。

1番（江藤理一郎君） 使用頻度であれば、ほかの旧小学校体育館も使用頻度が少ないところもあるのではないかなと思うのですが、例えば黒渕の蓬莱小学校。この間利用した方からちょっと聞くと「カビ臭かった」とか「しばらく使ってない様子だった」というようなお話も聞いておりますし、使用頻度についてはもう一度見られてはいかがかなと、蓬莱小学校。北里小学校とかは結構頻繁に、下城小学校も確かバドミントンとかで結構使っていると思うのですが。

教育委員会事務局長（後藤栄二君） 蓬莱小学校はあまり使われてないという話でしたけれども、地元のミニバレー辺りの活動それからバドミントン辺りも今、子供たち盛んにしているところがありますので、蓬莱小が空いているからそちらで活用したりされていますので週に3、4回程度は入っているのではないかと考えております。

1番（江藤理一郎君） ウェブ予約システムを導入して1千534件中1千419、9割ぐらいがウェブ申請になったと思いますが、これはどうでしょうこの2年ぐらい運用されて事務をする上で大分事務がしやすくなったのか。いい面があるのか、それともやっぱりリアルの上のほうが取扱いがしやすい、とかそういったことは職員内では何か御意見は出てないでしょうか。

教育委員会事務局長（後藤栄二君） システムを導入しての利便性というかメリットとしては、申込み者が役場に来なくても申込みができるというところが一番かと思います。事務にかかりましては、どうしても今現状でも紙媒体で出して結局料金辺りもそれにちゃんと請求したかどうか、そういったところの確認が必要ですので、そういったところは紙で出しているところがございまして、そこ辺りを今後どうするかということもございまして、事務的にはちょっと余り変わらないのかなと考えております。

副委員長（児玉智博君） 134ページの学校プール開放監視業務委託料ということですが37万4千円。令和6年度の実績、何日間開放をしたのか、委託先についても御説明をお願いします。

教育委員会事務局次長（中島こず恵君） 実績を報告いたします。昨年度は7月22日から8月9日までの10日間をプール開放しております。業者は令和5年度の業者とはちょっと違う業者に委託はしておりますけれども、なかなか業者が見つからなかったのでいろいろと探して見積りをいただいて契約した業者であります。

副委員長（児玉智博君） 22日から8月9日までということでしたが、何人の人が監視に当たったのでしょうか。

教育委員会事務局次長（中島こず恵君） 委託業者さんは2名です。その専属の委託業者の監視員さんのほかにPTAのほうから1日10人程度監視員を行っていただきました。

以上です。

副委員長（児玉智博君） 今年猛暑で小学生は余り暑くなり過ぎるなら体育でプールも中止したりしているということを知りました。夏休み期間の開放するに当たって、30何度とかになるなら湿度とかが何%を超えたらとか、そういう部分で「開放は今日はしません」とかいう判断なんかもあるのでしょうか。

教育委員会事務局次長（中島こず恵君） おっしゃるとおりです。令和6年度はそこまで契約にもうたっておりませんでしたけれども、最近の情勢を鑑みて令和7年度からは契約の中にもうたいまして、熱中症指数の31度以上になりましたら中止というところもうたっております。

以上です。

副委員長（児玉智博君） 続いて下にあります人権をうたった協議会等への補助金、負担金について伺います。実際こうした協議会等々がいろいろ研修会を開催したりとか、いろいろ活動するに当たって教員とかあるいは町職員が何人ぐらい動員されているのでしょうか。

教育委員会事務局次長（中島こず恵君） すいません。今手元に資料がありませんので後ほどお答えさせていただきたいと思います。

副委員長（児玉智博君） それともう1点、女性会補助金ということで40万円ございます。今現在、女性会の会員さんは何人いらっしゃるのでしょうか。また町内在住者、町外在住者いるのでしょうか。町内の在住者であれば各大字単位で何人ずついるのかとかいうのが分かれば教えてください。

教育委員会事務局次長（中島こず恵君） 令和6年度の会員数を申し上げます。93人です。宮原が23人、下城が58人、北里が9人、西里が1人、上田が1人、黒淵が1人となっております。町内外ということちょっと把握をしておりません。人数だけを報告いたします。

副委員長（児玉智博君） 136ページの交流多目的施設費の図書等購入費について伺います。大体49万7千545円でしたが、これで購入した図書の種類、何冊ずつか教えてください。

教育委員会事務局次長（中島こず恵君） お答えいたします。

一般書が350、児童書が61、合計411となっております。

以上です。

副委員長（児玉智博君） 定期刊行誌なんかはもう購入されていませんか。

教育委員会事務局次長（中島こず恵君） 購入しております。ちょっと何種類までは把握しておりません。申し訳ございません。

副委員長（児玉智博君） それでは今の蔵書数は何冊ありますか。それは全体でいいです。合計。

教育委員会事務局次長（中島こず恵君） お答えいたします。

1万7千336冊となっております。

以上です。

副委員長（児玉智博君） 例えば主だって言えば中学生の子ども議会なんかも町は多分教育委員会
が主に取り組んでいるかと思うのですが、それに向けての準備とかで町のことについて質問す
るのであれば町のことを下調べする必要なんかも出てくるかと思うのですが、そういった場合で
の行政文書というか統計資料などの資料の収集なんかはこの交流多目的施設では行っていません
か。

教育委員会事務局長（後藤栄二君） そういった統計だけで資料を集めているとか過去のものをず
っと集めているというところではございません。ただ小中学校はこういった調査物の調べ物がウェ
ブ上でできるような、今タブレット1人端末ですのでそういった可能な状況であります。

副委員長（児玉智博君） 例えば小国町の総合計画、冊子作りますよね。そういったものを置いて
いたり、あるいは例えばいろいろ町とか観光協会とかそういった町内の団体が発行するパンフレ
ットであるとか、そういったものを収集しておけば子供たちが町のことを調べるときにも大いに
役立つのではないかと思います、そういった取組というのは難しいでしょうか。

教育委員会事務局長（後藤栄二君） 確認しないといけないところもありますけれども、町の図書
室として子供たちにも活用できるようなそういった総合計画辺りの資料も置けるようにしてい
たいと思います。それからいろんな各機関の統計資料辺りは、冊数も少ないものですから貸出し
禁止というところにはなっていますが閲覧はできるような状況になっております。

以上です。

委員長（穴見まち子君） それでは次に136ページから138ページ、140ページ。

学校教育係長（原山慶士君） 先ほど児玉議員よりお尋ねいただいた小学校の空調機の設計の入札
の社数をお答えしておきたいと思っております。こちらは見積り依頼というか入札は1社の随意契約に
なっております。

副委員長（児玉智博君） 1社随意契約にした随意契約の理由を教えてください。

学校教育係長（原山慶士君） 1社随契の理由をということですが、こちらの契約先の業者が過
年度に他の教室関係の設計を依頼しておりまして現地を熟知しているというふうな理由になっ
ております。

以上です。

副委員長（児玉智博君） 普通教室なんかでの設計をしたからという理由でしたが、その当時普通
教室の設計はきちんとその金額に応じた多分5社ぐらいかなと思うのですが競争の見積りをさ
れていますか。

学校教育係長（原山慶士君） 繰り返して申し訳ないのですが、そちらの件は何社見積りか
と入札は調べてお答えしたいと思います。すいません。

委員長（穴見まち子君） いいですか。145ページまで。地域コミュニティのところまでです。

副委員長（児玉智博君） 坂本善三美術館費ですが、職員の給料がここに出てきていないのは何ででしょうか。

文化振興係長（山下弘子君） お答えします。

こちらに掲載されていますのは美術館の会計年度任用職員と地域おこし協力隊の人件費で、職員の人件費は教育委員会の給与のほうに計上されています。

副委員長（児玉智博君） 多分そうなのでしょうけど、ふだんは美術館で勤務されているわけだからここに2名分なり計上するべきではないかと思うのですが。

教育委員会事務局長（後藤栄二君） 先ほど1名分の教育総務費で上げている人件費につきましては、文化振興係というところで美術館も兼務している職員でございます。文化財保護費とか文化祭に関わる担当もしていただいておりますので按分すればいいかもしれませんが決算としては教育総務費のよう計上させていただいております。

1番（江藤理一郎君） 142ページの体育施設費、林間広場清掃手数料それから社会体育施設清掃委託料などもありますけれども、これは町内の業者さんがされているのか、どうかたちでされているのか。それから高温化しているので夏場なんか暑いと思うのです。この辺り清掃もそうなのですが昨日の総務の中でも話をすればよかったのですが、草刈り作業など熱中症対策というのは何かとられているのか、その辺りについてちょっとお尋ねしたいと思います。

教育委員会事務局長（中島こず恵君） お答えいたします。

林間広場清掃手数料がシルバー人材センターのほうにお願いしております。社会体育施設清掃委託料のほうは小国町社会福祉協議会のほうに委託しております。

教育委員会事務局長（後藤栄二君） 熱中症対策については、委託というか業者のほうにお願いしていますのでそちらのほうで管理していただいているところで、うちのほうから指導とかそういったところはしていません。

1番（江藤理一郎君） 分かりました。

もう一つ、小国ドーム管理委託料。こちらについては、どういうふうにされているのですか。

教育委員会事務局長（中島こず恵君） お答えいたします。

委託先は小国ゆうあい倶楽部のほうに委託しております。

以上です。

教育委員会事務局長（後藤栄二君） ドームの管理こちらは清掃もちろん別でこちらはこちらで入っております。内容としては鍵の開閉、利用者の対応、それと今言った清掃、あと消耗品関係のトイレットペーパーが足りなくなったら補充とか、そういったところと周辺の清掃というところで業務委託をしております。

1番（江藤理一郎君） 熱中症の対策についても社協さんがされているところもあるし、ゆうあいクラブさんがされているというところもあります。職員の方々でも外で作業をされる場合も

多々あると思われます。そういったところで例えば今建設業なんかについては空調服が支給されたり、そういった準備もあったりすると思うのですけれども、その辺り今後検討されたりはしないでしょうか。

町長（渡邊誠次君） ありがとうございます。さすがに委託先については委託先でまた考えられることではありますが、やはりこの熱中症対策については管理をする方がしっかりと今から考えていかなければいけないというところで、特に外で仕事をされている方たちは気を付けられて空調服みたいなどころがあると思いますけれども、役場の職員でも担当の中では外で仕事をする人は多いと思いますので、今年はちょっと間に合いませんでしたけれども来年、さすがに補正で組むというあれではないですが、今ちょっと調査をかけさせていただいてどのぐらいの職員が外で頻繁に年間のうちに1回2回は誰でもあることでもありますけれども。教育長も多分草刈り相当していますし担当外の人たちも建設課も町の外での仕事は非常に多いと思いますので、今日の所管の中だけではありませんけれどもしっかり検討させていただいて町のほうで買って貸与するようなかたちですかね。さすがに汗をかいたりするということもありますので、なかなか使い回しをするというのは難しいかもしれませんので、町のほうで買って貸与するようなかたちをとるほうがいいのかあとか思いながら今聞いておりました。ありがとうございます。検討させていただきます。

1 番（江藤理一郎君） ちょっと遡って社会体育についてなのですが、一つ社会体育で出ているのが小学校社会体育助成金とかあとは総合型地域スポーツクラブ補助金。屋外でスポーツをする競技なんかもそうなのですが、中学校の部活動なんかでもですね。落雷の被害というのが最近耳にすることが多いような気がします。熊本県は特にこの落雷については非常に厳格にというか厳しくされているように伺っておりますが、小国町ではどのような対応をされていますでしょうか。

教育長（村上悦郎君） ありがとうございます。昨日も登校時に落雷ということがありました。昨日の場合は、雪や雨のときと同じ対応で校長会とまずウェブ見てですね。昨日は線状降水帯が発生していましたが大丈夫かなと思ったとき雷が鳴りだしましたので雷雲を見るものがありますのでそれを見たらどうも来そうで、ちょっと時間が遅れましたがああいったところを出しました。県からも部活動、行事、外でする体育とかのときにも一昨年鹿本高校のサッカー部のあれ以来、繰り返し無理をさせない、遠くで音が鳴ったらもうやめましょう、というようなところがありますので校長会辺りから職員におろすと。行き帰りも無理をしないように「そのときは、どこかで休むのですよ」というような指導をしてもらうようにしております。

以上です。

1 番（江藤理一郎君） 例えば登下校時に雷が鳴った場合は子供たちはどのように避難すればいいのか。近くにある110番の家か何かに行くのか。

教育長（村上悦郎君） まず学校でできることは危ないようなときには「学校に居るようにしましょう」ということです。途中での場合は、先ほど言いましたように「それぞれのところで1人ぼっちにならない、軒下に」とかいうところで具体的に110番へとかを指示しているかどうかというところはちょっとあれですが。子供たちにお話をというところはやっていると思います。

以上です。

委員長（穴見まち子君） いいですか。

副委員長（児玉智博君） 142ページの給食センター費で給食センター運営委員というのがありますが、3名分、9千円報酬があります。当初予算で1万2千円だったのが9千円ということで、欠員が年度途中に出たということなのか、運営委員の定数は本来何人なのか、どういった方が就任されているのか。また給食センター運営委員会というものは設置根拠があれば御説明ください。

教育委員会事務局長（後藤栄二君） 決算としては3名というところでしておりますが、大体予算としては年に1回予定しておりましたが、1回開催の3名出席となっております。それから運営委員会については学校給食センターの設置条例のほうで定めておまして、給食センターの適正な運営を図るため学校給食に関する重要な事項を審議するということで開催しております。メンバーについては教育長それから町内の学校長それから小中学校のPTA会長あとはその他認められるものということで教育委員会が認めるものということで定めております。

副委員長（児玉智博君） あとは定数と設置根拠は条例ということでしたけど、法律の定めとかはないですか。

教育委員会事務局長（後藤栄二君） 条例上では定数について定めはございません。法律上もないと私は認識しております。

副委員長（児玉智博君） 町独自のそういうのがあるのかなと思いましたが。

それから賄材料費で3千47万8千799円というふうになっておりますが、支払い先が学校給食会はこのうちの幾らになりますか。

学校教育係長（原山慶士君） 学校給食会への支払いの金額ということかとお受けしますけれども、金額は1千311万4千497円です。

副委員長（児玉智博君） では、そのほかの賄材料の納入業者は令和6年度、何社でしたか。

学校教育係長（原山慶士君） 令和6年度の支払いベースで支払い先として個人も入っているのですけれども、20社というようなかたちになっています。

以上です。

委員長（穴見まち子君） 145ページまでですけど、ないでしょうか。

地域コミュニティ施設等再建支援事業までです。ないでしょうか。よろしいですか。

学校教育係長（原山慶士君） 先ほど学校給食会の金額を1千300万円とお答えしたのですけれども、実際1千900万円でした。計算が間違っておりました。1千990万円程度です。訂正

させていただきます。

すいません、以上です。

委員長（穴見まち子君） 歳出の19ページから145ページまでですけど、質疑漏れはないでしょうか。

副委員長（児玉智博君） 全般的に聞きます。ふるさと納税、ふるさと寄附金で福祉課と教育委員会で用途を指定した寄附は令和6年度でどの歳出に充てているか分かりますか。

福祉課長（宮崎智幸君） 確か総務課資料（6）のほうで小国町ネットワーク事業基金用途状況ということで資料を配付してあるかと思います。その中で福祉課関連で上からいきますと社会福祉協議会補助事業であったり子ども医療費助成事業、予防接種委託事業、インフルエンザ予防接種委託事業、保育園施設整備等々が福祉課所管の財源に充てられている部分であります。

副委員長（児玉智博君） 指定されているのは子ども医療費に全部充てているのですよね。

福祉課長（宮崎智幸君） 寄附者の指定としては、子ども医療費助成事業です。

1番（江藤理一郎君） どこで質問しようかと思ったので、ちょっと教えてください。保育園、小学校、中学校あと寄宿舎に関して、入園それから入学、入舎する条件というのはどうなっていますか。もちろん町民はもちろんなのですが、町外の方だったら、どういう条件だったら入れるのか、それぞれお答えいただけますか。

保育総務係長（宇都宮健治君） 保育園の入園につきましては広域入所というかたちになりまして、町外の方でも小国町に職場のある方とかの場合は小国の保育園を利用できるようになっております。

学校教育係長（原山慶士君） 小学校、中学校についてお答えいたします。基本的には町外の件に関してというふうな御質問かと思います。言葉は違うのですが、こちらは区域外就学という言葉になりまして基本的には住居の属する学区の学校に入学するのが大原則なのですが、先ほど保育園と似たような制度になっておりまして例えば保護者さんの勤め先が小国町内であるとか、また小国に御親戚とかがいらっしゃって夫婦共働きで家に監督者が誰もいませんよというような状態であったりとか、その他要件細かく言うとあるのですが、その要件に合致する場合は区域外就学というかたちで町外の方も小国小中学校に入学していただくことが可能になっております。

以上です。

教育委員会事務局次長（中島こず恵君） 中学校の寄宿舎の要件は、小国中学校から6キロメートル以上の地域に在住するものということであります。その他、6キロメートル未満であっても通学上危険であると認められる地域及び家庭の事情等をかんがみ、入所が必要と認められるものは入舎できるようになっております。ただし該当者が入所定員を超えるときは抽せん等を行い確定するものとなっております。

高校生につきましては高校から通学距離が20キロメートル以上の地域に在住するものとなっております。また同じように20キロメートル未満であっても通学上危険であると認められる地域及び家庭の事情等をかんがみ、入所が必要と認められる者。ただし該当者が入所定員を超えるときは同じように抽せん等を行い確定するものとしております。

以上です。

1番（江藤理一郎君） その条件の方々がそれぞれ何名ぐらいいらっしゃるのでしょうか。

保育総務係長（宇都宮健治君） 先ほどの広域入所ということで言いますと令和6年度の利用者は3名の方がいらっしゃいます。

学校教育係長（原山慶土君） 今、区域外就学をされている方の人数は今、資料がないのでお調べしてお答えさせていただきます。

委員長（穴見まち子君） それでは、一般会計の歳出が終了いたしました。質疑漏れ等はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（穴見まち子君） なければ歳入に入ります。

19ページです。

副委員長（児玉智博君） 保育料負担金で先ほど園児数は宮原保育園が123人で北里保育園が36人というふうになりましたが、この現年度分で保育料と副食費を負担されている園児の人数を教えてください。

保育総務係長（宇都宮健治君） 保育料につきましては、毎月大体80名弱の保育料をお支払いいただいております。副食費も同じように70名ぐらいの副食費をお支払いいただいております。

副委員長（児玉智博君） 毎月変動があるということですか。

保育総務係長（宇都宮健治君） ほとんど変わりはないのですが、保育料と副食費は前期と後期に算定の切替えがありまして、前期が4月から8月で後期が9月から翌年の3月までなので、その算定によって保育料をいただく方、また副食費をいただく方、その切替えによっていただかなくなる方とか、そういうのが出てきますので若干数字が変わってきたりする場合もございます。

副委員長（児玉智博君） 未満児の3歳以上になれば国費で出るのだと思うのですが、保育料の算定というのは全部所得割だけになるのですか。大体、小国は所得割で何%ぐらいになっておりますか。

保育総務係長（宇都宮健治君） 保育料につきましては、町の規則で所得割額で算定するようになっております。15階層に分かれておりまして、課税額の金額によって保育料を算定するようになっております。

副委員長（児玉智博君） 80人ぐらいの方が毎月大体払っているということでしたけれども、前

期と後期を合わせて3歳未満の保育料が免除されている人というのは何人ぐらいいましたか。
保育総務係長（宇都宮健治君） すいません。免除の方の数字については今現在資料を持ち合わせておりませんのでまた御回答いたします。

委員長（穴見まち子君） 休憩を。再開を10分後にお願いします。

（午後2時05分）

委員長（穴見まち子君） では、引き続き行いたいと思います。

（午後2時16分）

学校教育係長（原山慶士君） 休憩の前にお尋ねいただいた小中学校の区域外就学の今どれだけいるかということで、今日現在で申し上げますと男が1人、女が3人の計4人の子供さんが全て小学校です。中学校はいませんでした。令和6年度は男女1名ずつです。どちらも小学生です。

以上です。

保育総務係長（宇都宮健治君） 先ほど児玉議員の御質問で保育料の納入者についてお尋ねがあったかと思うのですが、私が80名ほどというふうにお答えしたかと思うのですが正確には30名程度でした。

以上、訂正いたします。失礼しました。

教育委員会事務局次長（中島こず恵君） 先ほど児玉議員からスクールバスの1号車ずつの契約についてということでお尋ねがあった件を御報告いたします。29人乗りを1台ずつ申し上げます。1号車が557万7千円、2号車が550万円、3号車が587万4千円、4号車が568万7千円、5号車が557万7千円、10人乗りの7号車が607万2千円、14人乗りの8号車が557万7千円、6号車が719万9千999円となっております。

続きまして、先ほど同じく児玉議員のほうから人権関係の補助金に対して動員をどのようにかかっているかというところでお尋ねがあった件です。阿蘇郡市の人権同和教育研究連絡協議会関係はまず阿蘇郡市の6市町村で。

副委員長（児玉智博君） 全体の延べ人数が何人と答えてもらえばいいです。

教育委員会事務局次長（中島こず恵君） 阿蘇郡市全体で535人になっております。

副委員長（児玉智博君） 何人延べ人数で動員されたかと。終わった後でもいいです。

教育委員会事務局次長（中島こず恵君） はい、分かりました。後ほどお答えいたします。

副委員長（児玉智博君） 雑入の中学校寄宿舎宿泊負担費ということで99万1千円ありますけれども、これは高校生も利用されているかと思いますが、高校生の利用料もこの中に一緒になっていきますか。

学校教育係長（原山慶士君） 中学校の寄宿舎の宿泊負担費ということですが、高校生が寄宿舎に入舎し始めたのが今年度7年度からになりまして7年度決算で出るかというふうに思います。

副委員長（児玉智博君） 中学校の寄宿舎負担金について、減免規定などはありますか。

学校教育係長（原山慶士君） 寄宿舎の管理規程を見ているのですけれども、減免規定は特にありません。

副委員長（児玉智博君） 単価は全員一緒ということですか。何人分の幾らになっていますか。

教育委員会事務局長（後藤栄二君） 生徒が17人と舎監からも徴収しております。その2人分の合計金額となっております。

副委員長（児玉智博君） 美術教室参加費ということで1千74円ではありますが、これはどういうものか説明をお願いします。

文化振興係長（山下弘子君） お答えいたします。

昨年、教室の参加費を徴収して行ったものがアートクラブ6回、ファミリー教室4回ございます。アートクラブは5名の参加がありまして6回分で2千円徴収しております。その中から毎回の保険代、おやつ代、また記録、写真代などを出しております。ファミリー教室4回分は21家族の各家族1千円なのですが、その集めたお金の中から講師の謝礼や毎回の材料費を払っております。その残ったお金が1千74円でそれを美術教室参加費として入れております。

以上です。

副委員長（児玉智博君） 普通は全額を歳入に入れて、保険代とかは歳出のほうに計上するものなのではないかと思うのですけれども、何で残った額を歳入にというようなやり方をするのですか。

文化振興係長（山下弘子君） 特別会計時代からですけれども最初は歳出を抑えるために集めたお金の中から精算して講師謝金などが歳出の中で大きな位置を占めていかにないように参加費の中で賄うように始めた事業だったからです。

副委員長（児玉智博君） それはちょっと理由にならないのではないですか。こういうやり方をしてしまうとお金の流れが不透明になります。非常にまずいのではないかと思いますけれども、教育長、事務局長、どうですか。いただいたお金は全額歳入に計上して、講師謝礼とかはちゃんと歳出のほうに計上していかないと。だって結局集めたお金に対する歳出が幾らなのかと。実際参加者から幾らお金を集めたのか全く分からないではないですか。もうポケットに入れようと思えば入れられますよ。やってないというのは分かります。だけど、そういうこともできてしまうのではないかなと思いますけれどもどうですか。

教育委員会事務局長（後藤栄二君） この件に関しては議員のおっしゃるとおり透明性というか、きちっと歳入、歳出、決算が分かるようにですね。令和8年度予算からになるかと思いますが、そういったところで改善したいと思っております。

1番（江藤理一郎君） 先ほど同僚議員が言われた中学校寄宿舎宿泊負担費の箇所なのですからけれども、寮の舎監さんの宿泊費も含まれていると聞きました。寮の舎監の方についても町民の方からの声が上がっているのが、「土日も区域外から来られているお子様の滞在するところがほしい」

というふうに幾つか聞いております。この中で寮の舎監の方を例えば土日に設置していただくとか、そのようなことは今後検討はされないのでしょうか。

教育委員会事務局長（後藤栄二君） 小国中学校の寮としては今の体制でいいかと思うのですが、未来留学関係で遠方から来られる方は土日泊まれたほうが利便性はもちろん高いに決まっているわけでごさいます。なかなかそこ辺りの舎監がですね。今1人県費で中学生で来ていただいている。それと女子寮のほうは町のほうで雇っているところでごさいます。ただ今の方をそれぞれ土日とするとももちろん労基法に引っかかってくるわけでありますので、交代で舎監室を住居とせず日替わりで替わるような仕組みにすれば3人とかそういう雇用に形態を変えながらしていけばいいかと思いますが、まず人を見つけることが一番大事かなと。人材がいればいかなとは考えております。

1番（江藤理一郎君） 一応、人も探したことはあるのですか、土日の対応について。もう一つが今は現状どのようにされているのか、把握できていればお願いします。

教育委員会事務局長（後藤栄二君） 土日の人材の探しについては、今のところまだ個別に当たっているというようなところはごさいません。もちろん会計年度任用職員になりますので公募というところから始まります。昨年の12月に募集しているのですけど2人出てきてはいたのです。その方辺りに今後相談ができるならしていきたいなとは考えております。それから今の現状としては、未来留学で来られている方が2人というところで、大分県の方は実際日田の方、それから福岡の方は春日なんですけれども、そちらはお父さんが南小国町に単身赴任でおられるというところもありますので、今の現状は土日は帰れるぐらいの距離です。そういったところで週末は過ごしているというところになります。

教育長（村上悦郎君） 寮の舎監ですね、今事務局長から大きな課題というところで今のままで土日というのは先ほどもありましたように。ですから会計年度さん、また町で独自でというところでないとなら土日のところの解決はできないというところは共通認識というところで。では、どういったふうに対応ができていくのかというところは今、御相談中というか前に進めているところではあります。

教育委員会事務局次長（中島こず恵君） すいません、先ほど児玉議員からの質問で人権関係の補助金についての内訳を申し上げたいと思います。阿蘇郡市の人権同和教育研究会なので学校関係が20名、行政関係が18名、保育園関係が12名、幼稚園関係が2名、各種団体から5名、合計の57名の割り振りが小国町はあっております。もう1件、小国郷人権教育研究協議会の講演会と総会がありましたが、そちらのほうは約140名の参加をいただいております。

以上です。

副委員長（児玉智博君） 20ページです。学童保育関係で聞きます。学童保育の利用料はどのようなかたちで決まるのでしょうか。何人これを利用されていますか。

子ども未来係長（松本鷹哉君） 学童保育の利用料についてです。一月の間に利用する日数で月額が決まっています、10日以内であれば2千円、11日以上使えば4千円、1日も使わなければかからないというかたちになっております。利用の人数については令和6年が35名となっております。

以上です。

副委員長（児玉智博君） 大体10日以下の利用日数の人と11日以上利用する人というのは、どちらのほうが多いですか。

子ども未来係長（松本鷹哉君） 10日以内の方のほう割合としては多いです。月によってまちまちではありますけど10人前後が10日使わない、6、7人ぐらいは全然使わない人だったり、まちまちなので一概には言えないですけど、おおよそそういうかたちになっております。

副委員長（児玉智博君） 利用時間は何時から何時までというふうに決まっていますでしょうか。

子ども未来係長（松本鷹哉君） 利用時間は平日については1時半から6時まで職員を雇っている状態で、そこで職員がいるので開けているのですが、実際学校が終わった放課後からがスタートになりますので場合によってはまちまちです。たまに12時下校とかそういうときはちょっと早めに開けているというかたちです。休日については、希望があれば開けるようなかたちにしておりまして、8時から6時まで開けております。

副委員長（児玉智博君） 休日も対応するということでしたけど、1人でも「この日、預かってください」というふうになったら対応されているのですか。それはすごいことだと思うのですが、人員の確保とかが大変ではないかなと思います。

子ども未来係長（松本鷹哉君） すみません、私、多分、間違えて言ってしまったと思うのですが、休日は開けていなくて土曜日を開けています。土曜日だけ開けています。申し訳ございません。訂正します。そうです。土曜日は1人でも希望があれば預かっています。

委員長（穴見まち子君） 40ページまで。42ページまでです。

最後に質疑漏れはないでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（穴見まち子君） 一般会計の歳入が終了いたしました。質疑漏れはありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（穴見まち子君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

副委員長（児玉智博君） 私は、認定第1号、令和6年度小国町一般会計歳入歳出決算認定についてに反対の立場から討論を行います。

令和6年度、これは暮らしにおいても、生業においても、出口の見えない物価高騰で危機的な

状況が続いていたわけであります。食品や光熱水費、生活必需品、燃料などあらゆるものの値段が上がっているのに、給料も年金も収入は上がっていないような状況でありました。熊本県ではJASMが進出した菊陽、大津町周辺では、人件費が急上昇しているという状況もありましたが、小国町では全くそういった影響もなかったのではないかと思います。県内、地域間格差がますます広がり始めた年度ではなかったかと思えます。そうした中で、この決算の状況を見てみますと例えば小国高校支援補助金などでは地域未来留学という取組が始まっていたわけでありますが、しかし実際100万円以上のお金が使われて行われた事業ではありましたが、令和7年度新入生については直接的にその事業が効果を発揮したということとは言えないのではないかと思います。九州管内の生徒しか来ていないわけでありますから、わざわざ東京まで出張してそういった取組に参加した結果というのは、まだまだ出てきてない状況ではないかと思えます。また部落解放同盟関係、人権同和関係の負担金が支出されておりますが、そうした研修会等々にただでさえ忙しい教職員や保育士そして職員が動員をされております。わざわざ町が補助金を出してそういった団体の活動を支えているところに、職員等々の働き方改革が叫ばれる中で休日などを返上してわざわざそういった催しに参加しなければならないというのも、私はそういったものはやめるべきだというふうに思います。また質疑の中で美術教室関係では不適切な会計処理がなされているということも新たに分かったわけであります。こういったものも担当者任せにしてしまわずに組織の中できちんとした事務が行われているかということとを不断にチェックし合い、支え合うということをやっていれば防げることではないかと思えます。職員個人の判断で予算執行というのはできないはずでありますから、係員から係長そして課長補佐そして課長その上は教育長であったり町長というふうに金額にもよるでしょうが、そうした決裁を経て支出されるはずであります。どこかで誰かが気づけばそういった不適切な会計処理というのは必ず防げるはずであります。今後この決算が認定されるかどうかはこれから最終17日の本会議でありますけれども、その決算が認定されましたら次年度の予算編成というふうに進んでいくと思えますので、より緊張感を持って臨んでいただきますよう祈念申し上げまして討論を終わります。

委員長（穴見まち子君） ほかに討論はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（穴見まち子君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

認定第1号、令和6年度小国町一般会計歳入歳出決算認定について、認定すべきとすることに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

委員長（穴見まち子君） 挙手多数であります。

よって、認定第1号は認定すべきとされました。

委員長（穴見まち子君） 次に、日程第2号、認定第3号、認定第4号については、一括して議題といたします。

執行部より説明があればお願いします。なお、9日の本会議で各所管に属する特別会計の決算についての説明は受けておりますので、それ以外で説明があればお願いします。併せて資料があれば配付をお願いします。

保育総務係長（宇都宮健治君） 先ほど児玉議員から御質問があった件で確認させていただきたいので退席をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長（穴見まち子君） よろしくをお願いします。

（宇都宮保育総務係長 退席）

福祉課長（宮崎智幸君） 福祉課のほうで三つの特別会計を所管しております。先般の本会議において概要を説明させていただいておりますので、本日は決算の額についてのみ報告させていただきます。

始めに、国民健康保険特別会計の決算です。

決算書の2ページ、3ページ、をお願いいたします。3ページ歳出総額は9億1千347万2千200円となります。対前年度比で1億6千628万1千551円、15.4%の減となっております。

2ページの歳入につきましては、総額は9億2千65万6千805円となります。対前年度比で1億6千547万5千478円、15.2%の減となります。

続きまして、介護保険特別会計でございます。

30ページ、31ページでございます。歳出の総額は10億1千543万1千717円となります。対前年度比で441万6千958円、0.4%の減となっております。

30ページの歳入については、総額は11億8千57万6千294円となります。対前年度比で1千117万1千456円、0.9%の減となっております。

続きまして、後期高齢者医療特別会計の決算です。

56ページ、57ページをお願いします。歳出総額は1億5千264万3千805円となります。対前年度比で1千882万4千236円、14.1%の増となっております。

56ページの歳入につきましては、総額が1億5千331万1千466円となりまして、対前年度比で1千899万7千183円、14.1%の増となります。

以上、福祉課所管の三つの特別会計決算でございます。御審議方よろしくお願いいたします。

委員長（穴見まち子君） これより認定第2号から認定第4号について質疑に入ります。なお特別会計は歳入歳出一括して質疑を行います。

副委員長（児玉智博君） この決算というのは国民健康保険運営協議会にも報告をされているかと思いますが、いつ協議会が開かれていますか。

福祉課長（宮崎智幸君） 小国町国民健康保険運営協議会は、令和7年5月26日に開催しております。そのときに実績の見込みというかたちの部分と保険料関係についての協議ということで5月の26日に開催しております。

以上です。

副委員長（児玉智博君） 運営協議会の委員には前の小国公立病院の病院事業管理者がそのときまでは前の人だったと思うのですけれども、多分もう今年は開かれないと思うけれどもまた来年の2月とかそのぐらいには開くのではないかと思います、交代するのですか。

福祉課長（宮崎智幸君） 片岡委員につきましては医師代表委員ということで選出させていただいております。ということで現在までに特段変更等の予定はございません。

以上です。

副委員長（児玉智博君） 分かりました。

今回の決算というのは、令和6年度の保険税額というのがちょうど前の年度よりも増税されたときの決算になると思います。実際、増税による影響としては歳入の部分で幾らぐらい増収になっているというふうに見られますか。

福祉課長（宮崎智幸君） 令和6年度は保険税の改定をさせていただいて緩和措置の終了、緩和措置を元に戻す部分ということで約600万円賦課金額を戻しております。それからそれにプラスして若干繰越金のほうを600万円投入させていただいております。そういったかたちで保険税率を算定しております。結果としまして少々お待ちください。

委員長（穴見まち子君） 休憩をとりたいと思います。

（午後2時54分）

（宇都宮保育総務係長 着席）

委員長（穴見まち子君） それでは、始めたいと思います。

（午後3時04分）

福祉課長（宮崎智幸君） 先ほどの国民健康保険税の歳入状況についてお答えします。令和5年度の収入済額が1億6千918万822円、令和6年度が1億7千89万8千788円ということで171万7千966円、率にしまして1%増えております。

以上です。

副委員長（児玉智博君） 小国町の国民健康保険の状況見てみますと被保険者数も大体5.6%前年度と比べて減少しています。世帯数も7%減っている。受診件数も8.7%減っていて1人当たりの受診件数3.4%。給付されている保険給付費それも減っていているわけです。そうした中で支える被保険者の数が減ればどうしても保険税率が足りない。県に納付するお金は何か用意しないといけないからというところで。そういうふうにしてきていた結果が保険税の引上げというふうになっているのだとは思いますが実際、国保運営協議会なんかでも保険税の引上

げについてはなかなか物価も上がっている中で大変ではないかと。だから赤字分を全額一般会計から繰入れろとは言わないけれども、それでもなるべく少しばかりでも1千万円必要なら500万円ぐらいは繰入れて、それを全て保険税の負担増に跳ね返らないようにしてほしいというような意見も出されたわけなのですが、今後の保険税率の見通しというのはどのようになっていますか。何も今ここで一般会計から繰入れてくださいとかいう話ではなくて、今後人口は減るから被保険者数、世帯数も減るでしょう。そうした中で来年度の算定なんかも始まっていくと思いますけど令和8年度以降どういった流れになるだろうというふうに見られておりますでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 算定方法とかについては課長がお答えになると思います。一昨日も水道の部分でお話が出たと思いますけれども、負担を上げたくないという思いは実際あるところですが、ただ法定外の繰入れの部分に対する法的な根拠は逆でないというところですので、どこのところで繰入れをするかといったところは非常に難しいなというふうに思います。それから令和9年度からだったですね県のほうに移行する。その時点でどのぐらい変わるのかというのはなかなか分からないところもありますので、少なくとも来年、再来年の分の算定をするときにはもちろん負担はぎりぎりのラインで、基金も積み上げたものをずっと取崩して。何年からですかね小国町は国民健康保険を上げなかった時代が10年以上あったわけですから、その部分でその当時その人数のときにもう少し上げていればこのような状況にはなかったのかもしれませんが、それはそのときの判断というところがありますので、そこはそのときの判断で私は受け止めさせていただきたいと思いますが、町といたしましてもこれからあと2年というところでありまして、ぎりぎりの線でしっかりと算定をしながら進めていかなければいけないなというふうに思います。繰入れに関しましては再度のお話になるかもしれませんが、なかなかその根拠が難しいなと正直考えているところです。

福祉課長（宮崎智幸君） 保険税率の算定についてお答えします。令和4年から令和4年、5年、6年と3年連続で改定させていただきました。この間、緩和措置というかたちでお金のほう投入させていただいたりして、なるべく保険税率を上げないような工夫もさせていただいたところがあります。令和7年度につきましては何とか改定を見送りたいというか、上げなくて済むようにということでもいろんなやりくり、歳入の確保等も行いながら正直基金のほうも繰入れをさせていただいて現在、国民健康保険の基金についてはもう残額がございません。そういったかたちで今年も改定を見送っております。今後につきましては今、町長も話されましたように令和9年には県下統一の保険税率が示される予定、それから令和12年には完全に統一というようなスケジュールで今進んでおります。しかしながら令和9年に県が示すであろう統一の保険税率というのがいまだ不透明な部分もございます。この部分については町のほうからも早く示していただかないと町の方向性であったり今後の改定がうまくいかないというような意見もさせていただいております。いずれにせよ統一される保険税率に向かって来年以降、少なからず改定が必要になってく

るかというふうに考えております。

以上です。

副委員長（児玉智博君） 余り上げ過ぎると今も払えない人はいると思うのですが払えなくなる人が出てくるのではないかと思います。そこで11ページに督促手数料ということで8万1千876円出ております。税務住民課でないと答えきれないかな。督促手数料ですので多分1件何百円ぐらいのものなのではないかなと思うのですが、それが8万1千円とかになるというふうになるとそれでもかなり「払ってください」という督促を行っているのではないかと思います。まず1点目は、この督促手数料というのは現年度分に対する督促だけなのか、それとも過年度分も含んでいるものなのか。督促状を出した件数が福祉課で分かるならお答えいただきたいのですが。

福祉課長（宮崎智幸君） すいません、督促の件数までは分かりませんが督促手数料、納期限過ぎた後に督促する場合は100円の督促料を足して出すというかたちになりますので、単純に100円で割った件数ということになります。

以上です。

委員長（穴見まち子君） 次に、介護保険特別会計歳入歳出決算についての質疑はございませんか。

副委員長（児玉智博君） 令和6年度の介護保険料の被保険者の人たちが利用している介護保険事業所というのは町内外合わせて大体何施設ぐらいあるでしょうか。

介護保険係長（矢羽田直美君） お答えします。

事業所は26の事業所があります。

以上です。

副委員長（児玉智博君） 26事業所のうち在宅サービスと入所系のサービスの事業所は内訳はどうなりますか。

介護保険係長（矢羽田直美君） お答えいたします。

南北合わせてのかたちになります。南小国町が施設が1か所、小国町のほうが施設が有料老人ホーム。

すいません、数えますので後でお答えします。

委員長（穴見まち子君） それでは、次に後期高齢者医療特別会計。

1番（江藤理一郎君） 49ページの一般介護予防事業費、介護予防健診委託料など委託先が、介護予防健診業務委託がくまもと健康支援研究所、介護予防後方支援業務委託もくまもと健康支援研究所、それから介護予防リーダー養成業務委託もくまもと健康支援研究所など次のページにも介護給付費等適正化事業委託料もくまもと健康支援研究所とありまして全部総合すると626万円ほど毎年委託されていると思います。こちらについて、いつから委託されているのか、また同じ委託先だと思いますが委託の理由というのもお答えいただけますか。

福祉課課長補佐（永江直美君） 委託契約先ということで、いつから委託しているかという、いつからというところまではきちんと把握できておりませんので、ここでお答えすることはできないのですけれども。委託の理由としましては今、委託先のくまもと健康支援研究所と出ましたけれども熊本県内だけでなく福岡とか鹿児島とか多くの自治体で介護予防の実績を積み上げている事業所です。小国町のような小規模町村では多職種の専門職を安定的に確保することが難しい状況もありまして現在、委託先の事業所は看護師、理学療法士、作業療法士、管理栄養士、歯科衛生士、健康運動指導士など多職種の専門職が安定的に継続的に確保できる状況にあります。あと介護予防事業とかであれば高齢者の方に継続的な参加による習慣形成とか仲間づくりなども必要になってくるのですけれども、地域の中にずっと根づいていっているところもありますので急な委託先の変更は混乱も招く可能性もあるかというところもありまして、一番は専門職が一番確保できるというところで、くまもと健康支援研究所のほうに委託させていただいております。

1 番（江藤理一郎君） 私はこの質問の趣旨としては恐らく10年以上このくまもと健康支援研究所さんに委託されているのではないかと思います。要は町外の事業者にとずっと委託し続けるよりも例えば町内でこういった事業ができるような業者を育てていけるようにしたほうがより町内でせつかく600万円という事業を委託しているので、受け入れるところがあれば町内にお金が落ちますし、そういったところも含めての質問をさせていただいています。では具体的に健康運動指導士、理学療法士、作業療法士など、その方がいないといけない内容というのはあるのですか。

福祉課課長補佐（永江直美君） 例えば介護予防健診につきましては介護にならないようにするためのフレイル健診というのをしているのですけれども、健診をするだけではなくて来ていただいた方に例えば栄養の面だったり運動の面だったり健康教室も併せて行ってございまして、健診に来ていただいたときに今後介護予防のきっかけづくりをするための健診として位置づけておりますので、やはり専門職の方に関わっていただいたほうがいいのではないかと考えております。

1 番（江藤理一郎君） 介護予防についてはフレイルというのが出てきましたけれども、それ以外にも専門職で健康運動指導士またあとは看護師、歯科衛生士という言葉も出ました。その辺り町内探せば資格を持っている方はいらっしゃるのではないかと思いますし、やっている内容についても正直言うと運動であったり絵を書いたりとか色塗りをしたりとか数字の答え合わせをしたりとか、頭を動かすそれから体を動かすようなものであったりすると思いますので、できれば今後も含めると町内の事業者でやれるような工面という人材を探していただく若しくは「小国町内では働き先がない」という声があつてなかなかUターンにつながらないケースもありますので、せつかく資格を持っている町民の出身の方が戻って来られるような事業所という働き先もできるきっかけにもなるかと思っておりますので、そういったところも含めて是非、今後検討していただきたいなと思っておりますがいかがでしょうか。

福祉課長（宮崎智幸君） 私が福祉課長になってこの部分につきましては議員が言われるように1社ということで、ほかに競争する相手がいないかというようなことも私も調べたりしました。そういった中でそれでもなかなかいないと。今議員が言われるようにそれを町内の事業所でできないかという部分についても考えてみましたところ、どうしても町のほうとしましても少ない職員の中で効果的にこの事業を行っていくとなると総合的にマネジメントができるような委託先がどうしても必要であるというふうに考えております。もちろん町内の業者でそれを育てようとするということになれば少しメニューを変えて専門職がいなくてもできるようなメニューに変えるということは介護予防のプログラム自体を少し見直したりとかそういうことも考える必要があります。それから介護予防健診それから元気クラブであるとか後方支援とかリーダー養成も含めて、ほとんど同じ高齢者の関係する部分です。業務の内容的にもですね。そういうところでそこ辺りも含めてマネジメントできるような委託先である必要があるというふうには考えております。1社ということでマンネリ化であったりそういうことは当然防いでいかなければいけないというふうに思っていますし、町内のほうでお金が落とせるものであればそこはしっかりまた検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

介護保険係長（矢羽田直美君） 先ほどの児玉議員の事業所の数なのですけれども、有料老人ホームも含めて施設が8事業所、在宅サービスは居宅介護支援事業所も含めて22です。最初の質問で事業所が南北で幾つありますかという質問で30事業所です。すいません、訂正させていただきます。

以上です。

委員長（穴見まち子君） 次に、後期高齢者医療特別歳入歳出決算についての質疑はないでしょうか。

副委員長（児玉智博君） 被保険者の自己負担割合が1割の方、2割の方、3割の方、それぞれ何名ずつか教えてください。

福祉課長（宮崎智幸君） 1割負担の方が1千377人、2割負担の方が152人、3割負担の方が73名、合計で1千602名です。

以上です。

委員長（穴見まち子君） ほかに質疑はないでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（穴見まち子君） 最後にそれぞれの特別会計において、質疑漏れはありませんか。

副委員長（児玉智博君） 最後に国保のところで聞き忘れていたのですけれども。調定された保険税のうち所得割と均等割、平等割がそれぞれ幾らずつになるか分かりますか。

福祉課長（宮崎智幸君） 少々時間をください。

副委員長（児玉智博君） いやもう大丈夫です。終わってからでも。

福祉課長（宮崎智幸君） 今言われた質問については基本的な賦課割合が決まっていますので、その率を後ほど。

副委員長（児玉智博君） それと法定減免とかがあるので、それも加味した上で。

福祉課長（宮崎智幸君） はい、後ほどお答えさせていただきます。

委員長（穴見まち子君） 先ほどの宇都宮さんのほうはどうでしょうか。

保育総務係長（宇都宮健治君） 先ほどの児玉議員の御質問で保育料の無償の人数を確認しましたところ全部で24名の方がいらっしゃいました。内訳としまして住民税の非課税世帯が12名、あと熊本県の多子世帯子育て支援事業というのがありまして18歳未満の子供さんから数えて第三子以降の子供さんが在園している場合はその方も無償の対象となりますので、その方が12名、合わせて24名という数字になっております。

委員長（穴見まち子君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、認定第2号、令和6年度小国町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、討論ございませんか。

副委員長（児玉智博君） 私は、認定第2号、令和6年度小国町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてに反対の立場から討論を行います。

令和6年度の保険税に関しましては、まず2万円課税限度額の引上げが行われております。加えて保険税率の改定は2年連続行われておりまして、令和6年度だけで見ても例えば世帯所得300万円の40代夫婦と就学児2人の4人家族に当てはめて考えますと6万2千500円の増税でありました。その前の令和5年度の増税分と合わせますと令和4年度と比較して年間8万5千800円の負担増となったということになります。物価が上がる中で所得が全く変わらない場合であって年間8万5千800円負担が増えるというのは大変なことだと思いますので、この決算についても反対であります。

委員長（穴見まち子君） 続いて、認定第3号、令和6年度小国町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、討論はございませんか。

副委員長（児玉智博君） 私は、認定第3号、令和6年度小国町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてに反対の立場から討論に参加いたします。

この令和6年度の状況を見ますと、これは制度的な問題ではありますが介護老人保健施設等の一部に対して多床室料月額8千円相当の有料負担ということが導入された年度でありました。そうした制度の改悪も行われた内容でありますので本決算にも反対をいたします。

委員長（穴見まち子君） 続いて、認定第4号、令和6年度小国町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、討論はございませんか。

副委員長（児玉智博君） 私は、認定第4号、令和6年度小国町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてに反対をいたします。

令和6年度からは後期高齢者医療保険について引上げの改定がなされております。例えば1万6千200円の保険料だった方については1万7千400円と1千200円引上げというふうになっておりまして、特にこの後期高齢者医療保険というのは年金から天引きされる保険料であります。その年金給付費について物価高騰により年金は実質受け取る額というのは目減りをしているような状況であるにもかかわらず、そうした保険料の引上げが行われた年度でありますので本決算に反対であります。

終わります。

委員長（穴見まち子君） ほかに討論はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（穴見まち子君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。なお、採決においては、執行部は最後にお立ちいただきたいと思えます。

認定第2号、令和6年度小国町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定すべきことに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

委員長（穴見まち子君） 挙手多数であります。

よって、認定第2号は認定すべきとされました。

認定第3号、令和6年度小国町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定すべきことに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

委員長（穴見まち子君） 挙手多数であります。

よって、認定第3号は認定すべきとされました。

認定第4号、令和6年度小国町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定すべきことに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

委員長（穴見まち子君） 挙手多数であります。

よって、認定第4号は認定すべきとされました。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

お諮りいたします。

文教厚生常任委員会に付託されました決算認定は、全部終了いたしました。

よって、本日の令和7年第2回文教厚生常任委員会を閉会いたしたいと思っておりますが、これに御

異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長(穴見まち子君) 異議なしと認めます。

以上で、令和7年第2回文教厚生常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

(午後3時38分)

令和7年

第2回産業常任委員会会議録

小 国 町 議 会

小 国 町 議 会 令 和 7 年 第 2 回 産 業 常 任 委 員 会 会 議 記 録	
日 時	令 和 7 年 9 月 12 日 午 前 10 時 00 分 開 会 午 後 3 時 45 分 閉 会
場 所	お ぐ に 町 民 セ ン タ ー 3 階 議 場
出 席 委 員 及 び 議 長	高 村 祝 次 松 本 明 雄 杉 本 い よ 児 玉 智 博 熊 谷 和 昭 久 野 達 也 熊 谷 博 行
事 務 局 職 員	長 広 行 宇 都 宮 愛 子
説 明 員	別 紙 座 席 表 の と お り
会 議 に 付 し た 事 件	認 定 第 1 号 令 和 6 年 度 小 国 町 一 般 会 計 歳 入 歳 出 決 算 認 定 に つ い て 認 定 第 5 号 令 和 6 年 度 小 国 町 水 道 事 業 会 計 利 益 の 処 分 及 び 決 算 の 認 定 に つ い て 認 定 第 6 号 令 和 6 年 度 小 国 町 簡 易 水 道 事 業 会 計 利 益 の 処 分 及 び 決 算 の 認 定 に つ い て 認 定 第 7 号 令 和 6 年 度 小 国 町 下 水 道 事 業 会 計 利 益 の 処 分 及 び 決 算 の 認 定 に つ い て
会 議 の 経 過 概 要	令 和 6 年 度 の 小 国 町 一 般 会 計、小 国 町 水 道 事 業 会 計、小 国 町 簡 易 水 道 事 業 会 計、小 国 町 下 水 道 事 業 会 計 の 各 決 算 に つ い て、各 所 管 課 と 審 議 を 行 っ た。

会 議 の 経 過 を 記 載 し て、そ の 相 違 い な い こ と を 証 す る た め に こ こ に 署 名 す る。
産 業 常 任 委 員 長

令和7年第2回産業常任委員会座席表

令和7年9月12日(金) 午前10時00分
おぐに町民センター3階 議場

宇都宮
議会事務局次長
(宇都宮愛子)

坂田 林政係長 (坂田 尚昭)	波多野 農業委員会係長 (波多野 裕)	空席	空席	空席	空席
-----------------------	---------------------------	----	----	----	----

北里 農政係長 (北里 宏葵)	笹原 産業課課長補佐兼柴 三郎プロジェクト係長 (笹原 正大)	新家 商工観光係長 (新家 龍太郎)	空席	高野 農林土木係長 (高野 尚哉)	秋吉 上下水道係長 (秋吉 佑亮)
-----------------------	--	--------------------------	----	-------------------------	-------------------------

長谷部 産業課課長補佐 (長谷部 公博)	穴井 産業課長 (穴井 徹)	渡邊 町長 (渡邊 誠次)		谷口 建設課課長 (谷口 正浩)	秋吉 建設課課長補佐 兼公共建設係長 (秋吉 康成)
----------------------------	----------------------	------------------	--	------------------------	-------------------------------------

委員
杉本 いよ

委員
久野 達也

委員 児玉 智博	議長 熊谷 博行	委員長 高村 祝次	副委員長 松本 明雄	委員 熊谷 和昭
-------------	-------------	--------------	---------------	-------------

長議会事務局長
(長 広行)

議事の経過 (r. 7. 9. 12)

委員長（高村祝次君） おはようございます。

令和7年第2回産業常任委員会を只今から行います。朝夕は、めっきり涼しくなりましたがけれども阿蘇のほうでは稲刈りが始まって今年は仮渡金が3万3千240円というような報道がなされておりましたけれども、小国は下がりますけれども3万円は超すのではなかろうかと思っております。阿蘇農協は非常に思い切った価格設定だったなと感謝しているところでございます。全国的にもトップの単価ではないかなというふうに思っております。是非、今後も耕作放棄地がないように産業課も一生懸命努力していってほしいと思います。また、そう言ってもなかなか後継者がいないというような状況ですので、後継者が残るような農業政策もやってほしいと思います。よろしく申し上げます。

それでは、開会に先立ちまして渡邊町長より御挨拶をお願いいたします。

町長（渡邊誠次君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

本日は令和7年第2回産業常任委員会ということで、御多用の中にも関わりませずお集まりをいただきまして誠にありがとうございます。本日の産業常任委員会の担当所管といたしましては、産業課と建設課でございます。令和6年度の決算につきましての御審議をどうぞよろしく願いいたします。お世話になります。

委員長（高村祝次君） どうもありがとうございました。

本日は議長にも出席をいただいております。ただいま出席委員は6名です。定足数に達していますので、ただいまから産業常任委員会を開会いたします。

（午前10時00分）

委員長（高村祝次君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付してあるとおりであります。

本日は、9月9日の本会議で本委員会に付託されました、認定第1号 令和6年度小国町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第5号 令和6年度小国町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、認定第6号 令和6年度小国町簡易水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、認定第7号 令和6年度小国町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてとなっております。

本日は、本委員会所管の各課長、課長補佐及び担当係長の出席をお願いしております。

それでは、本常任委員会に付託されました認定第1号、令和6年度小国町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

認定第1号について説明を求めたいと思いますが、各所管に属する決算についての総括説明があればお願いいたします。併せて、資料等があれば配付をお願いいたします。なお、説明は着座においてお願いいたします。

産業課長（穴井 徹君） おはようございます。

それでは、産業課所管の令和6年度決算概要を説明させていただきます。

始めに歳出から説明いたします。

一般会計歳入歳出決算書2ページ、歳出総括表をお願いいたします。款の5農林水産業費のうち2億7千404万7千442円、対前年比7千392万444円の減です。続いて、款の6商工費のうち2億5千266万5千335円、対前年比3億2千129万5千535円の減です。前年度支出額と対比し大幅な減となったのは、繰越事業の小国町森林組合選別機導入事業と北里柴三郎記念館シアターホール建築工事が竣工したことが主な理由です。

それでは主なものを説明いたします。

91ページ下段をお願いいたします。款の5農林水産業費、項の1農業費、目の1農業委員会費。農業委員及び農地利用最適化推進委員の活動に関する費用です。

続いて95ページ中段をお願いいたします。目の3農業振興費。各種団体への補助金や負担金となっております。

同じく95ページ下段、目の5中山間地域等直接支払推進事業費。中山間地域等直接支払交付金事業補助金です。

続いて97ページ中段、目の6畜産業費。畜産業に関する事業補助金です。

同じく97ページ下段、目の7担い手育成推進事業費。農業担い手の支援給付金等です。

続いて101ページ上段。目の13多面的機能支払費、多面的機能支払交付金です。

同じく101ページ中段。目の15物価高騰経済対策費。飼料価格高騰対策支援事業交付金です。

同じく101ページ下段。項の2林業費、目の1林業総務費、有害鳥獣駆除補助金ほか事業補助金です。

続いて103ページ中段。目の2林業振興費。主伐促進支援事業補助金ほか事業補助金です。

続いて105ページ中段、項の3水産業費、目の1水産業振興費。小国漁業協同組合への補助金です。

同じく105ページ下段、款の6商工費、項の1商工費、目の2商工振興費。商工業に関する事業補助金です。

続いて107ページ、目の3観光費、鍋ヶ滝の管理運営費、小国町観光協会への補助金です。

続いて109ページ下段、目の5北里柴三郎博士顕彰費。北里柴三郎記念館のコマーシャル、周知用フラッグ等の作成費用です。

続いて111ページ中段、目の6物価高騰経済対策費。経済対策商品券の事業給付金です。範囲は令和5年度からの繰越し分と令和6年度配付分の一部となっております。

以上が、歳出に係る概要です。別途、産業課資料（1）に委託料、補助金、負担金に係る詳細

を記載し配付しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

引き続き歳入を説明いたします。

決算書1ページ、歳入総括表にお戻りください。款の2地方譲与税から款の20諸収入までのうち農林部門1億5千694万8千859円、対前年比3千11万7千648円の減です。観光部門6千405万2千212円、対前年比1億3千969万5千918円の減です。

主なものを説明いたします。

15ページ中段をお願いいたします。款の2地方譲与税、項の3森林環境譲与税、目の1森林環境譲与税です。

続いて21ページ上段、款の13使用料及び手数料、項の1使用料、目の4商工使用料、節の1公園使用料です。

続いて29ページ下段、款の15県支出金、項2県補助金、目の4農林水産業費県補助金、節の1農業費補助金。

続いて31ページ、節の2林業費補助金。

続いて33ページ下段、款の16財産収入、項の1財産運用収入、目の2その他財産運用収入です。

続いて35ページ下段、款の17寄附金、項の1寄附金、目の3農林水産業費寄附金などです。

以上、簡単ですが、産業課所管の一般会計歳入歳出決算の概要について説明を終わります。御審議方よろしくをお願いいたします。

建設課長（谷口正浩君） 建設課所管について御説明させていただきます。

まず総則でございます。

当課の所管となります歳入総額につきましては、6億7千145万8千円。小国町歳入総額の8.4%を占めておりまして対前年度比66.6%となります。歳出の総額につきましては、12億5千765万9千円。小国町歳出総額の18.3%、対前年度比74.6%というふうになります。歳出の主なものとしましては、社会資本整備総合交付金による道路維持、道路新設改良の推進、災害復興復旧事業の進捗によるものでございます。

続きまして歳出でございます。歳出におきましては多岐にわたりますので建設課資料（2）令和6年度決算資料において令和6年度に実施しました委託、工事、補助金、負担金をまとめておりますので、御審議の際に御参照いただけたらと思います。

次に、歳入の主なものを説明させていただきます。

17ページをお開きください。下段、農業費分担金でございます。こちらは各種工事に係る受益者分担金でございます。建設課所管は農地災害復旧費分担金16万8千円及び農業用施設災害復旧費分担金5万5千100円になります。

21ページをお開きください。上段、公営住宅使用料につきましては、令和6年度末におきま

して268戸の入居者にかかる使用料になります。

次に23ページ下段、公共土木施設災害復旧費国庫負担金としまして、3億1千707万1千円がございませう。国庫負担率は高い補助率で98.8%、85.1%です。

25ページ、中段になります社会資本整備総合交付金としまして、2億2千680万5千円がございませう。こちらは道路維持・改良、鍋ヶ滝公園、住宅解体・撤去に係る62.7%、57%、50%、45%、33.3%の交付金でございませう。

27ページを御覧ください。上段の災害査定設計委託費等補助金（公共土木施設）としまして、517万4千円がございませう。令和6年災の査定設計に係る補助金でございまして補助率は50%です。

31ページ中段になります。災害復旧費県補助金の農林水産業施設災害復旧費補助金5千546万1千184円です。

39ページの雑入の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金としまして、892万5千円のうち700万円が関田団地の補助金となつてございませう。補助率は50%です。

以上、簡単でございませうが、建設課に係る歳入歳出決算の概要説明を終わらせていただきます。御審議方よろしく御願ひいたします。

委員長（高村祝次君） これより認定第1号について質疑に入ります。

歳出からページを追っていきます。

91ページから御願ひいたします。91ページからありませんか。

4番（児玉智博君） 農業委員会の年度中の開催数。それから、どれぐらいの農地が動きましたか。

農業委員会係長（波多野 裕君） 回答させていただきます。

農業委員会の年間の開催日数につきましては、年間12回となっております。その中で農地の権利移動があつた面積につきましては、貸借につきましては82ヘクタール、売買については8.2ヘクタール、転用につきましては1.5ヘクタールが権利移動されております。

以上です。

4番（児玉智博君） 8.2ヘクタールが売買ということでしたが売つた後、別の人が耕作している部分が多いですか、それとも宅地とかになつた分が多いですか。転用は1.5ヘクタールということでしたけれども。

農業委員会係長（波多野 裕君） 回答させていただきます。

この8.2ヘクタールにつきましては、農地として使うための売買になりますので耕作者が全て設定されているような耕作するための売買移転になります。

以上です。

4番（児玉智博君） 担い手の人が大体8.2ヘクタールのうち、どれぐらい集積みたいなかたちになっているのか。

農業委員会係長（波多野 裕君） この8.2ヘクタールにつきましては担い手が大半を占めておりまして、基本的には非農家の方は農地自体は購入ができません。又は新規で始める方とか農業をする方が対象になっておりますので、ほぼそういった方に所有権移転されているようなかたちになります。

以上です。

4番（児玉智博君） 今回の8.2ヘクタールでは大体何人の担い手の方に対しての8.2ヘクタールになりますか。

農業委員会係長（波多野 裕君） この人数に対しましては重複するところがありますけれども、申請件数につきましては20件となりますので延べ人数で20人の方が農地を購入した、譲り受けたというかたちになっております。

以上です。

4番（児玉智博君） 延べではなくて同じAさんならAさんのようなかたちで、ちょっと答弁できませんか。

農業委員会係長（波多野 裕君） 後ほど調べて回答させていただきます。

以上です。

委員長（高村祝次君） 94ページまで。ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（高村祝次君） ないようでしたら、96ページまで。96ページ、中山間地域等直接支払推進事業費。

副委員長（松本明雄君） 96ページで負担金のところにありますけど今、農業高校に在籍している方の人数がわかりますか。

農政係長（北里宏葵君） お答えいたします。

阿蘇中央高等学校農業自営者育成協議会負担金としまして1万3千884円ほど負担金を出しているところですが、令和6年度の在校生としまして1年生が1名、2年生が1名、3年生が0名ということで計2名分というかたちになっております。

以上です。

副委員長（松本明雄君） 前はほかの高校も出していたと思うのですが、出していないということとは菊農とか熊農とかはいらっしゃらないということですか。

農政係長（北里宏葵君） お答えいたします。

以前、県立菊池農業高校に対しても小国出身の在校生がいる場合には負担金が発生していましたが、確認したところ令和5年度、令和6年度、令和7年度において0人というふう聞いております。

以上です。

4番（児玉智博君） 小国町有害鳥獣防除柵設置事業補助金ということで申請者が33人いたということですが、面積とその面積の大字ごとの数字は分かりますか。

農政係長（北里宏葵君） お答えいたします。

令和6年度の実績値としまして申請件数が33件、面積におきましては14万9千678平米、約14ヘクタールになります。内訳としましては、田んぼが10万6千465平米、畑が2万7千412平米、ほだ場が4千平米、原野が1万1千801平米になります。そのうち大字ごとに件数は分けているところなのですが面積のほうは分けておりませんので件数のほうで述べさせていただきたいと思います。宮原地区が3件、上田地区が3件、北里地区が4件、下城地区が3件、黒淵地区が3件となります。

以上です。

委員長（高村祝次君） ほかにございませんか。

4番（児玉智博君） その下に熊本県野菜振興協会会費というのがありますが、この振興協会というのがどういうものなのか御説明願います。

農政係長（北里宏葵君） 熊本県野菜振興協会会費なのですが、県内の野菜関係機関の連絡協定を図り、野菜の生産及び流通に関する事業を集約的に実施し、野菜振興に寄与することを目的とした協会となります。

以上です。

4番（児玉智博君） こことJAとかとの関係。あと市町村は全部参加しているのですか。

農政係長（北里宏葵君） 県内の関係市町村は全部入っているかたちとなります。金額のほうは各市町村ごとの農家件数で割り出したかたちで負担金が決まっているような状況となっております。

以上です。

4番（児玉智博君） 関係する市町村というのは45市町村全部だと思うのです。熊本市も農家はいるし。市町村以外にはどういうところが加入していますか。

農政係長（北里宏葵君） 市町村がどれぐらい加入しているのかという部分は今ちょっと手元に資料がないのですが、市町村以外でいきますと熊本県そしてJAのほうが入っているかたちとなります。

以上です。

4番（児玉智博君） ということは農家とか農業法人とかは加入してないというかたちになるのですか。これはいつからある組織とか分かりますか。

農政係長（北里宏葵君） いつから開始されたかがちょっと手元に資料ありませんので、後でお答えさせていただきたいと思います。あと先ほど有害鳥獣の申請件数なのですが私のほうの間違って令和7年度の件数を述べさせていただきましたので令和6年度の実績の各地区の件数を述べさせていただきたいと思います。宮原地区が6件、上田地区が5件、北里地区が3件、西里

地区が4件、下城地区が9件、黒淵地区が6件の合わせて33件となります。訂正させていただきます。

以上です。

4番（児玉智博君） この野菜振興協会ですけれども県とか市町村そして農協が入っていて8万円という額としても大きいと思うのです。そういうところに町が振興協会に出て、どういう意味があるのかなというような気がしております。実際この振興協会でどのような活動がなされていて、小国町はそれにどのように関わっているのかを教えてください。

農政係長（北里宏葵君） すみません、詳細のほうは後で先ほどの質問と併せて回答させていただきますと思います。

以上です。

委員長（高村祝次君） ないようでしたら98ページ。98ページまでございませんか。

家畜改良事業補助金がありますけれども判別精液の件数はどのくらい出ていますか。

農政係長（北里宏葵君） お答えいたします。

家畜改良事業補助金のジャージー判別件数としましては6件になります。

以上です。

委員長（高村祝次君） ほかにございませんか。

4番（児玉智博君） 共進会開催事業補助金に関連して伺います。小国町内の畜産農家戸数というのは大体どれぐらいで推移していて、それから取引されている価格は大体今どうなっていますか。

農政係長（北里宏葵君） 小国町内における令和6年度の畜産農家の数及び頭数についてお答えいたします。令和6年畜産関係農家の数としましては36軒、頭数としましては1万8千199頭になります。内訳が、酪農12軒、1千59頭、肥育4軒、73頭、繁殖19軒、367頭、養豚1軒、1万6千700頭となっております。畜産軒数の増減としましては、令和5年が41軒に対しまして令和6年が36軒となりますので5軒ほど減少しているような状況となっております。金額のほうに関しましては、すみません手元に資料がございませんので、後からお答えさせていただきますと思います。

産業課課長補佐（長谷部公博君） 金額のお話でございましたけれどもJA阿蘇小国郷の販売実績のほうを見ますと市場での取引につきましては、令和6年度は平均単価としては54万4千251円。ちなみに令和5年度の単価でいきますと47万4千671円というふうになっております。今の家畜市場については繁殖牛の話です。枝肉のほうは令和6年度が55万6千839円。令和5年度前年度になりますと82万5千344円という平均単価が出ております。

以上です。

委員長（高村祝次君） ほかにございませんか。

8番（熊谷和昭君） 畜産ヘルパー事業補助金というのがありますけれども多分、旅行とか行かれ

るときに入るのだと思うのですけれども、農家の方に若い方が小国町にどのぐらいいるかは分からないのですけれど、もし奥さんが妊娠して休むというときに、この前議会で役場職員の場合は産休明けのというかたちになりますけれども、農業しかり商業しかり他業種の産休とか長期の離脱のときに国から「こういうふうにしてください」とか、町として役場の職員が取って農業の人たちは代わりがないからやってくれというわけにはいかないと思うのです。その辺難しいとは思いますが何か対策とか考えておられますか。

農政係長（北里宏葵君） まず始めに畜産ヘルパーの実績のほうをちょっと説明させていただきたいと思います。先ほど議員がおっしゃられましたとおり急な病気や冠婚葬祭等でできないときにヘルパーを利用するかたちとなっております。ヘルパーのほうは農協職員のほうが行くようなかたちとなっております。人員にしまして延べ37名、日数にしまして33日の分として件数が出ております。

以上です。

8番（熊谷和昭君） 多分、今の質問難しかったと思います。ただ皆さん税負担はしていますので。公務員は代わりがいるから、こういう職種は代わりがいるから簡単に産休も取れるというかたちで、農家とか商業の方たちは代わりがないから自分たちで探してくれというのでなかなか難しいと思いますので、その辺の対策は若者を小国町に残そうと思うのであれば小国町独自の考え方とかそういうのを持って、若者がちょっとでも使用できるようなかたちをとっていかないとすたれてくるのは目に見えていると私は思いますので難しい問題だと思います。ただ少しでも解決策を考えていただきたいと思います。

委員長（高村祝次君） ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（高村祝次君） ないようでしたら、100ページまで。

4番（児玉智博君） 98ページになるのですけれども新規就農者育成総合対策経営開始資金というのを3名の方に出していて、新規就農者育成総合対策経営発展支援事業補助金というのが1名の方に出ております。この3名の方あと1名の方、どういう農業経営を始められた方でしょうか。

農政係長（北里宏葵君） お答えいたします。

まず始めに新規就農者育成総合対策経営開始資金、3名の方が申請されています450万円の補助金に関しまして2件がハウレンソウ農家さん、1件がキュウリのほうをやっております。もう一つ新規就農者育成総合対策経営発展支援事業補助金のほうは申請者が1名で、経営のほうは牛の繁殖ということで畜産農家さんになっております。

以上です。

4番（児玉智博君） では、この方々はいずれも親元就農ということでしょうか。

農政係長（北里宏葵君） まず始めに3名の方におきましては親元就農ではなく新規就農に当たり

ます。後で話しました1件畜産農家さんに関しましては、同じく新規就農なのですがけれども親元から離れたかたちでの新規就農というかたちになっております。

以上です。

4番（児玉智博君） ホウレンソウ、キュウリの方については先ほどの農業委員会の8.2ヘクタールの中にも含まれているのでしょうか。

農政係長（北里宏葵君） その中には一応含まれておりません。

以上です。

委員長（高村祝次君） 100ページまで、ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（高村祝次君） ないようでしたら102ページまで。林業総務費まで。

4番（児玉智博君） 飼料価格高騰対策緊急支援事業交付金について2千94万5千円が支出されております。これは何件の方に交付されておりますか。

農政係長（北里宏葵君） 飼料価格高騰対策緊急支援事業交付金の申請は、畜産農家が32戸というかたちになっております。

以上です。

4番（児玉智博君） 畜産農家が32戸ということは先ほど聞いた件数は36軒だったかと思いますが、4軒の方はなぜ申請なさっていないのかということと、先ほど御答弁いただいた牛の取引の価格ですと子牛は令和5年が47万円から54万円ということで若干値段は上がっているかなというふうに思うのですが、枝肉が82万円だったのが55万円というふうに答弁されたかと思えます。大分安くなっているのかなあというふうに厳しいなというような印象を受けました。実際、飼料価格というものについて令和5年と令和6年を比較できるような資料はありますか。

農政係長（北里宏葵君） 本飼料価格高騰対策緊急支援事業交付金を行うにあたって令和6年度におきまして事業実施時点での飼料が高騰前と比べてどれくらい上がったのかというものを調べました。倍率としましては1.4倍ほど高騰しているような状況が見受けられましたので、それをもとに補助の価格というものを算出しております。

以上です。

4番（児玉智博君） 令和6年度時点といつの時点かを比べて1.4倍なのかということと、飼料価格が1.4倍増えましたと。32件に対して2千94万5千円交付しているわけですけど、その1.4倍の全てを補える金額なのか。それとも1.4倍分の半額とか、どれくらい補う規模での交付になっているのでしょうか。

農政係長（北里宏葵君） まず中身の補助の割合に関しまして、牛が年間に必要とする給餌量と高騰前後の飼料価格から算出した年間費用を用いて増加分を割り出して、そのうちの高騰分の30%に当たるような補助額というような設定をさせていただいております。飼料の高騰前後にお

きましては、この申請自体が令和7年1月1日において町内に住所を有する畜産農家が対象となっておりますので、その時点だと1年前にも同じく飼料高騰対策の支援を行っておりますので、その時点と比べての比較対象となっております。

以上です。

委員長（高村祝次君） 102ページまでございませんか。

4番（児玉智博君） それでは林業総務費のほうで鳥獣捕獲施設通信費ということで15万9千720円出ておりますけれども、効果はどんなものか教えてください。

林政係長（坂田尚昭君） お答えいたします。

通信費のほうにつきまして現在ICTの箱わな、囲いわなについての通信費をお支払いしている状態です。利用の実績というかたちで今数字のほうとしては出ておりませんが、利用されている方の声、聞き取りの部分でいきますと「見回りという部分が大分楽になった」という声はいただいております。実際どれほど頭数が増えたかという数値の部分には出しておりませんので分からないところになっております。

以上です。

委員長（高村祝次君） 104ページまで。林業振興費。

4番（児玉智博君） この有害鳥獣関連の助成金、補助金が出ておりますけれども、捕獲頭数自体は令和6年度は前年と比較したらどうなっているのでしょうか。

林政係長（坂田尚昭君） お答えいたします。

まず頭数のほう合計で述べさせていただきたいと思います。令和6年度の駆除と猟含めての捕獲実績ですが、イノシシが643頭、シカが1千70頭となっております。令和5年度がイノシシが578頭、シカが966頭となっておりますので、どちらの捕獲数も増加傾向にあるというふうに見てとれます。

以上です。

4番（児玉智博君） 生活していて実感として、いよいよ住宅のすぐ前まで田んぼが荒らされるような状況になっているのかなと思います。実際シカの捕獲頭数が多いですけどシカの被害というのがより顕著にあらわれてきているかと思っています。捕獲される場所は大体その山の中で取られる量が多いのか、それとも家の近所に仕掛けたわなでかかるようになっているのか。どうでしょうか。

林政係長（坂田尚昭君） お答えいたします。

捕獲頭数、わなと銃の両方で出しておりますが、基本的に銃のほうは住宅近くということはまずないので山の中で捕られているかたちになると思います。わなに関しても設置する場所は動物が出てくる通り道等にかけますので住宅のそば、出てきた先というよりもその通り道になりますので出てくるとき、戻ってくるときの場所にかけますので住宅地のそばよりも山の中というよう

なかたちになると思います。

以上です。

4番（児玉智博君） 今、私が聞いたところでは総数で643頭、1千70頭というふうに言われましたので、それがわなにかかっている状態を撃って捕ったものなのか、わなで捕ったものなのかちょっと分からないので、それをちょっと教えてください。

林政係長（坂田尚昭君） わなと銃の頭数のほうは数字が出ているのですが年度合計まで出しておりませんので、そこを集計させていただいて後で答弁させていただきたいと思います。

以上です。

4番（児玉智博君） まだまだ山の中の通り道でわなにかかる場合が多いということでは言われましたけど、確かに小国町の場合は家の裏が山のような状況でちょっと入って行くと、わながここに仕掛けられていますというのを最近結構見かけるようになったのです。奥山の家があるところから何十メートルか先に行けば周りには山ですから。今、小国町内で被害がない農地はないような状況になってきていると思うのです。確かに捕獲数は増えていても生息数がそれ以上に増えていけば被害は拡大していく。それが今の状況なのではないかと思うのですが、やはり委員長が冒頭に言ったように米の値段というのは上がっていて、それ自体は農家にとってみれば朗報なのかもしれないですが、ところがそれよりもイノシシは荒らす、シカも入ってくる。今から先はカメムシの被害なんていう話も出てきていますけれども、それだったら3万円超えたからと言ってそういう動物との闘いというふうになると持続できないような状況になるのではないかというふうに思うのですが、もっと捕れるような方法とかいうので、もう見回りの必要のないように入ったら通知が来る取組なんかをしているというのは分かるのですけれども、もっと町として何とかこの被害自体を少なくするような検討というのは何かされてないですか。

町長（渡邊誠次君） 児玉議員がおっしゃるとおりでございます。被害が増えているというところ、それから都会のほうにも被害が増えているというような状況をこの前お出かけ知事室が土曜日ありました。そのときも知事が自らおっしゃってございました。前は当然ですけど山間部に被害が集中していたけれども平野部でもちょっと今出てきたということで前、首長が集まったときにいつも鳥獣被害の話が出ているという話を私のほうからもさせていただきましたけれども、その状況よりも悪くなってきております。アライグマの話も前は北部のほうでしたけれども、いろんな各地で被害が出ているというような状況でございますので、町単独では到底もう見渡す限り山で大分県のほうにも広がっておりますし境は基本的には動物にはありませんので、その部分では連携をしていく方法しかない。もう一つですが防除よりも私も駆除のほうを徹底的にやらないといけないというふうに思っておりますが、ただ私は駆除するすべを持っておりませんのでその部分では考えさせられることはありますけれども、やはり命を奪うということも間違いないことではございますので、その部分ではなかなか難しい要素もあるのかなと。やっぱり親は捕っても子供は

捕らないとか、そういったことも考えられる方たちの中にはいらっしゃるというふうに思いますので、その部分ではなかなか表現方法難しいですけれども、もちろん町として県として国にも先日議員の皆様方と要望に行ったところもありましたので、その部分ではなんらか方法を見つけていかないといけないというのは町のほうもしっかり考えさせていただきたいと思います。

以上です。

4番（児玉智博君） この問題では最後に。要するに繁殖期に捕ったらどうなのだろうかということとを以前提案しましたが、その後何か検討とかされていれば教えてください。

産業課課長補佐（長谷部公博君） 以前の委員会等でも児玉議員より受胎期といいますかそういう繁殖期の雌ジカを捕獲するのに優先的といいますか補助金の額を上げてでもというようなお話もいただきました。県内全国的にもそうなのですけれども補助金を各自治体等交付しているかと思えますが、繁殖期に限って雌ジカの捕獲に対して補助金の額を上げているとかという実績は今のところないようです。しかしながら、ちょっと調べてみますと森林総研の過去の様々な調査の研究発表の中では、雌ジカの捕獲というのが個体群を減らすのには雄ジカを捕るよりも効果的であろうと考えられるというような発表も出ておりますので、具体的に小国町ではどうかというのはまだ実践をしておりますが、今後その辺の必要性も検討しながら方法等も含めて考えるべきときが来るかなというふうに考えております。

以上です。

委員長（高村祝次君） 104ページまで、ありませんか。

副委員長（松本明雄君） 今回の町長の話と一緒になんですけど、やっぱり駆除をどうかしないといけないと思っています。今、狩猟免許を取るとき補助金を出していますが、猟友会が何人いて銃が何丁ぐらいあるのか。今、九州以外のところはクマが出ますので、すごく銃が売れているそうです。銃の値段も上がっていますが今後、銃を買う方に補助金を出すとか、そういう方法もあると思うのですがどうお考えでしょうか。

林政係長（坂田尚昭君） まず猟友会の人数のほうをお答えさせていただきます。猟友会は今現在51名の方が所属しております。内訳としては、わなで46、銃で20、当然1人の方が二つ持っていますのでここは延べ人数になります。

銃の補助に関してですが、クマの出ているところと小国町のほうでは銃の需要の量が違いますので、今のところそういった検討している段階ではないということでお答えさせていただきます。

以上です。

委員長（高村祝次君） ここで暫時休憩いたします。11時10分から再開します。

（午前11時00分）

委員長（高村祝次君） それでは、休憩時に引き続き会議を開きます。

（午前11時10分）

委員長（高村祝次君） 104ページまでございませんか。

農業委員会係長（波多野 裕君） 休憩前に児玉議員から質問があった所有権移転の農業者の受け手の人数につきましては、令和6年度は18名となっております。

回答は以上になります。

林政係長（坂田尚昭君） 休憩前に御質問のありました銃とわなの内訳について回答させていただきます。まず猟に関しては、銃とわなの区別をしておりませんので駆除に関しての頭数をお答えさせていただきます。駆除に関しては、イノシシが合計で327頭、シカが790頭捕れております。そのうち銃で捕獲したイノシシが33頭、シカが145頭、わなで捕獲したイノシシが294頭、わなで捕獲したシカが645頭というふうになっております。

以上です。

農政係長（北里宏葵君） 休憩前に児玉議員より御質問のありました野菜振興協会についてお答えいたします。野菜振興協会は昭和46年に創設されておりまして関係市町村を会員に創設されたかたちとなりますので、その頃からずっと入っているようなかたちとなります。主な活動内容としましては、情報の周知活動を協会のほうが各市町村に行ったり、各産地の地区支部がございましてそういったところの実施の展示圃場の試験とかを行っております。ちなみに阿蘇地区になりますとダイコンの施肥改善及び夏秋トマトの高温対策、ホウレンソウの病気対策などの試験的事業のほうを行っているような状況です。

以上です。

委員長（高村祝次君） ほかにございませんか。

議長（熊谷博行君） 104ページ、一番下のほうの二等無人航空機操縦講習負担金の65万円。免許取得の分だと思います。ドローンはいつ買うのですか。

林政係長（坂田尚昭君） お答えいたします。

まず免許取得ですが3名の職員が免許を取得しております。現在1台練習用の小型のドローンを購入しております、3名の職員が小型のドローンで今練習をしているような状況です。令和7年度予算に計上しているドローンの購入費についてですが、操縦を実際にする3名と運用が想定される産業課、建設課の担当の職員と話をしまして機種を選定したところまで来ておりますので、議会終わりぐらいから購入の手続に入っていこうというふうに考えております。

以上です。

議長（熊谷博行君） 今、購入しているなら皆んなの前で披露していただきたいと思いますが。1台では壊れますよ。

産業課課長補佐（長谷部公博君） 今1台買いましたのは令和6年度に3名取りあえず資格は取得しました。1等と2等という国家資格がありますけれども2等のほうを取りました。その際令和7年度にドローンを予算上げさせていただきましたけれども、それまでに資格取った後に何もし

ないではまた運転とか技術の向上とかそういうところが落ちる可能性があったので、取りあえず令和6年度に中古の小型のドローンを買いました。それで有資格者3名と日々の業務の中で例えば産業課でしたら中山間の現地確認、牧野とか野焼きの状況とかそういったかたちで使わせていただきました。お披露目につきましては今年度の予算で購入したものについて改めてお披露目をさせていただきたいと思います。

以上です。

4番（児玉智博君） 駆除の頭数でイノシシが327、シカが790。そのうち銃が33と145ということではなりました。駆除に限ったことではないのですが全体でいえば643頭と1千70頭ということでしたけど、それが食肉になっているものとか、その後どのように死骸が処理されているかというような追跡は行われていますか。

林政係長（坂田尚昭君） お答えいたします。

基本的に処理については埋設ということで町のほうも許可を出しておりますので、基本的には埋められているのが多いのかなと思います。食肉に回っている分がどれだけあるのかというところの調査のほうは行っておりませんので、捕獲したうちどれだけが市場に流れて食肉として活用されているのかについてはちょっとお答えができない状況になっております。

以上です。

4番（児玉智博君） つまり「駆除してください」ということで町が依頼するわけですね。ただ「駆除してください」と町は依頼するけれどもあとは猟師の方の責任で「自分で埋める場所を探して埋めてくださいね」というようなスタンスということですか。

林政係長（坂田尚昭君） 基本的には捕獲した後の処理については、捕獲に従事されている方の責任で行っていただいているところです。

以上です。

4番（児玉智博君） やっぱりちょっと土をかぶせるぐらいでは駄目だと思うのです。いろいろ感染症とかの問題等も出てくると。それは手掘りでというのもなかなか難しいかなというふうに思います。だからたくさん駆除してもらおうと思うなら、その後の死体の処理なんかの心配がないような状況も作るべきではないかなと思うのですが。鳥取なんかでは本格的にはやられてないみたいな検討段階だと思うのですが、大きな排水なんかで使われるようなパイプを縦に埋めて、そこに死体を投げ入れていって腐らせるというようなことを県としてされているそうなのです。町も町有地で余り住宅に近かったら問題はあるかと思いますが、人も寄り付かないような町有林とかありますから、そういうところでちょっと検討してみたらどうですか。「そこに持って行ってから入れてもらえばいいです」というふうになればいいのではないかと思います。

町長（渡邊誠次君） その処理の仕方についても加工して食肉にしたり松本議員が前から言われていた乾燥させてペットフードにしたり、いろいろ方法はあると思うのです。なかなかコストバラ

ンスに見合うようなものが出来上がってないといったのが実情です。古くはといいますか武雄市さんと小国町ずっとお付き合いがあっただけでも武雄市さんでもいち早くジビエの料理に着目していましたが、なかなか難しいというような状況もありますので、どこかの成功事例がまだ実は見つからない状況でもあります。例えば近くの安心院のアフリカンサファリにそのまま冷凍で持って行くとか買っていただくとか、いろいろ方法はあると思うのですがなかなか今の状況では難しいと思いますし、死体処理に関しても一長一短あると思います。何かいい方法が議員の皆様方からも先ほど児玉議員から土管を埋めてというのもありました。何かいい情報がありましたら教えていただければ検討はもちろんしていきますので、何らかいい方法は見つけていきたいなというふうに思っております。

以上です。

副委員長（松本明雄君） ありがとうございます。産業課に解体と処理の仕方をちょっと聞きたいのですが、個人的に万成のほうでやっている方がいらっしゃると思います。その辺と産業課は話をすることがあるとか、そういうことはないのでしょうか。

林政係長（坂田尚昭君） お答えいたします。

解体をされている方は駆除会の副会長もされておりますので、町のほうとは非常によく話をする機会は設けさせていただいております。実際、受入れの状況ですとかそういった部分でのお話は聞かせてもらっていますので、町としても解体処理のところともうまく連携していければなというふうには考えております。

以上です。

委員長（高村祝次君） 私からいいですか。一番下に小国材利用普及促進事業補助金590万円。私は何回も言いますが、これはそろそろ補助金を出すのを考えてもらったほうがいいのではないかというようなことを再三言いました。今年までは補助金として予算を組んであったのだと思いますけど、来年頃からこの補助金はやめて今度一般質問で言いますが、林業は大概シカの被害に遭いますので育林のほうにお金をつぎ込まないと小国の山が裸山になってしまう。私も昨年シカでやられる、刈払い機で切ってしまう、二様にやられるから2町ぐらいのところを6千本ぐらい補植したわけです。そして杭が75円ぐらいかかる、結局倍くらい。そして、大分県のほうはシャカインの苗を植えたら1本が200円ぐらいかかるけど、植えた人に対して逆にまた100円ぐらい補助金がある。苗代は苗屋さんに200円払うけど植えた人に100円ぐらい補助金があるというような制度になっております。そういうふうに補助金を切替えていかないと山が小国じゅう、伐採が多くなって裸山になって、そしてその後シカでやられる、刈払い機で刈ってしまうなら、ぽつんぽつんしか立たないような山になっていくというような状況になってくる。これは産業課長も十分分かっているし森林組合の組合長も十分分かっている。今ポット苗だから苗が小さいのです。前は40センチぐらいあったからよかった。今は20センチか2

5センチぐらい。藪の中に植えたらどこに植えたか分からない。だから杭を立てる。私は去年75センチの杭を買いました。65円ぐらいで。今年は90センチのを立てたら、さすがに切らない。やっぱりそういうところにお金がかかるから、しっかり予算の按分も考えてやってもらいたいというふうに思います。

産業課長（穴井 徹君） スギの品種についてはシャカインとポット苗ということで今、全国的に優良な苗木であるということで推奨されているのでシャカインのほうは継続していくと思います。ポット苗についても少しずつは品種改良していいものができていくかと思っております。鹿ネットの問題についてまた後日いろいろお話しさせていただくということもありますし、当初の小国材利用促進についてですが今年度の実績はまだ半期しか過ぎておりませんので分かりませんが、実質的に小国町の製材所で構造材を生産する工場が一つ減りましたので物理的にこれだけの量が今年度も担保できるかという問題はあります。ですから事業自体を廃止するかは今後ちょっと検討させていただくということになると思いますが、事業費は実績としては必ず下がってくると思います。

以上です。

委員長（高村祝次君） それと、くまもと間伐材安定供給対策事業補助金は県と町が出しているお金ですけども、その下のほうに返還金が18万9千円あります。去年までは200何十万円だったと思います。これも去年から本人が直接間伐するのにもお金を払うようになったから、この返還金の数字が減ってきたのではないかなと。そこ辺りはどうですか。違いますか。そういうような状況で減ってきたと。

林政係長（坂田尚昭君） お答えいたします。

返還金についてですが、こちらのほうはこの利活用推進事業を活用したところが5年間その後全伐ができないのですけれども、転用に伴う伐採がありましたのでそれに伴う返還ですので昨年度実施した事業等で返還が起きたのではなく、伐採が発生したために返還が発生したというようなかたちになっております。

以上です。

4番（児玉智博君） 主伐促進支援事業補助金ということで、これは町100%の事業ということで625万円出ておりますが、これは何か所、何ヘクタールの下草刈りで行われているのかということと、これは町100%になっていますけどその後の交付税措置とかは全くない町独自の事業ですか。

林政係長（坂田尚昭君） お答えいたします。

この主伐促進事業の下草刈りですが、箇所は非常に広大ですので面積のほうでお答えさせていただきますが、昨年度の実績は91.61ヘクタールというふうなかたちで下草刈りのほうを実施しております。財源については、町単独で交付税措置等は確か入っていない単独の財源になっ

ていたと思います。

産業課課長補佐（長谷部公博君） 主伐促進支援事業の財源ですけれども事業費の625万円の分の600万円が地方債のほうを借り上げております。残り25万円については林業費寄附金等の財源を活用して充当しております。

以上です。

4番（児玉智博君） 場所が非常に広大ということでしたけど、森林組合は何人の人に出しているのかというのと、この補助率とかはどうなりますか。例えば100万円かかりますと、それに対する補助は50万円なのか、30万円なのか。

林政係長（坂田尚昭君） 実際どれだけの人数の方が従事したかというのは今の手持ちのほうで資料がございませんのでお答えができません。森林組合の現業の作業員と更に一人親方組合でいらっしゃる方ですので、そういった方を含めてですと20人ぐらいになるのかなとは思いますが、そちらのほうは確認させていただきたいと思います。それと補助率については今、手元に資料がありませんので再造林等も含めてどれぐらいの負担割合になるのかというものを計算したものがありませんので、そちらは後ほどお答えさせていただきたいと思います。

4番（児玉智博君） 普通、山主の人ほとんど組合員でしょうけど、その人が自分の山を手入れするのにお金を出すと思うのです。森林組合に依頼すれば森林組合、一人親方の人に依頼すれば一人親方の人。結局お金を出すのは山主の人だから「取り組んでこの補助金を受け取った山主さんは何人いますか」というふうに聞いているのですけど。仕組みとしてはそうならないのですか。あとこの下草刈りについては、主伐をして苗を植えて補助金を利用しようと思えば何年間下草刈りに申請できますか。

林政係長（坂田尚昭君） まず下草刈りの回数についてお答えいたします。基本的に年1回で主伐促進ともう1個再造林支援事業等があるのですけれども、その二つ合わせて10回の下草刈りのほうが実施できるようになっております。最終的に所有者の方にお金が行くというところなのですが、件数等はちょっと今手元に資料がございませんのでお答えができない状態です。

以上です。

産業課課長補佐（長谷部公博君） 主伐促進事業の単価、補助率についてお答えさせていただきます。まずこの主伐促進支援事業というのは再造林前の地ごしらえの経費とあと先ほど議員もおっしゃった下刈りの経費のほうを支援しております。再造林と下刈につきましては別に国庫補助事業の対象となっております、そこについては町は通らずに直接森林組合が申請主体となって補助金の交付を受けて、それを所有者のほうに配付しております。そこで考えられます町の単価ですけれども実行経費というのがあります、この実行経費が下刈りだとヘクタール13万4千円程度です。それに国費が68%程度乗ってきますので、その国費分を差し引いた額に対して約半分程度になりますけれどもヘクタール2万5千円を下刈りのほうは交付させていただいております。

す。ですので単価を2万5千円ということで決めて、それに基づいて交付させていただいております。

以上です。

4番（児玉智博君） 大体10年ぐらいすれば日当たり等々平均的な山であればその後は下草は伸びないようになるのですか。

林政係長（坂田尚昭君） あくまで一般的などころでのお話になりますが、草丈の大体1.5倍以上また草丈60から80センチぐらいまで伸びるまで下草刈りを行うようなかたちになっておりますので、大体それが10年ぐらいかかるというところで10年というところで設定をしております。もちろん生育する場所と日当たりとかそういった関係でなかなか育ちにくいところもあると思いますが、あくまで一般的などころでは10年ぐらいというところが目安になっておりますので、その年数を設定しているというところになっております。

以上です。

4番（児玉智博君） 町道沿線の草刈りなんかにも関わってくる場所なのではけれども、今の時期だとツタが歩道側に出てきて歩行者とか自転車で通学している人たちは大変だろうなというような状況なんかが見受けられます。ちょうど石尾トンネルの宮原側は一昨日ぐらいから切り始められたので、もしかしたらこういう事業も使われているのかもしれないですけども今から先、山の下草刈りとか荒れるときにはある程度出すようにしていかないと、どんどんどんどん町道とか道の周りが荒れていってしまうのではないかなというふうに思いますが、そういった対応は今の補助制度で十分だとお考えになられますか。

産業課長（穴井 徹君） 植林後の下草刈りについて国のほうもいろいろな財政状況等もありまして以前は植えて6年間は国庫補助の対象になっておりました。しかし昨年、補助要綱の改正がありまして6年のうち基本的に3回、伸びが悪いところだけは資料等を提出して協議後にあと1回ないし2回は補助対象になるようになりました。そういった状況を考えて町のほうは以前は国庫補助対象外7年から10年を補助対象としておりましたが、6年未満でも国のほうの採択が下りずに下刈りができないようなところは町のほうでカバーしようということで要綱を変えて町のほうも6年以下でも下刈りができるように対応したところです。

以上です。

委員長（高村祝次君） 主伐促進支援事業補助金と下のほうにある再生林支援事業補助金の中で地づくりするのはどっちに入るのか。主伐した後の地づくり。

産業課課長補佐（長谷部公博君） 主伐後の再生林前の地ごしらえについては、主伐促進支援事業のほうで対象にしております。

委員長（高村祝次君） それは大体1ヘクタール。

産業課課長補佐（長谷部公博君） 20万円です。20万円を補助の単価として交付しております。

委員長（高村祝次君）　　そういうのは林家は分からないわけですが、幾ら出ているか。林家のほうにはお金は全くこないから。経費がかかったのを森林組合がチェックして出すから、2万円かかったか、かからなかったは分からないし。自分でやった場合は出ているか出ていないかも分からないし。それが分かるような「この辺までは1ヘクタール当たり幾ら」、「地づくりで出た苗代が幾らですよ」と。全く出てこないから手出しもないかわり、丸くどこかで収めていると。

産業課長（穴井 徹君）　　その点について私も再三思っておりましたので森林組合のほうと「町から補助等で補足とか補充した分は、分かるように明細のほうで書いてください」ということで再三お願いしております。ですけど明らかに「町補助」と書く分と下のほうに注意書きで「町のほうから」とかいう書き方がちょっと紛らわしくなっているので、そこは整理してはっきり町からの分と分かるようにしていただくようにまたお話をします。

委員長（高村祝次君）　　主伐の運賃補助もこの中に入っていると思うが。再造林。それらも幾らくのか全然分からないというか、森林組合から出てこないから分からない。余ったらお金が入るのかなど。恐らく林家はほとんど内容というのは分からないのではないかと。森林組合が計算してバランスよく補助金の今2万円とかいうのが前1万5千円のところもある2万5千円かかったところもあると。それは一概にどれだけというのは林家は分からない。

委員長（高村祝次君）　　104ページまで。ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（高村祝次君）　　では106ページ、商工振興費までいきます。106ページ。

4番（児玉智博君）　　商工総務費に時間外勤務手当ということで284万7千円あります。その上の職員給を見てみると4人分ということですので、この時間外勤務手当も4人分かと思うのですが、ほかの同じ産業課の中でもほかの係と比べて非常に高いですが、なぜそういう時間外勤務が多くなるのでしょうか。

商工観光係長（新家龍太郎君）　　こちらの総務費に関しましては、時間外の部分についての御質問というところでもよろしかったでしょうか。どうしてもイベント等が土日多く開催されますので、そちらのイベントに職員が出動するということからが一番要因かと考えられます。

以上です。

産業課長（穴井 徹君）　　新家係長からの答弁にプラスして令和6年度は新千円札の発行の年になっております。ですから特別イベント等も増えておりますので、その分で商工観光部門の職員が全部ここから給与と時間外を支払いするようになっておりますので、そういったのが要因になっていると思います。

以上です。

委員長（高村祝次君）　　106ページの林業費の中で林道田ノ尻線舗装工事が上がっておりますけれども、これは予算も本年度上がっていたと思いますけど関係者によると「今年はやめた」とか

いう話でした。実際どうなっていますか。

農林土木係長（高野尚哉君） 4月から農林土木係長を拝命しました高野と申します。よろしくお願いいいたします。

林道田ノ尻線の舗装工事ですけれども、こちらは令和5年度から実施しております工事になりまして、令和5年度につきましては令和6年度に繰越しをさせていただきました。工事を2か年に分けておりまして令和6年度に工事を令和7年度のほうに繰越しをさせていただきました、つい先日工事のほうが竣工したのになります。

以上です。

委員長（高村祝次君） やるのはやると。

農林土木係長（高野尚哉君） 工事は全て今年度中に竣工しましたので一応工事はこれで完了というところで考えております。

以上です。

委員長（高村祝次君） ほかにございませんか、106ページまで。

4番（児玉智博君） 商工振興事業補助金ということで商工業の振興推進活動に対する補助金ということですが、その活動はどういった活動がなされたのかを御説明ください。

商工観光係長（新家龍太郎君） はい、お答えいたします。

こちら小国町商工会に対しての補助金となっておりますが、こちらの実績報告にのっとり御説明をさせていただきます。基本的な活動といたしましては、商工会の中に所属しております部会がございまして。それぞれの部会の活動費また商工会自身で行うセミナーですとか又、職員に対する時間外とか臨時職員の部分ですとか町に直結して該当するような部分に対して活用をされているというふうになっております。

以上です。

4番（児玉智博君） 町100%というふうになっていますが、財源としては町債とかそういうのは充てられていますか。

商工観光係長（新家龍太郎君） こちらについては一般財源とさせていただいております。

以上です。

委員長（高村祝次君） 106ページまでありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（高村祝次君） ないようですので108ページ。

4番（児玉智博君） 鍋ヶ滝関係で鍋ヶ滝公園監視業務委託料と鍋ヶ滝公園料金徴収等委託料、コールセンター業務委託料ということで出てきておりますけれども、鍋ヶ滝の収入と支出では令和6年度は大体どれぐらい収支の差額がありますか。

商工観光係長（新家龍太郎君） 収支の差額につきましては、およそ2千600万円となっております。

ます。

以上です。

4番（児玉智博君） それとその下、小国町観光パンフレット作成業務委託料ということで出てきておりますが、「小国町の新しいパンフレットの作成」とだけ委託の内容が書かれております。パンフレットは何種類作られているのでしょうか。それと株式会社ポノというのでちょっと耳なれないところではありますが、ここに委託するに至った経緯。何社ぐらい見積りをとってここが落としとしたのか教えてください。

商工観光係長（新家龍太郎君） 一つずつお答えいたします。まず今回のこのパンフレット作成業務委託に関しましては、作成したパンフレットは1種類になります。ただ作成に当たってプラスアルファで印刷費のほうもこちらの業務委託には含まれております。株式会社ポノ様に関しましては、もともと小国町の地域おこし協力隊として来ていただいた方でして現在小国に在住されている方にはなります。デザイン業といたしまして小国には3社ほどいらっしゃいますが、観光協会のほうでもパンフレット作成の際にはほかの事業所を活用されたりという点がありましたので、今回株式会社ポノ様には随契をお願いをさせていただいているところです。

以上です。

4番（児玉智博君） 新しいパンフレットの作成というのでどういったパンフレットなのかを後で現物でも見せてもらえばいいかなと思うのですけれども。観光パンフレットというのがこれまでも町が作っているものもあるのだろうし、ASOおぐに観光協会、北阿蘇観光会議、いろんな団体が作っているものもあると思うのです。町も今後またこのポノさんが作ったパンフレットがちょっと古くなれば繰り返しお金出して作っていくのですか。

町長（渡邊誠次君） パンフレットに関しましては多分ずっと昔からあります。結構デジタルになってきておりますので、その役割が十分限定されてきたのかなというふうに思いますけれども、やっぱりパンフレットはイベントをする際でもそうですし、町にお客様が来られる際それから様々な場面で競争しなければいけない部分が観光地としてもあります。それから情報を分かりやすく皆様の目に届ける。今皆さんタブレット見られていますけど多分書類のほうを見られておりますけれども、やっぱりデジタルって選ばないといけないのです。だけどパンフレットになりますと選ばずに見た目というのもありますので、様々に印刷物たくさんあると思いますけれども熊本県でも単位的には小国町全体でも構いませんが集約してトータルしてこのパンフレットができればいいんでしょうけれども、なかなかそれぞれ各団体思いがたくさんありますし、それぞれ訴えかける部分が違うところもありますので、もちろんデジタルとアナログ両方ありますけれども若干は今後も残っていくというか、この部分では致し方ない経費の部分になるのかなというふうに私は思っております。

以上です。

4 番（児玉智博君） それとこれとはまたちょっと違う話なのですが、そのパンフレット自体も競争というお話が出てきたので確かに目立って手にとりたくなるようなパンフレットというのを作るのも大事かと思うのですが。競争が大事なパンフレットを作るのに委託先を決めるのが競争をしてないというのもなんかと思うのですが。随意契約にした理由というのは何なのか教えてください。

商工観光係長（新家龍太郎君） こちらのパンフレットに関しまして随契にさせていただいた理由の一つの要因をお答えさせていただきますが、一つはデジタルパンフレットとして今回作成するのか、紙媒体での作成とするのかということに重きを置いております。デジタルに強いデザイナーさんという方とパンフレットとしてデザインをすることにすぐれたデザイナーさん、ここを比べたときに株式会社ポノ様のほうに受託をしたほうがよろしいという提案をいただいたりもしましたので、今回そちらで随契を結ばせていただいております。

4 番（児玉智博君） これはデジタルなのか、紙媒体なのか。

商工観光係長（新家龍太郎君） 今回作成したパンフレットは主に紙媒体として作成をしております。ただこちらをPDF化しまして町のホームページにも上げられるようにデータ化したものも納品していただいております。ホームページを作成するときホームページをデザインするのがネット型のデザイナーになるのです。そういうかたちのパンフレットを作成していくのか。紙媒体でデザインしたものをPDFとしてそのままホームページにアップするのかによってデザインの内容が変わってまいりますので、その部分を今回はちょっと考えて選定したというかたちになります。

4 番（児玉智博君） 「それだったらポノさんがいいですよ」という提案というかあっせんというかされたのはどなたがされたのですか。

商工観光係長（新家龍太郎君） すみません、そこは語弊を生む言葉になってしまったので改めさせていただきますが、町の地域おこし協力隊として今年の8月まで任用させていただいた方が御自身でもデザインをされている方として、地域の中でどこに力がある、こういったところに魅力があるというようなかたちを協議させていただいた中で、今回こういうパンフレットを作るのであればというところでの選定に至っています。ですので、誰かが言ってきたとかいう話ではなく各事業所の情報というものを取得させていただいた中でこちらで選定したというようなかたちになります。

4 番（児玉智博君） 町長に伺いたいのですが例えば町の課長までして60歳で定年退職されたら。その人が別にこういうパンフレットとかではなくてもいいですよ。例えば建設課長をしていたから独立してから個人事業主でも何でもいいんだけど設計会社を作りましたと。町が道路改良工事なんかをしますと、設計をお願いするのに随意契約で元課長に委託したというのはそれはどう思われますか。

町長（渡邊誠次君） 課長であれば執行側になりますのでその方が2年間は町と契約するのは駄目ではないでしょうか。執行機関ではなければ別に問題はないとは思いますが、執行でなおかつ建設下にいた課長が建設の委託だったりそういうのは駄目だと思います。

4番（児玉智博君） そうですね。その執行側というのは別に幹部職員というか管理職以外の一般職職員は全てに当たると思うのですが、そうであれば例えば会計年度任用職員とかもやっぱりそれはやめておいたほうがいいのではないかなと思うのですが。

町長（渡邊誠次君） 今、執行側と言ったのは執行ではなくて管理職側の話を私はさせていただいたつもりでした。申し訳ありません。

4番（児玉智博君） であるから、ただ見た感じが管理職が駄目なことなのに非管理職員の一般職員であったり、あるいは任期付き会計年度任用職員とかもやっぱりよくないのではないかなと思いますけれども、町長としてはそこはどう思いますか。

町長（渡邊誠次君） 望ましいか望ましくないかではなくて、先ほど私がお話をした分ではやってはいけないという行為だと思います。ただ管理職に限られないのであれば望ましいか望ましくないかという判断ではありましようが、パンフレットに関しましては私もそうですけれども様々に小国町の方の中でパンフレットを作られる方がたくさんおられると思いますけれども、その方たちの中でどこがいいかなという意見を聞いたりするのはそれに携わっている方もいらっしゃると思いますし、様々私が議員の皆様聞くのと同じことだと思いますので、その部分としてはいいのではないかなというふうに思います。一意見としてはですね。

委員長（高村祝次君） ここで暫時休憩いたします。午後の部は1時から再開いたします。

（午前11時58分）

委員長（高村祝次君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時00分）

委員長（高村祝次君） 110ページまで。112ページまでいきましょう。北里柴三郎博士顕彰費。112ページまで。

林政係長（坂田尚昭君） 児玉議員から質問のあった主伐促進事業の下刈りの件数をお答えいたします。申請件数が136件となっております。

以上です。

委員長（高村祝次君） 112ページまでですけれども午前中、質問漏れはありませんか。112ページまでいきます。土木総務費。

8番（熊谷和昭君） 経済対策商品券事業給付金で大きな数字が出ていますけれども、これ純然たる小国町の企業とチェーン店、こっちだったらスーパー等がありますけど、どのくらいの利用率になっていますか。

商工観光係長（新家龍太郎君） 利用率が純然たる小国町の事業所さんとチェーン店さんの比較

を数字化してはいないのですけれども、利用額としてはどうしてもチェーン店さん要はスーパーさんのほうが金額的に大きい状態にはなっています。

8番（熊谷和昭君） コロナのときの補助金を見たときに確か8対2ぐらいだったと思うのです。多分今度もそのぐらいかなと考えていいですか。

商工観光係長（新家龍太郎君） おおよそ金額的にもそれぐらいの比較にはなっております。以上です。

委員長（高村祝次君） 112ページまでございませんか。

4番（児玉智博君） 北里柴三郎博士顕彰費に関連して令和6年度の記念館の来場者数それから入場料収入がどうなっているのでしょうか。

産業課課長補佐（笹原正大君） 記念館の入館者数それから売上げということですが、入館者数につきましては新紙幣が発行されたということもありまして令和6年度から大幅に増えて7万7千99人です。売上げにつきましては入館料の売上げが4千393万3千359円。それから売店の収入が2千393万6千800円ということで記念館自体の売上げの合計は6千787万159円となっております。

以上です。

4番（児玉智博君） これは入館料収入が335円とか円単位まで出てくるのは手数料を差し引いているかなんかでそうなるのですか。

産業課課長補佐（笹原正大君） 入館料自体は端数がありませんので、この売上げ自体は毎月指定管理で木魂館のほうから上がってくる売上げの合計を積算して出しているものなのですが、手数料とかがあって例えば団体の割引とかもありますのでそういった部分で端数が出ているのか、その辺りはすみません確認がとれておりませんのでそこは確認させていただきたいと思います。

4番（児玉智博君） 大体収入が6千700万円あるということですが、いろいろ電気とか各手数料とかそういった営業経費は令和6年度はどれぐらいですか。

産業課課長補佐（笹原正大君） 記念館だけのということによろしいですか。

4番（児玉智博君） はい、そうです。

産業課課長補佐（笹原正大君） すみません。記念館だけというところでは把握しておりませんが、学びやの里全体では経費的などところは把握はしているのですけれども、記念館だけというところでは把握しておりません。

4番（児玉智博君） そしたら、学びやの里全体でのトータルでの収入と支出はどういう感じになりますか。

産業課課長補佐（笹原正大君） 学びやの里の管理運営費、町のほうが負担している部分でしたら管理運営費は建物災害保険料それから浄化槽法定検査料それから消防設備点検委託料それから消火栓自家発電機リース料それから修繕ということで1千万円ほど経費がかかっております。当然

その中の建物災害保険料とかそういった部分は記念館の経費にも入ってくる部分かなというふう
に思います。

4 番（児玉智博君） 1 千万円ぐらい町からの支出があるということですよ。ただその 1 千万円
に対する町への収入というのはないのですか。

産業課課長補佐（笹原正大君） はい、収入はありません。

4 番（児玉智博君） 今言われたこの 1 千万円という中に P R C M とかフラッグ等作成とか、こう
いったものも含まれていますか。

産業課課長補佐（笹原正大君） そちらは入っておりません。先ほど申しあげましたのは経常経費
といいますか維持管理費のところになります。

委員長（高村祝次君） 1 1 2 ページまでありませんか。

副委員長（松本明雄君） P R C M のところですか。金額はいいのですが佐賀と鹿児島が抜けてい
ますけど、それは系列の読売系のテレビ局がないから抜けているのですか。

産業課課長補佐（笹原正大君） 放送する場所につきまして、佐賀県につきましては福岡県のほう
に放映すると佐賀県のほうは福岡県のほうの放送が流れますのでカバーできているかなというふ
うに思っております。鹿児島県のほうに関しましては、以前北里柴三郎博士の T K U さんのドラマ
を放映した際に視聴者の方が比較的多いところからしているのですけれども、鹿児島県はその
視聴者数が少なかったというところから外しているというところがあります。ただ CM のほうが鹿
児島県が入っていないというところがありまして、その代わりに鹿児島県をカバーするという意
味合いもあるのですけれども広告料の中でシネアドと言って映画館で CM を流す広告があるの
ですけれども、そちらを鹿児島県のほうで流しております。それがシネアドというところの部分が
映画館の収容人数というのが上位三つまでは福岡県なのですけれども 4 番目に来ているのが鹿
児島県の映画館というところがありまして、そこでしたら大分広告のほうも効果が期待できるの
ではないだろうかということでそちらを選定して放送しております。

以上です。

4 番（児玉智博君） ページを 1 枚めくってもらって観光 D X 基礎計画業務委託料です。観光 D X
の基礎計画の策定ということになっていますが、もうちょっと具体的に教えてもらえますか。

商工観光係長（新家龍太郎君） お答えいたします。

今回令和 6 年度に行いましたこの D X 基礎計画業務委託につきましては、基本的な町の課題で
すとか今の観光状況また飲食店や宿泊事業者などが抱える課題ですとかそういったところをこの
D X を通して、どのような解決ができるのかというのをサンプリング調査をいたした結果、集計
してそれを一つの資料としてまとめてもらうような業務委託内容になっております。

以上です。

4 番（児玉智博君） 大体その基礎計画がもう出来上がっていると思うのですが、それに基づいて

今後町としてはこういった取組を進めるのですか。

町長（渡邊誠次君） DXという部分ほどこまでやるのかというのはなかなか難しいところであり、ますけれども、鍋ヶ滝の予約システムだけでは今後の展開がないというふうに思われますので、できれば北里柴三郎博士のシアターホールであったりとか鍋ヶ滝もそうですけれども今、雇用する人間の数がすごく足りてない状況もありまして、この部分の説明だったりそういったところを私としては一番主眼に置いてDXを用いてできないだろうかという相談をさせていただいたところ、このDXの委託をしている事業者さんに今基本的に相談に乗ってもらいながら先ほどの課題もその中に盛りつつ、しっかりとかたちにしていくことが必要だというふうに思いましたので今年度も引き続いて話をさせてもらっております。やはりなかなか英郎生がずっとシアターホールにおられれば専門的な話を聞くことはできますけれども英郎先生がおられないときにたくさんの方たち来られることもありますので、その部分ではできればDX等々を使わないと難しいなあといいところではやはりDXを使わないと難しいなと思います。それと駐車場の料金徴収のシステム辺りをしっかりと組入れていくというのも今から先は多分課題になってくるであろうというふうに思います。カントリーパーク構想で鍋ヶ滝も今後駐車場が広がったりします。来訪者も増えたりします。また外国の方たちも増えられるというふうに思います。ざっくり6か国語の対応等々を考えると観光的な基礎にこれを考えないとなかなか対応するのも難しいというふうに思いますので、まずは町のほうで作らせていただいて観光協会それから観光部門に地域の皆さん方にしっかりと投げられるような体制づくりはこれで作り上げていきたいなというふうに思っております。

以上です。

4番（児玉智博君） カダブラ（株）という会社への委託ですけれども、これは見積りは何社からとられてこちらになっているのですか。

商工観光係長（新家龍太郎君） こちらは1社になります。

以上です。

4番（児玉智博君） 1社見積りの随意契約の理由というのは、どういう理由があるのですか。これは同じ業種の中でもトップシェアとかなのですか。

商工観光係長（新家龍太郎君） 今回業務委託を結ばせていただいている大きな要因といたしますが選定理由につきましては、今回のこのDXに関してはデジタルコンテンツの施工要は導入というお話ではなく計画で、その地域にこういったものが課題となっているかということも含めて検討していただくような事業所はないかということがスタートになっております。その中でカダブラさんが小国町にも少し独自で入られたりして小国町の観光コンテンツですとか観光状況辺りに調査をいただいたりとかする背景がございましたので、その内情を知っていただいているとい

うところで今回お願いをさせていただいたところです。

以上です。

委員長（高村祝次君） 110ページのソフトバンクホークスパートナーズ負担金330万円あります。私の経験ではあんまり300万円ぐらいでは宣伝効果があるかなという思いが当初からしておりました。この330万円で町長の感触はどうですか。

町長（渡邊誠次君） 去年お話をさせていただきましたけど今年は550万円付けさせていただきます今年もちろん消化をしている途中でありますけれども、330万円、550万円、毎年ある程度のお金をかけてどこまで効果があるかというのはなかなか難しいところではありますが、小国町観光地でもありますしジャージー牛乳、農産物も含めて北里博士のこともそうですが、一定のラインまで名前を売るという作業はどうしても必要だというふうに思いますので、ある一定のコストがかかることはしょうがない、できるだけコストがかからないようにするのも考えもんでありますけれども、しっかりとその部分では小国町という地域の名前をしっかりと売っていくためにもコストをかけなければならないというのは考えております。ですので、たくさんのコンテンツがある中でこのソフトバンクホークスを選んでいるというのは、一つは福岡をメインにターゲットに考えなければいけないというところは私の中では主眼に置いております。なかなか東京とか大阪で名前を売るというのは難しいところもありますし、九州では福岡が一番ターゲット層としては有望だというふうに考えておりますし熊本県においても福岡のほうをターゲットに置くことが非常に多ございます。ですので私のほうとしてもソフトバンクホークスさんにどんどんお金を入れるわけではありませんけれども、ある程度この300万円、500万円というかたちで数年間にわたってしっかりと事業を検証しながらでありますけれども重ねていきたいというふうに思っています。

委員長（高村祝次君） 私も経験が7年ぐらいありますけれども観光だけではなくて農林業を含めた宣伝を幅広くやってもらいたいというふうに思います。これは数字に出てから売上げが上がったとかいうのは目に見えてきませんが、末永くやることによって効果があると思いますので是非頑張って、毎年同じ宣伝をするのではなくて年々変えていくような宣伝をやってもらいたいというふうに思っております。

以上です。

委員長（高村祝次君） それでは112ページまでですけど、次の113ページ、114ページまでいきます。

4番（児玉智博君） 道路施設保全改築費（市町村道過疎代行）は鍋ヶ滝バイパスの費用だと思います。令和6年度までに進捗率がどれぐらいで予算が執行された分は幾らぐらいになりますか。

建設課課長補佐（秋吉康成君） お答えします。

令和6年度末までに県のほうの過疎代行で執行しております金額で言いますと約3億5千万円、

進捗状況としましては31.8%と聞いております。

以上です。

4番（児玉智博君） 今年度は結構入り口のほうに現場事務所的なものも建てられて令和6年度は結構奥の側から進んできていると思いますけれども、31.8%で具体的にどういった工事が今までに終わっていて令和7年度以降はどういった計画になっていますか。

建設課課長補佐（秋吉康成君） 令和6年度までに先ほど児玉委員も話があったとおり終点側鍋ヶ滝公園側のほうの掘削等をしておりまして、令和6年度事業を繰越しまして起点側のほうの橋を架けるためにかさ上げをしております。令和6年度から橋りょうの詳細設計2号橋が当初ボックスだったものを橋りょうに変えるというところで今詳細設計をしておりまして、そちらに向けて令和7年度実施しているというふうに県のほうから聞いております。

以上です。

4番（児玉智博君） では掘削工事だけで見れば大体半分以上ぐらいは終わっているのかということ、結局今後の計画というのは開通するまでに大体どれぐらいかかるかというのを工程なんかも含めて教えてください。

建設課課長補佐（秋吉康成君） お答えします。

道路掘削のほうは今年度も実施する予定と聞いております。1号橋の手前今盛り土しているところの橋りょうを令和7年度末ぐらいから発注をかけるというふうに聞いておりまして、まずは下部工そして翌年度以降に上部工と。2号橋は今予備設計というふうにお話をさせていただいたのですけれども、そちらのほうを令和8年度末から9年度にかけてということで上部工も令和9年度末から10年度にかけてというところで聞いております。最後の全体の舗装を令和10年度というふうに計画をしているようです。

以上です。

委員長（高村祝次君） ほかにございませんか。

4番（児玉智博君） 急傾斜地崩壊対策工事負担金ということで4千700万円出ております。調書のほうにもきていたかと思いますが、何か所そういう対策の工事が行われたとかこれには載っていますか。

建設課課長補佐（秋吉康成君） お答えします。

まず急傾斜です。県の補助で実施する急傾斜が新橋地区の急傾斜を実施しておりまして、事業費が1億円で実施していきまして負担率としては10%の1千万円。あとは3か所ありまして全て単県急傾斜ということで県の単費と町の負担金でしているところが3か所。まずは下城の向鶴、宮原の下町、北里の長田地区。まず向鶴なのですけれども事業費6千900万円で負担率は3分の1で2千300万円。下町、長田についてはそれぞれ2千100万円ずつで同じく負担率は3分の1の700万円、合計の4千700万円となっております。

以上です。

4番（児玉智博君） 私も何人の方からか相談を受けて単県治山工事というのもありまして何年か経ちますけど工事をしてもらったところもありますんですけど、受益者が負担金を出されたと聞いていますし実際「工事をするに当たって、個人負担がありますよ」ということで、それを了承してから町が申請というふうになるかと思いますが、今のお話では県費とあと10%ないし3分の1の町負担で済んだということでしたので住民の方の負担金なんかはどうなっているのでしょうか。

建設課課長補佐（秋吉康成君） 急傾斜事業でして単県であれば受益戸数が5戸以上の区域を指定しまして町の負担金3分の1で受益者負担はありません。同じく社交金交付金とする県の事業でありますと10分の1町の負担金がきます。そこも受益者負担金はありません。

以上です。

4番（児玉智博君） もしそこが災害なんかで崩れた場合に5戸以上の建物があれば住民負担は要らないということですか。

建設課課長補佐（秋吉康成君） まず急傾斜地区に指定されることが大前提でございまして、急傾斜地区に指定されれば受益者の負担金は要りません。

以上です。

4番（児玉智博君） 急傾斜地域に指定されていない方の場合は危ないからということで、申請があった場合でも自己負担をいただいているということですか。

建設課課長補佐（秋吉康成君） 受益戸数が少なければ背後地が山であれば単県治山等々で実施しまして、そこについては受益者負担金が発生してしまうということになります。

以上です。

4番（児玉智博君） 確か私は単県治山の場合は建物が二つ以上ではないといけないというふうにしてその当時聞いて、結局それは同じ人で一つの敷地内に母屋と納屋があればそれで2棟以上ということで単県治山工事ができるというふうの説明を受けたのです。今言われた急傾斜地に指定されているところであって5戸以上ということをおっしゃいましたが、その5戸というのは母屋と納屋とかそういうので5戸以上でいいということですか。

建設課課長補佐（秋吉康成君） 母屋のみ住人が住んでいるところが5戸以上になります。

以上です。

4番（児玉智博君） あとは長さとかいうのは全然その要件にはないのですか。

建設課課長補佐（秋吉康成君） あくまでも急傾斜事業については県が指定するところとございまして、単県である場合は5戸以上、交付金を使ってする場合は10戸以上というふう聞いております。

以上です。

委員長（高村祝次君） 116ページまでありませんか。

4番（児玉智博君） 116ページ、実施設計委託料というのは116ページはこれを全部足した額がこの額ということでいいのですか。調書の5ページ。

建設課課長補佐（秋吉康成君） はい、そのとおりでございまして道路維持と道路改良とございませけれども足した金額がこちらのほうになります。

以上です。

4番（児玉智博君） 舗装替工事です。例えば調書の5ページの一番上の新橋神原線というのがこれは恐らく新橋から宮原戸角の橋の宮原側ということで現在、黒淵に入ったほうを全部舗装を剥がしておりますけれども、ほかにもここに倉本とかいろいろ進んではいるかなというふうに思うのですが、今後はどこまで舗装のやり替えというのはやる予定ですか。

建設課課長補佐（秋吉康成君） お答えします。

令和6年度は工事請負調書に載せている3本全て繰越しをしまして、まずは上から二つ目109号の町道切原切通線をこの前完了しまして先ほどお話ししたとおり新橋神原線については橋を渡ってから切削をしまして天気の都合で今週舗装をかけたかったのですが来週に延ばしたところで計画しております。北里倉本二俣線においては令和3年4年ぐらいに実施したところで終わっておりますので、そこからを計画しております倉本集落の手前ぐらいまでこの工事は終わっているところです。令和7年度この前補正をさせていただきまして宮原の仁瀬中原線、関田住宅を少し過ぎて入ったところなのですけれども国道から昨年実施したところまでがまだ完了できておりませんので、そこをこの前工事発注しました。今後についてはまだ全然終わってないところを工事していきまして、また維持管理計画がございしますのでそこを見ながら今後の路線を決めていきたいと考えております。

以上です。

4番（児玉智博君） 今後の路線を決めるということで結局全部やるのですか。町道が全部で何路線あって、そのうちの何路線までをやるのかと。ただ現実的ではないと思うのです、全路線やりかえますと言っても。基準というのがあるかと思うのですが、どういう基準でやるのか。

町長（渡邊誠次君） 町民の皆さんからしたら目の前の道路というか、できるだけ道路はがたがたしないほうがいいと思ってらっしゃると思います、実際そうですが、できるだけがたがたがないほうがいいですが、児玉議員おっしゃられるとおり予算が限られておりますのでなかなか難しいかなと。社会資本整備交付金を県に交渉していきながら大体金額が毎年決まるのですが、なかなか終わらないところも昔一遍に終わらせたところもあると思います。そういったところは計画に基づいてではありますけれども、やっぱり計画よりも実質。国道の話をさせていただくとこの前下城の発電所の手前のところに大きい穴が開いていたのです。あれなんかはなかなか今までなかったようなところでありませけれども、道路の傷みが激しい激しくないはそのときの状況にもよりますので一応建設課の中ではずっと計画は上げております。10年経つと道路の状況は

変わり地質的な問題もありますので、どこをというところではありませんけれども毎回話しているところは、できるだけ一つの路線ごとに終わるようなかたちで一旦は完結したほうがいいのではないかという話は町のほうでは私中心にさせてもらっています。ただ先ほど言ったように道路の状況は多分交通量とか天候にもかなり左右されると思います。ですので、その部分では計画を立てていきながら社交金の付き次第、付き具合で進捗は若干変わるようなところがあるというのが実情です。

建設課課長補佐（秋吉康成君） 先ほど町道の路線数のお話がありましたので回答させていただきます。町道の町が管理する路線数としましては、259路線ありまして実延長に直しますと約31キロほどあります。

以上です。

4番（児玉智博君） 259のうち舗装打替えを今のところ終えているのが何路線あるのですか。

建設課課長補佐（秋吉康成君） まず岳湯線ですけれども、そちらについては平成30年度に終わりました。仁瀬中原線についても今年度発注かけまして、そちらのほうも終わります。私が把握している限りはこの2路線です。あとは随時、先ほど町長も言われたとおり北里倉本二俣線、切原切通線、新橋神原線を進めながら完了させていきたいと思えます。

以上です。

4番（児玉智博君） 秋吉さんが住んでいるところの下の道、うちに入ってくるも終わっているでしょう。町がなくて多分広域の最終処分場の閉鎖工事に伴って、直接の事務は町がやりましたけどあそこも終わっています。ただそれはイレギュラーなことであって普通で言えば城村線というのは国道とは接続していますけど優先順位が大分低いところとは思うのですが、町長はちょっと交通量とか言われましたけど、でも今までの工事で交通量調査をしてから計画には載せてないと思うのです。交通量調査なんかも条件になるのですか。多分国も交付金を付けるのに町が「ここをやりたいから、これ付けてください」と言っても多分付けてくれないのではないかなと思うのです。ある程度そういう基準とかがあるのではないかなと思うのですが、そういう基準はどういう基準があるのですかというのと。結局259路線で今のところ仁瀬線とか言いましたけどまだ2路線ぐらいしかやっていないと。普通のところではですね。259路線ありますけど天候とか傷み具合とかいろいろあると思うのですが、何軒以上の集落があるとか、その集落が幾つあるとかあるかと思うのですが、そういうところでのこういうところからやっていくという考えとかはないのですか。それを積み上げていったら大体何路線ぐらいやらないといけないねというような結論になってくるかと思えますが。

町長（渡邊誠次君） 当然計画はあるのですが実際倉本のほうの数年間にわたってちょっとずつしかできないですけど、道路の社交金の要望を県のほうに上げないと予算が付かないのが現状です。それと今から10年の計画を立てていても10年後の計画はどこをするかなんか決まらないと思

いますし、新しく道路を造ったときにはもう皆さん御存じのとおりきれいな道路は出来上がりますが、その道路が10年もつかどうかは本当にそのときにならないと分からない現状です。実際そうなのです。ですので、もちろん計画は建設課のほうで立てます。しかしながら今の実情に合わせたようなかたちで付けていかないと悪い道路からしていったほうが私はいいいというふうに思っております。今の建設課とずっと話しているときでは、「どこの道路が一番悪いね」と言いながらやっています。社交金が2千万円でも3千万円でも4千万円でも付けば一遍にできるのですが、そういう状況には実はないので、ある程度の道路の舗装の打ち替えの工事の費用が大体1年間でこのぐらいだな。その中で何年間にわたってどの道路からやっていこうかというのは、やっぱり現状に合わせないとなかなか難しいかなというふうに思っています。

4番（児玉智博君） 私が何でもこういうこと聞くかという建設課長が佐藤さんだった頃です。ちょうどその頃町道の舗装替えというのが出てきていて議会での話ではなかったかと思うのですが課長と話したところで、それこそ今終わっているところら辺です。北里の田代から倉本までずっと来たところをやっていくのですよと。それは何かというと国道に1桁国道、2桁国道、3桁国道とあるような感じで「町道にもランクがあって、倉本までの道はランクが高いのです。それは何でかという県道とつながっているから」とかそういう理由を言われていたのをうっすらと覚えているので、だからそういうのに基づいてやるのかなと思って大体どういう計画で進めていくのですかというのを聞いているのですが。そういう原則的なやり方はやめて、とにかく傷んでいるところからやっていこうという方針に今の小国町はなっているということですか。

建設課課長補佐（秋吉康成君） 今のやり方は調査をしまして悪いところからやっているようなかたちであります。

以上です。

4番（児玉智博君） 調査というのも多分秋吉さんが車でちょっと走っていったのは調査にはならないと思うのですが。では、調査というのは多分そういう業者に委託かするのでしょうか。調査をやっていく順序というのは何かあるのですか。

建設課課長補佐（秋吉康成君） すみません今ちょっと手元に資料がないのであれなんですけれども、計画自体は平成28年か30年ぐらいに策定しておりまして全路線調査をしたわけではないというふうに聞いております。その当時の担当係長等々が話をして、やはり自分たちで舗装修繕をすることが多々ありますのでそういったところとか地元のお話とかを聞いて抽出して維持管理計画を策定したというふうに聞いております。

以上です。

4番（児玉智博君） 平成28年に調査をしたと大分前になるのですが。調査をしたところというのはある程度「ここは舗装替えをしないとイケないから」という多分そういう認識があるところを調査していると思うのです。当時の担当された方が。では、そこはあと幾つあるのですか。

もしかしたらその当時調査をしたけど、やっぱりしないかもしれないということもありうるということですか。

建設課課長補佐（秋吉康成君） すみません、今ちょっと手元にないので後ほどお答えさせていただきたいと思います。

副委員長（松本明雄君） 舗装の件が出たので町道とは関係ありませんが国道のほうも今一番悪いのは高校から林間広場に入るまでの道。あそこはいつも補修、補修でやっていますけど町長が言われたとおり路面が悪いのと雨が多きときは特にほげていきますので、その辺も小国町から県のほうに悪いところから補修をしていただきたいと思います。そして、もう一つは川の掘削の件です。静川、小学校の下からずっとやっていってこの前は郵便局の前をされたと思うのですが、それから上も早くやっていただきたいと。それと、いろいろ言われるのが貴重なトンボがいるからされないと。それを住民の方に言うと「おまえたちはトンボより人の命のほうはいいのか」とそういうことを言われますので、そういうことも広報紙に載せて「できない理由」とか「順番があります」とかそういうことも載せていただきたいと思います。

町長（渡邊誠次君） 要望は県のほうにもずっとし続けています。河川の掘削にしても国道にしても当然やり続けていっているのですが、先ほど児玉議員からも言われたとおり皆様方も町道に関して「この道路が悪いよ」というのは要望として上げていただくほうが私はいと思います。平成28年私はその当時はもちろん町長しておりませんが、その当時は単費で舗装打換えしていたと思います。私も議員のときに「単費でできるのだなあ」と思っていました、私が町長始めてから単費でしたことは多分ないと思います。それはなぜかというやはり社交金を使ったほうがいいのかというふうに思っているからです。そういう基準はそのときの町長によって少し変わるのかもしれませんが、大事なところは実情。やっぱり町民の皆さんでたくさんの方が通られるところが優先順位は高くなっていくというふうに思いますので、その部分では細い道はできるだけ大きいほうがいいのかと思いますし、がたがたの道路はできるだけならかな道路のほうがいいというふうに思いますので、議員の皆様方からも「ここはもう最優先でちょっとしたほうがいいのか」というところがあればその計画を盛り込ませていただいて舗装し直していくと。舗装に関してはそういった方法がありますので松本議員言われるように要望をですね。小国町が県に道路要望を上げるようなかたちで議員の皆様方からも上げていただければいいかなというふうに思います。

以上です。

委員長（高村祝次君） ほかにございませんか。

4番（児玉智博君） 真ん中ぐらいに調査測量設計委託料と実施設計委託料というふうに出ております。調書の部分の委託料調書で六つぐらいあるのですが、調査測量設計委託料がどれどれで実施設計委託料がどれになりますか。

建設課課長補佐（秋吉康成君）　まず実施設計委託料について説明したいと思います。実施設計委託料につきましては、鍋ヶ滝公園整備の立木調査業務と町道殿町脇戸線改良工事の測量設計業務委託になります。調査測量設計委託ですけれども町道御前湯線道路改良工事、町道蓬莱線道路改良工事の設計業務委託、鍋ヶ滝バイパスの土地台帳（公図）の訂正業務というかたちになります。

以上です。

4番（児玉智博君）　鍋ヶ滝バイパスの土地台帳（公図）訂正業務が同じ磯崎先生のところに二つに分けて金額を見るとわざと1千万円以下になるようなかたちで分けているのかなというふうにも見えなくもないふうにしているのですが、何で二つに分かれているのですか。

建設課課長補佐（秋吉康成君）　本村川のところで分けて発注をしております。

以上です。

4番（児玉智博君）　本村川のところ、二つ目の橋のところと、そこから先は山林になるからという理由ですか。

建設課課長補佐（秋吉康成君）　はい。

4番（児玉智博君）　分かりました。

あとは町道改良工事ということで公共建設係の調書を見てみると町道蓬莱線道路改良工事、伊藤組さんが受けているのが968万4千円。それから町道蓬莱線道路改良工事②これも伊藤組が受けていて1千487万8千円なのですから、これも同じ伊藤組が請け負っているのに二つに分ける理由というのは何ですか。

建設課課長補佐（秋吉康成君）　御説明します。

まず補第100号の町道蓬莱線の道路改良工事ですけれども、こちらは下滴水に向かう途中、旧伊藤組の事務所があった先のところを側溝を落蓋式に変えて改良をしておりますのでそちらのほうをまず発注をさせていただきまして、その下の補第126号の町道蓬莱線道路改良工事②については、旧蓬莱小学校から旧伊藤組の事務所に向かうまでの張り出し歩道の区間のところを道を拡幅しますので、河川の流域を確保するために民地のほうをブロックをつき直しているような工事になりますので分けて発注をしております。

以上です。

4番（児玉智博君）　要するに左岸側の畑か何かをきれいにやり換えていたなと思っています。確かに道路改良工事に伴うものではあると思うのですが、私はやっているときを見ていて河川工事をしているのかなと思っていたのですが、河川工事ではなくてあくまで道路改良工事に伴うものなので道路改良工事でやっている。

建設課課長補佐（秋吉康成君）　お尋ねのとおり道路改良工事拡幅するために河川の断面を確保しなければいけませんので道路改良工事の一環としてやっております。

以上です。

4番（児玉智博君） 今ちょっと気づいたのですが実施設計委託料というところで町道蓬莱線道路改良工事設計業務委託料というのがある上町の町道御前湯線道路改良工事設計業務委託料というのがありますけど、これの工事費がないのはなぜですか。

建設課課長補佐（秋吉康成君） 御説明します。

御前湯線については土地所有者と協議をまだ実施しておりまして、まだ設計が完全に終わっておりませんので土地所有者と協議の上、今後工事等々を進めていきたいと思っております。

以上です。

4番（児玉智博君） 設計が終わってないのに何でこの決算に出てくるのですか、繰り越さずに。

建設課課長補佐（秋吉康成君） 部分的に実施しておりまして概略設計等はさせていただいておりますので、その分については成果品として上がってきておりますのでその分についてお支払いをしております。

以上です。

4番（児玉智博君） 分かりました。

それでもう一つ、8ページ、No.8に戻りますと町道湯鶴線防災対策（かん渠布設）工事というのもミトマさんが受けて6千37万円。それと付帯工事ということで二つ出てきているのですが、これは確か議会承認だったと思います。令和4年の第4回でそのときは8千822万円だったかというふうに思いますけど、これがまた分離発注みたいになったのはなぜなのですか。

建設課課長補佐（秋吉康成君） お答えします。

まず上の町道湯鶴線防災対策工事なのですけれども、こちらについては本道に係る部分でございまして、その下の付帯工事につきましては、そこから少し外れたというか水を集めたりした部分で一部舗装が追加になったりとかした部分で付帯工事としております。

以上です。

4番（児玉智博君） これは手続的な部分での質問なのですけれども普通は町道蓬莱線のほうにしても湯鶴線のほうにしても、わざわざ分けるということは別々に入札なんかも行っているということなのですか。それは一つの工事として1回で入札なんかをしたほうが効率がいいような気がするのですが、請負業者さんにもしてみてもそうなのではないかなと思うのですが。なるべくいろんな業者が公共工事を受注できるように細かく分けて分離発注をしますということであれば分かるのですが、これ見てみたら結局1社が分離発注したのも結局取ってしまっているような状況になると思うのですが、それは何でなのでしょう。

建設課課長補佐（秋吉康成君） お答えします。

まず蓬莱線についてなのですけれども工事区間が離れているというところもありまして分けて発注をしております。また町道湯鶴線についてなのですけれども、こちらのほうは緊急自然対策事業債というところで起債を借りて事業を実施しておりますので、起債に乗る部分を本体工事と

しまして乗らない部分を付帯工事としております。

以上です。

委員長（高村祝次君） ここで暫時休憩いたします。2時10分から再開いたします。

（午後2時00分）

委員長（高村祝次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時10分）

委員長（高村祝次君） 116ページまで。

4番（児玉智博君） 116ページ、用地購入費は恐らくカントリーパークと申しますけれども、内訳をお願いします。

建設課課長補佐（秋吉康成君） お答えします。

用地購入費ですけれども鍋ヶ滝公園で土地を買っているのと御前湯線で一部測量設計が終わっているところがありまして、そちらのほうでもう一つ買っております。鍋ヶ滝線のほうで3万2千720平米買っております。また御前湯線で1千379.36平米です。

以上です。

4番（児玉智博君） 2か所ということでしたけどそれぞれの金額はどうなりますか。併せてその根拠となる平米単価と何でその金額になるのかを教えてください。

建設課課長補佐（秋吉康成君） まず鍋ヶ滝につきましては山林で単価が300円で買っております。もう一つの御前湯線ですけれども3筆ありまして1筆山林がありましてそちらは単価300円、残り2筆は宅地でございます、こちらのほうは2万円で買っております。

以上です。

4番（児玉智博君） 山林が300円で宅地だと平米単価2万円というのは大体それは妥当な金額なのですか。今まで多分用地購入で宅地なんかも購入してきていると思うのですが、それと比べてどうですか。

建設課課長補佐（秋吉康成君） こちらのほうについては不動産鑑定をしておりますので不動産鑑定した結果で買わせていただいております。

以上です。

4番（児玉智博君） 不動産鑑定というのは用地を購入するときは毎回するでしょう。平米単価2万円というのはこれまでの公共工事で購入した土地と比べたらどうですか。

建設課課長補佐（秋吉康成君） 鍋ヶ滝バイパスで伊藤組の事務所を買っておりますけれども、すみません、そのときの単価は手元に資料がないのでお答えができませんけれども、こちらのほうは杖立観光地でございますので妥当ではないかなと思います。

以上です。

4番（児玉智博君） さっき御前湯線のところで「まだ地権者の人と話がついていないから」とか

いうふうなこと言われていたと思うのですが、要するにまだこれからも宅地の購入というのはここだけではないのではないかなと思うのです。そしたらやっぱり2万円とかになるのですか杖立は観光地だから。

町長（渡邊誠次君） 場所が離れているというところもありますし次のお話というか御前湯線は火事が杖立でありましたので、そこから道路を上を上げていこうという計画のもとに今その話があります。最初のスタート地点としては交渉しながらというところでありましたけれども、それがなかなか難しいということでもありますので今の現状進んでないようなところもありますけれども、交渉自体はしておりますので進めていきたいなというふうに思っております。ただ金額的には今度の話が進んだとしても小さい物件でありますので単価的には2万円になるのかもしれませんが金額的には大きい金額にはならないと思います。またこの部分では町道の改良ということでございますので国の社会資本整備交付金それから過疎債も適用させていただいておりますので、その部分では町の実質的な持ち出しというもこの前用地の話をしたときもそうでしたけれども、そういったかたちでしっかりと補助金とか起債とか有利な部分を使わせていただいてこの金額になっているということでございます。

以上です。

4番（児玉智博君） 鍋ヶ滝では3万2千720平米、御前湯線が1千379.36平米ということですが、それぞれ宅地はこの1千379.36平米のうちのどれぐらいの広さになるのですか。

建設課課長補佐（秋吉康成君） 御前湯線の宅地ですけれども545.36平米です。

以上です。

委員長（高村祝次君） ほかにございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（高村祝次君） ないようですので117ページの半分から上。118ページまでありませんか。住宅関係。

副委員長（松本明雄君） 帯田の解体費用です。あれはやはりブロックなんかで作ってやったからその金額になるのですか。

建設課課長補佐（秋吉康成君） 帯田ですけれどもブロック造でございますので少し高めになっておりまして、工事請負調書の9ページの上から二つ目の帯田の一部解体撤去工事、時松産業さんが請け負った工事については、前払い金のみお支払いしております今年度へ繰越しております。また下のおぐに建設さんが請け負ったところについては、アスベストが出てきませんでしたのでこの金額で収まっておりますけれども、今年度時松産業さんのほうについてはアスベストが出ましたので1千100万円程度かかっております。

以上です。

副委員長（松本明雄君） 帯田住宅、何棟か残っていると思いますが、ほかの棟はアスベストは出てないですよ。

建設課課長補佐（秋吉康成君） 工事に入る前に調査を実施したいと思っております、工事発注してから業者においてアスベスト調査をして、そこで含有の確認をしてもらった上で施工させていただきたいと思っております。

以上です。

副委員長（松本明雄君） 解体するときアスベストが舞うからその費用がかかると。健康被害はないわけですね。

建設課課長補佐（秋吉康成君） 対策工事はしっかりして含有が出た場合はしっかり対策をして工事をしますので安全被害はないです。

以上です。

委員長（高村祝次君） ほかにございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（高村祝次君） ないようでしたら143ページ、144ページ、災害復旧費。ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（高村祝次君） ないようでしたら146ページまで。146ページの中頃まで。ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（高村祝次君） ないようでしたら、歳出のほうが終わりましたが、質問漏れはございませんか。

4番（児玉智博君） 先ほどの御前湯線の土地購入について。蒸し返すようですけど545.36平米で2万円ということであれば優に1千万円を超しますよね。1千97万200円だということですけど結局、御前湯線を整備するということになったきっかけというか、それは火事が起こりましたと。火事が起こった後に地域の方々から「そこを上っていく道路が欲しい」ということで言われていますけど、ただこの545.36平米というのはその場所ではないのです。くきた旅館の跡だというふうに思います。経緯から振り返ってみますと要はもともとくきた旅館が裁判所の競売に出ましたと。競売に出たときに町が落札すれば解体費用と。御前湯線というのは旅館の前ですよ。かねいしがあって新しくきた、今はもうないですけどむらせ旅館とかを通る御前湯線と言われているところから左岸防災線ですかね、この下の駐車場みたいになっているところに要は「そこと昇り降りできるようにしてあげますよ」ということで「それなら取得しよう」というふうになった経緯が私が議員になる前の話ですけどあったように聞いています。当時の関係者の人から聞くと町が300万円ぐらいで入札したら別の人が確か330万円ぐらいだったので

はなかろうかということをおっしゃっていました。結局330万円で落札をされた方、その後町に「買って下さい」というふうに前の町長のところやらにも来たけれども、ただその当時の総務課長なんかとも話して「やっぱりそれはもう買えないだろう」ということで買わない判断を前の北里町長なんかはされていたというふうに聞いているところであります。それを不動産鑑定で出たからというのは1千万円って。あの場所が更地になったとして1千万円出して買う人がいますかと。御前湯線のところも多分その手前まで車は入っていきますけど車の離合もできない。道路としては袋地です。歩行する人は歩いて紅葉橋か何かを渡れますけど車はそこで行き止まりになってしまう。後ろを見れば崖と。非常に湿気も多い。そんなところを1千万円で普通買うかといえれば買わないと思うのです。それをあえて町が購入する理由を説明してもらえますか。

町長（渡邊誠次君） 児玉議員がおっしゃるとおり昔そういうお話ありました。ただそのお話はもうなくなっております。それはもう間違いなく私も聞いておりましたので、その部分で実現すればいいなというふうに思っておりました。しかしながら今回このお話においては松本議員から1回要望を町のほうに皆さん方請願で出していただいた覚えがあると思います、おととしか去年だったと思いますけれども。杖立の方たちからも長年の思いの中で、あそこに残ったホテルがあること自体が観光地にとっては絶対マイナスにしかならないということで松本議員にお願いして皆様方に賛同いただいて請願が通ったわけですけれども、国交省と町でずっと話をさせていただいている中で河川の改修計画の中で今後盛り込まれていくと思いますけれども右岸側左岸側含めて今、河川の掘削工事が大体終わりました。その時点で今1メートルぐらい水位が下がっている状況があります。それでも10年に1回の雨はなかなか難しいかなというところもありまして、紅葉橋の撤去をして川の幅を広げるという計画の中でどうしても言い方は悪いですが建物が邪魔になるといったところでありましたので、そのホテルも撤去しなければならないと。その中で町のほうで御前湯線の付け替えを全面的に行わなければなりませんので、その部分では御前湯線の付け替えと橋の撤去。国の河川の改良計画と町の町道の付け替え、これが合致いたしましたので町といたしましては社交金を使わせていただいて、当時300万円というふうにおっしゃられていますけれども私も大分そのぐらいかなというふうに思っておりましたが、社交金と過疎債を使わせていただくと町の持ち出しも少なく済みますし国交省の話の中で撤去工事は国のほうでやっていただけるというお話も私は聞いておりますので、その部分では町が撤去工事を行うと更に1億円以上をがかかりますが国にお願いするとその部分は減っていくというふうに思いますので、先ほど申し上げましたとおり紅葉橋の架け替えこれも数億円多分かかると思います。それから旧旅館ホテルの撤去それから河川の拡幅等々を考えて町道を付け替えるのであればとてもいい買物であるというふうに町は思っておりますので、その部分では町の判断で購入させていただいたと。ただ購入費用の部分の単価が2万円ということでしたので実際その金額になったということでございます。

以上です。

4 番（児玉智博君） 先ほど伊藤組の事務所の購入をされたというので、後からそこが平米単価で幾らだったのかというのを是非お伝え願いたいと思います。その上であそこの入札が行われたのが2008年とか2009年ぐらいではないかと思いますが原部さんが総務課長の頃ですけど、所有権移転の登記というのはずっと行われてきていなかったわけですね。競売では落札をした福岡の女性です。落札してもほとんどが関係者の方が役場に「買ってくれ」とか言いにも2回ぐらい来たというふうに聞きましたけど、所有権移転の登記はもうずっと行われてなかったわけです。あるときその所有権の移転の登記が行われたのですが、それはいつかということ令和2年7月豪雨の後です。何でそのタイミングでするかということあれが公費解体の対象になった。今鉄筋コンクリートのほうだけ残っていますけど木造部分は被災してあるということで公費解体の対象になったからです。恐らく国との話の中で所有者と申請者の名前が一致しないといけないからと多分言われたのでしょう。だからそこで所有権の移転が行われているわけです。だからその令和2年までは課税の話になりますけど固定資産税なんかの通知も前の登記簿の所有者として名前がある人のところにずっと納付書なんかも督促状なんかも行われたと思うのですが、ただその人は払わないですね、もう競売にかかって競売も終わっているからということ。恐らくずっと固定資産税は滞納になって時効か何かで不納欠損にできていたと思うのです。そういうことで税務住民課なんかも迷惑をこうむってきているのに、いろいろ事情はあるでしょうが裁判所に払った大体300万円ぐらいの3倍の値段を払うというのもある意味濡れ手で粟ですよ。僕は正義に反するのではないかなというような気もしております。不動産鑑定をかけてあそこが観光地だから2万円というふうな金額が出たと。不動産鑑定士が出したからだと思うのですが、ただ杖立の中でもこれまで水にもつかる場所、後ろは崖。本当に2万円で果たして妥当なのかなと思いますが、その妥当性についてもうちょっと納得のいく説明というのはいくらですか。

町長（渡邊誠次君） 妥当性といいますか、あの場所は杖立の中でも下流でもあります。確かに洪水のときは浸水する地域でもあります。しかしながら今後ホテルを撤去して河川の幅を広げて、なおかつあそこの道路をかさ上げするという計画もありますので、そのようにしたときにはかなりいい土地になるのではないかなというふうには私は思っております。ただ今の状況として一番の理由はあのままにしておいていいのかというのが多分一番のところでありまして、私も杖立に住んでおりますが杖立の皆様から請願をいただいて、それを議員の皆様にも承認いただいて町のほうはそれを受け取って、あの土地を買わせていただいたということが全てでございます。是非ともこの購入した場所、観光地としてもう1回いい観光地になるように。水害がゼロというのはなかなか難しいかもしれませんが水害が今までみたくないような地域にするためにも、またしっかり努力していかないといけないというふうに思っております。妥当性としてなければ購入はできませんので、その部分では議員の皆様方に御了承いただいて請願で承認いただいたと

いうところは後押しになっているというふうには思っております。

以上です。

4番（児玉智博君） 購入することの妥当性は聞いてなくて、2万円という平米単価の妥当性を聞いているわけです。工事をした後はいいところになるだろうというのは所有者が自分のお金で工事をしたらいい土地になるから工事費とか撤去費用も含めての2万円ということは分かるのですが、土地取引というのは現状で取引するではないですか。だから森友学園の値引きも購入した森友学園さんが地下に埋まっているごみを全部撤去しないといけないから値引きをしたのだという理屈になるわけではないですか。だから2万円というのが結局観光地とはいえ水につからない場所、例えばもうちょっと上流側であるとか、あるいは大分高い右岸側とかであれば2万円と言ってもあれですけど、それでも2万円でも高いかなと思うけど。だけれども現状水につかる場所で裏は崖。結局ほかの利用価値がないという場所なのですけれども、不動産鑑定士が言いましたと。不動産鑑定士はどういう理屈で2万円という評価額を出しているのかという話をしています。工事をしたらいい場所になるとかいうのは多分不動産鑑定士はそんな理由では2万円という評価額は出さないとしますので。

町長（渡邊誠次君） 不動産鑑定士が2万円という数字を出したのは価値があるから2万円という価値を出されたのだというふうに思います。ただ先ほどから言いますように町道もつながっていないければ町道になりませんので、その部分では橋がなくなってからその後の計画を考えればあそこの土地は橋を架け直すためにも必要でもありますし、あの建物を取り除かないと橋が撤去できませんのでその部分では橋を町が付け替えると。あの橋も古くなってきておりますしもちろん橋桁もずっと水害にもあっているようなところでもありますので、是非ともこの部分では河川の改良をするときに橋は架け換えていただきたいというのが町長としての願いでもあります。国交省さん国のほうに負担していただくのは非常に申し訳ないところではありますけれども、やっぱりホテルを撤去解体しなければ橋の架け替えはできないということであれば町のほうでももちろん購入させていただいて、それから話ができるような状況に持っていくのが筋だというふうに思いますのでその部分ではやっていきたいと。繰り返しになりますけれども不動産鑑定士が2万円ということで出した数字においては、出したという金額で町のほうは購入させていただいたということでございます。

以上です。

委員長（高村祝次君） それでは、歳出のほうが終わりましたので、歳出のほうの漏れはございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（高村祝次君） ないようですので歳出を終わらして、歳入のほうに入ります。

15ページ、16ページ、地方譲与税。

15、16ページがないなら17ページ、18ページ。農林水産業費分担金。

4番（児玉智博君） 森林環境譲与税が16ページにあります、失礼しました。この森林環境譲与税なのですが結局これは入ってきたものはどういう会計処理をされているのですか。

林政係長（坂田尚昭君） お答えいたします。

森林環境譲与税、歳入したものにつきましては林政系のほうで事業費の充当をさせていただいております。充当終わったものが残額として基金への積立金というかたちで支出されるというふうな流れになっております。

以上です。

4番（児玉智博君） 決算書の160ページを見てもと森林環境譲与税ここでは5千735万3千円歳入がありますが、決算年度中増減高ということで2千168万3千5円基金に積立てられたわけです。期末残高を見てもと8千683万2千341円と基金としては増えてきています。令和2年度を見てみると3千271万4千円。その次の令和3年末が5千300万円、令和4年末5千400万円、6千500万円、8千683万2千円、どんどん増えていっているわけなのですが、今年度の積立ては半分よりちょっと少ないぐらいだと思うのですがこれは積立てようと思って使い残している部分が多いのか、それともなかなか充当できるような事業ができなくて結果間もなく1億円になろうというような金額になっているのか。

町長（渡邊誠次君） 実際、森林環境譲与税最初はものすごく使いづらい税金でありまして縛りが結構多くて難しい税金だったのですが、最近では少し緩くなっているような状況でもあります。例えば簡単に言うと二十歳のつどいのときの今日ハンガーの話が出たと思うのですが、ああいうのには森林環境譲与税が使えるようになっていきます。新しい新規事業には使えるような状況でありますけれども、どちらかというとは森林環境譲与税はもちろん有効に使うということも必要でありますけれども、積立てをしていきながら後には保育園を建て直したりするときの中の例えば備品。シアターホールとかもそうだったのですけれども実は年度をまたがないといけないのです。単年度で森林環境譲与税を重複して社交金とかに組合せて使うというのはできないのですが、ただ年度をまたいで使ったりすると使えるというところもあります。できるだけ子供たちの例えば学校の備品であるとか保育園の建て直しの後の内装とか備品、そういったところに使うときになかなかお金がつきにくい部分がありますので、それにできるだけ使わせていただきたいと思っております。もちろん単年度では使っていきますけれどもその部分に使わせていただければなあというふうに思っています。

4番（児玉智博君） それはなかなかいい話を今聞きました。ということは、あとどれぐらいたまった段階で保育園を建て替えたときの内装や備品とか学校の備品なんかに。使う時期というのは大体頭の中にあれば教えてください。

町長（渡邊誠次君） 今日は産業課と建設課ですのであれですが福祉課の中で福祉課長と今年度中

には一度議員の皆様を通して特別委員会なのかまずは勉強会なのかは分かりませんが、少なくともその協議を進めていったほうが良いなど言っているところです。その考え的には実は2期目の前ぐらいからかもしれませんけれども、備品等々が文科省といいますか学校も保育園もそうですけど内装つきにくいのです、予算が。ですので、その部分ではせっかく小国町に住んでいる子供たちのために使うのであれば、是非ともそういったところで造りたいと。まだ期間にしましては正直ここでお答えするような段階ではありませんけれども、まずはお示しをさせていただいて協議を始めさせていただく年度になればなというふうに思っているところです。

以上です。

委員長（高村祝次君） ほかにございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（高村祝次君） ないようでしたら、17ページ、18ページ、分担金及び負担金。ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（高村祝次君） ないようでしたら19ページから20ページ、使用料及び手数料。農林水産使用料。ないようでしたら21ページ、22ページの土木使用料。

4番（児玉智博君） まず鍋ヶ滝公園直販所使用料ということで、これは使用許可制にしているのだと思いますが許可の期間はどのぐらいの期間を設定されているのでしょうか。

商工観光係長（新家龍太郎君） 期間としては年度ですので4月から3月というかたちで期間を設けております。

以上です。

4番（児玉智博君） 使用ができるのは条件はありますか。

商工観光係長（新家龍太郎君） 基本的には鍋ヶ滝の開園の期日となりますが、年末年始辺りは4日間ほど28日から3日までが休園となりますので、その期間は直販所のほうも使用できない状態にさせていただいています。あとは鍋ヶ滝が台風等で休園する場合がございますので、そういった場合は利用できない状態にさせていただいています。

以上です。

4番（児玉智博君） 私が聞いたのはそういうのではなくて使用許可申請をできる人に資格という条件があれば教えてほしいなと思って。

商工観光係長（新家龍太郎君） 特段どなたが駄目だというような指定はございません。

以上です。

4番（児玉智博君） だったら別に町外であっても個人であっても法人とかでも任意のグループであっても大丈夫ということですかね。使用料はどのように決まっているのですか。

商工観光係長（新家龍太郎君） 直販所の使用料にしましては、小国町鍋ヶ滝公園の設置及び管

理に関する条例のほうで定めさせていただいております。日額500円となっております。

以上です。

4番（児玉智博君） 500円なのに625円になる理由は何でしょうか。

商工観光係長（新家龍太郎君） 直販所が天候による臨時休園の場合は時間割で差し引いておりますので、その分が端数出ております。

以上です。

4番（児玉智博君） 令和6年度から恐らくそれまでは専ら漆金の会か何かの人たちがずっとこの直販所ができたときからやっていたと思うのですが、そういうのはあんまりこういう施設でよろしくないから誰でも使用許可申請はできるようになったのだと思うのですが、周知なんかはどういうふうになさっているのでしょうか。募集というか。

商工観光係長（新家龍太郎君） 町内への全員の町民に対してこういう募集をかけていますという広報は特段行ってはおりません。

4番（児玉智博君） そういう募集とか例えばこれ行政財産の使用許可であるから体育施設とか町民センターみたいにそれこそDXでネットで使用許可申請なんかもできるようにしないと、どうしてもやっぱり町民の人は「あの直販所は、黒淵の人しか使えないし」とか、多分もう長年そういうふうに来ているから、まだ皆んなそう思っていると思うのです。やはり平等にそういう機会が与えられるように毎年許可申請を4月からなら「3月とか2月まで受け付けますよ」というような周知は必要ではないかと思いますがどうでしょうか。

商工観光係長（新家龍太郎君） おっしゃるとおりだと思いますので今後そういうかたちで広報を進めてまいります。

以上です。

4番（児玉智博君） 公営住宅使用料ということで伺います。令和6年度で多分1件というのが一つのお部屋の1か月分の家賃で、それが1件というふうになると思うのですが、令和6年度では全体で何部屋ありましたか。部屋数です。

建設課課長補佐（秋吉康成君） お答えします。

人数でお答えさせていただきますと滞納過年度分が40名、現年度分が32名です。重複している方もいらっしゃいますので合計で45名となっております。

以上です。

4番（児玉智博君） 今言われたのは何の人数ですか。40名なんて柏田住宅だけで何部屋。入居戸数ではなくて空き部屋も含めて部屋数が全部で何部屋でしょうか。

建設課課長補佐（秋吉康成君） 政策空家等も含めてになってしまうのですけれども、住宅全体の管理戸数としては344戸になります。

以上です。

4番（児玉智博君） 災害とか火事のとくに貸すために政策空家というのがあるのだと思うのですが、政策空家数と入居戸数はそれぞれを何戸になりますか。

建設課課長補佐（秋吉康成君） 政策管理戸数としまして72戸。こちらについては明け渡しが終わって取り壊すまでの空き室になったところも政策空家として扱っておりますので72戸となっております、入居戸数については272戸となっております。

以上です。

建設課課長補佐（秋吉康成君） すみません、政策空家戸数は69戸で入居戸数が272。今募集をかけているところが3戸となっております。

以上です。

4番（児玉智博君） 募集をかけているのが3戸というのは令和6年末時点の戸数になるのですか。

建設課課長補佐（秋吉康成君） 今現在の戸数になります。

以上です。

4番（児玉智博君） 今現在は3戸ということですがけれども結局一番問題なのは、例えばどこでもいいんですけど柏田住宅の5号棟の2階の1部屋が空きましたと。前も聞きましたけど結局空き家となってからどれぐらいの期間でそこは募集しなければなりませんよと。2か月も3か月も空き家にしては駄目ですというような決まりは今できていますか。

建設課課長補佐（秋吉康成君） そこについてはまだできておりませんが、空きが出た時点ですぐ掃除等々入れて次の抽せん会の準備は進めております。また倉原が今空いております今月の広報紙に載せておまして1戸については近々抽せん会をかけたいと思います。残り2戸についても前回抽せん等々かけたのですけれども募集がなくて空いているような状況ですので、また倉原の抽せん会終わり次第またすぐ募集かけてできればすぐ入っていただきたいと思っております。

以上です。

4番（児玉智博君） 倉原が1戸と残り2戸というのは、3階とか4階とか高い場所にあつてなかなか高齢者はもちろん若い人も入りたがらないような事情というのはあると思うのです。やはりそういうところもなるべく入居していただかないと歳入が増えないわけです。であれば何割か高層階は安くするとかいう考えもしていかないと、いつまでたっても空き家と。例えば2割引にしたとして2割引にして入るならそこで幾らか歳入が確保できるわけです。ところが入らなければ1円も歳入が増えないというふうになります。だけでも町が払う管理費用とかは変わりません。そういうことまで考えていかないといけないのではないかと思います。どうでしょうか。

建設課課長補佐（秋吉康成君） 大前提として公営住宅法施行令等によつて家賃算定をしておりますので、まずはそこからが大原則になりますので御提案いただいたことについては県のほうとかと協議をしながらできるのかどうかを確認して、できるのであればやっていきたいなとは

思います。

以上です。

4 番（児玉智博君） 分かりました。

それでもう一つ、滞納戸数の中に入院とかではなくてほとんど家に帰ってこない人、元気なのだけど生活の拠点が他自治体にあつて事実上荷物だけの置場、ロッカーのようなかたちになっているようなところはありますか。

建設課課長補佐（秋吉康成君） 実際あります。そこについては担当等を含めながら粘り強く交渉してお話としては「住宅は荷物置場ではないよ」と。「あくまでも低所得者の人のための住む場所ですので明け渡してください」ということを大前提にお話をしております。まだ何戸か連絡がとれないところがありますけれども、そこは担当を含めて粘り強く連絡していきたいと思います。

以上です。

委員長（高村祝次君） ここで暫時休憩いたします。3時10分から再開いたします。

（午後3時00分）

委員長（高村祝次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後3時10分）

委員長（高村祝次君） 22ページの農地等証明手数料。

4 番（児玉智博君） 滞納というよりもそうやって長期にほかに生活の拠点があるのに荷物を片づけずに家賃も支払わないというような状況の方に、なかなか対応としては簡単にいかないというところだと思うのですが、税と使用料だと違いますよね。税であれば強制的に執行をかけることができます。もうちょっとどういうふうに対応されているのかというのを教えていただきたいのですが。まず一般的に税であれば納期限までに入金がなかった場合、翌月に督促というのをかけていくと。督促をしなければ次の搜索とかあるいは差押えなどに進めないというふうになっていると思いますが、住宅使用料についてはどういった対応をなさっていますか。

建設課課長補佐（秋吉康成君） お答えします。

督促については一緒に翌月に督促を発送しております。3か月ぐらい何もなければ臨時催告、昼間行ってもなかなかいらっしゃらないことが多いので夜間に行っています。そこでいらっしゃらない方もいますので「今日来ましたけれども」という書き置きをして「1週間以内に連絡をください」というところでしております。それでもない場合については昨年度できてなかったのですが今年度は連帯保証人さんに通知をした上で何かしらのことを。連帯保証人さんも来るのではないかなとは思っております。

以上です。

4 番（児玉智博君） 大前提としてやはりほかに住むところがないという人のための公営の住宅でありますから、生活の拠点がなく人については自主的に退去いただくというのが大前提だと思う

のですけれども、ただそれをしないということは実際公営住宅に住みたいのに住めない人が1人1世帯は出てくるというわけですので、それは1年ぐらいはかかるのかもしれないけど、だけれども2年3年というふうにずるずるずるずるやっていたら結局解決しないというふうに思うのです。連帯保証人が元気な人は連帯保証人の協力を得るということも必要なのですけれども、連帯保証人は家賃に対しては連帯して責任を負うのかもしれないけど、どこか行っているのに明け渡させる権限というのは連帯保証人もないはずだと思うのです。そこは入居者との話合い。話合いで片が付かなければ強制的な手段というふうになっていくと思うのですけれども、ある程度のそういった庁内にマニュアルがあるかということと、他自治体でそういった対応した事例なんかは調べたりとかされていますか。

建設課課長補佐（秋吉康成君） 阿蘇管内で聞いたときに「ない」とおっしゃられていました。大津町で過去に1回やった事例はあるけれども、その資料は残ってないと。あとは大きいところ熊本市等々では「やっている」とは言っていました。熊本市、熊本県、大きいところ八代市等もやっているとは聞いておりますけれども、またそういった資料収集についてはまだ実際何もできていない状況で、今のところ聞き取り状況のみです。

以上です。

4番（児玉智博君） せっかく小国町には顧問弁護士も年報酬を払って依頼しているのですが、そういった顧問弁護士というのはそういう不動産事情にはあんまり得意ではないのですか。相談なんかはされていないですか。

町長（渡邊誠次君） 建設課で答えませんでしたけれども熊本市の事例で裁判をする事例もあります。ですので裁判をすることも可能です。ですが今の状況ではできるだけ話合いのもとに解決をするというのが優先順位からして高いというふうに思っておりますけど、建設課に私が指示しているのは「いよいよ話合いに全く応じない、そういったところであれば私はもう裁判もしてもいいよ」というふうな話をしております。どちらにせよ町がということであれば私の名前が出るわけでございますけれども、そういったところは厳格にやらなければいけないところも出てくると思いますので、その部分では一つの手段としてその方法も考えているというところで答弁させていただきます。

4番（児玉智博君） その手段としていきなり弁護士に相談したからっていきなり裁判というふうにも普通はならないと思うのです。その上でこういう事例は同じ住宅に住んでいる方たちにも相当御迷惑をおかけしていることですので、そこは真面目に家賃を払って住んでいる方たちが不愉快だったり迷惑がかからないような対応を大分長期になっていると思いますのでしていただければと思います。

委員長（高村祝次君） ほかにございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（高村祝次君） ないようですので、23ページ、24ページの土木手数料と災害復旧費国
交負担金。ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（高村祝次君） ないようでしたら、27ページ、28ページ。農林水産業費国庫補助金。
ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（高村祝次君） ないようでしたら次、29、30ページの農林水産業費県補助金、下のほ
うです。ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（高村祝次君） ないようでしたら、31ページ、32ページ。土木費県補助金、災害復旧
費県補助金。上のほうの、くまもと間伐材安定供給対策事業補助金まで。ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（高村祝次君） 33ページから34ページ。商工費委託金、土木費委託金、それから下の
ほうの、その他財産運用収入。中山間ふるさと水と土保全対策基金積立金利子収入。ございませ
んか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（高村祝次君） ないようでしたら、35、36ページの農林水産業費寄附金。ございませ
んか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（高村祝次君） ないようでしたら、37ページ、38ページの農業費受託事業収入、農業
者年金業務委託料、農地中間管理機構特例事業等業務委託金。ないですね。

次が39ページ、40ページは柏田第1期浄化槽負担金、建物災害共済金、全国農業新聞情報
活動交付金、小国堆肥売上、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金、簡水特会閉鎖時引継金、
くまもと間伐材利活用推進事業補助金返還金、県負担金返還金。ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（高村祝次君） 収入の漏れはございませんか。ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（高村祝次君） ほかに質疑漏れはございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（高村祝次君） 質疑漏れがなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

4番（児玉智博君） 私は、認定第1号、令和6年度小国町一般会計歳入歳出決算認定についてに

反対の立場から討論を行います。

世界経済が厳しい中で今、小国町民の暮らしというのもその影響を大きく受けております。そういうときだからこそ小国町は限られた財源を使っていかに町民の福祉の増進を図るかというのが、それは小国町のみならずやはり地方自治体が最優先で考えるべきことだというふうに思います。そうした中で小国町はこの決算においても大きな開発事業というのが鍋ヶ滝バイパスを始めとして行われております。私はそうしたものについて投資的な経費よりもまずは町民の暮らし、少子化をどうしていくか、そういったところに優先的に予算を振り向けるべきだということで予算にも反対しているところでもあります。またもう一言申し添えておきたいのが小国町観光パンフレット作成業務委託ということで、もともと小国町の地域おこし協力隊だった方の会社に279万9千500円で委託をしているところでもあります。考えてみますと長寿命化対策、農家が集落単位でグループを作って農道であったりあるいは水路などの維持管理なんかをしていくための国の補助金がございます。もともとは自分たちで材料を購入してそうしたところの修繕をしてもよかったです、今は業者へ委託をするということになっていくように思います。そうした場合ほとんどが大体数十万円ぐらいの工事費用なのですが、役場は3者以上から見積りを取るようなという指導をしているわけです。「建設会社がもう機械を持って来ているから、あそこに頼んだら早いしいちいちよそから持って来るよりも安い値段でできるから、そんな見積りをしないでいいではないか」と言ってもそれはするよということ、住民に対しては相見積もりを求めているわけです。それを一方で農地水の一つの工事費用の10倍の値段の委託契約を町は1者の随意契約でやるというのは、住民の方たちに一体どういうふうの説明をなさるおつもりなのでしょうか。入札についてもいろいろあります。ただ金額だけの競争入札もあればプロポーザル方式の入札というのも実際小国町もそういった実績があるわけです。いろいろデジタル版とかそういう理由があるのであればプロポーザル方式で入札を行ってもよかったです。ただ安いだけではなくて完成品の出来具合が大事だということであればそういう方法もあるにもかかわらず一者随意契約、約300万円の契約をやるというのは私はやはり財政、民主主義の観点等々からもふさわしくないのではないかと思いますので、以後そういった事務手続を踏んでいくことについてはそれは随意契約のほうが手続等々は煩雑さもないので楽なのかもしれませんが、そうではなく誰が見ても疑いを持たれないようにしていかなれることを望みまして討論を終わります。

委員長（高村祝次君） ほかに討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（高村祝次君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

認定第1号 令和6年度小国町一般会計歳入歳出決算認定について、認定すべきとすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

委員長（高村祝次君） 挙手多数であります。

よって、認定第1号は認定すべきとされました。

次に、認定第5号、認定第6号、認定第7号については、一括して議題といたします。

執行部より説明があればお願いします。なお、9日の本会議で各所管に属する特別会計の決算についての説明は受けておりますので、それ以外で説明があればお願いします。併せて資料等があれば配付をお願いいたします。

建設課長（谷口正浩君） 追加等の説明はございません。御審議よろしくをお願いいたします。

委員長（高村祝次君） これより認定第5号から認定第7号について質疑に入ります。

なお、企業会計は歳入歳出、一括して質疑を行います。

まず、水道事業会計利益の処分及び決算について質疑はございませんか。

4番（児玉智博君） 小国町の水道事業では今、水源地は全部で何か所あるか教えてください。

上下水道係長（秋吉佑亮君） 4月に上下水道係長を拝命しました秋吉です。よろしく申し上げます。

小国町の水源地についてお答えいたします。小国町の水源地は13か所でございます。

以上です。

4番（児玉智博君） それぞれの水源地ごとの本管の長さ、それから給水人口を教えてください。

上下水道係長（秋吉佑亮君） 各水源地からのものにつきましては、資料今手元にはございませんので後ほど回答させていただきます。

以上です。

4番（児玉智博君） それとまた後ほど併せて小国町は本管の耐震管への布設替えというのは大分終わっているのではなかろうかと思いますが、それが何%ぐらいか教えてください。

上下水道係長（秋吉佑亮君） はい、後ほどお答えいたします。各水源地ごとではなくて全ての数でしたら今。

4番（児玉智博君） 全部で何%か。

上下水道係長（秋吉佑亮君） お答えいたします。現在の耐震化率につきましては18.4%でございます。

以上です。

4番（児玉智博君） これも道路の舗装替えとちょっと重なる部分ではあるのですが、この18.4%というものを将来的には大体どれぐらいまでもっていくか。その計画等々はやっているのか、やっていないのであれば初日の本会議で補正予算を通してはいますが、そこで検討がなされるのかをお願いします。

上下水道係長（秋吉佑亮君） 耐震化率の目標というところでは正確な数値は出てないのですけれども、本管の主な管につきましては優先的にさせていただいて末端の給水人口の少ないようなところにつきましては、どうしても予算の関係で後回しというか耐用年数経過したとしても耐震ではない管になる可能性もございます。

以上です。

4番（児玉智博君） そうした計画は今度の補正予算で組んだ調査なんかもやっていく中で作成されるのか。それとも、それぞれの地域の人口の推移なんかも見守りながらもうちよつと時間をかけて検討されるのか。

上下水道係長（秋吉佑亮君） まず計画といたしまして、耐震化率というよりも耐用年数の経過こちらのほうを主に見ております。そして金額毎年8千万円前後で更新をしていけたらというところがございます。次回のアセットマネジメントの中でも毎年どのくらい更新するか。将来15年先ぐらいの話になりますので、そこまでにどこまでやるかというところは入れていきたいと思えます。

以上です。

委員長（高村祝次君） ほかに質疑漏れはございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（高村祝次君） 次に、簡易水道事業会計利益の処分及び決算の認定について質疑に入ります。質疑ございませんか。

4番（児玉智博君） 簡易水道に関しましては、水道検針なんかも各地区の人が担っているかと思いますが、そういった人たちが地域できなくなっているとかそういう相談とかは今あるのでしょうか。

上下水道係長（秋吉佑亮君） 簡易水道杖立地区に関しましては観光協会に維持管理ということで一括で委託をしておりますので、杖立に関しましてはできないという相談はございません。ただちょっと話はずれますけれども上水の旧簡水地区もともと冠水であったところにつきましては、一部そういった相談もございます。そのような点につきましては上水の検針員、地区の検針ではなく上水の検針で可能な限り対応はさせていただいております。

以上です。

委員長（高村祝次君） ほかにございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（高村祝次君） なければ、次に下水道事業会計利益の処分及び決算について質疑いたします。質疑ございませんか。

副委員長（松本明雄君） 下水道はこの前説明いただきましたが、加入率は田原は100%でほかの地域も少しずつ上がってきますので今後ともよろしくお願ひしたいと思います。それで年間の

維持費です。相当かかっていますけど大体どのくらいかかるのか教えていただきたいと思います。上下水道係長（秋吉佑亮君） 年間のその維持管理費というところなのですけれども決算書の21ページを御覧いただきたいと思います。維持管理費につきましては、ポンプ場、各地区にあるマンホールポンプです。それとそれが最終的に汚水が行く処理場というところの経費が維持管理費、実際の毎年出ていく分になっております。すみませんちょっと計算させてください。

委員長（高村祝次君） ほかに質疑漏れはございませんか。

上下水道係長（秋吉佑亮君） 先ほどの維持管理料についてお答えさせていただきます。今ちょっと計算したところで2千700万円程度全地区でなっております。

以上です。

委員長（高村祝次君） ほかに質疑漏れはございませんか。

4番（児玉智博君） 3地区、農業集落排水が整備されている地域がありますけれども、それぞれの処理能力というのが何世帯分ぐらいあって、それで現在実際に加入しているのが何世帯になるか教えてください。

上下水道係長（秋吉佑亮君） すみません、処理能力につきまして今ちょっと資料が手元にございませんで後ほど申し上げます。

実際に加入している人数です。まず田原につきましては令和6年度112名40世帯、西里地区におきましては142世帯の334人、黒淵地区におきましては人口が664名です。

以上です。

4番（児玉智博君） 世帯数は。

上下水道係長（秋吉佑亮君） 申し訳ございません。西里と黒淵は水洗化世帯数のほうが今ちょっと数字はございませんので、田原のみ水洗化世帯40というところで、あと二つは人数だけ報告させていただきます。

以上です。

委員長（高村祝次君） ほかに質疑もれはございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（高村祝次君） 最後にそれぞれの事業会計において、質疑漏れはございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（高村祝次君） 質疑漏れがなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、認定第5号、令和6年度小国町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（高村祝次君） 続いて、認定第6号、令和6年度小国町簡易水道事業会計利益の処分及び

決算の認定について、討論ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

委員長(高村祝次君) 続いて、認定第7号、令和6年度小国町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、討論ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

委員長(高村祝次君) ほかに討論ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

委員長(高村祝次君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。なお、採決においては執行部は最後にお立ちいただきたいと思えます。

委員長(高村祝次君) 認定第5号 令和6年度小国町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、認定すべきとすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長(高村祝次君) 全員挙手であります。

よって、認定第5号は認定すべきとされました。

認定第6号 令和6年度小国町簡易水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、認定すべきとすることに賛成の方は挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長(高村祝次君) 全員挙手であります。

よって、認定第6号は認定すべきとされました。

認定第7号 令和6年度小国町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、認定すべきとすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長(高村祝次君) 全員挙手であります。

よって、認定第7号は認定すべきとされました。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

お諮りいたします。

産業常任委員会に付託されました決算認定は全部終了しました。

よって、本日の令和7年第2回産業常任委員会を閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長(高村祝次君) 異議なしと認めます。

以上で、令和7年第2回産業常任委員会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでした。

(午後 3 時 4 5 分)

小国町議会会議録
令和7年第3回定例会

令和7年9月発行

発行人 小国町議会議長 熊谷博行

編集人 小国町議会事務局長 長 広行

作成 小国町役場議会事務局

小国町役場議会事務局

〒869-2592 阿蘇郡小国町宮原1567-1

電話 (0967) 46-2119